

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和３年５月31日

【計算期間】 第９期（自 令和元年12月１日 至 令和２年11月30日）

【ファンド名】 DIAMケイマン・トラスト - Aspect マネージド・フューチャーズ・
ファンド
(DIAM Cayman Trust - Aspect Managed Futures Fund)

【発行者名】 クイーンズゲート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー・リミ
テッド
(Queensgate Bank and Trust Company Ltd.)

【代表者の役職氏名】 授權された署名者 カルラ・ボッデン
(Karla Bodden, Authorized Signatory)
授權された署名者 シネイド・ワーグナー
(Sinead Wagner, Authorized Signatory)

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1-1202、グランド・ケイマン、ハーバー・プレイ
ス、サウス・チャーチ・ストリート103
(103 South Church Street, Harbour Place, Grand Cayman, KY1-
1202, Cayman Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 栗 林 康 幸

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目２番２号 丸の内三井ビル
シティユーワ法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 齋 藤 崇

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目２番２号 丸の内三井ビル
シティユーワ法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 5500

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

（注）米ドルおよび豪ドルの円貨換算は、令和３年３月末日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の
仲値（１米ドル＝110.71円、１豪ドル＝84.36円）によります。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

DIAMケイマン・トラスト - Aspect マネージド・フューチャーズ・ファンド（以下「**ファンド**」といいます。）は、アンブレラ・ファンドであるDIAMケイマン・トラスト（以下「**トラスト**」といいます。）のシリーズ・トラストです。なお、アンブレラとは、１つの投資信託を傘と見立て、その傘の下で一または複数の投資信託（シリーズ・トラスト）を設定できる仕組みのものを指します。異なるシリーズ・トラスト間の乗換えはできません。シリーズ・トラストは一ないし複数のクラスで構成されます。

信託金の限度額は、定められていません。

ファンドの機能通貨は米ドルです。ファンドの純資産価額は機能通貨である米ドルにより計算されますが、各クラスの受益証券の一口当たり純資産価格は、それぞれの該当するクラス建通貨により表示されます。

トラストは、2011年6月29日に受託銀行と管理会社との間で締結された信託証書（2015年7月1日付変更証書により変更済、あわせて以下「**基本信託証書**」といいます。）により、ケイマン諸島法に基づき設定された、オープン・エンド型アンブレラ型ユニット・トラストで、別個のポートフォリオまたはシリーズ・トラストがトラストにおいて設定および設立され、各シリーズ・トラストに、当該シリーズ・トラストに帰属する資産および負債が割り当てられます。各シリーズ・トラストに限定的に関連する個々のクラスの受益証券が発行されます。

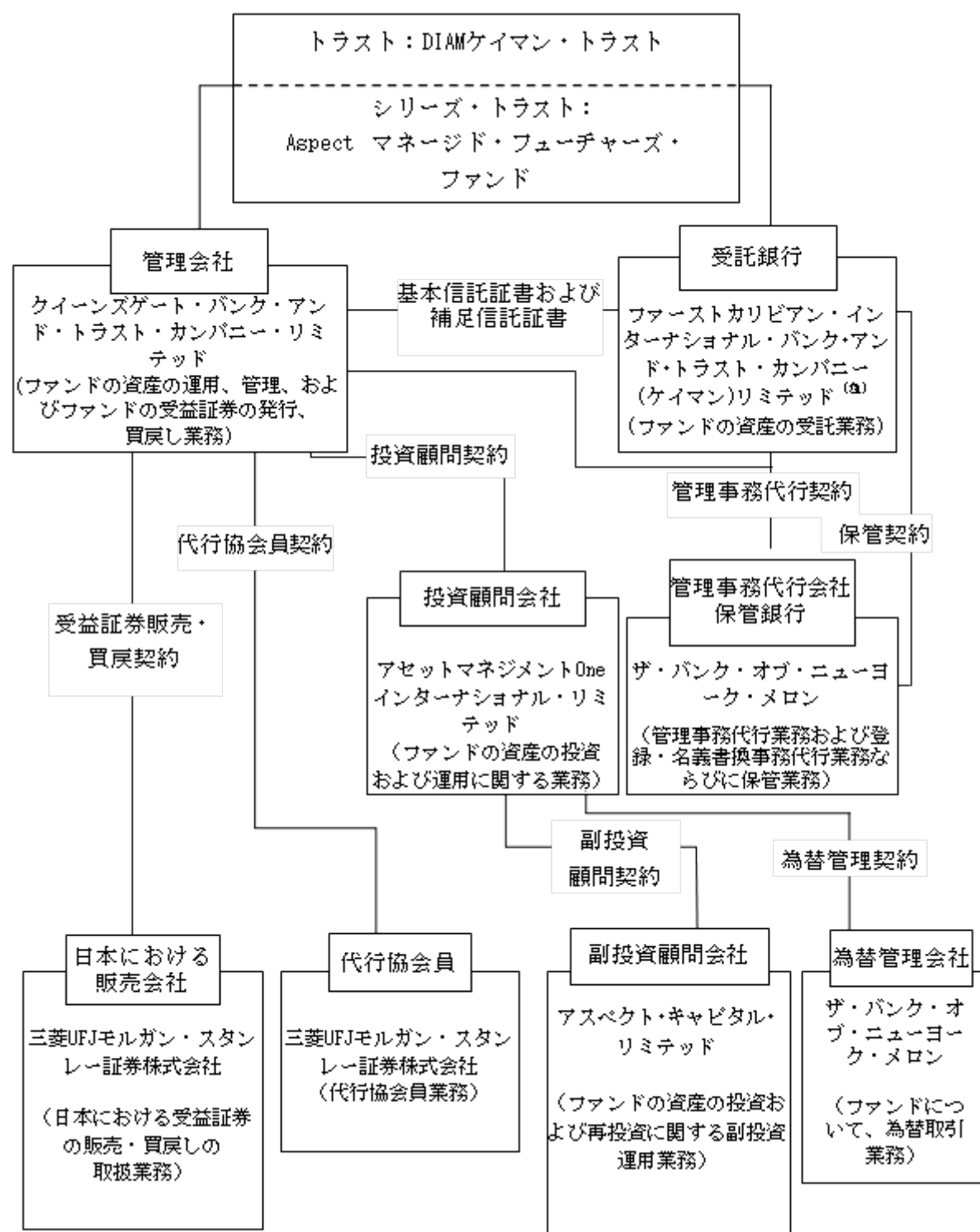
ファンドの投資目的は、厳密なリスク管理体制内で、従来の株式債券市場の全般的な変動に左右されずに、中期的な信託財産の成長を図ることです。

（２）【ファンドの沿革】

1990年6月22日	管理会社の設立
2011年6月29日	基本信託証書締結
2012年1月27日	ファンドに係る補足信託証書締結
2012年2月20日	日本における受益証券の販売開始
2012年3月16日	運用開始（設定日）
2015年7月1日	トラストに係る変更証書締結

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



(注) 2020年11月23日付で、CIBC バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッドは、その商号をファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッドに変更しました。以下同じです。

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の 役割	契約等の概要
クイーンズゲート・バンク・アンド・ トラスト・カンパニー・リミテッド (Queensgate Bank and Trust Company Ltd.)	管理会社	2011年6月29日付で基本信託証書（2015年7月1日付変更証書により変更済）および2012年1月27日付で補足信託証書を受託銀行と締結。同契約は、ファンド資産の運用、管理、保管およびファンドの受益証券の発行、買戻しならびにファンドの終了について規定しています。
ファーストカリビアン・インターナ ショナル・バンク・アンド・トラス ト・カンパニー（ケイマン）リミテッ ド (FirstCaribbean International Bank and Trust Company (Cayman) Limited)	受託銀行	2011年6月29日付で基本信託証書（2015年7月1日付変更証書により変更済）および2012年1月27日付で補足信託証書を管理会社と締結。
ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メ ロン (The Bank of New York Mellon)	管理事務代行会社 保管銀行 為替管理会社	2012年1月27日に管理会社および受託銀行との間で管理事務代行契約（注1）を締結。同契約は、ファンドの管理事務代行業務および登録・名義書換事務代行業務について規定しています。また、2012年1月27日に受託銀行との間で保管契約（注2）を締結。同契約は、ファンドに対する保管業務について規定しています。 2012年1月27日付で投資顧問会社との間で、為替管理契約（注3）を締結。同契約は、ファンドの為替取引業務について規定しています。
アセットマネジメントOne インターナ ショナル・リミテッド (Asset Management One International Ltd.)	投資顧問会社	2012年1月27日付で管理会社との間で投資顧問契約（注4）を締結。ファンドの資産の投資および運用に関する業務について規定しています。
アспект・キャピタル・リミテッド (Aspect Capital Limited)	副投資顧問会社	2012年1月27日付で管理会社および投資顧問会社との間で、副投資顧問契約（2018年4月4日付変更契約により変更済）（注5）を締結。同契約は、ファンドの資産の投資および再投資に関する副投資運用業務について規定しています。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	2012年1月27日付で管理会社との間で代行協会員契約（2016年4月22日付変更契約により変更済）（注6）を締結。代行協会員業務について規定しています。また、2012年1月27日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（注7）を締結。日本における受益証券の販売・買戻しの取扱業務について規定しています。
-----------------------	---------------------	---

- （注1）管理事務代行契約とは、管理会社および受託銀行によって任命された管理事務代行会社が計算および評価ならびにその他の管理事務代行業務および登録・名義書換事務代行業務をファンドに提供することを約する契約です。
- （注2）保管契約とは、受託銀行によって任命された保管銀行が、ファンド資産の保管業務等を提供することを約する契約です。
- （注3）為替管理契約とは、為替管理会社が、投資顧問会社の委託を受けて、ファンドについて、為替取引業務を提供することを約する契約です。
- （注4）投資顧問契約とは、管理会社によって任命された投資顧問会社が、ファンド資産の投資および運用に関する業務を提供することを約する契約です。
- （注5）副投資顧問契約とは、副投資顧問会社が、投資顧問会社の委託を受けて、ファンド資産の投資および再投資に関する副投資運用業務を提供することを約する契約です。
- （注6）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、受益証券一口当たり純資産価格の公表、運用報告書（全体版）のホームページにおける提供、および交付運用報告書その他の書類の日本における販売会社への配布等代行協会員業務を提供することを約する契約です。
- （注7）受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を日本の法令・規則および投資信託説明書（目論見書）に準拠して販売することを約する契約です。

管理会社の概況

（ ）設立準拠法

管理会社は、ケイマン諸島において設立された有限責任会社です。

（ ）事業の目的

管理会社の事業の目的は、信託、法人およびヘッジファンドに関して、信託業務ならびに会社事務業務を提供することです。管理会社は、信託免許ならびに信託や基金の顧客に対し銀行業務を提供できるクラス「B」銀行免許に加え、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。）に基づきアドミニストレーター免許を保持しています。

（ ）資本金の額

2021年3月末日現在の資本金の額は、2,000,000米ドル（約2億2,142万円）で、全額払込済です。

管理会社の授權株式総数は、普通株式10,000,000株で、発行済株式数は、普通株式2,000,000株です。

なお、管理会社の純資産の額は、2021年3月末日現在、5,486,115米ドル（約6億737万円）です。

（ ）会社の沿革

1990年6月22日 クイーンズゲート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー・リミテッド（Queensgate Bank & Trust Company Ltd.）として設立

2009年2月6日 クイーンズゲート・トラスト・カンパニー・リミテッド（Queensgate Trust Company Ltd.）に名称変更

2014年1月2日 クイーンズゲート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー・リミテッド（Queensgate Bank and Trust Company Ltd.）に名称変更

（ ）大株主の状況

（2021年3月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
クイーンズゲート・グループ・リミテッド（Queensgate Group Ltd.）	ケイマン諸島、KY1-1202、グランド・ケイマン、ハーバー・プレイス、サウス・チャーチ・ストリート103	2,000,000株	100%

（４）【ファンドに係る法制度の概要】

トラストは、受託銀行と管理会社の間で締結された基本信託証書により設定されたオープン・エンド型のアンブレラ・ユニット・トラストです。トラストは、アンブレラ・ユニット・トラストとして設立されています。別個のポートフォリオまたはシリーズ・トラストがトラストにおいて設定および設立され、各シリーズ・トラストに、当該シリーズ・トラストに帰属する資産および負債が充当されます。各シリーズ・トラストに限定的に関連する個々のクラスの受益証券が発行されます。受託銀行および管理会社は、基本信託証書および2012年1月27日に受託銀行と管理会社の間で締結された補足信託証書（以下「**補足信託証書**」といい、基本信託証書とあわせて以下「**信託証書**」といいます。）に基づきAspect マネージド・フューチャーズ・ファンドをシリーズ・トラストとして設定および設立しています。

信託証書はケイマン諸島法に準拠します。Aspect マネージド・フューチャーズ・ファンドの受益証券の保有者（以下「**受益者**」といいます。）は信託証書の条項に規定される便益を享受する権利を有し、当該条項に拘束され、当該条項の内容を認識しているものとみなされます。

準拠法の名称

トラストには、ケイマン諸島の信託法（改正済）（以下「**信託法**」といいます。）が適用されます。トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法の規制も受けます。

準拠法の内容

信託法

ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国における信託法および信託に関する判例法のほとんどの部分を採用しています。さらに、ケイマン諸島の信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。投資者は、受託銀行に対して資金を払い込み、投資者の利益のために投資顧問会社が運用する間、受託銀行は一般的に保管者としてこれを保持します。各受益者は、ユニット・トラストの資産の持分比率に応じて権利を有します。

受託銀行は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務を負います。その職務、義務および責任の詳細は、信託証書に記載されます。

大部分のユニット・トラストは、また、免税信託として登録申請されます。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除きます。）受益者とし、旨宣言した受託銀行の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出されます。

免税信託の受託銀行は、受託銀行、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができます。

信託は、150年まで存続することができ、場合により、無期限に存続できます。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

ミューチュアル・ファンド法

下記「（６）監督官庁の概要」の記載をご参照ください。

一般投資家向け投資信託（日本）規則（改正済）

一般投資家向け投資信託（日本）規則（改正済）（以下「ミューチュアル・ファンド（日本）規則」といいます。）は、日本で公衆に向けて販売されるケイマン諸島一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものです。

ミューチュアル・ファンド（日本）規則において、新規の一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」といいます。）に対して投資信託免許の申請を求められます。投資信託免許は、CIMAが適当とみなす条件に従って発行されます。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は、ミューチュアル・ファンド（日本）規則に従って事業を行わねばなりません。

ミューチュアル・ファンド（日本）規則は、一般投資家向け投資信託の設立文書に、一般投資家向け投資信託の証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、純資産価額ならびに証券の発行価

格および償還価格の計算方法、一般投資家向け投資信託の証券の発行条件（証券に付随する権利および制限を変更できる条件および状況がある場合は、これを含みます。）、証券の譲渡もしくは転換の条件、証券の買戻し、または買戻しの中止の条件、監査人の任命に関する条項を入れることを義務づけています。

ミューチュアル・ファンド（日本）規則は、一般投資家向け投資信託が、ミューチュアル・ファンド法に従ってCIMAが承認する管理事務代行会社を任命し、維持することを義務づけています。管理事務代行会社を変更しようとするときは、CIMA、当該一般投資家向け投資信託の投資家およびその他のサービス提供者に変更の1ヶ月前までに書面で通知しなければなりません。一般投資家向け投資信託は、CIMAの事前承認を得ずに管理事務代行会社を変更することはできません。

さらに、管理事務代行会社は、投資家名簿の写しを維持し、通常の営業時間中に投資家の閲覧に供しなければならない、一般投資家向け投資信託証券の直近の発行価格、償還価格および買戻価格を請求に応じて無料で提供しなければなりません。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、犯罪収益に関する法律の第5(2)(a)条に従って、ケイマン諸島と同等のマナー・ロンダリングおよびテロリズムへの資金供与の防止対策に係る措置を有すると指定された法域（以下「同等の法域」といいます。）またはその他CIMAが承認する法域の規制下にある保管会社（またはブライム・ブローカー）を任命し、維持しなければなりません。一般投資家向け投資信託は、保管会社を変更する場合、CIMA、投資家およびその他のサービス提供者に変更の1ヶ月前までに書面で通知しなければなりません。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、同等の法域またはその他CIMAが承認する法域において設立されたか、事業を合法的に営む投資顧問会社を任命し、維持しなければなりません。投資顧問会社の変更は、CIMA、投資家およびその他のサービス提供者に変更の1ヶ月前までに通知しなければなりません。さらに、投資顧問会社の取締役変更には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者の事前承認が必要とされます。運営者は、かかる変更を、変更の1ヶ月前までにCIMAに書面で通知しなければなりません。

一般投資家向け投資信託は、計算期間が終了してから6ヶ月以内に、監査済財務諸表を含む年次報告書を作成しミューチュアル・ファンド法に従い投資家に交付しなければなりません。中間財務諸表は、目論見書において投資家に表明した方法で作成し、交付すれば足ります。

（５）【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

（a）ケイマン諸島金融庁への開示

トラストは、（CIMAが免除する場合を除き）英文目論見書を発行しなければなりません。英文目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者が（トラストに投資するか否かについて）十分な情報に基づく決定をなすために必要なその他の情報を記載し、またミューチュアル・ファンド（日本）規則の要求する情報を記載しなければなりません。英文目論見書は、トラストについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければなりません。

トラストは、CIMAが承認した監査人を選任し、計算期間終了後6ヶ月以内に監査済年次会計書類を提出しなければなりません。監査人は、監査の過程において、トラストに以下の事由があると気づくか、それがあると信ずべき理由があるときは、CIMAに書面で通知する法的義務を負っています。

- ・ 弁済期に債務を履行できないことまたはできないであろうこと。
- ・ 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- ・ 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- ・ 詐欺的または犯罪的な方法で事業を行い、または行おうとしていること。

- ・ ミューチュアル・ファンド法もしくはその下位規則、ケイマン諸島の金融庁法（改正済）、マナー・ロングリング防止規則（改訂済）、または免許投資信託の場合に限り、当該受託銀行の認可条件を遵守せずに事業を行い、または行おうとしていること。

管理事務代行会社は、（a）ファンド資産の一部または全部が英文目論見書に記載された投資目的および投資制限に従って投資されていないこと、または（b）受託銀行もしくは管理会社がその設立文書または英文目論見書に定める規定に従って、ファンドの業務および投資活動を実質的に遂行していないことを認識した場合、かかる認識後速やかに、（i）当該事実を受託銀行に書面で報告し、（ ）当該報告書の写しおよび報告に適用ある詳細をCIMAに提出し、その報告書または適切な概要については、ファンドの次の年次報告書、および次の半期報告書または定期報告書が次の年次報告書に先立ち交付される場合には半期報告書または定期報告書に記載されなければなりません。

管理事務代行会社は、（a）ファンドの募集または償還もしくは買戻しの停止および当該停止理由、ならびに（b）ファンドを清算する意向および当該清算理由について、実務上可能な限り速やかに書面でCIMAに通知しなければなりません。

受託銀行は、各計算期間末の6ヶ月後から20日以内にCIMAにファンドの事業について書面で報告書を提出するか、または提出するよう手配しなければなりません。当該報告書には、ファンドに関する以下の事項を記載しなくてはなりません。

- （a）すべての旧名称を含むファンドの名称
- （b）投資者により保有されている各組入証券の純資産価額
- （c）前報告期間からの純資産価額および各組入証券の変動率
- （d）純資産価額
- （e）当該報告期間の新規募集口数および価額
- （f）当該報告期間の償還または買戻しの口数および価額
- （g）報告期間末における発行済有価証券総数

受託銀行は、（a）受託銀行が知りかつ信ずる限り、ファンドの投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに（b）ファンドが投資者または債権者の利益を損なうような運営をしていないことを確認する旨の受託銀行により署名された宣誓書を、毎年、CIMAに提出するか、または提出するよう手配しなければなりません。

ファンドは、管理事務代行会社の任命について提案された変更を、CIMA、投資者および管理事務代行会社以外の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1ヶ月前に、書面で通知しなければなりません。

ファンドは、保管銀行の任命について提案された変更を、CIMA、投資者および保管銀行以外の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1ヶ月前に、書面で通知しなければなりません。

ファンドは、管理会社について提案された変更を、CIMA、投資者およびその他の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1ヶ月前に、書面で通知しなければなりません。

日本における開示

（a）監督官庁に対する開示

（ ）金融商品取引法上の開示

日本における1億円以上の外国投資信託受益証券の募集または売り出しをする場合、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）（以下「**金融商品取引法**」といいます。）に基づき、受益証券の発行者により有価証券届出書が関東財務局長に提出されていなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができます。

日本における販売会社は、**交付目論見書**（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならぬ目論見書をいいます。）を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、**請求目論見書**（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければ

らない目論見書をいいます。)を交付しなければなりません。外国受益証券の発行者は、その財務状況等を開示するために、各計算期間終了後6ヶ月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3ヶ月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができます。

() 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出

日本において受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。）（以下「**投信法**」といいます。）に従い、ファンドに係る一定の事項が受益証券の発行者により金融庁長官に届け出られていなければなりません。また、受益証券の発行者は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、受益証券の発行者は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

(b) 日本の受益者に対する開示

受益証券の発行者は、信託証書を変更しようとする場合であってその変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に変更の内容および理由等を、書面をもって通知しなければなりません。

受益証券の発行者からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書（全体版）は電磁的方法によりファンドの代行協会員である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社のホームページにおいて提供されます。

(6) 【監督官庁の概要】

トラストは、ミューチュアル・ファンド法に基づく、ミューチュアル・ファンドとして規制されています。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法の遵守の確保について監督および執行する権限を有します。ミューチュアル・ファンド法に基づく規制により、毎年、CIMAに対して一定の事項に係る報告および監査済財務書類を提出することを義務付けています。

規制された投資信託として、CIMAは、いつでも受託銀行にトラストの財務書類の監査を受けさせ、同書類をCIMAが指定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができます。

CIMAの要求に従わない場合、受託銀行は高額な罰金を課されることがあり、CIMAは、裁判所にトラストの清算を請求することができます。

規制された投資信託が、履行期が到来した義務を履行できないかもしくは履行できなくなる可能性がある、投資者もしくは債権者の利益を害する方法で業務を遂行しているもしくは遂行しようとしている、もしくはそうした方法でその業務を自主的に清算している、規制された投資信託がミューチュアル・ファンド・ライセンスの条件に反して業務を遂行しているもしくは遂行しようとしている、または規制された投資信託の監督および管理が適切に行われていないかもしくは規制された投資信託の管理者がその地位に立つものとして適切でないとCIMAが確信した場合、CIMAは、一定の措置を取ることができます。CIMAの権限には、特に受託銀行の交替を要求する権限、ファンドの適切な業務の遂行につき受託銀行に助言を行う者を指名する権限、またはファンドの管理業務を担当する者を指名する権限が含まれます。CIMAは、その他措置の承認を受けるべく裁判所に申請する権限を有するほか、その他の対応策を講じることができます。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

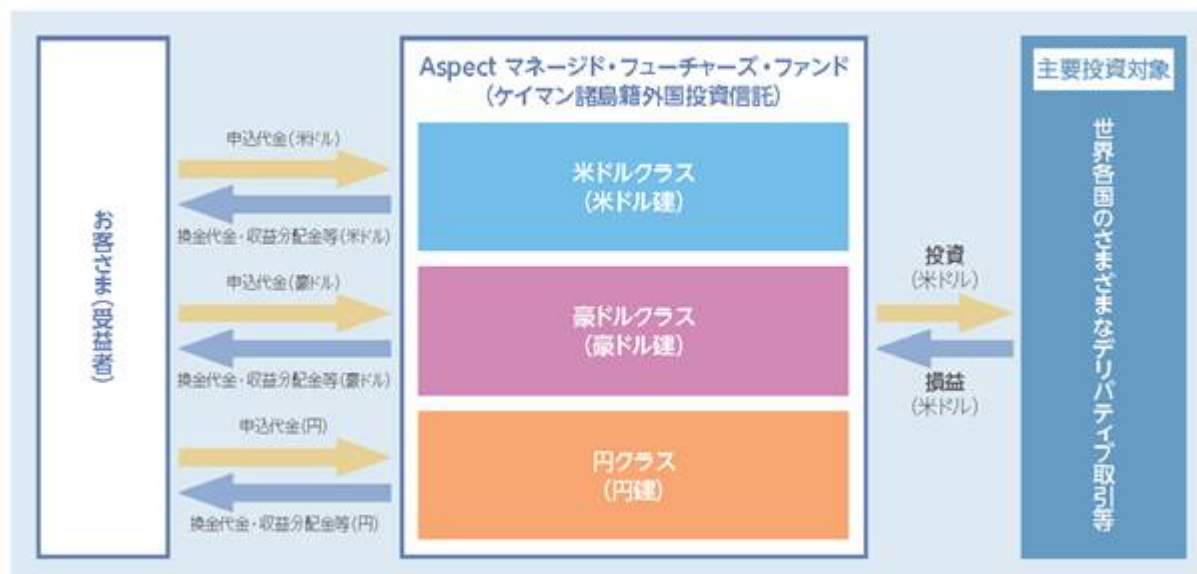
ファンドの特色

- 1 主として、世界各国の債券先物、株価指数先物、金利先物、商品先物、為替予約取引等に分散投資を行い、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行います。
 - アспект・キャピタル・リミテッド(以下、副投資顧問会社)に運用を委託します。
 - 主として市場動向の方向性にそって先物買建て(または売建て)のポジションを構築し、中期的に市場の値動きに左右されずに収益を獲得することをめざします。
 - ポジションの構築にあたっては、投資対象市場の価格データ等をもとにして分析を行う複数の独自計量モデルを活用します。
- 2 お客さまのご投資ニーズに合わせて3つの通貨クラスから選択することができます。
 - 米ドルクラス、豪ドルクラス、円クラスからお選びいただけます。
 - 各通貨クラス(米ドルクラスを除きます。)では、原則として、米ドル売り各通貨クラスの通貨(以下、「取引対象通貨」といいます。)買いの為替取引(*)を行います。

(*) 為替取引とは、保有資産通貨を売り予約し、取引対象通貨を買い予約する契約を結ぶことです。為替取引を行うと実質的に取引対象通貨を保有することと同様の効果があります。
- 3 原則として毎月15日(ファンド営業日^(*)でない場合は翌ファンド営業日)に収益分配を行うことをめざします。
 - 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
 - 分配金額は、分配方針に基づいて投資顧問会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

(*) ファンド営業日とは、東京、ニューヨークおよびロンドンの銀行が営業を行う日(土曜日および日曜日を除きます。)、または投資顧問会社との協議の上、管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいいます。
- 4 原則として毎ファンド営業日にご購入・ご換金のお申込みが可能です。

ファンドの仕組み



※ 投資先ファンドの豪ドルクラスおよび円クラスは、それぞれ豪ドル建て、円建てであるため、投資対象通貨である米ドルと各取引対象通貨間について為替取引を行います。そのため豪ドルクラスおよび円クラスにおいては、為替リスクを軽減する一方で、米ドルと各取引対象通貨の短期金利差相当分の為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)/コスト(金利差相当分の費用)が発生します。

投資目的および投資方針

ファンドの投資目的は、厳密なリスク管理体制内で、従来の株式債券市場の全般的な変動に左右されずに、中期的な信託財産の成長を図ることです。

副投資顧問会社は、システム化され幅広く分散されたグローバルな投資プロセスを採用し、主に派生商品の活用を通じ、多様な金融商品やその他資産（株式、株価指数、債務証券（債券を含みます。）、通貨、金利および商品（エネルギー、金属および農産品を含みます。）を含みますが、これに限定しません。）の市場価格のトレンドを伴う動きを見極め、有効に活用するべく、多様な投資戦略を展開します。副投資顧問会社が投資できる投資対象の詳細については、後記「投資対象」をご参照ください。米ドルクラス受益証券を除く各クラスの受益証券については、クラス為替取引（以下に定義します。）が実行されます。この取引は、該当クラスの受益証券保有者に対し、追加の損益をもたらす場合があります。クラス為替取引の説明は、下記をご参照ください。

為替取引

ファンドは、ファンド資産を米ドル以外の通貨建（以下「**投資通貨**」といいます。）の債券および短期金融商品へ投資することを通じて、為替変動の影響を受ける場合があります。副投資顧問会社は、米ドル以外の通貨建の債券および短期金融商品へ投資する場合、投資通貨を売却し、米ドルを購入する為替取引（以下「**ポートフォリオ為替取引**」といいます。）を行う予定です。かかる取引は、為替リスクを軽減し（ただし、消滅させるものではありません。）、ファンドの資産の全部または一部を、米ドルに対する投資通貨の値下がりから保護することを目的としています。また、副投資顧問会社は、ファンドのため、投資運用から生じる米ドル以外の通貨建ての損益を、米ドルに換金する取引を日常的に実行します。

為替管理会社は以下の為替取引を行います。

投資家は、3つの異なるクラスの受益証券を申し込むことが可能です。米ドルクラス受益証券以外の受益証券の各クラスでは、かかるクラスの保有者の勘定で、米ドルを売却し、当該クラスの取引対象通貨を購入する為替取引（以下「**クラス為替取引**」といいます。）を行います。取引対象通貨の金利が米ドルの金利に比べて低い場合、両金利の差は、かかるクラスにおいてコスト（金利差相当分の費用）になると予定されています。取引対象通貨の金利が米ドルの金利に比べて高い場合、両金利の差は、かかるクラスにおいてプレミアム（金利差相当分の収益）になると予定されています。上記のクラス為替取引を行う目的のために、先物為替予約および／またはその他金融商品を使用することができます。

豪ドルクラス受益証券および円クラス受益証券は、米ドルに対して取引対象通貨である豪ドルまたは日本円でクラス為替取引が行われます。米ドルクラス受益証券については、クラス為替取引は行われません。

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンが、為替管理契約に従い、クラス為替取引を管理し、モニターする為替管理会社に任命されています。同行は、当該為替管理契約においてクラス為替取引に対する裁量権は有しません。投資顧問会社は、為替取引が、投資顧問会社が同意する決定時点においてロイター(Reuters)上で The WM Companyが公表するコルレス直物相場、または投資顧問会社が同意するその他のベンチマークを参照し値付けされ、直物決済用ではない為替取引の先物価格相場および事前同意された為替管理報酬により調整され、値付けが行われるものと想定しています。参照レートが公表されないか、特定の決定時点を過ぎてしまった場合、かかる為替取引の取引相手が見積もる直物相場をベースに、代替の直物の買い呼び値および売り呼び値が採用されます。

ファンドの投資目的が達成される保証はありません。

（２）【投資対象】

管理会社、投資顧問会社、副投資顧問会社および／または為替管理会社（該当する者）は、以下を含むがこれらに限定しない投資商品に投資することができます。

- (i) 国際的な先物契約および先渡し契約（商品先物および通貨先渡しを含みます。）
- (ii) 債券および短期金融商品（リバースレポ取引を含みます。）
- (iii) その他の派生商品

（３）【運用体制】

運用体制の全体像

管理会社は、ファンド資産の投資および運用に関する業務を、投資顧問契約に基づき、投資顧問会社であるアセットマネジメントOne インターナショナル・リミテッドに委託しています。

投資顧問会社は、ファンド資産の投資および運用に関する業務を、副投資顧問契約に基づき、副投資顧問会社であるアспект・キャピタル・リミテッドに委託しています。また、投資顧問会社は、ファンドについて米ドルを売却し、取引対象通貨を購入するクラス為替取引に関する業務を、為替管理契約に基づき、為替管理会社であるザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンに委託しています。

投資顧問会社の運用体制

アセットマネジメントOneグループ（以下「アセットマネジメントOne」といいます。）は、世界5カ所の拠点においてオペレーションを行うグローバルな資産運用会社です。投資顧問会社たるアセットマネジメントOne インターナショナル・リミテッドは、アセットマネジメントOneのロンドン現地法人であり、フロント・オフィス、ミドル・オフィスおよびオペレーションを結ぶ最先端のシステムならびに情報技術を採用しています。アセットマネジメントOneは、常にグローバル規模で連携し、機関投資家市場におけるマーケットリーダーとしての地位の更なる発展と維持を目指しています。世界5カ所の拠点が現地に関する専門的知見に基づき、顧客ニーズに合致するサービスを提供しています。

投資顧問会社では、マネジャークラスおよびキーパーソンたる重要なスタッフの離職率が非常に低く、また、東京本社による100%出資であるため株主構成についても変更の可能性は極めて低いなど、同社の運用プロフェッショナルにとって投資・運用に集中できる安定的な環境が整っております。

チーフ・インベストメント・オフィサー（「CIO」）およびチーフ・オペレーティング・オフィサー（「COO」）が共同議長を務める投資リスクおよびパフォーマンス委員会が、ファンドの投資リスクを特定、パフォーマンスを評価および管理する責任を負います。懸念事項および重要事項については、当委員会の判断により、上位の委員会であるClient and New Business Committeeに報告を上げることがあります。

副投資顧問会社の運用体制

投資顧問会社は、副投資顧問契約に基づいて、副投資顧問会社であるアспект・キャピタル・リミテッドにファンドの資産の投資および再投資を委任しています。副投資顧問会社は、英国ロンドンに拠点を有する、システム運用を行う投資マネジャーです。顧客のポートフォリオのために高品質かつ分散化した収益を生み出すことを目的とし、投資運用にシステム化された定量的アプローチを採用しています。

副投資顧問会社は、リサーチに基づくその定量的収益生成システムの継続的な改善を行い、広範な流動性の高い資産クラスに対する効果的な運用に注力しています。

上記体制は2021年3月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

投資顧問会社は、受託銀行を代理する管理事務代行会社に対し、各分配期間（以下「現分配期間」といいます。）に関して、各クラスの受益証券の保有者に、投資顧問会社が決定した金額を分配するよう指示することができます。かかる金額は、受益証券の該当するクラスに帰属するファンドの収益、実現および未実現のキャ

ピタルゲインならびに／または分配可能な資金から支払われます。さらに、投資顧問会社は、ファンドに係る分配の合理的な水準を維持するために必要であると考える場合、受託銀行を代理する管理事務代行会社に対してファンドの元本から分配金を支払うことを指示することができます。

投資家におかれては、分配支払額が収益を超える場合には、実質的に投資者の当初元本またはキャピタルゲインについての払戻しとなり、結果として元本を取り崩すこととなり得ることにご留意ください。したがって、元本の確保を求める投資者は、ファンドの純資産価額の減少は、資産価値の減少のみならず、分配による投資者に対する元本の払戻しによっても生ずることを考慮することが強く推奨されます。

現分配期間に関する分配は、分配落ち日の直前ファンド営業日（以下「**分配基準日**」といいます。）において受益者名簿にその者の名前で該当するクラスの受益証券が登録されている者に対して行われ、かつ、かかる分配金はすべて、受益証券のクラス建通貨に応じて0.01米ドル、1円または0.01豪ドル未満の端数が切り捨てられます。分配は、分配基準日に宣言されます。疑義を避けるために付言すると、分配基準日（同日を除きます。）より前に受益証券の申込書を送付した受益者は、当該分配基準日において受益者名簿に登録され、したがって、当該分配基準日に終了する現分配期間に関し、分配を受ける資格を有します。分配基準日に受益証券の申込書を送付した受益者は、当該分配基準日において受益者名簿に登録されず、したがって、当該分配基準日に終了する現分配期間に関し、分配を受ける資格を有しません。

分配金は、一般的に、投資顧問会社の決定するところに従い、分配落ち日から起算して7ファンド営業日目に、日本における販売会社に対して支払われます（以下「**分配金支払日**」といいます。）。豪ドルクラス受益証券に関して、分配金支払日がオーストラリア営業日に該当しない場合、分配はオーストラリア営業日である翌ファンド営業日に支払われます。日本における販売会社または販売取扱会社は、必要な支払処理を完了次第、投資者に対して分配金を支払います。

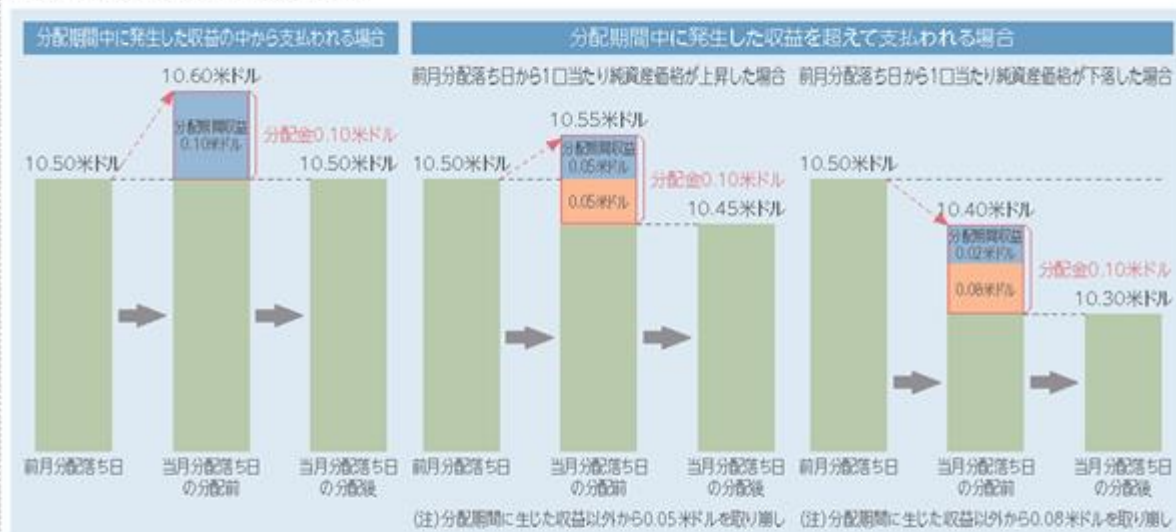
受益証券の各クラスの受益証券に関する分配金の支払いは、完全に投資顧問会社の裁量によります。また、受益証券の各クラスについて、常に分配期間ごとの分配が行われる旨の表明または保証はなされていません。疑義を避けるために付言すると、あるクラスの受益証券に関して分配対象額が少額の場合、分配が行われなかったことがあります。

分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払されると、その金額相当分、1口当たり純資産価格は下がります。



分配金は、分配期間中に発生した収益（投資対象資産から生じる利息および配当による純利益ならびに純実現キャピタル・ゲイン）を超えて支払われる場合があります。その場合、当月分配落ち日の1口当たり純資産価格は前月分配落ち日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。



(注) 分配金は、分配方針に基づき支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や1口当たり純資産価格を示唆するものではありませんのでご注意ください。

上記は、便宜上米ドルによる表示を行っていますが、実際の分配金額や1口当たり純資産価格は、各クラスの表示通貨(米ドル、豪ドルまたは日本円)により表示されます。

投資者のファンドの受益証券の購入価格によっては、以下のとおり、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。この場合、当該元本の一部払戻しに相当する部分も分配金として分配課税の対象となります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より1口当たり純資産価格の値上がりりが小さかった場合も同様です。



（５）【投資制限】

投資制限

管理会社、投資顧問会社、副投資顧問会社および為替管理会社は、ファンドに関して次の投資制限を遵守します。

- （ａ）取引所に上場されておらず、または容易に換金できない投資資産を取得した結果、ファンドが保有するかかる投資資産のすべての総価値が、かかる取得直後において、最新の入手可能な純資産価額の15%を超えることになる場合、かかる投資資産を取得することはできません。
- （ｂ）ある特定の企業の株式を取得した結果、管理会社、投資顧問会社、副投資顧問会社または為替管理会社により運営されるすべての投資ファンドが保有する当該企業の株式総数が、当該企業のすべての発行済株式総数の50%を超えることになる場合、かかる株式を取得することはできません。
- （ｃ）ある特定の企業の株式を取得した結果、ファンドが保有する当該企業の株式総数が、当該企業の発行済株式総数の50%を超えることになる場合、かかる株式を取得することはできません。
- （ｄ）自己取引、またはその取締役の自己勘定との取引を行うことはできません。
- （ｅ）管理会社、またはファンド以外の者の利益を図る取引を行うことはできません。
- （ｆ）ある特定の企業の株式を取得した結果、ファンドおよび管理会社により運営されるすべての投資信託が保有する議決権（投資信託及び投資法人に関する法律第9条第1号に定義するとおりとします。）付の株式総数が、当該企業の議決権付の株式の50%を超えることになる場合、かかる株式を取得することはできません。上記の割合は、かかる資産の取得時に計算される金額または時価で計算される金額として算定することができます。
- （ｇ）ファンドの純資産の15%を超えて、容易に換金できない、私募形式で販売された有価証券、非上場証券または不動産等の非流動性資産に投資を行うことはできません。ただし、日本証券業協会が公表した外国投資信託受益証券の選別基準（随時改正または改訂されます。）の定めるところにより、価格の透明性を確保するために適当な措置が講じられている場合はこの限りではありません。上記の比率は、管理会社の裁量により、当該資産の取得価額または時価として算定することができます。
- （ｈ）結果的にファンドの資産価値の50%を超えて、（i）金融商品取引法第2条第1項で定義される「有価証券」（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされる同項各号に掲げられた権利を除きます。）の定義に該当しない資産、または（ii）かかる有価証券に関する金融商品取引法第28条第8項第6号で定義される「有価証券関連デリバティブ取引」に該当しない資産で構成されることになる場合、いかなる投資資産も購入または追加することができません。
- （ｉ）管理会社またはその他の第三者の利益となる取引で、受益者の保護に欠け、またはファンドの資産の適切な運用を害することになる取引を行うことはできません。
- （ｊ）ファンドの勘定において空売りを行った証券の時価総額が、ファンドの純資産価額を超えることとなる場合、証券の空売りを行うことはできません。
- （ｋ）金融商品取引法第2条第1項第10号に規定する投資信託もしくは外国投資信託の受益証券または金融商品取引法第2条第1項第11号に規定する投資証券、投資法人債券もしくは外国投資証券（マネーマーケットファンドを含みます。）に投資を行うことはできません。
- （ｌ）以下の「借入れ」の項に記載される借入れ方針に従う場合を除き、借入れを行うことはできません。
- （ｍ）日本証券業協会の指針に定める一の者に対する株式等エクスポージャーがファンドの純資産価額の10%を超えることとなる場合には、株式または投資信託証券を保有することはできません（かかる株式等エクスポージャーは、日本証券業協会の指針に従って算定されます。）。
- （ｎ）日本証券業協会の指針に定める一の者に対するデリバティブ等エクスポージャーがファンドの純資産価額の10%を超えることとなる場合には、デリバティブ取引に基づく債権を保有することはできません（かかるデリバティブ等エクスポージャーは、日本証券業協会の指針に従って算定されます。）。（備考：当該取引に担保または証拠金が差し入れられている場合には、当該担保または証拠金の評価額を差し引くことができるものとします。）

（オ）日本証券業協会の指針に定める一の者に対する債券等エクスポージャーがファンドの純資産価額の10%を超えることとなる場合には、有価証券（上記（m）に定める株式または投資信託証券を除きます。）、金銭債権（上記（n）に定めるデリバティブ取引に基づく債権を除きます。）および匿名組合出資持分を保有することはできません（かかる債券等エクスポージャーは、日本証券業協会の指針に従って算定されます。）。

（p）日本証券業協会の指針に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの合計がファンドの純資産価額の20%を超えることとなる場合には、上記（m）ないし（o）に定める有価証券、債権および匿名組合出資持分を保有することはできません。

株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー、デリバティブ等エクスポージャーおよびこれらの合計（以下、それぞれを「**エクスポージャー**」といいます。）のそれぞれが、上記（m）ないし（p）に定める関連する基準比率（以下、それぞれを「**基準比率**」といいます。）を超えることとなった場合には、場合によって、投資顧問会社、副投資顧問会社および為替管理会社（該当する者）は、（i）直ちにその事実を管理会社に通知するものとし、また、（ii）日本証券業協会および投資信託協会の規則に従って、当該基準比率を超えることとなった日から1ヶ月以内にエクスポージャーが関連する基準比率以内となるよう適切な調整を行うものとします。ただし、1ヶ月以内に当該調整を行うことが困難な場合には、投資顧問会社、副投資顧問会社および為替管理会社（該当する者）は、できる限り速やかに当該調整を行うものとします。

特に、投資資産の価格の変動、再建もしくは合併、ファンドの資産からの支払いまたは受益証券の買戻しにより、ファンドに適用される制限のいずれかが超過された場合、管理会社、投資顧問会社、副投資顧問会社および為替管理会社（該当する者）は、直ちに投資資産を売却する義務はありません。ただし、管理会社、投資顧問会社、副投資顧問会社および為替管理会社（該当する者）は、ファンドに適用される制限を遵守するため、違反が確認された後合理的な期間内に、ファンドの受益者の利益を考慮し、合理的に実行可能な措置を講じます。

上記の制限に加え、管理会社、投資顧問会社、副投資顧問会社および為替管理会社（該当する者）は、ファンドの資産で、受益者の利益に反し、またはファンドの資産の適切な運用を阻害する取引を行いません。

上記の投資制限に適用される法律または規則が変更されるまたはその他の方法で差し替えられる場合で、かつ適用される法令に違反することなく投資制限を変更することができると管理会社が判断する場合、管理会社は、受益者の同意を得ることなく（ただし、当該変更または削除について30日前までに受益者に通知が付与されることを条件に）、当該投資制限の一部を適宜、変更または削除する権利を有するものとします。

借入れ

投資顧問会社および/または委託先は、借入総額の残高が純資産価額の10%を超えないことを条件として、ファンドの勘定で資金を借り入れることができます。ただし合併、統合等の場合のような例外的な緊急事態においては、かかる10%制限を一時的に超過することができるものとします。

3【投資リスク】

リスク要因

受益証券の価格は、上昇する場合もあれば下落する場合もあります。ファンドへの投資には、大きなリスクが伴います。投資顧問会社および/またはその委託先は、ファンドの投資目的と投資方針の制約の範囲内で損失の可能性を最小限に抑えるべく策定された投資戦略を実行する予定ですが、かかる戦略が実行されるという保証、または、実行されたとしても成功を収めるという保証はありません。受益証券の流通市場が生まれる可

能性は低い場合、受益者は、買戻しによる方法に限り、保有する受益証券を処分することができます。投資者は、ファンドに対する投資額の全部または大部分を失う可能性があります。したがって、各投資者は、ファンドに投資するリスクを負担することができるか否かを慎重に検討する必要があります。ファンドの純資産価額は投資資産の価格変動および為替変動の影響を受けます。ファンドの保有する投資資産から生じるか、または負担することとなるすべての損益は投資者に帰属します。投資元本は保証されておりません。リスク要因に関する以下の説明は、ファンドへの投資に伴うリスクを完全に網羅することを意図したものではありません。

ファンドに投資するリスクには、以下が含まれます。

先物

先物価格は変動することがあります。先物取引に通常必要とされる証拠金は少額であるため、先物取引勘定には極めて大きなレバレッジがかかっています。その結果として、先物契約における小さな値動きによって投資者が大きな損失を被ることがあります。先物取引の結果、投資額を超える損失を被ることがあります。

先物取引は、流動性に欠けることがあります。一部の取引所は、特定の先物について一日の取引中の価格の変動幅が一定の制限を超える取引を許可していないため、投資顧問会社および/または委託先は、不利なポジションを迅速に清算できなくなり、ファンドが多額の損失を被ることがあります。また一部の法域の取引所および規制当局は、特定の先物について、個人またはグループが保有し、または支配することのできる先物ポジションの数に投機的ポジションの制限を課しています。投機的ポジション制限を遵守するために、ファンドの独立した先物ポジションを、投資顧問会社もしくはその委託先または投資顧問会社の自己勘定のもしくはその委託先が所有あるいは支配するすべての先物ポジションと合計することが求められることがあります。その結果、投資顧問会社および/または委託先は、特定の先物の先物ポジションを取ることができないか、またはファンドの勘定において特定の先物のポジションを清算せざるを得なくなる可能性があります。

派生商品

副投資顧問会社は、国際的な先物契約および先渡契約を含みますが、これらに限定しない広範な派生商品を活用することができます。

派生商品には、評価額が一または複数の原証券、通貨、商品、金融ベンチマークまたは金融指数にリンクした商品および契約が含まれます。派生商品によって投資者は、原資産に投資する場合に比べてごくわずかなコスト負担で特定の証券、金融ベンチマークまたは金融指数の値動きをヘッジし、またはかかる値動きについて投機的取引を行うことができます。派生商品の価値は、原資産の価格変動に大きく依存しています。したがって、原資産の取引に伴うリスクは、多くの場合、派生商品取引にも当てはまります。なお、先物取引および先渡取引を含む派生商品等の買建て・売建てによる運用を行うため、投資対象市場の上昇が必ずしも収益の要因となるわけではありません。その他にも派生商品取引には数多くのリスクがあります。一例として、派生商品では取引を実行する際に支払い、または預託する金銭に対し市場のエクスポージャーが極めて大きい場合が多いため、比較的小規模の不利な市場変動によって、投資全額を失うばかりでなく、ファンドがその金額を上回る損失を被ることがあります。さらに、副投資顧問会社がファンドの勘定のために取得を希望する派生商品を、満足できる条件で特定の時点において取得できるという保証はなく、そもそも取得できるかも保証されていません。

ファンドの証拠金取引口座を担保するためにブローカーに差し入れた証券の価値が目減りした場合、ファンドには追証が発生し、ブローカーに追加の資金を預託するか、または目減り分を補填するために担保として差し入れた証券の換金を強いられることがあります。ファンドの資産価値が急落した場合、副投資顧問会社は、ファンドの証拠金債務の支払いに十分な資産を迅速に換金できない可能性があります。

加えて、副投資顧問会社は、ファンドの勘定で、店頭取引による先渡契約およびオプション契約を締結することができます。このような契約の活用に伴うリスクは、後記「先渡予約および為替取引」ならびに「店頭取引における規制の欠如およびカウンターパーティリスク」に概要が記載されています。

為替リスク（外国為替市場と為替取引）

ファンドの資産が米ドル以外の投資通貨建ての投資資産に投資された場合、ファンドは、為替変動の影響を受ける場合があります。米ドル以外の通貨建ての債券および短期金融商品に投資する場合、副投資顧問会社は、為替リスクを軽減するため（ただし、完全に消滅させるものではありません。）、また、投資通貨が米ドルに対して値下がりした場合において、ファンド資産の全部または一部を保護するため、ポートフォリオ為替取引を行う予定です。ポートフォリオ為替取引が行われた場合、投資通貨が米ドルに対して値上がりした場合であっても、受益証券一口当たり純資産価格が対応して値上がりするわけではありません。

外国為替取引が行われる市場は、変動性が極めて大きく、極めて専門的かつ技術的です。かかる市場では、流動性や価格の変動などの重大な変化が極めて短時間、しばしば数分のうちに発生することがあります。外国為替取引のリスクには、為替リスク、金利リスクおよび外国政府が介入する可能性（現地の為替市場、外国投資または特定の外貨取引の規制を通じて）が含まれますが、これらに限定されません。

ファンドの各クラスでは、当該クラスの所有者の勘定で、米ドルを売却し、当該クラスの取引対象通貨を購入するクラス為替取引を行います（米ドルクラス受益証券を除きます。）。

豪ドルクラス受益証券および円クラス受益証券は、米ドルに対して豪ドルおよび日本円でクラス為替取引が行われます。しかし、当該クラス為替取引が為替リスクを完全に排除する保証はなく、かかるクラス受益証券は為替変動の影響を受ける可能性があります。米ドルクラス受益証券については、クラス為替取引は行われません。

取引対象通貨の金利が、米ドルの金利よりも低い場合、これらの金利差は、当該クラスにおいてコスト（金利差相当分の費用）となります。特に、取引対象通貨が新興市場国通貨の場合、当該取引対象通貨による取引は、政府方針の変更または外国投資に関する規制の設定等様々な理由により規制されることがあります。かかる規制に加え、取引対象通貨の需要と供給の変化により、コスト（金利差相当分の費用）は、取引対象通貨と米ドルの金利差に基づいて予測されたコスト（金利差相当分の費用）の水準と大きく異なる場合があります。

受益証券（円クラス受益証券を除きます。）の一口当たり純資産価格がそれぞれのクラス建通貨における一口当たりの購入（申込）価格を下回らない場合であっても、為替変動により円換算ベースで一口当たり純資産価格が一口当たりの購入（申込）価格を下回ることとなる場合には、日本国内の投資者は、円換算ベースで損失を被る可能性があります。

クラス為替取引の成果は、通貨と金利の方向性の動きにかかっています。リスク回避戦略に使用される金融商品の値動きとその対象となるポートフォリオの値動きにおける相関性の度合いは変化することがあります。

為替管理会社は、派生商品（先物取引、先渡取引、オプション取引およびスワップ取引を含みますが、これらに限定しません。）を活用することにより、クラス為替取引を行う場合があります。派生商品の活用に伴うリスクは、上記「派生商品」の項に概要が記載されています。

カウンターパーティリスク

ファンドは、契約の条件に関する紛争（正当な根拠をもって主張されるものとは限られません。）または信用もしくは流動性の問題を理由に取引相手が条件に従って取引を決済しないリスクにさらされ、ファンドが損失を被ることになる場合があります。かかる「カウンターパーティリスク」は、決済を妨げる事由が生じるかもしれない満期の長い契約の場合や、取引が単一もしくは少数グループの取引相手との間で行われた場合に大きくなります。受託銀行、管理会社、投資顧問会社および／または委託先は、ファンドに関して、取引を特定の取引相手に限ることまたは取引の一部もしくは全部を一つの取引相手に集中させることを制限されていません。さらに、管理会社、投資顧問会社および／または委託先は、取引相手の信用度を評価する内部信用評価機能を有していません。受託銀行、管理会社、投資顧問会社および／または委託先が一もしくは複数の取引相手と取引を行う能力、およびかかる取引相手の財務能力について有意かつ独立した評価の欠如により、ファンドが損失を被る可能性が増大する場合があります。

ファンドは、非上場派生商品に関して取引相手の信用リスクにさらされる場合があります。これは、取引所決済機関の履行保証のような整備された取引所において派生商品の取引参加者に適用されるものと同様の保護

が、かかる非上場派生商品の取引には与えられないことによります。非上場派生商品取引の取引相手は、公認取引所ではなく取引に従事する特定の会社または企業であり、よって、受託銀行、管理会社、投資顧問会社および／または委託先がファンドに関してかかる商品の取引相手の支払不能、破産または債務不履行により、ファンドに多額の損失が発生する可能性があります。特に、相手方に預託した証拠金は原則として相手方の一般財産から分別されて管理されませんので、相手方が債務不履行など破綻に陥った場合には預託していた証拠金が返戻されないおそれがあり、これにより損失を被るおそれがあります。受託銀行、管理会社、投資顧問会社および／または委託先は、ファンドに関して、特定の派生商品取引に関する契約に基づく債務不履行に関して契約上の救済を得られることがあります。ただし、当該救済は、提供される担保またはその他の資産が十分でない限り、不十分である可能性があります。

近年、複数の大手金融市場参加者（店頭取引およびブローカー間取引の取引相手を含みます。）が契約上の義務を期日に履行することができなかった、または不履行寸前の状態に陥ったため、金融市場では不確実性が高まり、かつてないほどの政府介入、信用および流動性の収縮、取引および資金調達取決めの早期解約、ならびに支払いおよび受渡の停止および不履行につながっています。かかる混乱は、支払能力のあるプライムブローカーおよびレンダーでさえも、新たな投資案件への融資を渋る、または最近の一般的な条件に比べて著しく不利な条件で融資を行う原因となっています。取引相手が債務不履行に陥らないとの保証はなく、ファンドが結果として取引に基づく損失を被らないとの保証もありません。

新興国市場のリスク

ファンドの勘定で、直接的または間接的に新興国市場への投資が行われることがあります。かかる証券には大きなリスクが伴い、投機的と考える必要があります。リスクには、（a）接收、没収課税、国有化ならびに社会的、政治的および経済的な不安定性のリスクがより大きいこと、（b）現時点において新興国市場の発行体向けの証券市場の規模が小さく、かつ、取引量が少ないか、または皆無であるため、流動性に欠け、価格変動性が大きいこと、（c）国家政策により、国益に影響すると思われる発行体または産業への投資の規制など、投資機会が制限される場合があること、ならびに（d）民間投資または外国投資および私有財産に適用される発達した法的枠組みが存在していないことが含まれます。

流動性リスク（ポートフォリオの流動性）

流動性は、ファンド勘定において適時に投資資産を売却する投資顧問会社および／またはその委託先の能力に関係します。比較的流動性が低い証券市場は、流動性が高い証券市場に比べ変動性が大きい傾向にあります。比較的流動性が低い証券にファンドが投資した場合、投資顧問会社および／またはその委託先は、希望する価格およびタイミングで、ファンドの投資資産を売却する能力が制限されることがあります。先物のポジションは、例えば、一部の取引所が一日当たりの「価格変動幅」または「値幅制限」と称する規制によって特定の先物契約の価格の一日の値幅を制限しているため、流動性を欠く場合があります。特定の先物契約の価格が値幅制限に相当する額まで上昇または下落した場合、トレーダーが制限内で取引をしようとしないう限り、先物のポジションを取ることも清算することもできません。同様の事態が生じた場合、投資顧問会社および／またはその委託先は、不利なポジションを迅速に清算することができない場合があります。ファンドが多額の損失を被る可能性があります。さらに、取引所が特定の契約の取引を停止し、即時の清算および決済を命じ、または特定の契約の取引を清算目的に限定するよう命じる可能性があります。流動性欠如のリスクは、店頭取引においても発生します。店頭取引には、現時点では規制された市場は存在しておらず、買呼値と売呼値を設定するのは店頭取引のディーラーのみです。市場性のない証券への投資には流動性リスクが伴います。さらに、かかる証券は評価が困難であり、また、投資者保護のための規制市場のルールは、発行体には適用されません。

信用リスク（債券に関する信用リスク）

副投資顧問会社は、収益発生を目的として、ファンドの勘定で、債券その他の利付証券に投資します。このため、信用リスクが増大した場合には、ファンドの投資目的が達成されない可能性があります。

発行体の財務状況もしくは景気の悪化あるいはその両方、または金利が予想に反して上昇した場合、発行体の元利金支払能力が損なわれるリスクがあります。

発行体が適切なタイミングでの元利金支払能力に欠ける場合（またはそう考えられる場合）には、ファンド勘定で保有する債券の価格に影響します。流動性のある取引市場がない証券の場合、かかる証券の適正価格を確定できないことがあります。

カントリー・リスク（政治および／または規制リスク）

ファンドの資産の価値は、国際的な政治情勢、政府の政策の変更、税制の改正、外国投資および本国送金の制限、為替変動その他投資先の国々の法規の展開などの不確実性要素によって影響を受ける可能性があります。また、投資が行われる可能性のある一部の国における法的基盤ならびに会計、監査および報告基準では、主要な証券市場で一般に適用されるものと同等の投資者保護または投資者への情報の提供が行われない可能性があります。

ソブリン債

副投資顧問会社は、ファンド勘定で、政府および政府機関が発行した債務証券に投資することができます。政府発行体証券への投資は、重大な経済的および政治的リスクを伴う場合があります。一部の政府発行体証券の保有者は、当該債務に関する再編（リストラクチャリング）および返済期限の変更（リスケジュールリング）計画への参加ならびに発行体への追加貸付の実行を要請される場合があります。政府発行体証券の保有者の利益は、債務再編協定の過程で悪影響を受ける可能性があります。副投資顧問会社がファンド勘定で投資しているソブリン債の発行体が、対外債務の返済において深刻な事態に陥る可能性があります。深刻な事態により、特に、かかる国々は債務の元利金の返済期限の変更および負債の再編を余儀なくされるかもしれません。債務の返済期限の変更および再編に係る協定には、新たなもしくは修正された信用協定を交渉するか、または残存投資元本および未払利息を「ブレイディ債」もしくは類似する証券に転換した上で、利払いについて新たな信用供与を得ることにより、元利金の支払いの減額および返済繰延べを行うことが含まれるかもしれません。

金利リスク

債券価格は、金利の変動に基づき変動することがあります。一般的に、金利の上昇局面では、債券価格は下落する傾向があり、金利の低下局面では、債券価格は上昇する傾向があります。債券価格の変動の程度は、債券の満期および発行条件を含む多くの要因によって決まります。

買戻しの影響

受益者によって大量の受益証券の買戻しが行われる場合、投資顧問会社および／または委託先は、買戻しに必要な資金を調達するために本来望ましいと考えられるよりも早くファンドの投資資産を清算せざるを得なくなる可能性があります。

分配

分配額が収益を超える場合には、実質的に投資者の当初元本またはキャピタルゲインについての払戻しとなり、結果として元本を取り崩すこととなります。したがって、元本の確保を求める投資者は、ファンドの投資資産の価値の減少は、資産価値の減少のみならず、分配による投資者に対する元本の払戻しによっても生ずることを考慮する必要があります。

仲介およびその他の取決め

ポートフォリオ取引を実行するブローカーまたはディーラーを選定する際、投資顧問会社および／または委託先は、競争入札により業者を募集する必要はなく、最も手数料が低廉な業者を探す義務も負いません。投資顧問会社および／または委託先は、リサーチまたはサービスを提供するか、またはそれらの支払いを行うブ

ローカーまたはディーラーに対し、同様の取引について他のブローカーまたはディーラーが請求するよりも高い手数料を支払う場合があります。副投資顧問会社は、ソフト・コミッションの取決めに締結しないことをその方針としています。

決済ブローカーの支払不能リスク

受託銀行、管理会社、投資顧問会社および／または委託先は、ファンドに関して、上場および店頭取引による先物取引、先渡し取引および証券取引の清算および決済を行う複数のブローカーのサービスを利用することができます。適用ある規則および規制により顧客資産に何らかの保護が与えられる場合があるものの、ファンドのブローカーのうちの一家が支払不能に陥った場合、当該ブローカーの下で保有されるファンドの資産がリスクにさらされる可能性があります。

保管リスク

投資顧問会社および／または委託先は、ファンドのために、直接的または間接的に、保管制度および／または決済制度が十分に発達していない市場に投資する場合があります。かかる市場で取引され、かつ、副保管会社の利用が必要となる状況下において副保管会社に委託されたファンドの資産は、一定のリスクにさらされることがあります。かかるリスクには、DVP決済が行われていないこと、実物市場、その結果としての偽造有価証券の流通、コーポレート・アクションに関する情報の不足、有価証券の取得に影響を及ぼす登録手続、法律／財務に関する適切な制度の欠如、および中央預託機関の補償制度／賠償基金の欠如が含まれますがこれらに限られません。

経済状況

その他の経済状況（例えば、インフレ率、産業の状況、競争、技術開発、政治および外交上の事由および動向、税法ならびにその他多くの要因を含みます。）の変化は、ファンドの収益に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。かかる状況は、いずれも投資顧問会社および／または委託先の支配が及びません。ファンドが直接的または間接的にポジションを保有する市場の予想外の変動または流動性によって、ファンドの資産の投資および再投資を管理する投資顧問会社および／または委託先の能力が損なわれ、ファンドが損失のリスクにさらされることがあります。

先渡し予約および為替取引

為替管理会社および副投資顧問会社は、店頭先渡し為替予約を取引することができます。店頭先渡し為替予約は、一般的に、ある指定された通貨を別の通貨と、契約開始時に定められた将来の指定された日に、指定された価格で購入または売却するという契約上の合意に基づいて実行されます。

為替管理会社または副投資顧問会社が店頭先渡し為替予約を行う場合、契約の満期時の対象通貨の引渡しまたは受領は、取引相手に依存することになります。先渡し為替予約または店頭先渡し為替予約の日々の値動きに制限はなく、取引相手は、こうした取引のマーケット・メイクを継続する義務を負いません。過去においても、店頭先渡し為替予約の取引相手が取引の値付けを拒否したり、買呼値と売呼値の間に異常に広いスプレッドがある値付けをした時期がありました。取引相手は、こうした取引の値付けをいつでも拒否することができます。為替管理会社および副投資顧問会社は、ファンドのために、店頭為替先渡し予約取引をする際に、取引相手の信用破綻または取引に関する取引相手の履行不能もしくは履行拒否のリスクにさらされます。取引相手が履行しなかった場合、取引から期待された利益が得られない結果となる場合があります。

店頭取引における規制の欠如およびカウンターパーティリスク

投資顧問会社および／または委託先は、ファンドのために、店頭取引を行います。一般的に、店頭市場は、整備された取引所における取引と比べて政府の規制および監督が行き届いていません。さらに、一部の整備された取引所の参加者に与えられる取引所決済機関の履行保証などの保護の多くが店頭取引には与えられませ

ん。このため、ファンドは、信用や流動性の問題または契約条件に関する紛争を理由に取引相手方が取引を決済しないリスクにさらされます。投資顧問会社および／または委託先が特定の取引相手との間で集中的に取引を行うことについて制限はないため、投資顧問会社および／または委託先がファンドの取引を規制された取引所に限定した場合に比べて、ファンドは、債務不履行による大きな損失リスクにさらされることになります。

ファンドは、支払不能、破産、政府による制限等の原因により取引相手が取引を履行できないリスクにさらされ、その結果、ファンドに多額の損失が発生する危険性があります。こうしたリスクを軽減するため、投資顧問会社および／または委託先は、ファンドの取引を信用力が高いと思われる取引相手に限定するよう試みます。

ポートフォリオ構築期間

ファンドには、募集による購入資金により当初のポートフォリオを構築する期間に、一定のリスクが伴う可能性があります。さらに、この期間には、ファンドの一または複数のポートフォリオの分散投資のレベルが、すでにポートフォリオの構築が完成した場合と比べて低くなるという特別のリスクもあります。投資顧問会社および／または委託先は、ポートフォリオの構築において様々なプロセスを経ることができます。こうしたポートフォリオの構築プロセスは市場の状況にもよるものであり、これらのプロセスが成功するという保証はありません。

将来の規制の変更は予測不能であること

証券市場および派生商品市場には包括的な法律、規則および証拠金要件が適用されます。さらに、米国の証券取引委員会や証券取引所は、市場の緊急事態に際して、例えば投機的ポジション制限の遡及的实施、証拠金の引上げ、一日当たりの値幅制限の設定、取引停止などの特別措置を講じる権限を有します。証券および派生商品の規制は米国内外において急速に変化が進む法律分野であり、政府および司法機関の措置によって変更される場合があります。将来の規制の変更がファンドに及ぼす影響は予測が不可能ですが、重大な悪影響となる可能性があります。

成功報酬平準化の欠如

副投資顧問会社は、後記「4 手数料等及び税金、(3)管理報酬等、(f)副投資顧問報酬」に記載しており、成功報酬を受領する権利を有する場合がありますが、投資顧問会社は、シリーズ会計、平準化調整その他の方法による成功報酬平準化を実施しないことを決定しています。その結果、一部の受益者が、保有する受益証券に対し享受する実際の運用実績に対し、本来の成功報酬額より少額な成功報酬の支払いで済む場合があります。また反対に、一部の受益者が、その保有する受益証券の実際の運用実績に対し、平準化が行われていたならば支払うべき本来の成功報酬額より高額な成功報酬を請求される場合があります。

クラス間の債務

管理会社は、複数のクラスの受益証券を発行することができます。信託証書は、債務がトラストの様々なシリーズ・トラスト、および個々のシリーズ・トラストの受益証券の各クラスに帰属する方法を規定しています（通常、債務は、当該債務が発生した特定のシリーズ・トラストまたは関連するシリーズ・トラストの受益証券のクラスに帰属します。）。各シリーズ・トラストは別個のトラストとして設立されますが、各シリーズ・トラスト内のクラスは別個のトラストではありません。したがって、一または複数の受益証券のクラスの受益者は、当該受益者自らが保有していない受益証券の別のクラスに関連して発生した債務について、当該別クラスに当該債務の弁済に必要な十分な資産がない場合、これを負担するよう強制される場合があります。したがって、一クラスの債務が当該クラスに限定されないリスクが存在し、受益証券の一または複数の別のクラスから支払うことを求められる場合があります。

上記リスク要因は、ファンドに対する投資に伴うリスクを完全に網羅することを意図するものではありません。

リスクに対する管理体制

(1) 投資顧問会社のリスク管理体制

投資顧問会社では、全社規模で適正な企業統治およびリスク管理枠組みを実施することに尽力しています。管理部門から独立したミドル・オフィスが、リスク管理を行い、各ファンドのリスク評価およびパフォーマンスの要因分析を行います。また、ミドル・オフィスは毎月、ファンドの運用実績を分析評価し、その結果をチーフ・オペレーティング・オフィサー（「COO」）およびチーフ・インベストメント・オフィサー（「CIO」）に報告します。

デリバティブ取引等に係る投資制限に関するリスク管理方法について

投資顧問会社は、デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいいます。）等について、投資顧問会社にて定めた合理的な方法として、金融庁告示第59号（「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額および基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」）における「市場リスク相当額」の算出方法を参考に算出した額をVaR（注）方式で計測し、計測した額が信託財産の純資産総額の80%以内となるよう管理します。

（注）VaR（Value at Risk）

市場の動きに対し、一定期間（保有期間）・一定確率（信頼区間）のもとで保有ポートフォリオが被る可能性のある想定最大損失額で、市場リスク量を計測する方法です。VaRの金額は保有期間・信頼区間の設定方法、市場の変動の計測手法（計測モデルと呼びます）によって異なります。

(2) 副投資顧問会社のリスク管理体制

副投資顧問会社のリスク担当ディレクターが同社の各投資プログラム内での適切なリスク管理のシステムティックな実行を監視し、新たなまたは改善された取引戦略に通じるすべての新しいリサーチに関する独立した評価・審査プロセスを管理します。これにはかかるリスク管理の評価が含まれます。リスク担当ディレクターは、同社の投資委員会（「IC」）の議長を務める同社のチーフ・エグゼクティブ・オフィサーに報告します。ICは、チーフ・エグゼクティブ・オフィサー、リサーチ・ディレクターおよびリスク担当ディレクターから構成されます。ICがプログラムのパフォーマンスまたは新たに提案されたリサーチ改善策を評価するために開催される場合には、議論の対象となる投資プログラムのポートフォリオ・マネジャーも出席します。ICは、副投資顧問会社の既存の戦略およびクライアント・ポートフォリオの実施中のモニタリングのほか、新たなまたは進展した取引戦略につながるすべてのリサーチの評価および承認について最終的な責任を負います。実施中のリスク・モニタリングは、独立した市場リスクチームの責任で行われ、市場リスクチームは、法務、コンプライアンスおよびリスク部門の担当ディレクターに報告します。市場リスクチームは、市場リスクをモニターするために自由に使える様々な専用のリスク測定システムを有します。かかるリスクツールは、あらゆるリスク制限上の欠陥の特定および報告を試みます。リスクの報告は、市場リスクチームによって毎日評価されます。

上記体制は、2021年3月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

参考情報

下記のグラフは、ファンドとその他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資1口当たり純資産価格の推移

米ドルクラス



代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

米ドルクラス



豪ドルクラス



豪ドルクラス



円クラス



円クラス



- 分配金再投資1口当たり純資産価格とは、税引前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算した1口当たり純資産価格をいい、実際の1口当たり純資産価格とは異なる場合があります。ただし、米ドルクラスおよび円クラスについては、分配実績がありませんので公表済の1口当たり純資産価格を用いております。
- 2016年4月から2021年3月までの5年間におけるファンドの各月末における分配金再投資1口当たり純資産価格と年間騰落率の推移を表示したものです。

- すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、2016年4月から2021年3月までの5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。

《各資産クラスの指数》

日本株:東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株:MSCIコクサイ・インデックス(米ドルベース、配当込み、為替ヘッジなし)

新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(米ドルベース、配当込み、為替ヘッジなし)

日本国債:Morningstar日本国債指数(円ベース)

先進国債:Morningstarグローバル国債指数(除く日本、米ドルベース)

新興国債:Morningstar新興国ソブリン債指数(米ドルベース)

東証株価指数(TOPIX)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利、ノウハウおよび東証株価指数(TOPIX)の商標または標章に関するすべての権利は東証が有しています。なお、本商品は、東証証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、東証証券取引所は、本商品の発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。

MSCIコクサイ・インデックス(米ドルベース、配当込み、為替ヘッジなし)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(米ドルベース、配当込み、為替ヘッジなし)は、MSCI Inc.が開発した指数でMSCI Inc.の知的財産であり、同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。MSCI Inc.では、かかるデータに基づく投資による損失に一切責任を負いません。

Morningstar日本国債指数(円ベース)は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。

Morningstarグローバル国債指数(除く日本、米ドルベース)は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。

Morningstar新興国ソブリン債指数(米ドルベース)は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

DIAMケイマン・トラスト・Aspect マネー・ジョイント・フューチャーズ・ファンド(以下、「当ファンド」といいます)は、Morningstar, Inc.又はイボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc.の関連会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」といいます)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に当ファンドに投資することの当否、または一般的な内外債券市場の騰落率と連動するMorningstarインデックスの能力について、当ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。当ファンドとの関連においては、クイーンズゲート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー・リミテッド(以下、「管理会社」といいます)とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマップ及びサービス名並びに特定のMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」といいます)の使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが管理会社又は当ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、管理会社又は当ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、当ファンドの基準価額及び設定金額あるいは当ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または当ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与していません。Morningstarグループは、当ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び／又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、錯誤、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、管理会社、当ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

海外における申込手数料

受益証券の申込時において、販売取扱者の受益証券の販売・買戻しの取扱業務の報酬として、申込金額の4.0%（税抜き）を上限とした申込手数料が課されます。

日本国内における申込手数料

受益証券の申込み時において、日本における販売会社または販売取扱会社の受益証券の販売・買戻しの取扱業務の報酬として、申込金額の4.40%（税抜4.0%）を上限とした申込手数料が課されます。

(2)【買戻し手数料】

ありません。

(3)【管理報酬等】

(a) 管理報酬

管理会社は、ファンドに対して提供するファンドの資産の運用、管理およびファンドの受益証券の発行、買戻し業務等の報酬として、ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.01%の報酬を受領する権利を有します（ただし、報酬は、四半期当たり3,750米ドルを最低額とします。）。管理報酬は、毎日発生し、直前の評価日時点の純資産価額に基づき計算され、四半期ごとに後払いで支払われます。

(b) 管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、ファンドに対して提供する、(i)合意された価格決定ソースを用いた日次または定期的な投資ポートフォリオ評価額の算出、(ii)現金および投資ポートフォリオのポジションの調整、(iii)投資ポートフォリオ報告の提供、(iv)帳簿記録の維持、(v)ファンドの報酬および費用の一切の算出（実績および資産ベース）、(vi)総勘定元帳勘定の照合、(vii)日次または定期的な純資産価額の算出および発表、(viii)定期的財務諸表の準備、(ix)年次監査の手配、(x)受益者との連絡、(xi)受益証券の申込みおよ

び買戻請求の処理、(xii)ファンドの主たる記録の維持、(xiii)ファンドの受益証券の分配金、弁護士費用、会計費用その他ファンドの業務提供者に対する報酬費用の支払い、ならびに(xiv)受益者集会への参加を含む、一定の日常業務の報酬として、ファンドの資産から、純資産価額のうち、250百万米ドル未満までの部分に対して年率0.08%の報酬を、250百万米ドル以上500百万米ドル未満の部分に対して年率0.06%の報酬を、500百万米ドル以上の部分に対して年率0.04%の報酬を、受領する権利を有します。管理事務代行報酬最低額は、設定日後9ヶ月目となる日の翌日以降、年間89,000米ドル（それ以前は、最低額より少ない額）とし、毎日発生し、直前の評価日時点の純資産価額に基づき計算され、四半期ごとに後払いで支払われます。更に、管理事務代行会社は、自己が行うサービスに関連して合理的に負担した立替費用の払戻しを受ける権利を有します。

(c) 保管報酬

保管銀行は、ファンドに対して提供する、保管する証券の処理、評価および報告業務（信託および保護預り、資金管理および証券移動ならびに月次評価を含みます。）の報酬として、ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.02%、または、受託銀行と保管銀行が随時合意するその他の報酬を受領する権利を有します。また、保管銀行は、標準的な基準に従い取引手数料を受領する権利も有します。保管報酬は、毎日発生し、直前の評価日時点の純資産価額に基づき計算され、四半期ごとに後払いで支払われます。更に、保管銀行は、自己が行うサービスに関連して合理的に負担した立替費用の払戻しを受ける権利を有します。

(d) 受託報酬

受託銀行は、ファンドに対して基本信託証書に基づき提供するファンドの資産の受託業務の報酬として、ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.01%の報酬を受領する権利を有します（ただし、報酬は、四半期当たり3,750米ドルを最低額とします。）。

受託報酬は、毎日発生し、直前の評価日時点の純資産価額に基づき計算され、四半期ごとに後払いで支払われます。四半期に満たない期間の当該報酬は、実日数に応じて日割り計算されます。更に、受託銀行は、ファンドの資産から、ファンドに関し、信託証書に基づく自己の義務の遂行において適切に負担したすべての立替費用の払戻しを受ける権利を有します。

(e) 投資顧問報酬

投資顧問会社は、管理会社の委託を受けて、ファンドに対して提供する、ファンドの資産の投資および運用に関する業務の報酬として、ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.63%の報酬を受領する権利を有します。投資顧問報酬は、毎日発生し、直前の評価日時点の純資産価額に基づき計算され、四半期ごとに後払いで支払われます。

(f) 副投資顧問報酬

副投資顧問会社は、投資顧問会社の委託を受けて、ファンドに対して提供する、ファンドの資産の投資および再投資に関する副投資運用業務の報酬として、ファンドの資産から、共通ポートフォリオ（副投資顧問会社が運用する米ドル建てポートフォリオをいい、為替管理会社が実行するクラス為替取引の未実現損益を除いた、ファンドの預託財産の全部から構成されます。）の純資産価額に対して年率1.5%の報酬（以下「**副投資顧問報酬**」といいます。）を受領する権利を有します。副投資顧問報酬は、毎日発生し、直前の評価日時点の共通ポートフォリオの純資産価額に基づき計算され、月次の後払いで支払われます。

さらに、副投資顧問会社は、ファンドの資産から、各計算期間末時点の共通ポートフォリオの正味新利益（あれば）の20%相当を月次成功報酬（以下「**成功報酬**」といいます。）として受領する権利を有します。

「**正味新利益**」は、評価日毎に計算され発生し、月次で、かかる計算期間の最終評価日に後払いされるものとし、その額は、(i)当該計算期間中の共通ポートフォリオの正味実現損益に、(ii)当該計算期間の前計算期間末時点から当該計算期間末時点までにおける共通ポートフォリオの正味未実現損益の変動を加え、(iii)当該計算期間中に発生した、共通ポートフォリオの純資産価額の3.25%（年率）を上限とするファンドの費用（受託報酬、管理報酬、管理事務代行報酬、保管報酬、販売報酬、投資顧問報酬および副投資顧問報酬を含みますが、成功報酬は含みません。）分を減額し、さらに、(iv)当該計算期間中に支払われた取引

仲介手数料および取引費用の全額を控除し、(v)直前計算期間末時点の正味新利益が負の数値であった場合（以下「**正味累積損失**」といいます）には、当該正味累積損失額相当を減じた金額とします。

ある評価日において共通ポートフォリオに正味累積損失が生じる場合で、買戻により共通ポートフォリオの純資産価額が減少する場合、正味累積損失は、減少後の共通ポートフォリオの純資産価額を分子とし、当該減少前の共通ポートフォリオの純資産価額を分母とする分数を乗じて減額されます。明確化のために記載しますと、正味累積損失の減額分は、その後の受益証券の申込代金により共通ポートフォリオの純資産価額が増額する場合にも、回復されません。

ある評価日において共通ポートフォリオに正味新利益が生じる場合で、買戻により共通ポートフォリオの純資産価額が減少する場合、正味新利益は、減少後の共通ポートフォリオの純資産価額を分子とし、当該減少前の共通ポートフォリオの純資産価額を分母とする分数を乗じて減額され、成功報酬は、当該減額分の正味新利益について算出され、当該計算期間末に支払われます。明確化のために記載しますと、正味新利益の減額分は、その後の受益証券の申込代金により共通ポートフォリオの純資産価額が増額する場合にも、回復されません。

ある計算期間末において共通ポートフォリオに正味新利益が生じていない場合、成功報酬は支払われません。ただし、計算期間中の評価日において共通ポートフォリオに正味新利益が生じる場合で、かつ共通ポートフォリオの減額が発生した場合、またはその後の計算期間において共通ポートフォリオに正味新利益が生じた場合には、成功報酬が支払われます。成功報酬金額は各計算期間について独立して算出され、支払われた成功報酬金額は、翌計算期間以降の共通ポートフォリオに対して発生する損失額の影響を一切受けないものとします（すなわち、月次報酬額は、以降の損失を理由として払戻しされません）。

本（f）項における「**計算期間**」とは、各暦月をいいますが、当初計算期間は、設定日から設定日が属する暦月の末日までの期間とします。

（g）販売報酬

日本における販売会社は、ファンドに対して提供する、日本における受益証券の販売・買戻しの取扱業務等の販売会社としての業務の報酬として、ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.95%の報酬を受領する権利を有します。販売報酬は、毎日発生し、直前の評価日時点の純資産価額に基づき計算され、四半期ごとに後払いで支払われます。

（h）代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドに対して提供する、受益証券一口当たり純資産価格の公表、運用報告書（全体版）のホームページにおける提供、および交付運用報告書その他の書類の日本における販売会社への配布等の代行協会員としての業務の報酬として、ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.05%の報酬を受領する権利を有します。代行協会員報酬は、毎日発生し、直前の評価日時点の純資産価額に基づき計算され、四半期ごとに後払いで支払われます。更に、代行協会員は、自己が行うサービスに関連して合理的に負担した立替費用の払戻しを受ける権利を有します。

（4）【その他の手数料等】

受託銀行または管理会社は、受託銀行、管理会社またはその他の者が負担した、以下のいずれかの（またはすべての）（ただし、これらに限られません。）特定のシリーズ・トラストの設立、運営、管理および維持に関連する費用を、該当するシリーズ・トラストの信託財産からのみ支払うことまたは支払わせることができます。

（a）英文目論見書に記載されるすべての設立費用ならびに投資資産の登録および回収、投資資産の保有または英文目論見書の権原書類の保管に関連して生じた費用（手数料および費用、発送、移動、その他における紛失に対する権原証書に対する保険費用ならびに書類を安全に保管するために受託銀行の代理人が要した費用を含みます。）、

（b）受託銀行による収益および元本の回収、または課税決定において生じたすべての費用（税金還付または減税を受けるために生じた専門家報酬その他費用を含みます。）、

- (c) シリーズ・トラストにかかる収益もしくは資本の分配あるいは信託財産の保有・取引その他に関し、受託銀行または管理会社に課される（あるいはこれらの者から回収されうる）一切の税金（ただし、信託証書に基づき受益者に対し行われたまたは行われる一切の分配金に課される税金は除き、ある者に対する補償として支払われる金額が税金に関係するものである場合には、それを含みます。）（ただし、受託銀行または管理会社のシリーズ・トラストから受領する収益に対する税金を除きます。）、
- (d) 会計監査人の報酬および費用、
- (e) 法律、監査、評価および会計の費用、仲介手数料、コンピューター・ソフトウェア業務および管理事務報酬（管理事務代行会社の報酬および該当するシリーズ・トラストの運営に際して受託銀行および管理事務代行会社が負担する立替費用を含みます。）、
- (f) 信託証書に基づく受託銀行への払戻し、
- (g) 該当するシリーズ・トラストにおける投資資産の保有または取引により生じる一切の公租公課、
- (h) 補足信託証書の作成および受益者集会の開催のための手数料および費用、
- (i) 信託証書もしくは該当するシリーズ・トラストの設定もしくは終了に基づくまたはそれに関連する印紙税その他税金、
- (j) 該当するシリーズ・トラストに関し、登録機関およびその正当に任命された受任者の報酬および費用、
- (k) シリーズ・トラストの終了に関連して生じる（管理会社により合意された額またはかかる合意がなされず、かつ放棄されていない場合は、その時点における商業レートによる）受託銀行の報酬および費用、ならびに
- (l) シリーズ・トラストに関連する英文目論見書の補遺でより詳細に記載される（またはシリーズ・トラストに関連する契約を参照することにより言及される）その他の費用および報酬。

トラストの設定に関する費用および経費（以下「**トラスト設立費用**」といいます。）は、約187,800米ドルとなりました。トラスト設立費用は、受託銀行および管理会社がその他の方法が適用される旨を決定する場合を除き、トラストの最初の3計算期間内に償却されます。トラスト設立費用は、全額、最初のシリーズ・トラストが負担します。ただし、追加のシリーズ・トラストが当該3年間の経過中に設定および設立された場合、トラスト設立費用は、設立以降の経過期間に基づいて調整を行った上で、純資産価額で按分するか、または、管理会社が決定するその他の方法で、すべてのシリーズ・トラストが負担します。ファンドの設立および受益証券の募集に関連する経費および費用は、187,928.48米ドルとなりました。かかる経費および費用は、管理会社が他の方法の適用を決定しない限り、ファンドの最初の3計算期間で償却されます。さらに、為替管理報酬も、ファンドの資産から支払われます。

(5) 【課税上の取扱い】

(A) 日本

2021年4月1日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- (2) ファンドの分配金は、国内における支払の取扱者（日本における販売会社および販売取扱者は、受領の媒介・取次・代理（業務としてまたは業務に関連して国内においてするものに限る。））をする者に限り、これに該当します）を通じて支払を受ける場合には、公募国内公社債投資信託の分配金と同じ取扱いとなります。なお国外で源泉徴収された外国所得税額がある場合には、当該外国所得税額を分配金の額から控除した金額に源泉徴収税率（次項以降に記載）を乗ずることによって、本邦の源泉徴収税額を算定します。
- (3) 日本の個人受益者についてファンドの分配金、受益証券の譲渡、買戻しおよび償還に基づく損益については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合には、20.315%（所得税15.315%、住民税5%（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率となります。）の税率による源泉徴収の対象となります。なお、確定申告不要を選択することにより、源泉

徴収された税額のみで課税関係を終了することができます。確定申告不要を選択しない場合、租税特別措置法に定める一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含みます。）や上場株式等の配当等との損益通算が可能です。また、一定の場合支払調書が税務署長に提出されます。なお、分配金について配当控除の適用は認められません。

- （４）日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合には、15.315%（所得税および復興特別所得税）、2038年1月1日以後は15%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいいます。）および金融機関等を除きます。）、一定の場合支払調書が税務署長に提出されます。なお、受取配当等の益金不算入の適用は認められません。
- （５）日本の法人受益者が、受益証券を買戻し請求等により譲渡した場合若しくはファンドの償還があった場合には、その損益については法人受益者の益金または損金に算入されます。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- （１）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- （２）ファンドの分配金は、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合には、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。なお国外で源泉徴収された外国所得税額がある場合には、当該外国所得税額を分配金の額から控除した金額に源泉徴収税率（次項以降に記載）を乗ずることによって、本邦の源泉徴収税額を算定します。
- （３）日本の個人受益者についてのファンドの分配金は、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合には、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）、住民税5%（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となります。））の税率による源泉徴収が行われます。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができますが（申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一です。）、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金について、上場株式等の譲渡損失（申告分離課税を選択した場合には繰越損失も含みます。）との損益通算が可能です。なお、配当控除の適用は認められません。

- （４）日本の法人受益者については、ファンドの分配金に対して、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合には、所得税のみ15.315%（復興特別所得税を含みます。）（2038年1月1日以後は15%の税率となります。）の税率による源泉徴収が日本国内で行われます（一定の公共法人等を除きます。）。なお、受取配当等の益金不算入の適用は認められません。
- （５）日本の個人受益者が、受益証券を買戻し請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、源泉徴収選択口座において売買した場合には、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいいます。以下同じ。）に対して、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。一方、源泉徴収選択口座を選択していない場合には、原則として確定申告が必要となります。

譲渡損益は、租税特別措置法に定める一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の他の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

- (6) 日本の法人受益者が、受益証券を買戻し請求等により譲渡した場合、その譲渡損益につき益金または損金に算入されます。
- (7) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5) および(6) と同様の取扱いとなります。
- (8) 日本の個人受益者および法人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書や特定口座年間取引報告書が税務署長に提出されます。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度^(注)の適用対象です。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがあります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認することをお勧めします。

(注) 少額投資非課税制度「愛称：N I S A (ニーサ) 」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアN I S A 」をご利用の場合

N I S A およびジュニアN I S A は、上場株式や公募株式投資信託などにかかる非課税制度です。毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(B) ケイマン諸島

ケイマン諸島の政府は、現行法上、トラスト、ファンドまたは受益者に対して、いかなる所得税、法人税または資本利得税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税も課しません。ケイマン諸島は、ファンドに関して受託銀行に対するまたは受託銀行によるあらゆる支払いに適用される二重課税防止条約をどの国とも締結していません。

トラストは、ケイマン諸島の信託法第81条に従い、トラストの設立日から50年の間、ケイマン諸島で制定された所得、資本資産、資本利得もしくはキャピタルゲインに対する課税または遺産税もしくは相続税と同種の税の課税根拠となる法律のいずれも、トラストを構成する財産もしくはトラストから生じる収益に対して、またはかかる財産もしくは収益に関し、受託銀行もしくは受益者に対して適用されない旨の証明書をケイマン諸島総督から受領済みです。ケイマン諸島において、受益証券の譲渡または買戻しに対し印紙税は課されません。

5【運用状況】

ファンドは、2012年3月16日（設定日）から運用を開始しました。

（注）以下において、金額およびパーセンテージは四捨五入されています。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は単純に該当金額に特定の換算レートに乗じたものであり、必要な場合、四捨五入されています。その結果、同一情報であっても日本円の数字が異なる場合があります。

（１）【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

（2021年3月末日現在）

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
債券	米国	24,094,756.68	68.70
商品先物	米国	527,818.03	1.50
	ドイツ	77,969.70	0.22
	カナダ	64,790.32	0.18
	スウェーデン	29,057.77	0.08
	韓国	25,431.84	0.07
	イタリア	24,742.93	0.07
	オーストラリア	16,373.60	0.05
	日本	10,564.81	0.03
	シンガポール	9,643.49	0.03
	オランダ	8,133.50	0.02
	香港	5,254.18	0.01
	タイ	435.20	0.00
	トルコ	(579.13)	0.00
	英国	(3,069.06)	(0.01)
	マレーシア	(3,147.24)	(0.01)
	南アフリカ	(5,146.98)	(0.01)
	フランス	(9,768.18)	(0.03)
商品先物合計		778,504.78	2.22
ロンドン金属取引所先物	英国	55,298.48	0.16
先渡契約	米国	300,903.38	0.86
	ノルウェー	81,648.90	0.23
	南アフリカ	69,151.08	0.20
	チリ	40,662.05	0.12
	ハンガリー	13,099.51	0.04
	メキシコ	11,954.22	0.03
	韓国	10,876.46	0.03
	英国	6,644.15	0.02
	カナダ	5,379.14	0.02
	チェコ共和国	4,124.19	0.01
	フィリピン	1,024.58	0.00
	欧州経済通貨統合（EMU）	183.80	0.00

	インド	(3,742.76)	(0.01)
	ポーランド	(3,743.81)	(0.01)
	ブラジル	(3,887.33)	(0.01)
	シンガポール	(6,722.03)	(0.02)
	スウェーデン	(7,049.20)	(0.02)
	イスラエル	(7,092.21)	(0.02)
	スイス	(9,431.40)	(0.03)
	インドネシア	(10,630.46)	(0.03)
	ペルー	(11,245.87)	(0.03)
	コロンビア	(15,409.00)	(0.04)
	台湾	(16,895.56)	(0.05)
	タイ	(28,878.98)	(0.08)
	ロシア	(37,717.03)	(0.11)
	オーストラリア	(37,744.61)	(0.11)
	ニュージーランド	(75,678.28)	(0.22)
	日本	(414,609.65)	(1.18)
先渡契約合計		(144,826.72)	(0.41)
小計		24,783,733.22	70.66
現金、預金およびその他の資産（負債控除後）		10,290,759.08	29.34
合計（純資産総額）		35,074,492.30 (約3,883百万円)	100.00

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

（注２）（ ）は、円貨換算額を除き、負の数を示します。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2021年 3 月末日現在)

順位	銘柄	国 / 地域	種類	数量	利率 (%)	満期日	簿価 (総額) (米ドル)	簿価 (単価) (米ドル)	時価 (総額) (米ドル)	時価 (単価) (米ドル)	投資比率 (%)
1	ゼロクーポン債 (米国財務省短期証券 7/29/2021)	米国	債券	4,754,000.00	該当なし	2021/7/29	4,753,674.89	99.99316	4,753,705.35	99.993802	13.55
2	ゼロクーポン債 (米国財務省短期証券 6/24/2021)	米国	債券	4,500,000.00	該当なし	2021/6/24	4,499,144.85	99.98100	4,499,868.74	99.997083	12.83
3	ゼロクーポン債 (米国財務省短期証券 9/23/2021)	米国	債券	3,800,000.00	該当なし	2021/9/23	3,799,311.09	99.98187	3,799,427.38	99.984931	10.83
4	ゼロクーポン債 (米国財務省短期証券 5/6/2021)	米国	債券	3,700,000.00	該当なし	2021/5/6	3,699,944.04	99.99849	3,699,937.06	99.998299	10.55
5	ゼロクーポン債 (米国財務省短期証券 4/29/2021)	米国	債券	2,492,000.00	該当なし	2021/4/29	2,491,868.19	99.99471	2,491,978.20	99.999125	7.10
6	ゼロクーポン債 (米国財務省短期証券 7/22/2021)	米国	債券	2,250,000.00	該当なし	2021/7/22	2,249,692.50	99.98633	2,249,894.99	99.995333	6.41
7	ゼロクーポン債 (米国財務省短期証券 4/22/2021)	米国	債券	1,500,000.00	該当なし	2021/4/22	1,499,933.09	99.99554	1,499,989.07	99.999271	4.28
8	ゼロクーポン債 (米国財務省短期証券 7/15/2021)	米国	債券	1,100,000.00	該当なし	2021/7/15	1,099,943.86	99.99490	1,099,955.89	99.99599	3.14
	(以上)										

(注) 投資有価証券は上記 8 銘柄のみです。

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末および2021年３月末日までの１年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりです。

（米ドルクラス受益証券）

	純資産価額		一口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第１会計年度末 (2012年11月30日)	58,498,377.09	6,476,355,328	8.61	953
第２会計年度末 (2013年11月30日)	21,386,126.53	2,367,658,068	8.08	895
第３会計年度末 (2014年11月30日)	11,237,986.27	1,244,157,460	9.78	1,083
第４会計年度末 (2015年11月30日)	13,610,125.41	1,506,776,984	11.18	1,238
第５会計年度末 (2016年11月30日)	19,482,476.27	2,156,904,948	9.81	1,086
第６会計年度末 (2017年11月30日)	19,026,583.79	2,106,433,091	10.02	1,109
第７会計年度末 (2018年11月30日)	9,604,627.65	1,063,328,327	8.25	913
第８会計年度末 (2019年11月30日)	9,905,860.02	1,096,677,763	9.66	1,069
第９会計年度末 (2020年11月30日)	7,324,017.98	810,842,031	8.62	954
2020年 ４月末日	8,805,484.43	974,855,181	9.60	1,063
５月末日	8,647,750.63	957,392,472	9.43	1,044
６月末日	8,528,406.05	944,179,834	9.25	1,024
７月末日	7,979,475.78	883,407,764	9.31	1,031
８月末日	7,524,175.24	833,001,441	8.85	980
９月末日	7,452,249.97	825,038,594	8.77	971
10月末日	7,401,623.12	819,433,696	8.71	964
11月末日	7,324,017.98	810,842,031	8.62	954
12月末日	10,824,933.76	1,198,428,417	9.29	1,028
2021年 １月末日	10,687,437.03	1,183,206,154	9.17	1,015
２月末日	10,996,176.25	1,217,386,673	9.44	1,045
３月末日	11,388,216.89	1,260,789,492	9.77	1,082

（豪ドルクラス受益証券）

	純資産価額		一口当たり純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
第1会計年度末 (2012年11月30日)	6,844,754.99	577,423,531	8.61	726
第2会計年度末 (2013年11月30日)	1,603,717.88	135,289,640	7.97	672
第3会計年度末 (2014年11月30日)	840,469.91	70,902,042	9.62	812
第4会計年度末 (2015年11月30日)	1,600,105.36	134,984,888	11.07	934
第5会計年度末 (2016年11月30日)	4,131,630.14	348,544,319	9.60	810
第6会計年度末 (2017年11月30日)	2,549,737.03	215,095,816	9.60	810
第7会計年度末 (2018年11月30日)	884,779.90	74,640,032	7.68	648
第8会計年度末 (2019年11月30日)	4,028,086.39	339,809,368	8.67	731
第9会計年度末 (2020年11月30日)	795,108.36	67,075,341	7.46	629
2020年 4月末日	901,556.63	76,055,317	8.46	714
5月末日	884,056.62	74,579,016	8.29	699
6月末日	865,700.26	73,030,474	8.12	685
7月末日	869,058.06	73,313,738	8.15	688
8月末日	824,149.24	69,525,230	7.73	652
9月末日	813,585.01	68,634,031	7.63	644
10月末日	805,775.66	67,975,235	7.56	638
11月末日	795,108.36	67,075,341	7.46	629
12月末日	853,429.61	71,995,322	8.01	676
2021年 1月末日	839,125.52	70,788,629	7.87	664
2月末日	860,548.99	72,595,913	8.07	681
3月末日	888,983.48	74,994,646	8.34	704

（円クラス受益証券）

	純資産価額		一口当たり純資産価格	
	円		円	
第1会計年度末 (2012年11月30日)	4,648,427,171		8,575	
第2会計年度末 (2013年11月30日)	1,609,086,528		8,042	
第3会計年度末 (2014年11月30日)	1,324,471,735		9,743	
第4会計年度末 (2015年11月30日)	2,053,149,317		11,053	
第5会計年度末 (2016年11月30日)	4,631,462,053		9,558	
第6会計年度末 (2017年11月30日)	3,990,566,124		9,618	
第7会計年度末 (2018年11月30日)	2,945,093,193		7,753	
第8会計年度末 (2019年11月30日)	3,445,332,056		8,807	
第9会計年度末 (2020年11月30日)	2,778,776,430		7,745	
2020年 4月末日	3,197,773,664		8,661	
5月末日	3,138,661,974		8,501	
6月末日	3,071,445,276		8,339	
7月末日	3,065,607,584		8,390	
8月末日	2,916,999,171		7,975	
9月末日	2,907,345,094		7,893	
10月末日	2,850,433,909		7,837	
11月末日	2,778,776,430		7,745	
12月末日	2,477,505,707		8,333	
2021年 1月末日	2,398,396,649		8,220	
2月末日	2,467,656,229		8,457	
3月末日	2,548,309,298		8,757	

【分配の推移】

下記会計年度および2021年3月末日までの1年間における各月の分配の推移は、以下のとおりです。

（米ドルクラス受益証券）

分配実績はありません。

（豪ドルクラス受益証券）

	一口当たり分配金	
	豪ドル	円
第 1 会計年度 (2012年 3 月16日 ~ 2012年11月30日)	0.24	20
第 2 会計年度 (2012年12月 1 日 ~ 2013年11月30日)	0.33	28
第 3 会計年度 (2013年12月 1 日 ~ 2014年11月30日)	0.24	20
第 4 会計年度 (2014年12月 1 日 ~ 2015年11月30日)	0.24	20
第 5 会計年度 (2015年12月 1 日 ~ 2016年11月30日)	0.24	20
第 6 会計年度 (2016年12月 1 日 ~ 2017年11月30日)	0.24	20
第 7 会計年度 (2017年12月 1 日 ~ 2018年11月30日)	0.24	20
第 8 会計年度 (2018年12月 1 日 ~ 2019年11月30日)	0.24	20
第 9 会計年度 (2019年12月 1 日 ~ 2020年11月30日)	0.24	20
2020年 4 月15日	0.02	2
2020年 5 月15日	0.02	2
2020年 6 月15日	0.02	2
2020年 7 月15日	0.02	2
2020年 8 月17日	0.02	2
2020年 9 月15日	0.02	2
2020年10月15日	0.02	2
2020年11月16日	0.02	2
2020年12月15日	0.02	2
2021年 1 月15日	0.02	2
2021年 2 月16日	0.02	2
2021年 3 月15日	0.02	2

（円クラス受益証券）

分配実績はありません。

【収益率の推移】

（米ドルクラス受益証券）

	収益率（％）
第 1 会計年度	- 13.90
第 2 会計年度	- 6.16
第 3 会計年度	21.04
第 4 会計年度	14.31
第 5 会計年度	- 12.23
第 6 会計年度	2.06
第 7 会計年度	- 17.62
第 8 会計年度	17.09
第 9 会計年度	- 10.77

（豪ドルクラス受益証券）

	収益率（％）
第 1 会計年度	- 11.50
第 2 会計年度	- 3.60
第 3 会計年度	23.71
第 4 会計年度	17.57
第 5 会計年度	- 11.14
第 6 会計年度	2.57
第 7 会計年度	- 17.52
第 8 会計年度	16.00
第 9 会計年度	- 11.19

（円クラス受益証券）

	収益率（％）
第 1 会計年度	- 14.25
第 2 会計年度	- 6.22
第 3 会計年度	21.16
第 4 会計年度	13.44
第 5 会計年度	- 13.53
第 6 会計年度	0.63
第 7 会計年度	- 19.39
第 8 会計年度	13.59
第 9 会計年度	- 12.06

（注）収益率（％）＝ 100 × （ a - b ） / b

a = 会計年度末の一口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の一口当たり純資産価格（分配落ちの額）

（ただし、第 1 会計年度については、一口当たり当初発行価格（米ドルクラス受益証券については10米ドル、豪ドルクラス受益証券については10豪ドル、円クラス受益証券については10,000円））

<参考情報

純資産価額および1口当たり純資産価格の推移

(注) 1口当たり純資産価格は、分配金落ち後の金額です。

運用開始日(2012年3月16日)～2021年3月末日

米ドルクラス



豪ドルクラス



円クラス



分配の推移(課税前)

(注) 分配金は1口当たりです。

	豪ドルクラス(単位:豪ドル)
2020年11月16日	0.02
2020年12月15日	0.02
2021年1月15日	0.02
2021年2月16日	0.02
2021年3月15日	0.02
直近1年間累計	0.24
設定来累計	2.33

米ドルクラス、円クラスについては、分配実績はありません。

年間収益率の推移(暦年ベース)

米ドルクラス



豪ドルクラス



円クラス



(注)収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末の1口当たり純資産価格(当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当たり純資産価格(分配前の額)

※ 2012年については運用開始日から年末までの収益率(b=当初発行価格(10米ドル、10豪ドルまたは10,000円))、および2021年については年初から2021年3月末日までの収益率を表示しています。

※ 分配金に対する課税は考慮されていません。

※ ファンドにはベンチマークはありません。

(4) 【販売及び買戻しの実績】

各会計年度末における販売および買戻しの実績ならびに各会計年度末における発行済口数は、以下のとおりです。

(米ドルクラス受益証券)

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第 1 会計年度	7,627,488 (7,627,488)	833,234 (833,234)	6,794,254 (6,794,254)
第 2 会計年度	896,714 (896,714)	5,034,416 (5,034,416)	2,656,552 (2,656,552)
第 3 会計年度	51,608 (51,608)	1,558,998 (1,558,998)	1,149,162 (1,149,162)
第 4 会計年度	1,243,682 (1,243,682)	1,175,305 (1,175,305)	1,217,539 (1,217,539)
第 5 会計年度	1,153,757 (1,153,757)	385,834 (385,834)	1,985,462 (1,985,462)
第 6 会計年度	597,304 (597,304)	683,017 (683,017)	1,899,750 (1,899,750)
第 7 会計年度	108,436 (108,436)	843,924 (843,924)	1,164,262 (1,164,262)
第 8 会計年度	0 (0)	138,413 (138,413)	1,025,849 (1,025,849)
第 9 会計年度	360,389 (360,389)	199,294 (199,294)	1,186,944 (1,186,944)

（豪ドルクラス受益証券）

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第 1 会計年度	936,301 (936,301)	141,613 (141,613)	794,688 (794,688)
第 2 会計年度	25,376 (25,376)	618,317 (618,317)	201,747 (201,747)
第 3 会計年度	0 (0)	114,352 (114,352)	87,395 (87,395)
第 4 会計年度	130,471 (130,471)	73,334 (73,334)	144,533 (144,533)
第 5 会計年度	300,297 (300,297)	14,322 (14,322)	430,507 (430,507)
第 6 会計年度	108 (108)	165,129 (165,129)	265,486 (265,486)
第 7 会計年度	137 (137)	150,434 (150,434)	115,189 (115,189)
第 8 会計年度	349,284 (349,284)	14 (14)	464,459 (464,459)
第 9 会計年度	0 (0)	357,871 (357,871)	106,588 (106,588)

（円クラス受益証券）

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第 1 会計年度	596,389 (596,389)	54,271 (54,271)	542,118 (542,118)
第 2 会計年度	59,075 (59,075)	400,473 (400,473)	200,720 (200,720)
第 3 会計年度	24,334 (24,334)	89,120 (89,120)	135,934 (135,934)
第 4 会計年度	161,742 (161,742)	111,046 (111,046)	186,630 (186,630)
第 5 会計年度	409,194 (409,194)	111,248 (111,248)	484,576 (484,576)
第 6 会計年度	73,257 (73,257)	142,920 (142,920)	414,913 (414,913)
第 7 会計年度	71,013 (71,013)	106,074 (106,074)	379,851 (379,851)
第 8 会計年度	143,166 (143,166)	89,714 (89,714)	433,303 (433,303)
第 9 会計年度	34,951 (34,951)	109,450 (109,450)	358,804 (358,804)

（注 1）（ ）内の数字は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数です。

（注 2）第 1 会計年度の販売口数は、当初申込期間に販売された販売口数を含みます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）海外における販売手続等

適格投資者は、以下に記載される場合を除き、各取引日において該当する購入（申込）価格に申込金額の最大4.0%（税抜）の申込手数料を加算した金額で受益証券を申込むことができます。申込手数料がかかる場合、それは販売会社に対して支払われます。

受益証券一口当たりの購入（申込）価格は、取引日に該当する評価日における評価時点で定められる、該当する受益証券のクラスの一口当たり純資産価格とします。

手続き

受益証券の申込者および受益証券の追加の申込みを希望する受益者は、必要事項をすべて記入した申込契約書（管理事務代行会社が、随時請求する申込者の身元を証明する裏付け資料を添付します。）を関連する取引日の直前ファンド営業日の午前9時（ニューヨーク時間）または特定の場合に管理会社が定めるこれより遅い時間までに管理事務代行会社が受領するよう送付しなければなりません。決済代金（必要に応じて申込代金の支払いの原資を証明する裏付け情報を添付します。）は、該当する取引日（当日を除きます。）から4ファンド営業日目または管理会社もしくは管理事務代行会社がその裁量で決定するそれ以後の日（以下「**申込支払日**」といいます。）までに、ファンドの口座に受益証券のクラス建通貨建てで受領されていることを要します。豪ドルクラス受益証券の申込みについて、申込支払日がオーストラリア営業日に該当しない場合、申込代金の支払は、オーストラリア営業日に当たる翌ファンド営業日に支払われるものとします。管理事務代行会社が当該時刻までにかかる申込契約書を受領していない場合、当該申込みは、申込契約書（必要に応じて申込者の身元および申込代金の支払いの原資を証明する裏付け資料を添付します。）を受領した直後の取引日まで持ち越され、その場合、受益証券は、かかる取引日の購入（申込）価格で発行されます。

申込契約書は、ファクシミリにより送信することができますが、その場合、原本を速やかに送付することを条件とします。投資者は、管理会社、受託銀行、販売会社および管理事務代行会社のいずれも、ファクシミリにより送信された申込契約書が受領されないかまたは判読不能であることから生じた損失、および適切に授權された者によるものと考えられる指示の結果として取られた措置に関連して生じた損失について責任を負わないことに留意しなければなりません。

すべての申込代金は、申込者名義の口座から出金されたものでなければなりません。第三者による支払いは認められません。

投資者が管理会社とその他の通貨で支払いを行う取決めをしていない限り、支払いは申し込むクラスの受益証券のクラス建通貨で行わねばなりません。

四捨五入し小数第三位まで計算された受益証券の端数が発行可能です。それより小さい端数に該当する申込代金は、ファンドの利益のために保持されます。

管理会社は、絶対的な裁量により、申込みを拒否することができます。

必要事項をすべて記入した申込書を一旦管理会社が受領した時点で、申込みを取り消すことはできなくなります。管理事務代行会社は、記入済の申込契約書ならびに必要な場合は申込者の身元および申込代金の原資を確認するために請求されたすべての書類を受領した後、申込みを受け付けた申込者に対して所有権の確認書を発行します。かかる所有権の確認書は、通常、該当取引日に発行されます。管理事務代行会社が確認書を交付する前に申込者から追加情報を受領する必要があると判断した場合、管理事務代行会社は、申込者に書面で通知し、必要な情報を請求します。

疑義を避けるため付言すると、申込者の身元および申込代金の支払いの原資を確認するために請求したすべての情報および書類が受領されるまで、受益証券の申込みは処理されず、受益証券は発行されない場合があります。

ます。管理会社が該当する取引日から10ファンド営業日以内に上記の情報および書類を受領しなかった場合、受領した申込代金は、支払元口座に返金されます（利息は付しません。）。

最低申込単位

最低申込単位は、米ドルクラス受益証券については、100米ドル以上0.01米ドル単位または10口以上0.001口単位、豪ドルクラス受益証券については、100豪ドル以上0.01豪ドル単位または10口以上0.001口単位、円クラス受益証券については、10,000円以上1円単位または1口以上0.001口単位とします。

不適格な申込者

受益証券の申込みを行おうとする者は、申込契約書の中で、自己が適格投資者であり、特に適用ある法令に違反することなく受益証券を取得し、保有できることを表明し、保証することを求められます。

ファンドが、本来ならば負うことがないはずの納税義務またはその他の金銭的不利益を被ることになると管理会社が判断する状況下にある者に受益証券を販売または発行することはできません。

受益証券の申込者は、申込契約書の中で、特に、ファンドに投資するリスクを評価するために金融事情に関する知識、専門知識および経験を有すること、ファンドが投資する資産およびかかる資産を保有および／または売買する方法に内在するリスクを認識していること、ならびにファンドへの投資額の全額を失うことを許容できることを表明し、かつ保証しなければなりません。

受益証券の形式

すべての受益証券は、記名式受益証券です。受益者の権利は、受益証券券面ではなくトラストの受益者名簿への記載により証明されます。

停止

管理会社は、下記「3 資産管理等の概要、（1）資産の評価、純資産価額の計算の停止」に定める状況下において受益証券の発行を停止できます。当該停止の期間中、受益証券は発行されません。

（2）日本における販売手続等

日本においては、有価証券届出書「第一部 証券情報、（7）申込期間」に記載される申込期間中の各ファンド営業日に有価証券届出書「第一部 証券情報」に従って取扱いが行われます。

日本における販売会社または販売取扱会社は口座約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申込む旨を記載した申込書を提出します。

受益証券のクラスの一口当たりの購入（申込）価格は、海外約定日の一口当たり純資産価格とし、これに申込金額の4.40%（税抜4.0%）を上限とする申込手数料が加算されます。

申込金額は、円貨またはクラス建通貨で支払うものとします。円貨で支払われた場合におけるクラス建通貨への換算は、国内約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社または販売取扱会社が決定するレートによるものとします（ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が別途取り決める場合を除きます。）。

受益証券の申込みを行う投資者は、国内約定日から起算して4国内営業日目までに、日本における販売会社または販売取扱会社に対して、申込金額を支払います。

申込単位は、米ドルクラス受益証券については、100米ドル以上0.01米ドル単位または10口以上0.001口単位、豪ドルクラス受益証券については、100豪ドル以上0.01豪ドル単位または10口以上0.001口単位、円クラス受益証券については、10,000円以上1円単位または1口以上0.001口単位とします（ただし、日本における販売会社または販売取扱会社は上記と異なる申込単位または申込金額を定めることができます。具体的な申込単位または申込金額については、日本における販売会社または販売取扱会社にお問い合わせください。）。

申込金額は、日本における販売会社によって、保管銀行であるザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンの指定するファンドの口座に、申込支払日に、クラス建通貨で払い込まれます。

金額指定の取得申込みについては、日本における販売会社または販売取扱会社においては、顧客口座毎に買付注文金額を受益証券一口当たり純資産価格で除して算出した口数（小数点第4位以下切捨て）を合計することで買付口数の合計を算出します（ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が別途取り決める場合は除きます。）。一方、登録・名義書換事務代行会社においては、日本における販売会社からの買付注文金額合計額を受益証券一口当たり純資産価格で除し（小数点第4位以下四捨五入）、買付口数の合計を算出します。

日本における販売手続にあたっては、上記「（1）海外における販売手続等」における「不適格な申込者」、「停止」の各記載が適用されます。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社または販売取扱会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合しなくなったときは、受益証券の日本における販売を行うことができません。

2【買戻し手続等】

（1）海外における買戻し手続等

取引日における買戻し

特定の取引日に買戻しを行うには、受益者は管理事務代行会社に対し、該当する取引日の直前ファンド営業日の午前9時（ニューヨーク時間）または特定の場合に管理会社が定めるこれより遅い時間までに買戻請求書を送付しなければなりません。これ以降に受領された買戻請求書は翌取引日に処理されます。いかなる受益者も、管理会社が別途同意する場合を除き、一旦提出した買戻請求書を取り消すことはできません。

いずれの取引日においても、受益者は、0.001口未満の受益証券の買戻しを受けることはできません。

受託銀行、管理会社または管理事務代行会社は、その絶対的裁量により、受益者に対する買戻代金の支払いにかかる法域のマナー・ロンダリング防止規則に違反すると疑われもしくはそう助言を受けた場合、または受託銀行、管理会社もしくは管理事務代行会社が該当法域のマナー・ロンダリング防止規則を遵守するために支払いを拒否する必要がある場合、当該受益者に対する買戻代金の支払いを拒否することがあります。

また、管理会社は、買戻しが他の受益者またはファンドの資産の適切な管理を害すると考えられる場合、かかる買戻請求の全部または一部の受領を拒否することがあります。拒否する場合、該当する受益者に直ちに通知されるものとします。

一口当たりの買戻価格は、関連する取引日に該当する評価日における評価時点で定められる、該当する受益証券のクラスの一口当たり純資産価格とします。

管理事務代行会社は、通常、関連する取引日（当日を除きます。）から4ファンド営業日目（以下「**買戻支払日**」といいます。）に、買戻代金をクラス建通貨建で電信送金により送金します。買戻支払日がオーストラリア営業日に該当しない場合、豪ドルクラス受益証券について、買戻金は、オーストラリア営業日である当該買戻支払日の翌ファンド営業日に支払われるものとします。受益者から支払いに関して適当な指示のない場合、管理事務代行会社は、（その絶対的裁量において）適切と考える方法により買戻代金を受益者に送金することができます。受託銀行、管理会社および管理事務代行会社のいずれも、本手続きから生じた損失につき一切責任を負いません。受益者に対し、関連する取引日から買戻支払日までの期間について、買戻代金に関する利息は支払われません。

買戻しの延期

管理会社は、取引日に買戻しを受けることができる受益証券の総口数を、管理会社が定めるその日における発行済受益証券の一定割合または一定金額に制限することができ、この場合、請求は比例按分的に減じられ、残りの買戻請求分は翌取引日に関して受領された買戻請求に優先して翌取引日に買戻されます（ただし常に、当該日における買戻しが本権限に基づき制限される場合は更なる延期の対象となります。）。

停止

管理会社は、下記「3 資産管理等の概要、（１）資産の評価、純資産価額の計算の停止」に定める状況下において受益証券の買戻しを停止できます。かかる停止期間中は受益証券の買戻しは行われません。

強制的買戻し

受託銀行は、適切と考える書面通知を行うことにより、いつでも受益者が保有する受益証券のすべてまたは一部を買い戻すことができます。当該受益証券は、当該強制買戻日（当該日が評価日でない場合は直前の評価日）の評価時点で決定されるファンドの該当クラスの受益証券一口当たり純資産価格に相当する価格から適用される費用または手数料を差し引いた金額で買い戻されます。

上記の一般性を損なうことなく、受託銀行は、受益証券が、

- （a）受益証券を保有する資格がないため、いずれかの国もしくは政府当局の法律または要件に違反する者で、その結果、ファンド、受託銀行または管理会社に、これらが本来負担することのない納税義務を負担させ、または不利益を与えることになる者、
- （b）適格投資者でない者またはこれらの者を代理してもしくはこれらの者の利益のために受益証券を取得した者、または
- （c）管理会社の判断によれば、ファンド、受託銀行または管理会社に、これらが本来負担することのない納税義務を負担させ、または、法律上、金銭上、規制上または重大な行政上の不利益を与える状況にある者

により直接または実質上、保有されていると知るか、またはそう信じる理由がある場合、（i）当該者に対し、買戻価格で、当該受益証券の保有資格を有する者に対し、当該受益証券を譲渡するよう通知（受託銀行が適切と判断する方法によります。）を行うか、または（ii）当該受益証券の買戻しを書面で要求する権利を有します。通知を受けた者が、かかる通知後14日以内に当該受益証券を譲渡しないか、または受託銀行に対し当該受益証券の買戻請求書を提出しない場合、当該者は、14日の経過をもって、すべての受益証券について買戻しを請求したものとみなされます。

（２）日本における買戻し手続等

日本における受益者は、以下に従い、ファンドの受益証券の買戻しを請求することができます。買戻請求は、該当の日本における販売会社または販売取扱会社に対して行うものとします。

買戻請求は、毎ファンド営業日の午後3時（日本時間）までに日本における販売会社に対して行うものとします。買戻代金の支払いは、円貨またはクラス建通貨により、該当の日本における販売会社または販売取扱会社によって口座約款に従って受益者に対してなされます。買戻代金が円貨で支払われる場合におけるクラス建通貨からの換算は、国内約定日（換金注文の成立を日本における販売会社が確認した日。原則として、換金申込日の翌ファンド営業日の翌国内営業日）における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、該当の日本における販売会社または販売取扱会社が決定するレートによるものとします（ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が別途取り決める場合を除きます。）。

受益証券の買戻しは、0.001口以上0.001口単位とします（ただし、日本における販売会社または販売取扱会社は上記と異なる買戻単位を定めることができます。具体的な買戻単位については、日本における販売会社または販売取扱会社にお問い合わせください。）。

受益証券一口当たりの買戻価格は、日本における販売会社による申込み受付日の翌ファンド営業日における該当する受益証券のクラスの一口当たり純資産価格とします。

日本における販売会社は、国内約定日から起算して4国内営業日目から、買戻代金を支払います。

日本における買戻し手続にあたっては、上記「（１）海外における買戻し手続等」における「買戻しの延期」、「停止」、「強制的買戻し」の各記載が適用されます。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

純資産価額の計算

受託銀行は、各評価日の評価時点におけるファンドの純資産価額およびファンドの各受益証券クラスの一口当たり純資産価格を計算するか、または正当に任命した受任者に計算させます。

機能通貨（米ドル）によるファンドの純資産価額は、ファンドの投資資産、現金およびその他すべての信託財産を構成する資産の価額を確定し、当該信託財産から支払われるまたは払い戻される負債総額を控除することにより計算されます。発行済み受益証券のクラスが1つのみの場合、受益証券の一口当たり純資産価格は、ファンドの純資産価額を発行済みでかつ残存している受益証券の口数で除することにより計算されます。また、受益証券の一口当たり純資産価格は、管理会社が受託銀行との協議により決定し、該当する英文目論見書の補遺に開示される方法で四捨五入されます。

ファンドに複数のクラスの受益証券が発行されている場合、ファンドの純資産価額は、受託銀行（または受託銀行を代理する管理事務代行会社）が決定する合理的な配分方法に基づいてファンドの各クラス間に配分されます。これにより、実質上、特定のクラスに帰属するべきファンドの資産および債務が当該クラスの受益証券の受益者によって実質的に負担され、他の受益証券クラスの受益者によって実質的に負担されないことが確保されます。米ドル以外の通貨建の各クラスに割り当てられるファンドの純資産価額は、ファンドの各評価日において受託銀行（または受託銀行を代理する管理事務代行会社）が決定する為替レートで、ファンドのかかるクラスの表示通貨に換算されます。ファンドの各クラスの一口当たり純資産価格は、該当クラスに帰属するべき部分（必要な通貨換算後）を当該受益証券クラスの発行済みでかつ残存している口数で除すことにより算出されます。当該クラスの一口当たり純資産価格は、管理会社が決定し、ファンドの英文目論見書の補遺に開示される方法で四捨五入されます。

受託銀行（またはその受任者）は、ファンドの純資産価額およびファンドの各クラスの受益証券の一口当たり純資産価格を決定する際、以下の評価方針および手順に従います。

ファンドの資産は、以下を含むものとみなされます。

- （a）すべての手元現金、預金またはコール現金（これらに対する未収経過利息および発生済みの未収配当または分配金を含みます。）、
- （b）すべての投資資産、
- （c）すべての為替手形、一覧払約束手形、約束手形および債権、
- （d）受託銀行により決定されるファンドの未計上の初期費用、および
- （e）受託銀行により随時評価され定められる前払費用を含む、ファンドに帰属するその他すべての資産。

ファンドに帰属する負債は、以下を含むものとみなされます。

- （a）すべての為替手形、支払手形および買掛金
- （b）日次で計算される、期日到来済みおよび／または発生済みの費用
- （c）受託銀行の裁量により、公租公課等（信託証書に定義されます。）の引当金を含む、これに限られない、あらゆる種類および性質のファンドに帰属するその他すべての負債（偶発債務に関して受託銀行が決定する額を含みます。）。

トラストの費用または負債は、受託銀行が会計監査人との協議の上、公正かつ公平と判断する期間で償却されます。

ファンドの資産は、特に、以下の規定に従い、計算されます。

- (a) 手元現金または預金、為替手形、一覽払約束手形、債権、前払費用、宣言されまたは発生済みであるが未収の現金分配金および利息は、管理会社が、当該預金、為替手形、一覽払約束手形または債権がその全額の価値がないと決定する場合を除いて、その全額とみなされ、全額の価値がないと決定する場合には、その評価額は、管理会社が合理的とみなす価格とします。
- (b) 以下の(c)項が適用されるマネージド・ファンド(ユニット・トラスト、ミューチュアル・ファンド会社または類似の投資法人もしくは投資ビークルをいいます。)の持分の場合を除き、かつ、以下の(d)項、(e)項および(f)項に規定されるところに従うことを条件として、証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場において、上場され、値付けされ、取引されまたは取り扱われている投資資産の価額に基づくすべての計算は、当該投資資産の主な取引所もしくは市場において当該計算を行う日の評価時点での現地の規則および慣習に基づく最終取引価格または公式終値を参照して行われます。また、証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場がない投資資産の評価額の計算は、当該投資資産に関するマーケット・メイクを行う個人、法人または機関(および当該マーケット・メーカーが複数存在する場合には、管理会社が指定する特定のマーケット・メーカー)により値付けされた投資資産の価額を参照して行われます。ただし、常に、管理会社(またはその正当に任命された受任者)がその裁量により、主要な取引所または市場以外の取引所または市場における価格が、すべての状況において当該投資資産に関する価額のより公正な基準を示すと考える場合には、管理会社は、当該価格を採用することができます。
- (c) 以下の(d)項、(e)項および(f)項に規定されるところに従うことを条件として、ファンドと同じ日付で評価されるマネージド・ファンドの各持分の評価額は、当該日付で計算される当該マネージド・ファンドの受益証券一口当たり、一株当たり、もしくはその他の持分当たりの純資産価格であり、または管理会社が決定するか、または当該マネージド・ファンドがファンドと同日付で評価されない場合、当該マネージド・ファンドの受益証券一口当たり、一株当たり、もしくはその他の持分当たりの直近の公表純資産価格(入手可能である場合)、または(入手できない場合)当該受益証券、株式もしくはその他の持分の直近の公表償還価格もしくは買呼値とします。特に、マネージド・ファンドの価格の呼値が入手できない場合は、当該マネージド・ファンドまたはその代理人により、該当評価日現在で公表され、もしくは文書でファンドに報告された評価額に基づいて計算されます。また、該当評価日において、マネージド・ファンドの評価額が算定されていない場合は、直近の公表もしくは報告評価額とします。計算する際、管理会社は、マネージド・ファンド、その管理事務代行者、代理人、投資運用者、投資顧問その他の取引を行う子会社を含む第三者から受領した未監査の評価額および報告ならびに評価の見積もりに依拠することができるものとし、管理会社は、かかる評価および報告の内容または正確性について検証を行う責任・義務を負いません。
- (d) 純資産価格、償還価格、買呼値、取引値もしくは終値または建値が、上記(b)項または(c)項に規定されるところに入手できない場合、該当資産の評価額は、管理会社が決定する方法により随時決定されます。
- (e) 上記(b)項に基づく投資資産の上場価格、指値、取引価格または取扱価格を確認するため、受託銀行は、価格データおよび/または価格情報を送信する機械的もしくは電子的システムを使用し、かつ、これに依拠することができ、当該システムにより提供された価格は、上記(b)項の目的において直近の取引価格または公式終値であるとみなされます。
- (f) 上記にかかわらず、管理会社は、その絶対的裁量により、投資資産の公正価格をよりよく反映すると考える他の評価方法の使用を許可することができます。
- (g) ファンドの表示通貨以外の通貨建ての投資資産(証券であるか現金であるかを問いません。)の評価額は、該当するプレミアムまたはディスカウントおよび為替のコストを考慮して、管理会社(または

管理会社を代理する管理事務代行会社）が適切とみなすレート（公式のものか否かを問いません。）

により、ファンドの表示通貨に換算されます。

上記の方針および手順は、純資産価額またはその一部を計算する際、および純資産価額または特定のクラスの受益証券に帰属する純資産価額を、発行済みもしくは発行済みとみなされるファンドの受益証券口数またはその特定クラスに帰属する受益証券口数で除する際、以下の条件に従います。

- （a）発行が合意されたすべての受益証券は、発行されたものとして取り扱われ、また、発行が合意された受益証券につき受領することとなると受託銀行が考える現金またはその他の財産の価額を含みます。
- （b）管理会社が受益証券の買戻しおよび消却を決議その他決定したが、当該買戻しおよび消却の効力が計算時に発生していない場合、当該受益証券は、発行されていないものとして扱われ、ファンドの信託財産の純資産価額および受益証券の一口当たり純資産価格の計算の際考慮されません。また、受託銀行は、当該買戻しおよび消却の結果、ファンドの信託財産から支払われるべき金額を差し引きます。ただし、買戻しおよび消却が実行されていないため支払額が計算できない場合には差し引かれません。
- （c）投資資産の取得または処分に関連する契約上の義務は存在するものの、かかる計算時点において当該取得または処分が完了していない場合、当該投資資産は、当該取得または処分が正式に完了した場合と同様に、ファンドの資産に（それぞれ）含まれまたは資産から除外され、また、取得価格総額または正味処分代金は、それぞれ当該資産から除外されるか、または資産に含まれます。
- （d）純資産価額または受益証券の一口当たり純資産価格のすべての計算に際し、受託銀行が該当する計算日より前に発生した収益または利益に対する課税に関し、支払い義務を負い、または、還付を受ける金額を考慮に入れます。
- （e）（i）上記に記載されていない発生済みの未払費用、（ii）ファンドに関し、受託銀行または管理会社が借入れているその時点で未返済である金員の総額、および（iii）上記に記載されていないが、信託証書に基づき資本から支払う義務を負い、または支払うことが予定されている金額に関し、ファンドの資産から差し引かれます（以下、それぞれを「控除」といいます。）、
- （f）管理会社は、投資資産の価値または同一通貨建ての現金から、外貨で支払うべき負債（もしくは将来の負債）のいかなる金額をも差し引くことができます。

投資者は、受益証券一口当たり純資産価格について、日本における販売会社または販売取扱会社に照会することができます。

純資産価額の計算の停止

受託銀行は、その単独の裁量において、以下の状況を含むいかなる理由によっても、受益証券一口当たり純資産価格の決定ならびに／またはファンドの受益証券の発行および／もしくは買戻しを停止することができます。

- （a）ファンドの直接的または間接的な投資資産が上場されている証券取引所が閉鎖されている（通常の休日および週末を除きます。）か、またはかかる取引所での取引が制限もしくは停止されている期間、
- （b）ファンドがその投資資産を評価または処分することが合理的に実行可能でなくなるか、ファンドの受益者に対し著しい損害を及ぼすこととなる、緊急事態またはその他の状態を構成すると受託銀行が判断する期間、
- （c）ファンドの直接的または間接的な投資資産の価格もしくは価値、または上記の証券取引所における現在の価格を決定するために通常用いられる通信手段が故障している期間、または、その他何らかの理由により、ファンドが（直接的または間接的に）保有する投資資産の価格もしくは価値を合理的に速やかにかつ正確に確認できない期間、
- （d）投資資産の現金化または取得に伴う資金の移動を、通常の為替レートで行うことができないと、管理会社との協議の上で受託銀行が判断する期間、

- (e) 受託銀行が、ファンド、受託銀行、管理会社もしくはそれらの関連会社、子会社、共同経営者またはファンドのその他のサービス提供者に関し、受託銀行、管理会社または管理事務代行会社に適用されるマネー・ロンダリング防止規則を遵守するために停止が必要であると判断した期間。

すべての受益者は、当該停止期間が1週間を超える可能性がある場合、停止から7日以内に書面で通知を受け、かかる停止措置が終了した場合も速やかに通知されます。

(2) 【保管】

受益証券を表章する券面は、発行されません。受益証券の所有権は、ファンドの受益者名簿への登録をもって証明されます。

日本で販売される受益証券の所有権確認書は、日本における販売会社の名義で保管され、日本の受益者に対しては、日本における販売会社または販売取扱会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付されます。

(3) 【信託期間】

信託期間は、ファンド設立日に開始し、原則として、2022年11月30日（以下「**ファンド終了日**」といいます。）に終了しますが、後記「(5) その他、 ファンドの終了」に規定する事由が発生した場合には、それ以前に終了することがあり、また、受託銀行と協議の上での管理会社の決定により、またはファンド受益者決議により、信託期間を延長する場合があります。

(4) 【計算期間】

ファンドの決算期は毎年11月30日です。

(5) 【その他】

発行限度額

ケイマン諸島法上、発行限度額は設けられていません。

ファンドの終了

ファンドは、以下のいずれかの事由が発生した場合には、信託期間の満了前に終了することがあります。

- (a) 受益者により、ファンドが終了する旨のファンド受益者決議が可決された場合、
- (b) ケイマン諸島における規制ミューチュアル・ファンドとしてのトラストの免許その他承認が無効または不利に変更された場合、
- (c) 受託銀行が、管理会社との協議の上、ファンドを継続することが現実的でないかもしくは望ましくない、またはファンドの受益者の利益に反すると判断した場合、
- (d) 受託銀行の辞任または管理会社の解任もしくは辞任に際し、受託銀行または管理会社の適切な代替者または承継者がいない場合、
- (e) ファンド終了日が到来した場合、
- (f) ファンドの純資産価額が、米ドル価額で30億円相当額を下回り、かつ、受託銀行との協議の結果、管理会社がファンドの終了を決定した場合。
- (g) 投資顧問会社または副投資顧問会社の解任もしくは辞任に際し、投資顧問会社または副投資顧問会社の適切な代替者または承継者がいない場合。

信託証書の変更等

受託銀行および管理会社は、信託証書の補足証書をもって、10日前の通知を受益者に送達することにより（受益者はトラスト受益者決議またはファンド受益者決議のいずれか該当する方により当該通知を放棄することができます。）、受託銀行および管理会社が適切または望ましいと考える方法および範囲で、目的の如何を問わず、信託証書の規定を随時修正し、変更し、またはこれに追加する権利を有するものとします。ただし、信託証書に定められる場合を除き、トラスト受益者決議またはファンド受益者決議のいずれか該当す

る方の承認を得ることなく、かかる修正、変更または追加を行わないものとします。以下のいずれかのために修正、変更または追加が必要とされる場合、かかる修正、変更または追加に対する承認は要しません。

(a)ケイマン諸島法の変更（ミューチュアル・ファンド法またはケイマン諸島法の下部規則の改正による変更を含みます。）を実施するため、(b)法律改正の直接の結果として、(c)トラストまたはファンドの名称を変更するため、(d)年次計算期間の開始日および終了日または年次収益分配日を変更するため、(e)その他の計算期間の開始日もしくは終了日またはかかる計算期間に該当する分配日（中間計算期間または中間分配日を含みます。）を変更するため、(f)受益者および受益者になろうとする者の利益となるか、これらのいずれの者に対しても著しい不利益を及ぼさないと管理会社および受託銀行が合意する変更を行うため、(g)信託証書から陳腐化した規定を除去するため、(h)管理会社または受託銀行が解任された場合または辞任を希望するか、もしくは辞任した場合、管理会社または受託銀行を交替させるため、(i)明白な誤りを訂正するため、(j)当局、ミューチュアル・ファンド法またはトラストが随時従うべきその他の法律、規則もしくは規制の要件を反映し、もしくはこれを遵守するため、または(k)追加のシリーズ・トラストを設立するため。

関係法人との契約の更改等に関する手続

管理事務代行契約

管理会社と受託銀行と管理事務代行会社との間で締結される管理事務代行契約は、受託銀行または管理事務代行会社のいずれか一方当事者が他の当事者に対して少なくとも90日前に、終了日を記載した書面による通知をするか、同契約に定めるその他の状況において終了することができます。

同契約は、ニューヨーク州法に準拠し、これに従って解釈されるものとします。

投資顧問契約

管理会社と投資顧問会社との間で締結する投資顧問契約は、管理会社が投資顧問会社に対して少なくとも90日前の書面による通知をするか、同契約に定めるその他の状況において、終了することができます。投資顧問会社は、管理会社に対して少なくとも90日前の書面通知をすることにより、その投資顧問会社たる地位を退任する権利を有します。

同契約は、英国法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

副投資顧問契約

管理会社と投資顧問会社と副投資顧問会社との間で締結する副投資顧問契約は、投資顧問会社または副投資顧問会社が他の当事者に対して少なくとも90日前の書面による通知をするか、同契約に定めるその他の状況において、終了することができます。

同契約は、英国法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

為替管理契約

投資顧問会社と為替管理会社との間で締結する為替管理契約は、一方当事者が相手当事者に対して少なくとも90日前の書面による通知をするか、同契約に定めるその他の状況において、終了することができます。

同契約は、ニューヨーク州法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

保管契約

受託銀行と保管銀行との間で締結する保管契約は、一方当事者が相手当事者に対し、少なくとも90日前に、終了日を記載した書面による通知をするか、同契約に定めるその他の状況において、終了することができます。

同契約は、ニューヨーク州法に準拠し、これに従って解釈されるものとします。

代行協会員契約書

管理会社と代行協会員との間で締結する代行協会員契約は、一方当事者が相手当事者に対し、3ヶ月以上前に書面による通知をするか、同契約に定めるその他の状況において、終了することができます。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

受益証券販売・買戻契約書

管理会社と日本における販売会社との間で締結する受益証券販売・買戻契約は、一方当事者が相手当事者に対し、3ヶ月以上前に書面による通知をするか、同契約に定めるその他の状況において、終了することができます。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

4【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

受益者がトラストに関し、自己の受益権を直接行使するためには、登録名義人となっているかまたは受益証券を保持していなければなりません。従って、日本における販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は、登録名義人ではなく、また、受益証券も保持していないため、トラストに関する受益権を行使することはできません。日本の投資者は、日本における販売会社との間の口座約款に基づき、日本における販売会社をして、自らのために受益権を行使させることが出来ます。受益証券の保管を日本における販売会社に委託していない日本の投資者は、自己が決める方法により権利を行使することができます。

投資者の有する主な権利は次のとおりです。

（ ）分配金請求権

受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を請求する権利を有します。

（ ）買戻請求権

受益者は、受益証券の買戻しを、基本信託証書および補足信託証書の規定ならびに本書の記載に従って請求する権利を有します。

（ ）残余財産分配請求権

ファンドが終了する場合、受益者は、保有するファンドの各クラス受益証券の口数に応じた分配を請求する権利を有します。

（ ）議決権

受託銀行または管理会社は、いかなる時でも、適切と考える日時および場所（以下の定めに従います。）において、受益証券の受益者集会を開催することができます（また、受託銀行は、発行済み受益証券の価額の10分の1以上を保有する登録受益者の書面による要求により（受益者集会の場合）、または、ファンドの発行済みの受益証券の価額の10分の1以上を保有する登録受益者の書面による要求により（ファンドの受益者集会の場合）、いかなる時でも、適切と考える日時および場所（以下の定めに従います。）において受益者集会を開催するものとします。）。ただし、以下の基本信託証書別紙の規定が適用されます。

各集会の少なくとも14日前（通知の到達日または到達日とみなされる日、および通知の付与日を含みます。）までに受益者に招集通知を送付するものとします。当該通知には、集会の開催場所、開催日時および審議する議案を記載するものとします。

集会の定足数は、その時点で発行済みのトラスト（受益者集会の場合）またはファンド（ファンド受益者集会の場合）の受益証券の価額総額の10分の1以上を保有している受益者の本人または代理人による出席とします。ファンドの集会決議は、投票が請求されない限り、挙手によるものとします。挙手において、（個人の場合は）出席している本人もしくは代理人、または、（法人の場合は）出席している正当に授權された代表者もしくは代理人一名がそれぞれ1議決権を有するものとします。投票の場合、（個人の場合は）出席している本人もしくは代理人、または、（法人の場合は）出席している正当に授權された代表者もしくは代理人一名がそれぞれ、保有している受益証券1口につき1議決権を有するものとします。

（２）【為替管理上の取扱い】

本書の日付現在、日本の受益者に対する受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

（３）【本邦における代理人】

シティユーワ法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目2番2号 丸の内三井ビル

上記代理人は、ファンドまたは管理会社から日本国内において、

（ ）管理会社またはファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

（ ）日本における受益証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されています。なお、関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 栗 林 康 幸

東京都千代田区丸の内二丁目2番2号 丸の内三井ビル

シティユーワ法律事務所

です。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得した受益証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の法令に従って行われます。

第3【ファンドの経理状況】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、国際財務報告基準に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです（ただし、円換算部分を除きます。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース（ケイマン諸島）から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みます。）が当該財務書類に添付されています。
- c. ファンドの原文の財務書類は米ドルで表示されています。日本文の財務書類には、主要な事項について令和3年3月末日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝110.71円）で換算された円換算額が併記されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合があります。

1【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

D I A Mケイマン・トラスト - Aspect マネージド・フューチャーズ・ファンド

財政状態計算書

2020年11月30日現在

(米ドル表示)

	2020年11月30日現在		2019年11月30日現在	
	米ドル	千円	米ドル	千円
資産				
損益を通じて公正価値で測定する金融資産 (注3、4、9)	\$ 25,855,805	2,862,496	\$ 34,422,151	3,810,876
証拠金勘定	12,309,041	1,362,734	12,807,128	1,417,877
現金および現金同等物(注2、9)	1,322,891	146,457	2,267,186	251,000
未収受入れ出資金	2,904,163	321,520	3,619,163	400,678
その他の資産	1,431	158	1,431	158
資産合計	<u>\$ 42,393,331</u>	<u>4,693,366</u>	<u>\$ 53,117,059</u>	<u>5,880,590</u>
負債				
損益を通じて公正価値で測定する金融負債 (注3、4、9)	\$ 4,694,696	519,750	\$ 4,575,051	506,504
未払専門家報酬	63,161	6,993	63,000	6,975
未払代行協会員および販売報酬(注6)	55,674	6,164	67,649	7,489
未払副投資顧問報酬(注6)	44,104	4,883	54,540	6,038
未払投資顧問報酬(注6)	36,920	4,087	44,862	4,967
未払管理事務代行報酬(注6)	14,874	1,647	14,874	1,647
未払受託報酬(注6)	3,254	360	3,309	366
未払管理報酬(注6)	1,931	214	1,960	217
未払保管報酬(注6)	1,172	130	1,424	158
ブローカーに対する債務	-	-	537,372	59,492
未払買戻金	-	-	225,952	25,015
未払費用	31,467	3,484	31,791	3,520
負債(受益者に帰属する純資産を除く)	<u>4,947,253</u>	<u>547,710</u>	<u>5,621,784</u>	<u>622,388</u>
受益者に帰属する純資産	<u>37,446,078</u>	<u>4,145,655</u>	<u>47,495,275</u>	<u>5,258,202</u>
負債合計	<u>\$ 42,393,331</u>	<u>4,693,366</u>	<u>\$ 53,117,059</u>	<u>5,880,590</u>

個人の資格ではなく、もっぱらD I A Mケイマン・トラスト - Aspect マネージド・フューチャーズ・ファンドの受託銀行として、C I B Cバンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッドを代表して発行を承認する。

ロニー・カスバート

日付： 2021年5月14日

ジェオビー・マテウム

個人の資格ではなく、もっぱらD I A Mケイマン・トラストの管理会社として、クイーンズゲート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー・リミテッドを代表して発行を承認する。

カルラ・ボッデン

日付： 2021年5月14日

ジャン・エバンクス

添付の注記は当財務諸表の一部です。

（２）【損益計算書】

D I A M ケイマン・トラスト - Aspect マネージド・フューチャーズ・ファンド

包括利益計算書

2020年11月30日終了年度

（米ドル表示）

	2020年11月30日終了年度		2019年11月30日終了年度	
	米ドル	千円	米ドル	千円
収益				
受取利息	\$ 317,701	35,173	\$ 809,608	89,632
損益を通じて公正価値で測定する金融資産および 金融負債の公正価値の純変動額（注３）	(2,091,171)	(231,514)	7,559,156	836,874
（純損失）／純利益	(1,773,470)	(196,341)	8,368,764	926,506
費用				
副投資顧問報酬（注６）	593,576	65,715	600,029	66,429
代行協会員および販売報酬（注６）	397,245	43,979	399,653	44,246
投資顧問報酬（注６）	250,264	27,707	251,781	27,875
専門家報酬	112,171	12,418	151,489	16,771
取引仲介手数料	104,942	11,618	113,209	12,533
管理事務代行報酬（注６）	89,245	9,880	89,002	9,853
受託報酬（注６）	20,448	2,264	19,173	2,123
管理報酬（注６）	15,042	1,665	14,772	1,635
保管報酬（注６）	7,945	880	7,993	885
その他費用	60,088	6,652	64,143	7,101
運営費用合計	1,650,966	182,778	1,711,244	189,452
運営（損失）／利益	(3,424,436)	(379,119)	6,657,520	737,054
財務費用				
受益者への分配（注７）	(36,442)	(4,034)	(24,041)	(2,662)
受益者に帰属する運用による純資産の（純減少）／純増加	\$ (3,460,878)	(383,154)	\$ 6,633,479	734,392

添付の注記は当財務諸表の一部です。

D I A Mケイマン・トラスト - Aspect マネージド・フューチャーズ・ファンド受益者帰属純資産変動計算書2020年11月30日終了年度

(米ドル表示)

	<u>2020年11月30日終了年度</u>		<u>2019年11月30日終了年度</u>	
	米ドル	千円	米ドル	千円
受益者帰属純資産				
期首残高	\$ 47,495,275	5,258,202	\$ 36,171,291	4,004,524
当期発行受益証券（注8）	5,778,559	639,744	13,326,602	1,475,388
当期買戻受益証券（注8）	(12,366,878)	(1,369,137)	(8,636,097)	(956,102)
受益者に帰属する運用による純資産の当期（純減少）／純増加	<u>(3,460,878)</u>	<u>(383,154)</u>	<u>6,633,479</u>	<u>734,392</u>
期末残高	<u>\$ 37,446,078</u>	<u>4,145,655</u>	<u>\$ 47,495,275</u>	<u>5,258,202</u>

添付の注記は当財務諸表の一部です。

D I A M ケイマン・トラスト - Aspect マネージド・フューチャーズ・ファンド

キャッシュ・フロー計算書

2020年11月30日終了年度

（米ドル表示）

	2020年11月30日終了年度		2019年11月30日終了年度	
	米ドル	千円	米ドル	千円
営業活動				
受益者に帰属する運用による純資産の（純減少）／純増加	\$ (3,460,878)	(383,154)	\$ 6,633,479	734,392
調整：				
受取利息	(317,701)	(35,173)	(809,608)	(89,632)
受益者への分配	36,442	4,034	24,041	2,662
	(3,742,137)	(414,292)	5,847,912	647,422
損益を通じて公正価値で測定する金融資産の純減少／（純増加）	8,566,346	948,380	(5,210,532)	(576,858)
証拠金勘定の純減少／（純増加）	498,087	55,143	(131,234)	(14,529)
損益を通じて公正価値で測定する金融負債の純増加／（純減少）	119,645	13,246	(1,906,870)	(211,110)
ブローカーに対する債務の（純減少）／純増加	(537,372)	(59,492)	238,758	26,433
その他未払金の（純減少）／純増加	(30,852)	(3,416)	12,443	1,378
運用による現金の純増加／（純減少）	4,873,717	539,569	(1,149,523)	(127,264)
受取利息	317,701	35,173	809,608	89,632
営業活動によるキャッシュ・フローの純増加／（純減少）	5,191,418	574,742	(339,915)	(37,632)
財務活動				
受益者からの申込金受入	6,493,559	718,902	9,707,515	1,074,719
受益者への買戻代金支払	(12,592,830)	(1,394,152)	(8,799,581)	(974,202)
受益者への分配支払	(36,442)	(4,034)	(24,041)	(2,662)
財務活動によるキャッシュ・フローの（純減少）／純増加	(6,135,713)	(679,285)	883,893	97,856
現金および現金同等物の（純減少）／純増加	(944,295)	(104,543)	543,978	60,224
現金および現金同等物の期首残高	2,267,186	251,000	1,723,208	190,776
現金および現金同等物の期末残高	\$ 1,322,891	146,457	\$ 2,267,186	251,000

添付の注記は当財務諸表の一部です。

D I A Mケイマン・トラスト - Aspect マネージド・フューチャーズ・ファンド財務諸表に対する注記2020年11月30日終了年度1. 一般事項

D I A Mケイマン・トラスト（以下、「トラスト」といいます。）は、2011年6月29日付けの基本信託証書（以下、「信託証書」といいます。）に従い、ケイマン諸島法に基づき設定された免税のユニット・トラストです。D I A Mケイマン・トラスト - Aspect マネージド・フューチャーズ・ファンド（以下、「ファンド」といいます。）は、2012年3月16日に運営を開始しました。トラストは2011年6月29日付けで、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に従い登録されました。トラストの営業拠点は、ケイマン諸島、グランド・ケイマン K Y 1 - 1107、ジョージ・タウン、メイン・ストリート25です。トラストは、2012年2月3日、金融商品取引法に基づき関東財務局長に対して有価証券届出書を、また、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき金融庁長官に登録申請書をファンドに代わり提出しました。

ファンドは、トラストの傘下に設定されたシリーズ・トラストです。ファンドの投資目的は、厳密なリスク管理体制内で、従来の株式債券市場の全般的な変動に左右されずに、中期的な信託財産の成長を図ることです。副投資顧問会社（注記6）は、完全にシステム化され幅広く分散されたグローバルなトレーディングシステムを採用し、主に派生商品の活用を通じ、多様な金融商品やその他資産（株式、株式指数、債務証券（債券を含みます。）、通貨、金利および商品（エネルギー、金属および農産物を含みます。）を含みますが、これに限定しません。）の市場のトレンドを伴う動きを見極め、有効に活用するべく、多様な戦略を展開します。

2. 重要な会計方針

以下は財務諸表の作成に採用された重要な会計方針です。特に明記されない限り、これらの会計方針が当期間を通して採用されます。

作成の基準

ファンドの財務諸表は、国際会計基準審議会によって作成された国際財務報告基準（以下、「I F R S」といいます。）に従って作成しています。財務諸表は、取得原価主義に基づいて作成され、金融資産および金融負債（金融派生商品を含みます。）は損益を通じて公正価値によって再評価されます。

I F R Sに従って財務諸表を作成するためには、特に重要な会計上の見積もりを使用する必要があります。また、ファンドの会計方針を採用する過程において、受託銀行が判断する必要があります。高度な判断や複雑性を含む分野、あるいは仮定や評価が財務諸表にとって重要であるという分野は注記2、9、および10に記載されています。

この書類において純資産という表現は、特に明記されない限り、参加型受益証券保有者に帰属する純資産です。注記8に記載されている各クラスの参加型受益証券に係る一口当たりの純資産は、クラスごとの総資産から総負債を控除した金額を、各クラスの参加型受益証券で残存している受益証券の口数で除して算出されます。

(a) 2019年12月1日現在採用の基準、およびその変更

2019年12月1日に開始する事業年度において、初めて効力が生じる基準や、基準および解釈への変更で、ファンドの財務諸表に重要な影響を及ぼすと思われるものは他にありません。

（b）2019年12月1日に開始する期間において公表されているが、未実施であり、かつ早期適用していない新基準、修正、および解釈

2019年12月1日以後に開始する事業年度において、数多くの新基準、基準の修正、解釈が適用となりますが、当財務諸表には採用されていません。ファンドの財務諸表に重大な影響を及ぼすと思われるものではありません。

ファンドの重要な会計方針は、（特に明記しない限り）すべての期間において、以下のとおりです。

損益を通じて公正価値で測定する金融資産・負債

（a）分類

ファンドは、投資内容を損益を通じて公正価値で測定する債務証券、派生商品に分類します。ファンドは、金融資産の管理についてのファンドの事業モデルおよび金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性に基づいて投資を分類しています。金融資産はポートフォリオで管理され、その成果は公正価値に基づき評価されます。ファンドは主に公正価値情報に注目しており、当該情報を金融資産の成果評価や意思決定のために使用しています。ファンドの負債性証券の契約上のキャッシュ・フローは元本と金利のみですが、これらの証券は契約上のキャッシュ・フローの回収、または契約上のキャッシュ・フローの回収および売却の双方を目的として保有されているものではありません。契約上のキャッシュ・フローの回収はファンドの事業モデルの目的を達成する上で付随的に生じるものです。

正または負の公正価値を有する派生商品契約は、損益を通じて公正価値で測定する金融資産、金融負債としてそれぞれ表示されています。

そのため、ファンドはすべての投資ポートフォリオを、損益を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債に分類しています。ファンドの、受益者に帰属する純資産の分配義務は、償還可能金額で計上されており、当該金額は公正価値に近似します。その他のすべての金融資産および金融負債は償却原価で測定されるものとして分類されます。

（b）認識、認識の中止、および測定

投資の通常の購入と売却は、取引日、つまりファンドがその投資を購入あるいは売却することを約束した日に認識されます。損益を通じて公正価値で測定する金融資産と金融負債は、最初は公正価値で認識されます。取引経費は、包括利益計算書に計上され費用化されます。

金融資産は、投資から現金の支払を受ける権利の有効期限が満了となり、あるいはファンドが実質上すべてのリスクと所有者利益を譲渡したときに、認識を中止します。

最初の認識に続いて、損益を通じて公正価値評価されたすべての金融資産と金融負債は、公正価値で測定されます。「損益を通じて公正価値で測定する金融資産あるいは金融負債」分類の公正価値の変動から生じる損益は、発生した期間に損益を通じて公正価値で測定する金融資産・負債の公正価値の純変動額として包括利益計算書に表示されます。

（c）公正価値評価

活発な市場がある有価証券は、その有価証券が取引された時に取引所で値付けされる買い気配値を、あるいは、取引所で取引されない投資については、主要な値付け業者によって提示される価格を参考とし、公正価値で評価されます。

ファンドは、先渡契約および先物契約からなる派生取引を行います。これらの派生取引は、財政状態計算書に公正価値で計上され、実現損益および未実現損益は包括利益計算書に計上されます。公正価値は

一般的に、市場価格、ブローカーあるいは証券会社の相場価格に基づきます。店頭派生商品の公正価値は、金利、通貨、株式、および商品と、それらの時間的価値、流動性・変動性要素に係る現在の市況データを考慮に入れた価値評価モデルに基づいて決定されます。

担保 ファンドの現金担保は、証拠金勘定として財政状態計算書に計上されますが、現金および現金同等物には含まれません。証拠金勘定は、取引所先物取引および外国為替証拠金取引に関して保有される委託証拠金です。

現金および現金同等物 現金および現金同等物は、要求払預金、通知預金、および3ヶ月以内に満期が到来する預金を含みます。2020年11月30日現在のファンドの現金および現金同等物は、ファンドの保管銀行において管理されています。（注記9）

ブローカーに対する債務 ブローカーに対する債務の額は、証券会社との未決済の派生取引から生じる未払金の残高です。

金融商品の相殺 認識された金額を相殺するという法的に強制可能な権利を有し、かつ純額で決済し、または資産の実現と負債の決済を同時に行うことを意図する場合、金融資産・負債を相殺し、財政状態計算書に純額が計上されます。

費用 費用は発生基準で計上されます。

受取利息および損益を通じて公正価値で測定する金融資産から生じる受取利息 受取利息は、実効金利法に基づき、発生基準で計上されます。受取利息は現金および現金同等物、証拠金から生じる利息を含みます。損益を通じて公正価値で測定する金融資産から生じる受取利息は、負債性証券から生じる利息を含みます。

税金 ケイマン諸島の法律において、所得、財産、譲渡益についての税金、またはその他ケイマン諸島の税金がファンドに課されることはありません。よって、財務諸表において、納税引当金を計上していません。ファンドの受取利息について、通常、海外の所得税が源泉徴収されます。利息に係る源泉所得税は包括利益計算書で個別の科目として記載されます。

ファンドは、実質的にケイマン諸島以外の国に所在する企業体が発行する有価証券に投資をします。これらの多くの外国では、ファンドのような非居住者に対して譲渡益課税が適用されます。一般的に、これらの譲渡益に対する税金は申告課税方式で金額が決定され、ファンドの取引証券会社によってこれらの税金が源泉方式で控除されることはありません。

2020年11月30日現在において、ファンドは、海外における譲渡益に係る未払税金債務はゼロであると測定しています（2019年11月30日時点においても該当ありません）。

分配 受益者への分配は、包括利益計算書でその他費用として分類されます。（注記7）

外貨取引 アメリカドル（以下、「米ドル」といいます。）以外の外貨建て資産および負債は、評価日の実勢為替レートで換算されます。外貨建て収益および費用は、取引日の為替レートで換算されます。為替差損益は、発生する期間に係る包括利益計算書に含まれます。

損益を通じて公正価値で測定する金融資産・負債に係る為替差損益は、包括利益計算書において、「損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債の公正価値の純変動額」に記載されます。

機能通貨および表示通貨 ファンドの財務諸表に含まれる科目は、機能する主要な経済環境の通貨（以下、「機能通貨」といいます。）である米ドルを使って測定されます。大部分の投資は米ドル建てであり、ファンドの発行および償還の一部は米ドル建てで行われます。さらに、ファンドは表示通貨として米ドルが適用されます。

参加型受益証券 ファンドは3種類の受益証券（注記8）を発行しており、保有者の選択により償還できるが、同一の権利を有していません。この参加型受益証券は、金融負債として分類されます。参加型受益証券は、営業日であればいつでも、ファンドの純資産の持分比率に応じた現金と交換に、受益者によってファンドへの買戻しが請求されます。参加型受益証券は、受益者がファンドに受益証券を戻す権利を履行した場合に、財政状態計算書の日付において支払うべき償還金額で計上されます。

３．損益を通じて公正価値で測定する金融資産・負債

	2020年11月30日	2019年11月30日
売買目的で保有される金融資産		
米国財務省短期証券	\$ 20,801,616	\$ 29,556,204
派生商品	5,054,189	4,865,947
売買目的で保有される金融資産合計	<u>\$ 25,855,805</u>	<u>\$ 34,422,151</u>
売買目的で保有される金融負債		
派生商品	\$ (4,694,696)	\$ (4,575,051)
売買目的で保有される金融負債合計	<u>\$ (4,694,696)</u>	<u>\$ (4,575,051)</u>
損益を通じて公正価値で測定する金融資産・負債の 公正価値の純変動額		
	2020年11月30日 終了年度	2019年11月30日 終了年度
実現額	\$ (2,178,188)	\$ 6,865,761
未実現額の変動	87,017	693,395
（損失）／収益合計	<u>\$ (2,091,171)</u>	<u>\$ 7,559,156</u>

2020年11月30日現在、損益を通じて公正価値で測定する金融資産は次のとおりです。

	公正価値	純資産に対する割合
米国財務省証券への投資		
米国財務省短期証券	\$ 20,801,616	55.55 %
米国財務省証券への投資合計	<u>\$ 20,801,616</u>	<u>55.55 %</u>
派生取引		
先渡取引	\$ 2,329,658	6.22 %
先物取引	2,724,531	7.28 %
派生取引合計	<u>\$ 5,054,189</u>	<u>13.50 %</u>
損益を通じて公正価値で測定する金融資産の合計	<u>\$ 25,855,805</u>	<u>69.05 %</u>

2020年11月30日現在、損益を通じて公正価値で測定する金融負債は次のとおりです。

	公正価値	純資産に対する割合
派生取引		
先渡取引	\$ (2,403,489)	(6.42) %
先物取引	(2,291,207)	(6.12) %
派生取引合計	<u>\$ (4,694,696)</u>	<u>(12.54) %</u>
損益を通じて公正価値で測定する金融負債の合計	<u>\$ (4,694,696)</u>	<u>(12.54) %</u>

2019年11月30日現在、損益を通じて公正価値で測定する金融資産は次のとおりです。

	公正価値	純資産に対する割合
米国財務省証券への投資		
米国財務省短期証券	\$ 29,556,204	62.23 %
米国財務省証券への投資合計	<u>\$ 29,556,204</u>	<u>62.23 %</u>
派生取引		
先渡取引	\$ 2,321,285	4.89 %
先物取引	2,544,662	5.36 %
派生取引合計	<u>\$ 4,865,947</u>	<u>10.25 %</u>
損益を通じて公正価値で測定する金融資産の合計	<u>\$ 34,422,151</u>	<u>72.48 %</u>

2019年11月30日現在、損益を通じて公正価値で測定する金融負債は次のとおりです。

	公正価値	純資産に対する割合
派生取引		
先渡取引	\$ (2,541,594)	(5.35) %
先物取引	(2,033,457)	(4.28) %
派生取引合計	<u>\$ (4,575,051)</u>	<u>(9.63) %</u>
損益を通じて公正価値で測定する金融負債の合計	<u>\$ (4,575,051)</u>	<u>(9.63) %</u>

4. 金融派生商品

通常取引において、ファンドは様々な金融商品を取引し、簿外リスクを伴う様々な投資活動を行います。これらの金融商品は、先物および通貨先渡契約を含みます。先物契約は取引所で取引されますが、通貨先渡契約は事前承認を受けた相手に対する契約の約定です。

先物および通貨先渡契約は、将来の特定の日に、特定の価格あるいは利回りで引渡す、または受け取ることを相手と同意して、証券、商品、通貨、あるいはその他金融商品先延ばしで引渡しを行うものです。マーケットリスクおよび信用リスクがこれらの契約に伴い発生します。先物の取引では、契約締結に伴って、参加者に当初委託証拠金と変動証拠金の両方を取引所に直接払いこむことが要求されますので、相手先に対する信用供与は限定されます。

ファンドは、先物および通貨先渡契約の証拠金勘定に担保を維持することが要求されます。証拠金として預け入れられている金額は、使用と市場性という観点から制限されています。この金額は、ファンドによって厳密にモニターされています。

ファンドは下記の派生商品を保有しています。

(a) 先物

先物は、将来の日において、組織化された市場において確立された特定の価格で金融商品を購入あるいは売却するという契約上の義務です。先物契約は現金あるいは市場性のある証券を担保とし、先物契約の価値の変動額は取引所において毎日決済されます。先物は純額で決済されます。

2020年11月30日現在、ファンドは取引所に上場する先物で下記の投資を行っています。

	想定元本 - 純額	公正価値
公正価値純額による先物契約		
通貨	\$ 1,244,324	\$ 14,746
エネルギー	(3,516,720)	(96,893)
金融	373,825,417	(35,923)
穀物	10,179,226	315,390
インデックス	6,465,875	38,960
ロンドン金属	9,608,198	191,630
材料	1,226,550	15,950
畜産物	(1,911,595)	(77,880)
金属	5,140,091	67,344
公正価値純額による先物契約合計額	<u>\$ 402,261,366</u>	<u>\$ 433,324</u>

2019年11月30日現在、ファンドは取引所に上場する先物で下記の投資を行っています。

	想定元本 - 純額	公正価値
公正価値純額による先物契約		
通貨	\$ (1,189,169)	\$ 110
エネルギー	(550,446)	352,698
金融	295,094,792	(168,361)
穀物	(1,048,723)	(43,217)
インデックス	43,646,499	659,718
ロンドン金属	(980,981)	(419,015)
材料	(163,400)	(450)
畜産物	846,228	48,430
金属	2,232,492	81,292
公正価値純額による先物契約合計額	<u>\$ 337,887,292</u>	<u>\$ 511,205</u>

(b) 先渡契約

下記は2020年11月30日現在の未決済の通貨先渡契約の要約です。

	満期日	未実現利益 (損失)純額
オーストラリアドル建てクラス		
796,822豪ドル買い、583,208米ドル売り	2020年12月30日	\$ 2,942
円建てクラス		
2,783,973,262円買い、26,861,290米ドル売り	2020年12月30日	(158,109)
ファンド		
12,400,000豪ドル買い、8,993,585米ドル売り	2020年12月16日	126,243
4,285,839ブラジルレアル買い、800,000米ドル売り	2020年12月16日	1,142
7,994,607カナダドル買い、6,100,000米ドル売り	2020年12月16日	67,582
2,361,971スイスフラン買い、2,200,000ユーロ売り	2020年12月16日	(22,378)
7,112,853スイスフラン買い、7,800,000米ドル売り	2020年12月16日	50,936
1,959,319,993チリペソ買い、2,550,000米ドル売り	2020年12月16日	22,893
48,664,687中国元買い、7,100,000米ドル売り	2020年12月16日	288,663
3,330,881,163コロンビアペソ買い、900,000米ドル売り	2020年12月16日	25,622
73,116,747チェココルナ買い、2,750,000ユーロ売り	2020年12月16日	40,101
150,000ユーロ買い、18,646,376円売り	2021年3月17日	668
2,700,000ユーロ買い、2,915,655スイスフラン売り	2020年12月16日	8,841
3,300,000ユーロ買い、34,298,982スウェーデンクローナ売り	2020年12月16日	(67,249)
3,450,000ユーロ買い、92,457,463チェココルナ売り	2020年12月16日	(83,487)
3,700,000ユーロ買い、16,636,086ポーランドズロチ売り	2020年12月16日	(15,993)
3,800,000ユーロ買い、1,368,594,382ハンガリーフォリント売り	2020年12月16日	(13,516)
4,200,000ユーロ買い、524,963,322円売り	2020年12月16日	(13,192)
4,600,000ユーロ買い、4,201,369ポンド売り	2020年12月16日	(110,021)
5,200,000ユーロ買い、56,310,039ノルウェークローネ売り	2020年12月16日	(134,475)
8,500,000ユーロ買い、10,048,106米ドル売り	2020年12月16日	111,113
3,293,691ポンド買い、3,650,000ユーロ売り	2020年12月16日	33,903
300,000ポンド買い、400,221米ドル売り	2021年3月17日	515
4,400,000ポンド買い、5,739,495米ドル売り	2020年12月16日	133,587
828,939,650ハンガリーフォリント買い、2,300,000ユーロ売り	2020年12月16日	10,111
1,429,100,000インドネシアルピア買い、100,000米ドル売り	2021年3月17日	-
14,128,671,609インドネシアルピア買い、964,697米ドル売り	2020年12月16日	31,318
13,191,457イスラエルシェケル買い、3,900,000米ドル売り	2020年12月16日	90,150
218,203,622インドルピー買い、2,950,000米ドル売り	2020年12月16日	(5,620)
1,017,736,428円買い、9,700,000米ドル売り	2020年12月16日	57,462
24,686,876円買い、200,000ユーロ売り	2021年3月17日	(2,571)
518,042,903円買い、4,200,000ユーロ売り	2020年12月16日	(53,157)
6,953,561,623韓国ウォン買い、6,050,000米ドル売り	2020年12月16日	222,634
41,534,434メキシコペソ買い、1,950,000米ドル売り	2020年12月16日	107,071
37,644,397ノルウェークローネ買い、3,500,000ユーロ売り	2020年12月16日	61,579
11,400,000ニュージーランドドル買い、7,706,888米ドル売り	2020年12月16日	297,305
3,937,338ペルーソル買い、1,100,000米ドル売り	2020年12月16日	(8,289)

131,794,026フィリピンペソ買い、2,700,000米ドル売り	2020年12月16日	37,885
5,618,647ポーランドズロチ買い、1,250,000ユーロ売り	2020年12月16日	4,962
72,925,562ロシアルーブル買い、950,000米ドル売り	2020年12月16日	3,730
83,783,484スウェーデンクローナ買い、8,100,000ユーロ売り	2020年12月16日	117,708
3,798,164シンガポールドル買い、2,800,000米ドル売り	2020年12月16日	34,878
95,876,083タイバーツ買い、3,100,000米ドル売り	2020年12月16日	69,116
57,107,970台湾ドル買い、2,000,000米ドル売り	2020年12月16日	1,162
1,350,000米ドル買い、100,528,190インドルピー売り	2020年12月16日	(6,500)
1,400,000米ドル買い、44,125,517タイバーツ売り	2020年12月16日	(58,538)
1,700,000米ドル買い、1,330,270,350チリペソ売り	2020年12月16日	(46,852)
1,800,000米ドル買い、6,889,859,713コロンビアペソ売り	2020年12月16日	(114,630)
1,800,000米ドル買い、2,459,575シンガポールドル売り	2020年12月16日	(35,781)
2,050,000米ドル買い、99,368,506フィリピンペソ売り	2020年12月16日	(14,278)
2,104,929米ドル買い、3,200,000ニュージーランドドル売り	2020年12月16日	(141,862)
2,200,000米ドル買い、169,484,842ロシアルーブル売り	2020年12月16日	(16,546)
2,250,000米ドル買い、15,023,921中国元売り	2020年12月16日	(31,052)
2,600,000米ドル買い、8,909,660イスラエルシェケル売り	2020年12月16日	(94,993)
2,800,000米ドル買い、15,134,862ブラジルリアル売り	2020年12月16日	(29,125)
2,850,000米ドル買い、3,343,961,623韓国ウォン売り	2020年12月16日	(166,504)
200,000米ドル買い、3,346,215南アフリカランド売り	2020年12月17日	(16,307)
266,711米ドル買い、200,000ポンド売り	2021年 3 月17日	(447)
3,300,000米ドル買い、346,665,713円売り	2020年12月16日	(23,628)
3,750,000米ドル買い、13,371,515ペルーソル売り	2020年12月16日	42,460
4,200,000米ドル買い、5,544,108カナダドル売り	2020年12月16日	(77,101)
5,100,000米ドル買い、4,674,156スイスフラン売り	2020年12月16日	(59,181)
5,322,847米ドル買い、7,500,000豪ドル売り	2020年12月16日	(193,178)
5,692,492米ドル買い、4,400,000ポンド売り	2020年12月16日	(180,590)
50,000米ドル買い、712,150,000インドネシアルピア売り	2021年 3 月17日	168
6,585,537米ドル買い、5,600,000ユーロ売り	2020年12月16日	(107,595)
6,900,000米ドル買い、198,042,770台湾ドル売り	2020年12月16日	(39,760)
750,000米ドル買い、16,529,355メキシコペソ売り	2020年12月16日	(68,648)
950,000米ドル買い、14,128,671,553インドネシアルピア売り	2020年12月16日	(46,015)
36,027,304南アフリカランド買い、2,250,000米ドル売り	2020年12月17日	78,886
		<u>\$ (73,831)</u>

下記は2019年11月30日現在の未決済の通貨先渡契約の要約です。

	満期日	未実現利益 (損失)純額
オーストラリアドル建てクラス		
3,985,093豪ドル買い、2,710,838米ドル売り	2019年12月30日	\$ (12,975)
円建てクラス		
3,406,029,100円買い、31,393,815米ドル売り	2019年12月30日	(203,032)
ファンド		
0豪ドル買い、128,238米ドル売り	2019年12月18日	(128,237)
1,195,412カナダドル買い、900,000米ドル売り	2020年 3 月18日	1,011
1,952,307スイスフラン買い、1,800,000ユーロ売り	2019年12月18日	(30,589)
21,704スイスフラン買い、0米ドル売り	2019年12月18日	21,732
21,253中国元買い、0米ドル売り	2019年12月18日	3,021

3,526,873中国元買い、500,000米ドル売り	2020年 3 月18日	44
41,093,152チェココルナ買い、1,600,000ユーロ売り	2020年 3 月18日	33
444,713チェココルナ買い、0ユーロ売り	2019年12月18日	19,197
3,300,000ユーロ買い、1,102,468,630ハンガリーフォリント売り	2020年 3 月18日	9,975
3,850,000ユーロ買い、39,297,852ノルウェークローネ売り	2019年12月18日	(16,667)
0ユーロ買い、13,788ポンド売り	2019年12月18日	(17,844)
0ユーロ買い、6,122,802円売り	2019年12月18日	(55,997)
0ユーロ買い、393,697スウェーデンクローナ売り	2019年12月18日	(41,162)
2,459,613ポンド買い、2,850,000ユーロ売り	2020年 3 月18日	29,514
200,000ポンド買い、258,311米ドル売り	2020年 3 月18日	1,275
0ポンド買い、219,699米ドル売り	2019年12月18日	(219,699)
5,399,904ハンガリーフォリント買い、0ユーロ売り	2019年12月18日	17,807
29,417,907,109インドネシアルピア買い、2,000,000米ドル売り	2019年12月18日	81,641
7,936,800イスラエルシェケル買い、2,300,000米ドル売り	2020年 3 月18日	(2,826)
50,683,948インドルピー買い、700,000米ドル売り	2020年 3 月18日	(1,497)
143,838,755円買い、1,200,000ユーロ売り	2020年 3 月18日	(8,668)
701,389メキシコペソ買い、0米ドル売り	2019年12月18日	35,771
91,675,725メキシコペソ買い、4,650,000米ドル売り	2020年 3 月18日	(35,358)
0ペルーソル買い、1,015米ドル売り	2019年12月18日	(1,015)
38,214,211フィリピンペソ買い、750,000米ドル売り	2020年 3 月18日	(616)
0フィリピンペソ買い、9,049米ドル売り	2019年12月18日	(9,049)
15,960,586ポーランドズロチ買い、3,700,000ユーロ売り	2019年12月18日	(5,867)
258,126,927ロシアルーブル買い、3,900,000米ドル売り	2019年12月18日	104,567
18,954,410スウェーデンクローナ買い、1,800,000ユーロ売り	2020年 3 月18日	(6,387)
1,839,682シンガポールドル買い、1,350,000米ドル売り	2020年 3 月18日	(3,333)
709シンガポールドル買い、0米ドル売り	2019年12月18日	518
56,405,871タイバーツ買い、1,850,000米ドル売り	2019年12月18日	17,223
13,060,838トルコリラ買い、2,200,000米ドル売り	2019年12月18日	62,697
0台湾ドル買い、51,928米ドル売り	2019年12月18日	(51,928)
1,700,000米ドル買い、1,147,849,340チリペソ売り	2019年12月18日	272,259
1,850,000米ドル買い、56,080,720台湾ドル売り	2020年 3 月18日	(2,313)
1,950,000米ドル買い、6,798,983,675コロンビアペソ売り	2019年12月18日	18,620
10,067,430米ドル買い、14,800,000豪ドル売り	2020年 3 月18日	28,265
2,450,000米ドル買い、10,216,146ブラジルリアル売り	2019年12月18日	42,580
27,180米ドル買い、0インドルピー売り	2019年12月18日	27,180
3,400,000米ドル買い、367,796,929円売り	2020年 3 月18日	16,884
3,570,870米ドル買い、5,700,000ニュージーランドドル売り	2019年12月18日	(88,056)
350,000米ドル買い、411,104,820韓国ウォン売り	2020年 3 月18日	1,227
4,100,000米ドル買い、4,056,534スイスフラン売り	2020年 3 月18日	9,811
42,588米ドル買い、0ユーロ売り	2019年12月18日	42,588
500,000米ドル買い、1,702,953ペルーソル売り	2020年 3 月18日	1,822
8,553,529米ドル買い、7,700,000ユーロ売り	2020年 3 月18日	8,173
0米ドル買い、89,954カナダドル売り	2019年12月18日	(67,773)
0米ドル買い、20,897イスラエルシェケル売り	2019年12月18日	(6,017)
0米ドル買い、5,376,195円売り	2019年12月18日	(49,169)
0米ドル買い、47,491,425韓国ウォン売り	2019年12月18日	(40,208)
15,683,833南アフリカランド買い、1,050,000米ドル売り	2020年 3 月18日	5,020
80,983南アフリカランド買い、0米ドル売り	2019年12月18日	5,518

\$ (220,309)

5. 金融資産と金融負債の相殺

2020年11月30日および2019年11月30日現在、ファンドが保有する金融商品の中で、財政状態計算書上で相殺表示されているものはありません（注3の総額をご参照下さい）。下記の表は、債務不履行時において、法的強制力があるマスター・ネットティング契約または類似の契約に基づき商品が相殺された場合の財務上の影響についての情報です。

下記は2020年11月30日現在における相手先別の総額および純額の金融資産および金融負債の要約です。

金融資産およびデリバティブ資産の相殺

内容	相手先	財政状態計算書 上の資産総額	財政状態計算書上の 相殺前に関する金額		
			金融商品 ⁽¹⁾	担保 ⁽²⁾	純額 ⁽³⁾
先渡	ドイツ銀行	\$ 1,165,007	\$(1,054,495)	\$ -	\$ 110,512
	バンク・オブ・				
先渡	ニューヨーク・メロン	2,942	(2,942)	-	-
先渡	シティバンク	1,161,709	(1,161,709)	-	-
先物	クレディスイス	2,724,531	(2,291,207)	-	433,324
証拠金	ドイツ銀行	1,531,946	-	-	1,531,946
	バンク・オブ・				
証拠金	ニューヨーク・メロン	3,939,857	(155,167)	-	3,784,690
証拠金	シティバンク	1,579,076	(29,176)	-	1,549,900
証拠金	クレディスイス	5,258,162	-	-	5,258,162
合計		\$ 17,363,230	\$(4,694,696)	\$ -	\$ 12,668,534

金融負債およびデリバティブ負債の相殺

内容	相手先	財政状態計算書 上の負債総額	財政状態計算書上の 相殺前に関する金額		
			金融商品 ⁽¹⁾	担保 ⁽²⁾	純額 ⁽³⁾
先渡	ドイツ銀行	\$ 1,054,495	\$(1,054,495)	\$ -	\$ -
	バンク・オブ・				
先渡	ニューヨーク・メロン	158,109	(2,942)	(155,167)	-
先渡	シティバンク	1,190,885	(1,161,709)	(29,176)	-
先物	クレディスイス	2,291,207	(2,291,207)	-	-
合計		\$ 4,694,696	\$(4,510,353)	\$ (184,343)	\$ -

(1) 相殺可能であるが財政状態計算書上は相殺されていない関連する金融商品の総額です。

(2) 相殺可能であるが財政状態計算書上は相殺されていない関連する現金担保および証拠金の総額です。

(3) 契約上の相殺する権利に基づき債務不履行時の相手先別の純額を表します。

下記は2019年11月30日現在における相手先別の総額および純額の金融資産および金融負債の要約です。

金融資産およびデリバティブ資産の相殺

内容	相手先	財政状態計算書 上の資産総額	財政状態計算書上の 相殺前に関する金額		
			金融商品 ⁽¹⁾	担保 ⁽²⁾	純額 ⁽³⁾
先渡	ドイツ銀行 バンク・オブ・	\$ 1,158,155	\$(1,158,155)	\$ -	\$ -
先渡	ニューヨーク・メロン	1,175	(1,175)	-	-
先渡	シティバンク	1,161,955	(1,089,262)	-	72,693
先物	クレディスイス	2,544,662	(2,033,457)	-	511,205
証拠金	ドイツ銀行 バンク・オブ・	1,961,036	(76,995)	-	1,884,041
証拠金	ニューヨーク・メロン	3,653,097	(216,007)	-	3,437,090
証拠金	シティバンク	1,746,346	-	-	1,746,346
証拠金	クレディスイス	5,446,649	-	(537,372)	4,909,277
合計		\$ 17,673,075	\$(4,575,051)	\$ (537,372)	\$ 12,560,652

金融負債およびデリバティブ負債の相殺

内容	相手先	財政状態計算書 上の負債総額	財政状態計算書上の 相殺前に関する金額		
			金融商品 ⁽¹⁾	担保 ⁽²⁾	純額 ⁽³⁾
先渡	ドイツ銀行 バンク・オブ・	\$ 1,235,150	\$(1,158,155)	\$(76,995)	\$ -
先渡	ニューヨーク・メロン	217,182	(1,175)	(216,007)	-
先渡	シティバンク	1,089,262	(1,089,262)	-	-
先物	クレディスイス	2,033,457	(2,033,457)	-	-
ブローカー に対する債務	クレディスイス	537,372	-	(537,372)	-
合計		\$ 5,112,423	\$(4,282,049)	\$ (830,374)	\$ -

(1) 相殺可能であるが財政状態計算書上は相殺されていない関連する金融商品の総額です。

(2) 相殺可能であるが財政状態計算書上は相殺されていない関連する現金担保および証拠金の総額です。

(3) 契約上の相殺する権利に基づき債務不履行時の相手先別の純額を表します。

6. 関連当事者との取引

一方が他方を支配する、あるいは財務または事業に係る判断をするときに他方に重要な影響を及ぼす可能性がある場合、関連当事者であるとみなされます。

受託銀行および管理会社

2011年6月29日に、ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（旧商号：CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド）はトラストの受託銀行になりました。基本信託証書に従い、受託銀行と管理会社は、トラストの運営と管理について権限と全体的な責任を負い、トラストにおける受益権の分配と償還に対する責任を含みます。受託銀行と管理会社は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（USA）にファンドの日々の運営を行うように任命しました。受託銀行は、ファンドの資産から純資産価額に対して年

率0.01%の報酬を受領する権利を有します。ただし、報酬は四半期当たり3,750米ドルを最低額とします。受託銀行の報酬は毎日発生し、直前の評価日（毎日）時点の純資産価額に基づき計算され、四半期ごとに後払いで支払われます。

クイーンズゲート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー・リミテッド（以下、「管理会社」といいます。）は、上記のように2011年6月29日付基本信託証書を受託銀行と締結し、2012年1月27日付補足信託証書を受託銀行と締結しました。管理会社はファンド資産の管理、およびファンドの受益証券の発行ならびに買戻しを指示します。管理会社は、ファンドの資産から純資産価額に対して年率0.01%の報酬を受領する権利を有します。ただし、報酬は四半期当たり3,750米ドルを最低額とします。管理会社の報酬は毎日発生し、直前の評価日（毎日）時点の純資産価額に基づき計算され、四半期ごとに後払いで支払われます。

代行協会員および販売会社

2012年1月27日に、クイーンズゲート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー・リミテッドと三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社（（訳注））（以下、「代行協会員」といいます。）の間で代行協会員契約が締結されました。代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドの受益証券に関する目論見書を日本証券業協会（以下、「JSDA」といいます。）に提出、受益証券一口当たりの純資産価格を公表、および決算報告書その他の書類をJSDAへ提出するなどの業務を行うことに同意する契約です。代行協会員は、ファンドの受益証券の各クラスに帰属する純資産価額に対して年率0.05%の報酬を受領する権利を有します。

（（訳注））原文では「三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社（Mitsubishi UFJ Morgan Stanley PB Securities Co., Ltd.）」と記載されておりますが、正しくは「三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（Mitsubishi UFJ Morgan Stanley Securities Co., Ltd.）」です。

2012年1月27日に受益証券販売・買戻契約が管理会社と代行協会員との間で締結され、代行協会員は規定に従い日本において受益証券の販売会社の役割を担います。販売会社は、ファンドの受益証券の各クラスに帰属する純資産価額に対して年率0.95%の報酬を受領する権利を有します。代行協会員と販売会社の報酬は毎日発生し、直前の評価日時点の純資産価額に基づき計算され、四半期ごとに後払いで支払われます。

管理事務代行会社

2012年1月27日に受託銀行と管理会社は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（USA）とファンドの管理事務代行契約を締結し、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンが、オルタナティブ投資サービス部門（以下、「BNYM-AIS」といいます。）を通じてファンドの管理事務業務を行います。管理事務代行会社に対する報酬は、契約書に含まれている報酬規程に基づき計算されます。報酬は毎日発生し、四半期ごとに後払いで支払われます。ファンドの純資産が250百万未満の場合はファンドの純資産の0.08%の報酬、250百万以上500百万以下の場合は0.06%の報酬、500百万超の場合は0.04%の報酬となります。ただし、最低年間管理事務代行報酬89,000ドルがあります。

投資顧問会社

2012年1月27日付の投資顧問契約に従い、アセットマネジメントOne インターナショナル・リミテッド（以下、「投資顧問会社」といいます。）は、投資顧問として任命されました。この契約によると、投資顧問会社は、各勘定にある資産の投資および再投資を管理し、すべての権限を持って裁量により指図をすることが認められています。これらの機能は、管理会社から投資顧問会社に委託されました。

投資顧問会社は、ファンドの純資産価額に対して年率0.63%の報酬を受領する権利を有します。報酬は毎日発生し、直前の評価日時点の純資産価額に基づき計算され、四半期ごとに後払いで支払われます。

副投資顧問会社

2012年1月27日付の副投資顧問契約に基づいて、投資顧問会社は、ファンド資産の投資および再投資の運営を行うことをアспект・キャピタル・リミテッド（以下、「副投資顧問会社」といいます。）に任命しました。

副投資顧問会社は、ファンドの資産から、クラスヘッジ取引（注記8）の未実現損益を除いた米ドル建てポートフォリオ（以下、「共通ポートフォリオ」といいます。）の純資産価額に対して年率1.5%の報酬を受領する権利を有します。報酬は毎日発生し、直前の評価日時点の純資産価額に基づき計算され、四半期ごとに後払いで支払われます。

副投資顧問会社は、ファンドの資産から、毎月（以下、「報酬計算期間」といいます。）月末において、共通ポートフォリオの正味新利益の20%に相当する月次成功報酬を受領する権利を有します。正味新利益とは、（ ）共通ポートフォリオの正味実現純損益に、（ ）共通ポートフォリオの正味未実現純損益の変動額を加え、（ ）共通ポートフォリオの純資産額の年率3.25%を上限とするファンドの費用（受託報酬、管理報酬、管理事務代行報酬、保管報酬、販売報酬、投資顧問報酬、副投資顧問報酬を含みます。）と、（ ）取引仲介手数料および取引費用の全額を控除し、（ ）直前の報酬計算期間末日時点の正味新利益が負の数値であった場合（以下、「正味累積損失」といいます。）に、当該正味累積損失額を差し引いた金額とします。

保管銀行

2012年1月27日付の保管契約に従い、受託銀行によって、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（以下、「保管銀行」といいます。）が保管銀行に任命されました。保管銀行は、ファンドの純資産から、純資産価額に対して年率0.02%の報酬、または受託銀行と保管銀行が随時合意するその他の報酬を受領する権利を有します。また、保管銀行は、標準的な基準に従い取引手数料を受領する権利も有します。報酬は毎日発生し、直前の評価日時点の純資産価額に基づき計算され、四半期ごとに後払いで支払われます。

7. 分配

投資顧問会社は、受託銀行を代理する管理事務代行会社に、各クラスの受益証券保有者に対して分配を行うことを指示します。分配は、各クラスの受益証券に帰属するファンドの収益、実現および未実現キャピタルゲイン、ならびに／または分配可能な資金から支払われます。さらに、投資顧問会社がファンドについて合理的な水準の分配を維持することが必要であると考える場合、投資顧問会社は、受託銀行のかわりに管理事務代行会社に対し、ファンドの元本から分配金を支払うように指示をします。当期間において、下記の分配が行われました。

	2020年11月30日 終了年度	2019年11月30日 終了年度
豪ドル建てクラスから支払われた分配金	\$ (36,442)	\$ (24,041)
	\$ (36,442)	\$ (24,041)

[次へ](#)

8. 発行済受益証券

米ドル建米ドルクラス受益証券、豪ドル建豪ドルクラス受益証券、および円建円クラス受益証券という3クラスの受益証券の申込みが可能です。

当初申込期間

適格投資者による受益証券の申込みは当初申込期間において下記の発行価格で行われました。

- 米ドル建米ドルクラス受益証券 - 一口当たり10.00米ドル
- 豪ドル建豪ドルクラス受益証券 - 一口当たり10.00豪ドル
- 円建円クラス受益証券 - 一口当たり10,000円

当初申込期間に申し込まれた受益証券は2012年3月16日に発行されました。

継続申込期間

各クラスの受益証券は、取引日（各営業日）の当該申込価格で申込みが可能です。受益証券の一口当たりの申込価格は、当該取引日にあたる評価日の評価時点におけるそのクラスの受益証券の一口当たり純資産価格となります。

最低申込金額

米ドル建米ドルクラス受益証券の投資家一人当たりの最低申込金額は、100米ドル以上0.01米ドル単位または10口以上0.001口単位です。豪ドル建豪ドルクラス受益証券の投資家一人当たりの最低申込金額は、100豪ドル以上0.01豪ドル単位または10口以上0.001口単位です。円建円クラス受益証券の投資家一人当たりの最低申込金額は、10,000円以上1円単位または1口以上0.001口単位です。

償還

管理事務代行会社が取引日の少なくとも1営業日前までに償還請求書を受け取った場合、受益者の選択で、ファンドの受益証券を買戻価格で各取引日に償還することができます。一口当たりの買戻価格は、当該取引日にあたる評価日の評価時点におけるそのクラスの受益証券の一口当たり純資産価格となります。

2020年11月30日に終了した期間における取引は下記のとおりです。

	米ドルクラス (米ドル建)	豪ドルクラス (豪ドル建)	円クラス (円建)	合計
期首受益証券口数	1,025,849	464,459	433,303	1,923,611
当期発行受益証券口数	360,389	-	34,951	395,340
当期償還受益証券口数	(199,294)	(357,871)	(109,450)	(666,615)
期末受益証券口数	1,186,944	106,588	358,804	1,652,336
一口当たり純資産価格	\$ 8.62	AU\$ 7.46	/ 7,744.54	

2019年11月30日に終了した期間における取引は下記のとおりです。

	米ドルクラス (米ドル建)	豪ドルクラス (豪ドル建)	円クラス (円建)	合計
期首受益証券口数	1,164,262	115,189	379,851	1,659,302
当期発行受益証券口数	-	349,284	143,166	492,450
当期償還受益証券口数	(138,413)	(14)	(86,714)	(228,141)
期末受益証券口数	1,025,849	464,459	433,303	1,923,611
一口当たり純資産価格	\$ 9.66	AU\$ 8.67	/ 8,806.95	

ファンドの元本は主にこれらの受益証券数で表示されます。注記1で記載されている目的、注記9で記載されているリスク管理方針に従い、償還に対応する十分な流動性を維持し、必要であれば、短期の借入や投資の償還により流動性を上げながら、ファンドは受益者から受け取った申込金を適切な投資商品で運用するよう努力します。

2020年11月30日現在および2019年11月30日現在、ファンドの全受益証券は単独の受益者に保有されています。

9. 財務リスク管理

財務リスク要因

ファンドの活動により、市場リスク（価格リスク、通貨リスク、および金利リスクを含みます。）、信用リスク、流動性リスクなどさまざまな財務リスクが発生します。

ファンドは、保管リスクなど運営リスクを有しています。保管リスクは、保管されている有価証券の損失リスクであり、保管銀行の支払不能や過失によって起こります。法的枠組みが適切に実施され、保管銀行に委託されている有価証券の価値の損失リスクを除去しますが、怠慢などの事象により、ファンドによる有価証券の譲渡が一時的に損なわれることがあるかもしれません。

ファンドの全体的なリスク管理プログラムは、ファンドが関連するリスクレベルにより生じる利益を最大にすること、およびファンドの財務成績における潜在的な負の影響を最小限に抑えることを求めています。ファンドは、あるリスクの発生を軽減するために通貨先渡契約を使います。

すべての有価証券投資には元本損失のリスクがあります。長期債務証券に係る元本の損失は最大でもそのポジションの公正価値までに限定されます。先物売りポジションにおける元本の最大損失は無制限です。先物買いポジションおよび通貨先渡契約における元本の損失は、最大でもそのポジションの想定元本までに限定されます。

マーケットリスク

a) 価格リスク

ファンドは、債務証券および派生商品の価格リスクを有しています。それは、将来の価格が不安定なことによりファンドが保有する投資から生じます。非貨幣性金融商品は米ドル以外の通貨建てであり、当初外貨で表示され、米ドルに換算された価格は、為替レートの変更により変動します。下記（b）「為替リスク」では、価格リスクのうちこの要素がどのように管理され、測定されるかについて説明しています。

派生商品には、その価値がひとつあるいは複数の原証券、金融ベンチマーク、あるいは金融指数にリンクした商品および契約が含まれます。派生商品の価値は、原資産の価格変動に大きく左右されます。多くの派生商品は、その取引が締結されたときに支払い、あるいは預かった金額に対し、市場のエクスポージャーが極めて大きくなります。不利な市場変動が比較的小規模であっても、投資の全額を失うばかりでなく、本来の投資金額を超える損失をファンドが被ることがあります。ファンドが取得しようとする派生商品を、満足できる条件で特定の時点において取得できるという保証はなく、取得自体ができるという保証もありません。

ファンドの方針は、ファンドが設定している投資制限の範囲内で、有価証券とその他の金融商品の分散および選択をととして価格リスクを管理します。

11月30日現在、価格リスクのある債務および関連派生商品の公正価値は、注記3および4に記載されています。注記4には、ファンドの派生取引における想定エクスポージャーと業界に対するエクスポージャーが含まれています。

投資顧問会社は、ファンドの運用戦略をベンチマークやその他の指標をたどるように管理していません。2020年11月30日現在、ファンドの市場リスクは3つの主要な要素の影響を受けます。実際の市場価格の変化、金利および為替の変動です。2020年11月30日において、その他の変数が一定の状態を保たれているとして、ポートフォリオ（先物取引を除きます。）が10%上昇した場合、受益者に帰属する純資産は約2,072,779米ドル（2019年：2,933,590米ドル）上昇したことになります。逆に、2020年11月30日において、ポートフォリオ（先物取引を除きます。）が10%下落した場合、受益者に帰属する純資産は約2,072,779米ドル（2019年：2,933,590米ドル）下落したことになります。

上記に記載された感応度分析は、11月30日現在のポートフォリオ（先物取引を除きます。）の構成に基づいています。ファンドの運用ポートフォリオの構成は、徐々に変更する可能性があります。したがって、11月30日現在で準備された感応度分析は、将来におけるファンドの純資産への影響を示すものとは限りません。

2020年11月30日において、先物取引の想定価値（金利リスクの影響を受ける想定元本が373,825,417米ドルの金融先物を除きます。）が、その他の変数が一定の状態を保たれているとして、10%上昇あるいは下落した場合に、受益者に帰属する純資産の各々の上昇、下落は下記のとおりになります。

	正味想定元本	想定元本10%変動による純資産 価格の上昇/下落（+/-）値
先物契約		
通貨	\$ 1,244,324	124,432
エネルギー	(3,516,720)	351,672
穀物	10,179,226	1,017,923
インデックス	6,465,875	646,588
ロンドン金属	9,608,198	960,820
材料	1,226,550	122,655
畜産物	(1,911,595)	191,160
金属	5,140,091	514,009
先物契約合計額（正味想定元本）	\$ 28,435,949	

2019年11月30日において、先物取引の想定価値（金利リスクの影響を受ける想定元本が295,094,792米ドルの金融先物を除きます。）が、その他の変数が一定の状態で保たれているとして、10%上昇あるいは下落した場合に、受益者に帰属する純資産の各々の上昇、下落は下記のとおりになります。

	正味想定元本	想定元本10%変動による純資産 価格の上昇/下落（+/-）値
先物契約		
通貨	\$ (1,189,169)	118,917
エネルギー	(550,446)	55,045
穀物	(1,048,723)	104,872
インデックス	43,646,499	4,364,650
ロンドン金属	(980,981)	98,098
材料	(163,400)	16,340
畜産物	846,228	84,623
金属	2,232,492	223,249
先物契約合計額（正味想定元本）	\$ 42,792,500	

上記の感応度分析は、11月30日現在のポートフォリオにおける先物契約に基づいています。ファンドの先物契約の構成は、徐々に変更する可能性があります。したがって、11月30日現在で準備された感応度分析は、将来におけるファンドの純資産への影響を示すものとは限りません。

副投資顧問会社は、システム化された定量的運用プログラムを導入し、ファンドの運用目標を実現することを目指しています。プログラムは、完全にシステム化され、幅広く分散されたグローバルトレーディングシステムを採用し、そのシステムによって、主に上場先物取引および為替先渡取引を通じ、通貨、金利、株式、株価指数、債務証券（債券を含みます。）、および商品（エネルギー、金属、農産物を含みます。）を含む（しかし、これに限定しません。）幅広い金融商品やその他資産の市場のトレンドを伴う動きを見極め、有効に活用するべく、多様な戦略を展開します。

それぞれの市場に対して比較的小さなエクスポージャーを維持し、様々な取引のポジションを保ちながら、副投資顧問会社は長期的な分散を目指しています。ファンドの方針は、分散により価格リスクの管理をすることです。一般的に、プログラムは多数の取引市場にポジションを維持します。その他の要因のなかでも、シグナルの強度、変動性および流動性によって、市場への集中が変化します。収益の機会がみられるとき、利回りの可能性が最大限になるように設計された市場リスクの配分を十分に分散するように構築することに重点が置かれます。市場に対するエクスポージャーは毎日モニターされ、各市場におけるプログラムのエクスポージャーのレベルは常に定量化が可能であり、市場の変動性と流動性に従って変化します。

プログラムは完全自動化システムを採用し、市場のデータ（現在および過去の価格データを含みます。）を収集し、処理分析を行い、市場動向を見定め有効に使用します。いろいろな期間単位でトレンドを見ながら、様々な頻度でプログラムは取引を行います。総合シグナルにしたがって、ポジションを取り、リスクを統制するように調整します。

b) 為替リスク

ファンドは国際的に運用し、機能通貨である米ドル以外の通貨建ての貨幣性および非貨幣性資産を保有しています。先物取引、他の通貨で認識されている貨幣性資産および貨幣性負債の価値が為替レートの変動によりIFRS第7号に規定されている為替リスクが発生します。IFRS第7号では、非貨幣性資産および負債に関する為替のエクスポージャーは、市場価格リスクの一要素であり、為替リスクではないとみなしています。ファンドは、すべての外貨建ての資産および負債のエクスポージャーをモニターしています。

下記の表は、2020年11月30日現在において米ドル以外の通貨建てであるファンドの貨幣性資産および負債の要約です。

外貨建て資産および負債の集中度

（米ドル換算額）	豪ドル	スイスフラン	ポンド	円	韓国ウォン	マレーシアリンギット	タイバーツ	トルコリラ	南アフリカランド
資産	22,846	2,368	43,101	112,297	152,330	218,853	935	62,429	37,975
（米ドル換算額）	カナダドル	ユーロ	香港ドル	スウェーデンクローナ	シンガポールドル				
負債	(54,268)	(138,363)	(1,354)	(1,372)	(2,729)				

下記の表は、2019年11月30日現在において米ドル以外の通貨建てであるファンドの貨幣性資産および負債の要約です。

外貨建て資産および負債の集中度

（米ドル換算額）	香港 ドル	韓国 ウォン	マレーシア リンギット	スウェーデ ンクローナ	シンガポ ールドル	タイバーツ	トルコリラ	南アフリカ ランド
資産	1,434	583,082	156,203	17,107	1,099	483	16,922	12,268

（米ドル換算額）	豪ドル	カナダドル	スイス フラン	ユーロ	ポンド	円
負債	(17,798)	(60,465)	(132,185)	(194,362)	(92,424)	(40,137)

下記の表は、2020年11月30日現在の為替相場の変動に対するファンドの貨幣性資産および負債の純額の感応度の要約です。その他の変数が一定の状態を保たれているとして、為替レートが米ドルに対して下記の表の変動率で上昇／下落したという仮定に基づき分析されています。

（米ドル換算額）	豪ドル	スイス フラン	ポンド	円	韓国 ウォン	マレーシア リンギット	タイバーツ	トルコリラ	南アフリカ ランド
為替レート変動率	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%
純資産額変動額	2,285	237	4,310	11,230	15,233	21,885	93	6,243	3,797

（米ドル換算額）	カナダ ドル	ユーロ	香港 ドル	スウェーデ ンクローナ	シンガポ ールドル
為替レート変動率	10%	10%	10%	10%	10%
純資産額変動額	(5,427)	(13,836)	(135)	(137)	(273)

下記の表は、2019年11月30日現在の為替相場の変動に対するファンドの貨幣性資産および負債の純額の感応度の要約です。その他の変数が一定の状態を保たれているとして、為替レートが米ドルに対して下記の表の変動率で上昇／下落したという仮定に基づき分析されています。

（米ドル換算額）	香港 ドル	韓国 ウォン	マレーシア リンギット	スウェーデ ンクローナ	シンガポ ールドル	タイバーツ	トルコリラ	南アフリカ ランド
為替レート変動率	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%
純資産額変動額	143	58,308	15,620	1,711	110	48	1,692	1,227

（米ドル換算額）	豪ドル	カナダ ドル	スイス フラン	ユーロ	ポンド	円
為替レート変動率	10%	10%	10%	10%	10%	10%
純資産額変動額	(1,780)	(6,047)	(13,219)	(19,436)	(9,242)	(4,014)

米ドル以外の通貨建ての債券および短期マネーマーケット商品へのファンド資産の運用により、ファンドは、為替レートの変動の影響を受けます。運用が米ドル以外の債券および短期マネーマーケット商品で行われている場合、ファンドは為替取引を行います。このような取引は、為替リスクを取り除きませんが軽減し、米ドルに対する通貨の下落からファンド資産のすべて、あるいは一部を守るように組み立てられています。

豪ドルおよび円クラス（注記8）に関して、ファンドは各クラスの受益者のために為替取引を行っています。

為替取引が生じる市場は激しく変動し、非常に特殊であり、極めて専門的です。流動性と価格の変動を含めた著しい変動が、短時間に、時には分単位で、市場に発生します。

2020年11月30日現在において、先渡取引以外の損益を通して公正価値で測定するファンドの金融資産および負債は、先物取引の（70,275）米ドル（2019年：304,451米ドル）を除いて、米ドルに換算替えされています。

2020年11月30日現在に、その他の変数が一定の状態を保たれているとして、下記通貨と米ドルの間の為替レートが10%上昇/下落した場合、受益者に帰属する純資産の増加あるいは減少は、下記のようになります（クラスヘッジ取引に用いられる通貨先渡取引の影響を除きます。）。

通貨	2020年11月30日現在 先渡取引の 未実現利益（損失）	為替レート変動10% による純資産価格の 上昇/下落（+/-）値
豪ドル - 米ドル	\$ (63,993)	\$ 418,995
ブラジルリアル - 米ドル	(27,983)	202,799
カナダドル - 米ドル	(9,519)	189,048
スイスフラン - ユーロ	(13,537)	1,230
スイスフラン - 米ドル	(8,245)	269,176
チリペソ - 米ドル	(23,959)	82,604
中国元 - 米ドル	257,611	510,761
コロンビアペソ - 米ドル	(89,008)	98,901
チェココルナ - ユーロ	(43,386)	3,944
ユーロ - ポンド	(76,118)	6,920
ユーロ - ハンガリーフォリント	(3,405)	310
ユーロ - 円	(68,252)	6,204
ユーロ - ノルウェークローネ	(72,896)	6,627
ユーロ - ポーランドズロチ	(11,031)	1,003
ユーロ - スウェーデンクローナ	50,459	4,587
ユーロ - 米ドル	3,518	346,609
ポンド - 米ドル	(46,935)	13,358
インドネシアルピア - 米ドル	(14,529)	5,017
イスラエルシェケル - 米ドル	(4,843)	129,516
インドルピー - 米ドル	(12,120)	158,788
円 - 米ドル	(124,275)	3,313,701
韓国ウォン - 米ドル	56,130	325,613
メキシコペソ - 米ドル	38,423	123,842
ニュージーランドドル - 米ドル	155,443	575,740
ペルーソル - 米ドル	34,172	261,583
フィリピンペソ - 米ドル	23,607	67,361
ロシアルーブル - 米ドル	(12,816)	126,282
シンガポールドル - 米ドル	(903)	99,910
タイバーツ - 米ドル	10,578	171,058
台湾ドル - 米ドル	(38,598)	493,860
米ドル - 南アフリカランド	62,580	211,260
	<u>\$ (73,831)</u>	

通貨	2020年11月30日現在 外貨建て先物取引の 未実現利益（損失）	為替レート変動10% による純資産価格の 上昇／下落（＋／－）値
豪ドル	\$ (20,287)	\$ 2,029
カナダドル	78,203	7,820
スイスフラン	(1,103)	110
ユーロ	108,098	10,810
ポンド	(39,514)	3,951
香港ドル	(5,760)	576
円	(99,487)	9,949
韓国ウォン	(25,871)	2,587
マレーシアリングgit	10,303	1,030
スウェーデンクローナ	(8,845)	884
シンガポールドル	(1,276)	128
タイバーツ	545	55
トルコリラ	(36,084)	3,608
南アフリカランド	(29,197)	2,920
	<u>\$ (70,275)</u>	

米ドル分は合計に含まれていません。

2019年11月30日現在に、その他の変数が一定の状態を保たれているとして、下記通貨と米ドルの間の為替レートが10%上昇／下落した場合、受益者に帰属する純資産の増加あるいは減少は、下記のようになります（クラスヘッジ取引に用いられる通貨先渡取引の影響を除きます。）。

通貨	2019年11月30日現在 先渡取引の 未実現利益（損失）	為替レート変動10% による純資産価格の 上昇／下落（＋／－）値
豪ドル - 米ドル	\$ (99,972)	\$ 1,003,916
ブラジルリアル - 米ドル	42,580	240,742
カナダドル - 米ドル	(66,762)	83,324
スイスフラン - ユーロ	(30,589)	2,781
スイスフラン - 米ドル	31,543	406,846
チリペソ - 米ドル	272,259	142,774
中国元 - 米ドル	3,065	50,306
コロンビアペソ - 米ドル	18,620	193,138
チェココルナ - ユーロ	19,230	1,748
ユーロ - ポンド	11,670	1,061
ユーロ - ハンガリーフォリント	27,782	2,526
ユーロ - 円	(64,665)	5,879
ユーロ - ノルウェークローネ	(16,667)	1,515
ユーロ - ポーランドズロチ	(5,867)	533
ユーロ - スウェーデンクローナ	(47,549)	4,323
ユーロ - 米ドル	50,761	854,536
ポンド - 米ドル	(218,424)	25,959
インドネシアルピア - 米ドル	81,641	208,164
イスラエルシェケル - 米ドル	(8,843)	229,115
インドルピー - 米ドル	25,683	69,850
円 - 米ドル	(32,285)	343,228
韓国ウォン - 米ドル	(38,982)	38,898
メキシコペソ - 米ドル	413	465,041

ニュージーランドドル - 米ドル	(88,056)	365,893
ペルーソル - 米ドル	807	49,818
フィリピンペソ - 米ドル	(9,665)	74,938
ロシアルーブル - 米ドル	104,567	400,457
シンガポールドル - 米ドル	(2,815)	134,719
タイバーツ - 米ドル	17,223	186,722
トルコリラ - 米ドル	62,697	226,270
台湾ドル - 米ドル	(54,241)	185,231
米ドル - 南アフリカランド	10,536	106,054
	\$ (4,305)	

通貨	2019年11月30日現在 外貨建て先物取引の 未実現利益（損失）	為替レート変動10% による純資産価格の 上昇／下落（＋／－）値
豪ドル	\$ 88,632	\$ 8,863
カナダドル	56,727	5,673
スイスフラン	122,454	12,245
ユーロ	84,029	8,403
ポンド	(52,440)	5,244
香港ドル	40,087	4,009
円	27,244	2,724
韓国ウォン	(23,545)	2,354
マレーシアリングgit	10,990	1,099
スウェーデンクローナ	(26,837)	2,684
シンガポールドル	(3,118)	312
タイバーツ	1,765	177
トルコリラ	(18,176)	1,818
南アフリカランド	(3,361)	336
	\$ 304,451	

米ドル分は合計に含まれていません。

ファンドの方針にしたがい、副投資顧問会社は、毎日、ファンドの為替正味ポジションをモニターしています。

c) 金利リスク

金利変動に対するファンドのエクスポージャーは、固定金利債務証券へのファンドの運用に関連します。国債は、下記満期のゼロクーポン債です。

2020年11月30日現在	満期
米国財務省短期証券 （想定元本20,804,000米ドル）	2020-2021

2019年11月30日現在	満期
米国財務省短期証券 （想定元本29,613,000米ドル）	2019-2020

さらに、ファンドは、正味想定元本が373,825,417米ドル（2019年：295,094,792米ドル）で満期が1ヶ月超から3年までの金融先物契約を保有しています。

確定利付資産の価値は、金利の変動に伴い変動します。通常、金利が上昇する場合、長期確定利付資産の価値は下落する傾向にあります。反対に、金利が下落する場合、長期確定利付資産の価値は上昇する傾向にあります。確定利付資産の価値の変動の度合いは、確定利付資産の満期と発行条件を含め、数多くの要因に左右されます。

2020年および2019年11月30日現在において、その他の変数が一定の状態を保たれているとして、金利が10ベーシスポイント変動した場合、受益者に帰属する純資産への影響は、ファンドにとって重大なものではありませんでした。

ファンドの方針にしたがい、副投資顧問会社は、毎日、ファンドの総合的な金利感応度をモニターしています。

信用リスク

ファンドは信用リスクを有しています。それは、債務返済が不履行となったことにより、金融商品に係る一方の当事者が、他方に対する財務上の損失をもたらすというリスクです。

ファンドが行っている主な集中は、ファンドの債務証券への投資から発生します。ファンドは、派生商品取引、証拠金勘定、現金および現金同等物、ブローカーからの未収金、ならびにその他未収金残高に係るカウンターパーティリスクも有しています。現金残高を確保し、有価証券取引を大手の金融機関と行うことによって、信用リスクを軽減するようにしています。

2020年11月30日現在の各クラスの債券に係る信用格付け別ポートフォリオ

	信用格付け	ドル金額	純資産価格の%
米国財務省短期証券	A A +	20,801,616	55.55

2019年11月30日現在の各クラスの債券に係る信用格付け別ポートフォリオ

	信用格付け	ドル金額	純資産価格の%
米国財務省短期証券	A A +	29,556,204	62.23

ファンドは、信用リスクおよび予想信用損失を、倒産確率、デフォルト時エクスポージャーおよび債務不履行時損失を用いて測定します。また経営者は予想信用損失を算定するために過去分析と将来情報の両方を考慮します。ファンドに対して潜在的に信用リスクをもたらす現金同等物は、主にコール資金と当初から3ヶ月以内に満期が到来する投資からなります。現金同等物は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（S & P格付けがAです。）に預け入れていますので、重要な信用リスクがあるとは考えられません。

2020年11月30日現在、ファンドのすべての金融商品がバンク・オブ・ニューヨーク・メロン、クレディスイス、ドイツ銀行およびシティバンクに保管されています（2019年11月：バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、クレディスイス、ドイツ銀行およびシティバンク）。これらのブローカーは主要な証券取引所のメンバーであり、2020年11月30日現在、S & Pの格付けは、それぞれA、B B B +、B B B +、B B B +（2019年11月30日：A、B B B +、B B B +、B B B +）です。ファンドはブローカーをモニターし、いずれも適切な保管銀行であると信じていますが、支払不能にならないという保証はありません。連邦破産法と1970年証券投資家保護法は、ブローカーの倒産、支払不能、解散などが起こった場合

に、顧客の財産を保護しようとはしますが、ファンド資産の保管を行っているブローカーの倒産によって、（ ）一定期間において資産が利用できない、（ ）完全回収はできないが最終的に資産を受領する、あるいは（ ）その両者が起こるために、ファンドは損失を計上しないということは確かではありません。4つの保管銀行（2019年11月30日：4つ）に実質的にすべてのファンド資産の保管を委任しているために、そのような損失は重大になり得るとともに、運用目的を達成しようとするファンドの能力を著しく損なう可能性があります。カウンターパーティは直近の期間における契約上の義務を履行するための強固な能力を有しているため、経営者は倒産確率はゼロに近いと考えています。結果として、減損はファンドにとって全体として重要な金額になり得ないと考えられたため、12ヶ月の予想信用損失に基づく損失評価引当金は認識されていません。

認可されたブローカーを使ってすべての取引の受け渡しが行われると、決済され、支払が行われます。ブローカーが支払を受領すると直ちに売却された有価証券の受け渡しが行われますので、債務不履行のリスクは最少であると思われます。有価証券がブローカーに受領されると直ちに購入側の支払が行われます。いずれかの当事者がその義務の履行を行うことができない場合、その取引は失敗となります。

ファンドの非上場派生商品に係るカウンターパーティは大手金融機関です。

派生商品の残高に係る信用リスクがファンドの財政状態に重要な不利な影響を及ぼすと、経営者は考えておりません。ファンドの方針にしたがい、副投資顧問会社は、ファンドの信用ポジションを毎日モニターしています。

2020年11月30日に信用強化を行う前の信用リスクに対する最大のエクスポージャーは、財政状態計算書に記載されている金融資産の簿価です。

流動性リスク

流動性リスクとは、債務の期限が到来しているが、債務全額を決済するのに十分な現金資金を調達できない、あるいはかなり不利な条件で資金調達を行わざるを得ないというリスクです。

ファンドは派生商品のマージンコールの毎日の決済と、償還可能株式の毎日の現金償還を行っています。活発な市場で取引され、容易に処分することができる投資商品で資産の大半を運用することが方針です。投資のうち限られた割合の資産のみが証券取引所で活発に取引されていません。

ファンドは、財政状態計算書に計上されている金額を超える市場リスクを大なり小なり有する先物、先渡契約を行います。契約の想定元本は、金融商品へのファンドの参加の度合いを表しています。このような契約に伴う市場リスクは、これらの商品に係る為替レート、指標、および有価証券の価値の起こりうる変動により発生します。その他の市場リスクおよび信用リスクは、商品が市場で流動しない可能性、商品の価値の変動が為替、商品、指標、あるいは有価証券の価値の変動と直接相互関連しない可能性、あるいは、先物もしくは先渡契約に係るカウンターパーティが契約条件に基づいて行う義務が不履行となる可能性を含みます。

下記の表は、財政状態計算書の日において、最も早い契約満期日までの残存期間により満期日でグループ分けをし、総額ベースで決済されるファンドの派生金融負債を分析しています。表の金額は、現在価値に割引いていない契約上のキャッシュ・フローです。

2020年11月30日現在：	3ヶ月以下	3ヶ月超から 12ヶ月まで	1年超	合計

損益を通じて公正価値を測定する

金融負債（純額決済派生商品） \$ (4,417,660) \$ (230,709) \$ (46,327) \$ (4,694,696)

2019年11月30日現在：

損益を通じて公正価値を測定する

金融負債（純額決済派生商品） \$ (3,794,027) \$ (714,191) \$ (66,833) \$ (4,575,051)

ファンドの派生商品ではない金融負債は、財政状態計算書の日から3ヶ月以内に支払期日が到来します。

公正価値の開示

IFRS第13号によって、ファンドは、測定の際に使用するインプットの重要性を反映する公正価値のヒエラルキーを使い公正価値の測定を分類することが要求されます。公正価値のヒエラルキーは次のレベルがあります。

- ・ 同一資産あるいは負債に対する活発な市場における（未調整）公表価格（レベル1）
- ・ 資産あるいは負債について、直接（すなわち、価格として）または間接的（すなわち、価格から算出して）に観察可能で、レベル1に含まれる公表価格以外のインプット（レベル2）
- ・ 観察可能な市場データを基準としていない資産あるいは負債に係るインプット（つまり、観察不可能なインプット）（レベル3）

公正価値の測定を全体的に分類する場合、公正価値のヒエラルキーのレベルは、公正価値の測定の全体に対して重要である最も低いレベルのインプットを基準に決定されます。この目的のために、インプットの重要性は、公正価値の測定の全体に対して評価されます。観測不可能なインプットに基づいて重要な調整を必要とする観察可能なインプットを公正価値の測定で使用する場合、その測定はレベル3となります。公正価値の測定の全体に対して特定のインプットの重要性を評価する際には、資産あるいは負債に特定な要因を考慮にいれながら、判断が必要となります。

「観察可能」とする決定には、ファンドによる重要な判断を必要とします。市場データが入手容易であり、定期的に配賦あるいは更新され、信頼性があり検証可能であり、専有情報ではなく、関連する市場において活発に関与している独立した発信元によって提供されるものを、ファンドは観察可能なデータであるとみなします。

下記の表は、2020年11月30日に測定されたファンドの（クラス別の）金融資産および負債を、公正価値のヒエラルキーで分類しています。

資産	レベル1	レベル2	レベル3	残高合計
米国財務省短期証券	\$ 20,801,616	\$ -	\$ -	\$ 20,801,616
通貨先渡契約	-	2,329,658	-	2,329,658
先物	2,724,531	-	-	2,724,531
資産合計	<u>\$ 23,526,147</u>	<u>\$ 2,329,658</u>	<u>\$ -</u>	<u>\$ 25,855,805</u>
負債	レベル1	レベル2	レベル3	残高合計
通貨先渡契約	\$ -	\$ (2,403,489)	\$ -	\$ (2,403,489)

先物	(2,291,207)	-	-	(2,291,207)
負債合計	<u>\$ (2,291,207)</u>	<u>\$ (2,403,489)</u>	<u>\$ -</u>	<u>\$ (4,694,696)</u>

下記の表は、2019年11月30日に測定されたファンドの（クラス別の）金融資産および負債を、公正価値のヒエラルキーで分類しています。

資産	レベル 1	レベル 2	レベル 3	残高合計
米国財務省短期証券	\$ 29,556,204	\$ -	\$ -	\$ 29,556,204
通貨先渡契約	-	2,321,285	-	2,321,285
先物	2,544,662	-	-	2,544,662
資産合計	<u>\$ 32,100,866</u>	<u>\$ 2,321,285</u>	<u>\$ -</u>	<u>\$ 34,422,151</u>

負債	レベル 1	レベル 2	レベル 3	残高合計
通貨先渡契約	\$ -	\$ (2,541,594)	\$ -	\$ (2,541,594)
先物	(2,033,457)	-	-	(2,033,457)
負債合計	<u>\$ (2,033,457)</u>	<u>\$ (2,541,594)</u>	<u>\$ -</u>	<u>\$ (4,575,051)</u>

その価値が活発な市場における市場価格に基づき、かつレベル 1 に分類される投資には、活発な上場株式、大部分の取引所で取引される派生商品、多くの米国財務省短期証券、および米国以外のソブリン債などがあります。ファンドは、これらの投資に係る公表価格を調整しません。

活発であるとは思われないが、公表市場価格、ディーラーの気配値、観察可能なインプットによって立証される代替価格発信元に基づいて評価される市場で取引する金融商品はレベル 2 に分類されます。これらには、非投資適格ソブリン債、大部分の投資適格社債、償還制限のないその他のファンドへの投資、取引量の少ない上場株式、および一部の店頭取引派生商品を含みます。レベル 2 では活発な市場で取引されていない、かつ / あるいは譲渡制限のあるポジションを含むために、評価は、一般的に入手可能な市場情報に基づく非流動性、かつ / あるいは譲渡不能を反映するように調整されます。

取引はめったに行われず、あるいは全く行われずのために、レベル 3 に分類される投資は重要な観察不可能なインプットを有しています。これらの有価証券については観察可能な価格を入手できないため、評価手法が公正価値を導くために使用されます。11月30日現在、ファンドはレベル 3 の投資を保有していません。

10. 公正価値で計上されていないが公正価値が開示される資産および負債

投資は公正価値で表示されます。すべてのその他の金融資産・負債の簿価は、短期の商品であるため、公正価値に近似していると考えられます。

現金および現金同等物は、現金有高および銀行預金を含みます。証拠金は、取引所先物取引、通貨先渡取引のための担保預け金です。現金および現金同等物、証拠金勘定は、レベル 1 のインプットを使用することによって決定されます。

未収入出資金およびその他の資産は、ファンドに対するその他の義務の履行に係る契約上の金額を含みます。未払金および未払費用は、償還および支出の決済のためのファンドによる契約金額および義務を表します。これらの未収金および未払金は、レベル 2 のインプットを使用することによって決定されます。

参加型受益証券の買取請求権の価値は、ファンドが設定している規定に従い、総資産および他のすべての負債の差額に基づいて計算されます。これらの参加型受益証券は活発な市場で取引されるものではあ

りません。参加型受益証券は保有者の選択により償還可能なものであり、ファンドのユニットクラス（注2および注8）に帰属する純資産価値の持分に比例した割合に応じた価額で、取引日であればいつでもファンドに対して売り戻すことが出来ます。公正価値は、要求払い金額を支払要求可能な最初の日から割り引いた金額に基づいています。割引計算の影響は軽微です。したがって、レベル2は受益者帰属純資産の区分として最も適切とみなされています。

11. コミットメント

通常取引のなかで、受託銀行と管理会社は、ファンドの代わりに、様々な表明および保証を含み、一般的な補償を条件とする契約を締結します。これらの取引において、受託銀行と管理会社の最も大きいエクスポージャーは未確認です。しかし、まだ発生していないが、将来起こり得る受託銀行と管理会社に対するクレームを含んでいますが、これまでの経験に基づき、経営者はファンドに対する損失リスクは起こりえないと考えています。

12. 後発事象

経営者は、2020年12月1日から2021年5月14日までの期間に係る後発事象を評価しました。

当該期間において、2,904,163米ドルの申込みおよび14,978,322米ドルの買戻しが行われました。その他ファンドに関連して開示すべき後発事象はありません。

（３）【投資有価証券明細表等】

D I A Mケイマン・トラスト - Aspect マネージド・フューチャーズ・ファンド

投資運用附属明細表（未監査）

2020年11月30日に終了した年度

先渡契約	満期日	未実現利益 ／（損失）
12,400,000豪ドル買い、8,993,585米ドル売り	2020年12月16日	\$ 126,243
796,822豪ドル買い、583,208米ドル売り	2020年12月30日	2,942
4,285,839ブラジルリアル買い、800,000米ドル売り	2020年12月16日	1,142
7,994,607カナダドル買い、6,100,000米ドル売り	2020年12月16日	67,582
2,361,971スイスフラン買い、2,200,000ユーロ売り	2020年12月16日	(22,378)
7,112,853スイスフラン買い、7,800,000米ドル売り	2020年12月16日	50,936
1,959,319,993チリペソ買い、2,550,000米ドル売り	2020年12月16日	22,893
48,664,687中国元買い、7,100,000米ドル売り	2020年12月16日	288,663
3,330,881,163コロンビアペソ買い、900,000米ドル売り	2020年12月16日	25,622
73,116,747チェココルナ買い、2,750,000ユーロ売り	2020年12月16日	40,101
150,000ユーロ買い、18,646,376円売り	2021年3月17日	668
2,700,000ユーロ買い、2,915,655スイスフラン売り	2020年12月16日	8,841
3,300,000ユーロ買い、34,298,982スウェーデンクローナ売り	2020年12月16日	(67,249)
3,450,000ユーロ買い、92,457,463チェココルナ売り	2020年12月16日	(83,487)
3,700,000ユーロ買い、16,636,086ポーランドズロチ売り	2020年12月16日	(15,993)
3,800,000ユーロ買い、1,368,594,382ハンガリーフォリント売り	2020年12月16日	(13,516)
4,200,000ユーロ買い、524,963,322円売り	2020年12月16日	(13,192)
4,600,000ユーロ買い、4,201,369ポンド売り	2020年12月16日	(110,021)
5,200,000ユーロ買い、56,310,039ノルウェークローネ売り	2020年12月16日	(134,475)
8,500,000ユーロ買い、10,048,106米ドル売り	2020年12月16日	111,113
3,293,691ポンド買い、3,650,000ユーロ売り	2020年12月16日	33,903
300,000ポンド買い、400,221米ドル売り	2021年3月17日	515
4,400,000ポンド買い、5,739,495米ドル売り	2020年12月16日	133,587
828,939,650ハンガリーフォリント買い、2,300,000ユーロ売り	2020年12月16日	10,111
1,429,100,000インドネシアルピア買い、100,000米ドル売り	2021年3月17日	-
14,128,671,609インドネシアルピア買い、964,697米ドル売り	2020年12月16日	31,318
13,191,457イスラエルシェケル買い、3,900,000米ドル売り	2020年12月16日	90,150
218,203,622インドルピー買い、2,950,000米ドル売り	2020年12月16日	(5,620)
1,017,736,428円買い、9,700,000米ドル売り	2020年12月16日	57,462
2,783,973,262円買い、26,861,290米ドル売り	2020年12月30日	(158,109)
24,686,876円買い、200,000ユーロ売り	2021年3月17日	(2,571)
518,042,903円買い、4,200,000ユーロ売り	2020年12月16日	(53,157)
6,953,561,623韓国ウォン買い、6,050,000米ドル売り	2020年12月16日	222,634
41,534,434メキシコペソ買い、1,950,000米ドル売り	2020年12月16日	107,071
37,644,397ノルウェークローネ買い、3,500,000ユーロ売り	2020年12月16日	61,579
11,400,000ニュージーランドドル買い、7,706,888米ドル売り	2020年12月16日	297,305
3,937,338ペルーソル買い、1,100,000米ドル売り	2020年12月16日	(8,289)
131,794,026フィリピンペソ買い、2,700,000米ドル売り	2020年12月16日	37,885
5,618,647ポーランドズロチ買い、1,250,000ユーロ売り	2020年12月16日	4,962
72,925,562ロシアルーブル買い、950,000米ドル売り	2020年12月16日	3,730
83,783,484スウェーデンクローナ買い、8,100,000ユーロ売り	2020年12月16日	117,708

3,798,164シンガポールドル買い、2,800,000米ドル売り	2020年12月16日	34,878
95,876,083タイバーツ買い、3,100,000米ドル売り	2020年12月16日	69,116
57,107,970台湾ドル買い、2,000,000米ドル売り	2020年12月16日	1,162
1,350,000米ドル買い、100,528,190インドルピー売り	2020年12月16日	(6,500)
1,400,000米ドル買い、44,125,517タイバーツ売り	2020年12月16日	(58,538)
1,700,000米ドル買い、1,330,270,350チリペソ売り	2020年12月16日	(46,852)
1,800,000米ドル買い、6,889,859,713コロンビアペソ売り	2020年12月16日	(114,630)
1,800,000米ドル買い、2,459,575シンガポールドル売り	2020年12月16日	(35,781)
2,050,000米ドル買い、99,368,506フィリピンペソ売り	2020年12月16日	(14,278)
2,104,929米ドル買い、3,200,000ニュージーランドドル売り	2020年12月16日	(141,862)
2,200,000米ドル買い、169,484,842ロシアルーブル売り	2020年12月16日	(16,546)
2,250,000米ドル買い、15,023,921中国元売り	2020年12月16日	(31,052)
2,600,000米ドル買い、8,909,660イスラエルシェケル売り	2020年12月16日	(94,993)
2,800,000米ドル買い、15,134,862ブラジルレアル売り	2020年12月16日	(29,125)
2,850,000米ドル買い、3,343,961,623韓国ウォン売り	2020年12月16日	(166,504)
200,000米ドル買い、3,346,215南アフリカランド売り	2020年12月17日	(16,307)
266,711米ドル買い、200,000ポンド売り	2021年3月17日	(447)
3,300,000米ドル買い、346,665,713円売り	2020年12月16日	(23,628)
3,750,000米ドル買い、13,371,515ペルーソル売り	2020年12月16日	42,460
4,200,000米ドル買い、5,544,108カナダドル売り	2020年12月16日	(77,101)
5,100,000米ドル買い、4,674,156スイスフラン売り	2020年12月16日	(59,181)
5,322,847米ドル買い、7,500,000豪ドル売り	2020年12月16日	(193,178)
5,692,492米ドル買い、4,400,000ポンド売り	2020年12月16日	(180,590)
50,000米ドル買い、712,150,000インドネシアルピア売り	2021年3月17日	168
6,585,537米ドル買い、5,600,000ユーロ売り	2020年12月16日	(107,595)
6,900,000米ドル買い、198,042,770台湾ドル売り	2020年12月16日	(39,760)
750,000米ドル買い、16,529,355メキシコペソ売り	2020年12月16日	(68,648)
950,000米ドル買い、14,128,671,553インドネシアルピア売り	2020年12月16日	(46,015)
36,027,304南アフリカランド買い、2,250,000米ドル売り	2020年12月17日	78,886
		\$ (73,831)

保有商品	額面価額	建玉	平均簿価	市場価格	未実現利益 / (損失)
米国財務省短期証券 12/03/2020	908,000	買建て	907,996	907,997	\$ 1
米国財務省短期証券 12/10/2020	1,400,000	買建て	1,399,970	1,399,982	12
米国財務省短期証券 12/17/2020	1,800,000	買建て	1,799,941	1,799,948	7
米国財務省短期証券 01/14/2021	4,754,000	買建て	4,753,595	4,753,550	(45)
米国財務省短期証券 01/21/2021	4,500,000	買建て	4,499,404	4,499,490	86
米国財務省短期証券 01/28/2021	2,492,000	買建て	2,491,648	2,491,648	-
米国財務省短期証券 02/18/2021	1,250,000	買建て	1,249,784	1,249,774	(10)
米国財務省短期証券 02/25/2021	3,700,000	買建て	3,699,278	3,699,227	(51)
			20,801,616	20,801,616	\$ -

保有商品	取引数	建玉	未実現利益 / (損失)
3 ヶ月ユーロ EURIBOR 2022年12月	11	買建て	\$ (732)
3 ヶ月ユーロ EURIBOR 2023年 3 月	14	買建て	(896)
3 ヶ月ユーロ EURIBOR 2022年 9 月	7	買建て	(493)
90日銀行手形 2021年12月	13	買建て	(73)
90日銀行手形 2021年 6 月	22	買建て	562
90日銀行手形 2022年 6 月	7	買建て	(344)
90日銀行手形 2022年 3 月	9	買建て	181
90日銀行手形 2021年 9 月	17	買建て	109
90日ユーロドル先物 2021年12月	18	買建て	(413)
90日ユーロドル先物 2022年12月	26	買建て	(350)
90日ユーロドル先物 2021年 6 月	10	買建て	(50)
90日ユーロドル先物 2022年 6 月	20	買建て	(613)
90日ユーロドル先物 2022年 3 月	17	買建て	(300)
90日ユーロドル先物 2023年 3 月	26	買建て	1,163
90日ユーロドル先物 2021年 9 月	13	買建て	(200)
90日ユーロドル先物 2022年 9 月	22	買建て	(350)
90日ポンド先物 2021年12月	87	買建て	(4,395)
90日ポンド先物 2022年12月	61	買建て	(4,237)
90日ポンド先物 2021年 6 月	29	買建て	(1,468)
90日ポンド先物 2022年 6 月	77	買建て	(6,656)
90日ポンド先物 2022年 3 月	93	買建て	(8,115)
90日ポンド先物 2023年 3 月	61	買建て	(3,119)
90日ポンド先物 2021年 9 月	58	買建て	(4,054)
90日ポンド先物 2022年 9 月	74	買建て	(6,230)
豪ドル / 米ドル 通貨先物 2020年12月	2	買建て	1,850
オーストラリア国債10年先物 2020年12月	80	買建て	(29,754)
オーストラリア国債 3 年先物 2020年12月	210	買建て	4,381
銀行引受手形先物 2021年12月	26	買建て	434
銀行引受手形先物 2021年 6 月	38	買建て	77
銀行引受手形先物 2022年 6 月	13	買建て	(434)
銀行引受手形先物 2022年 3 月	19	買建て	(116)
銀行引受手形先物 2021年 9 月	33	買建て	(39)
BIST30先物 2020年12月	(518)	売建て	(36,084)
ポンド通貨先物 2020年12月	1	買建て	600
ブレント原油先物 2021年 2 月	(15)	売建て	(99,900)
ブレント原油先物 2021年 3 月	(7)	売建て	(43,620)
カナダドル通貨先物 2020年12月	1	買建て	255
CAC40株価指数先物 2020年12月	8	買建て	239

保有商品	取引数	建玉	未実現利益 / (損失)
カナダ国債10年先物 2021年 3 月	123	買建て	\$ 26,235
キャノーラ油先物 (WCE) 2021年 1 月	31	買建て	16,761
CATTLE FEEDER先物 2021年 1 月	(7)	売建て	(32,175)
CATTLE FEEDER先物 2021年 3 月	(4)	売建て	(17,375)
CBOE VIX指数先物 2020年12月	(1)	売建て	25
スイスフラン通貨先物 2020年12月	1	買建て	38
ココア先物 - ICE 2021年 3 月	6	買建て	467
ココア先物 - ICE 2021年 5 月	5	買建て	934
ココア先物 2021年 3 月	8	買建て	(790)
ココア先物 2021年 5 月	3	買建て	(1,100)
ロブスタコーヒー先物 (10tn) 2021年 3 月	(6)	売建て	(1,960)
コーヒー商品先物 2021年 7 月	2	買建て	656
コーヒー商品先物 2021年 3 月	1	買建て	300
コーヒー商品先物 2021年 5 月	2	買建て	1,950
銅先物 2021年 3 月	30	買建て	180,000
とうもろこし先物 2021年 3 月	33	買建て	12,150
とうもろこし先物 2021年 5 月	31	買建て	12,138
綿No. 2 先物 2021年 3 月	34	買建て	15,950
パーム原油先物 2021年 2 月	9	買建て	10,260
ダウ工業株平均MINI e - CBOT 2020年12月	6	買建て	18,480
ラッセル2000指数 Mini先物 2020年12月	(2)	売建て	(95)
ユーロ通貨先物 2020年12月	2	買建て	2,606
ユーロストックス50先物 2020年12月	6	買建て	1,923
ユーロbobl先物 2020年12月	2	買建て	(203)
Euro - BTP先物 2020年12月	35	買建て	97,961
ユーロ建ブンズ先物 2020年12月	41	買建て	(16,833)
ユーロ建Buxl30年BND 2020年12月	6	買建て	(4,492)
ユーロ - オーツ麦先物 2020年12月	24	買建て	15,423
ユーロ - ドイツ国債先物 2020年12月	(99)	売建て	(1,189)
FTSE100指数先物 2020年12月	14	買建て	(10,349)
FTSE中国A50株価指数 2020年12月	97	買建て	21,859
FTSEブルサマレーシア株価指数先物 2020年12月	(1)	売建て	43
FTSEアフリカトップ40指数先物 2020年12月	(18)	売建て	(29,406)
FTSEイタリア株価指数先物 2020年12月	3	買建て	10,453
RBOBガソリン先物 2021年 1 月	33	買建て	152,657
金100オンス先物 2021年 2 月	7	買建て	(58,290)
ハンセン株価指数先物 2020年12月	2	買建て	(2,735)
ハンセン中国企業株指数先物 2020年12月	4	買建て	(3,025)
ICE ECX 排出権先物 2021年12月	3	買建て	8,303

保有商品	取引数	建玉	未実現利益 / (損失)
ICE 天然ガス先物 2021年 1 月	5	買建て	\$ 5,254
日本国債10年 (OSE) 2020年12月	1	買建て	(1,054)
円通貨先物 2020年12月	3	買建て	3,823
KC HRW小麦先物 2021年 3 月	1	買建て	(1,138)
韓国10年国債先物 2020年12月	72	買建て	(68,736)
韓国3年国債先物 2020年12月	456	買建て	(54,928)
韓国200種株価指数先物 2020年12月	30	買建て	97,793
豚赤身肉先物 2021年 4 月	(2)	売建て	(2,480)
豚赤身肉先物 2021年 2 月	2	買建て	900
生牛先物 2021年 4 月	(8)	売建て	(12,340)
生牛先物 2021年 2 月	(9)	売建て	(11,480)
生牛先物 2021年 6 月	(8)	売建て	(2,930)
LME アルミニウム 先渡	56	買建て	87,602
LME アルミニウム 先渡	-	買建て	(84,999)
LME 銅 先渡	14	買建て	228,797
LME 銅 先渡	-	買建て	17,858
LME 鉛 先渡	1	買建て	(8,413)
LME 鉛 先渡	-	買建て	(21,832)
LME ニッケル 先渡	18	買建て	14,631
LME ニッケル 先渡	-	買建て	(83,243)
LME 亜鉛 先渡(ドル)	33	買建て	71,650
LME 亜鉛 先渡(ドル)	-	買建て	(30,421)
長期ギルト債先物 2021年 3 月	36	買建て	2,455
ガソリン先物 2021年 2 月	2	買建て	1,075
ガソリン先物 2021年 1 月	4	買建て	3,000
小麦先物 EURO 2021年 3 月	73	買建て	(12,484)
MSCI EAFE株価指数先物 2020年12月	(2)	売建て	(145)
MSCI Emg Mkt 2020年12月	(5)	売建て	5,500
MSCIシンガポール株価指数先物 2020年12月	3	買建て	(1,276)
ナスダック100 E-MINI 2020年12月	3	買建て	3,440
天然ガス先物 2021年 2 月	(6)	売建て	1,760
天然ガス先物 2021年 1 月	(86)	売建て	160,540
ニュージーランドドル先物 2020年12月	2	買建て	5,575
日経 225 (SGX) 2020年12月	(1)	売建て	(3,355)
NY港渡し ULSD先物 2021年 2 月	(3)	売建て	(33,125)
NY港渡し ULSD先物 2021年 1 月	2	買建て	(987)
ストックホルム30 OMX株価指数先物 2020年12月	44	買建て	(8,845)
パラジウム先物 2021年 3 月	1	買建て	5,160
プラチナ先物 2021年 1 月	3	買建て	6,885

保有商品	取引数	建玉	未実現利益 / (損失)
赤小麦先物MGE 2021年 3 月	(11)	売建て	\$ 7,125
S&Pカナダ株式60指数先物 2020年12月	10	買建て	35,284
S&P500 E-MINI先物 2020年12月	4	買建て	23,740
SET50先物 2020年12月	(23)	売建て	545
SGX 鉄鉱石62% 先物 2021年 1 月	11	買建て	5,419
SGX NIFTY 50 2020年12月	(38)	売建て	6,606
短期Euro - BTP先物 2020年12月	29	買建て	11,242
銀先物 2021年 3 月	7	買建て	(71,830)
大豆先物 2021年 1 月	53	買建て	199,938
大豆粕先物 2021年 1 月	47	買建て	36,320
大豆油先物 2021年 1 月	36	買建て	52,272
スイスSPI200株価指数先物 2020年12月	(2)	売建て	4,651
粗糖先物 (WORLD) 2021年 3 月	48	買建て	(12,600)
粗糖先物 (WORLD) 2021年 5 月	33	買建て	(8,848)
スイスSMI指数先物 2020年12月	3	買建て	(1,103)
東証株価指数先物 2020年12月	(12)	売建て	(95,078)
米国債10年先物 (CBT) 2021年 3 月	48	買建て	11,562
米国債 2 年先物 (CBT) 2021年 3 月	129	買建て	8,414
米国債 5 年先物 (CBT) 2021年 3 月	123	買建て	15,055
米国長期国債 (CBT) 2021年 3 月	(13)	売建て	(7,117)
米国ULTRA国債 (CBT) 2021年 3 月	(12)	売建て	(3,195)
VSTOXX 先物 2020年12月	2	買建て	(125)
小麦先物 (CBT) 2021年 3 月	(4)	売建て	3,375
小麦先物 (CBT) 2021年 5 月	(1)	売建て	675
白とうもろこしSAF 2021年 3 月	1	買建て	209
白砂糖 (ICE) 2021年 3 月	5	買建て	(1,220)
WTI原油先物 2021年 2 月	(4)	売建て	(25,970)
WTI原油先物 2021年 1 月	(38)	売建て	(225,880)
			<u>\$ 433,324</u>

[次へ](#)

DIAM CAYMAN TRUST - ASPECT MANAGED FUTURES FUND**STATEMENT OF FINANCIAL POSITION****30 NOVEMBER 2020**

(Expressed in United States dollars)

	30 November 2020	30 November 2019
Assets		
Financial assets at fair value through profit or loss (Notes 3, 4 and 9)	\$ 25,855,805	\$ 34,422,151
Margin accounts	12,309,041	12,807,128
Cash and cash equivalents (Notes 2 and 9)	1,322,891	2,267,186
Subscription receivable	2,904,163	3,619,163
Other assets	1,431	1,431
Total assets	\$ 42,393,331	\$ 53,117,059
Liabilities		
Financial liabilities at fair value through profit or loss (Notes 3, 4 and 9)	\$ 4,694,696	\$ 4,575,051
Professional fee payable	63,161	63,000
Agent and distributor fee payable (Note 6)	55,674	67,649
Sub-investment manager management fee payable (Note 6)	44,104	54,540
Investment management fee payable (Note 6)	36,920	44,862
Administration fee payable (Note 6)	14,874	14,874
Trustee fee payable (Note 6)	3,254	3,309
Manager fee payable (Note 6)	1,931	1,960
Custody fee payable (Note 6)	1,172	1,424
Due to broker	-	537,372
Redemption payable	-	225,952
Other accrued expenses	31,467	31,791
Liabilities (excluding net assets attributable to Unitholder)	4,947,253	5,621,784
Net assets attributable to Unitholder	37,446,078	47,495,275
Total liabilities	\$ 42,393,331	\$ 53,117,059

Approved for issuance on behalf of CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited, not in its individual capacity but solely as Trustee to DIAM Cayman Trust – Aspect Managed Futures Fund by:

Ronnie Outhbert

Date: 14 May 2021

Jeovv Mateum

Approved for issuance on behalf of Queensgate Bank and Trust Company Ltd., not in its individual capacity but solely as Manager to DIAM Cayman Trust by:

Karla Rodden

Date: 14 May 2021

Jean Ebanks

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

DIAM CAYMAN TRUST - ASPECT MANAGED FUTURES FUND**STATEMENT OF COMPREHENSIVE INCOME****YEAR ENDED 30 NOVEMBER 2020**

(Expressed in United States dollars)

	Year ended 30 November 2020	Year ended 30 November 2019
Income		
Interest income	\$ 317,701	\$ 809,608
Net changes in fair value on financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss (Note 3)	(2,091,171)	7,559,156
Total net (loss)/income	(1,773,470)	8,368,764
Expenses		
Sub-investment manager management fee (Note 6)	593,576	600,029
Agent and distributor fee (Note 6)	397,245	399,653
Investment management fee (Note 6)	250,264	251,781
Professional fee	112,171	151,489
Brokerage commission expense	104,942	113,209
Administration fee (Note 6)	89,245	89,002
Trustee fee (Note 6)	20,448	19,173
Manager fee (Note 6)	15,042	14,772
Custody fee (Note 6)	7,945	7,993
Other expenses	60,088	64,143
Total operating expenses	1,650,966	1,711,244
Operating (loss)/income	(3,424,436)	6,657,520
Finance costs		
Distributions to Unitholder (Note 7)	(36,442)	(24,041)
Net (decrease)/increase in net assets resulting from operations attributable to Unitholder	\$ (3,460,878)	\$ 6,633,479

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

DIAM CAYMAN TRUST - ASPECT MANAGED FUTURES FUND
STATEMENT OF CHANGES IN NET ASSETS ATTRIBUTABLE TO UNITHOLDER

YEAR ENDED 30 NOVEMBER 2020

(Expressed in United States dollars)

	Year ended 30 November 2020	Year ended 30 November 2019
Net assets attributable to Unitholder		
Balance at beginning of year	\$ 47,495,275	\$ 36,171,291
Units subscribed during the year (Note 8)	5,778,559	13,326,602
Units redeemed during the year (Note 8)	(12,366,878)	(8,636,097)
Net (decrease)/increase in net assets from operations attributable to Unitholder during the year	<u>(3,460,878)</u>	<u>6,633,479</u>
Balance at end of year	<u>\$ 37,446,078</u>	<u>\$ 47,495,275</u>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

DIAM CAYMAN TRUST - ASPECT MANAGED FUTURES FUND**STATEMENT OF CASH FLOWS****YEAR ENDED 30 NOVEMBER 2020**

(Expressed in United States dollars)

	Year ended 30 November 2020	Year ended 30 November 2019
Cash flows from operating activities		
Net (decrease)/increase in net assets resulting from operations attributable to Unitholder	\$ (3,460,878)	\$ 6,633,479
Adjusted for:		
Interest income	(317,701)	(809,608)
Distribution to Unitholder	36,442	24,041
	<u>(3,742,137)</u>	<u>5,847,912</u>
Net decrease/(increase) in financial assets at fair value through profit or loss	8,566,346	(5,210,532)
Net decrease/(increase) in margin accounts	498,087	(131,234)
Net increase/(decrease) in financial liabilities at fair value through profit or loss	119,645	(1,906,870)
Net (decrease)/increase in due to broker	(537,372)	238,758
Net (decrease)/increase in other payables	(30,852)	12,443
Net cash provided by/(used in) operations	<u>4,873,717</u>	<u>(1,149,523)</u>
Interest received	<u>317,701</u>	<u>809,608</u>
Net cash provided by/(used in) operating activities	<u>5,191,418</u>	<u>(339,915)</u>
Cash flows from financing activities		
Proceeds from subscriptions from Unitholder	6,493,559	9,707,515
Redemptions paid to Unitholder	(12,592,830)	(8,799,581)
Distributions paid to Unitholder	(36,442)	(24,041)
Net cash (used in)/provided by financing activities	<u>(6,135,713)</u>	<u>883,893</u>
Net (decrease)/increase in cash and cash equivalents	<u>(944,295)</u>	<u>543,978</u>
Cash and cash equivalents at beginning of year	<u>2,267,186</u>	<u>1,723,208</u>
Cash and cash equivalents at end of year	<u>\$ 1,322,891</u>	<u>\$ 2,267,186</u>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

DIAM CAYMAN TRUST - ASPECT MANAGED FUTURES FUND**NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS****YEAR ENDED 30 NOVEMBER 2020****1. Organization**

DIAM Cayman Trust (the "Trust") is an exempted unit trust established under the laws of the Cayman Islands pursuant to declaration of trust (the "Trust Deed") dated 29 June 2011. DIAM Cayman Trust - Aspect Managed Futures Fund (the "Class Fund") commenced operations on 16 March 2012. The Trust is registered under the Cayman Islands Mutual Funds Law with effect from 29 June 2011. The Trust's place of business is 25 Main Street, George Town, Grand Cayman KY1-1107, Cayman Islands. The Trust filed on behalf of the Class Fund a securities registration statement on 3 February 2012 pursuant to the Financial Instrument Exchange Law with the Director of the Kanto Local Finance Bureau and a registration statement pursuant to the Investment Trust Law with the Commissioner of the Financial Services Agency.

The Class Fund is a series trust of the Trust. The investment objective of the Class Fund is to generate medium-term capital growth independent of overall movements in traditional stock and bond markets within a rigorous risk management framework. The Sub-Investment Manager (Note 6) applies a fully systematic and broadly diversified global trading system, which deploys multiple strategies that, primarily through the use of derivatives, seek to identify and exploit directional moves in market behavior of a broad range of financial instruments and other assets including (but not limited to) equities, equity indices, debt securities (including bonds), currencies, interest rates and commodities (including energy, metal and agricultural commodities).

2. Significant accounting policies

The principal accounting policies applied in the preparation of these financial statements are set out below. These policies have been consistently applied throughout the period, unless otherwise stated.

Basis of preparation

The financial statements of the Class Fund have been prepared in accordance with International Financial Reporting Standards (IFRS) as issued by the International Standards Board. The financial statements have been prepared under the historical cost convention, as modified by the revaluation of financial assets and financial liabilities (including derivative financial instruments) at fair value through profit or loss.

The preparation of financial statements in conformity with IFRS requires the use of certain critical accounting estimates. It also requires the Trustee to exercise its judgment in the process of applying the Class Fund's accounting policies. The areas involving a higher degree of judgment or complexity, or areas where assumptions and estimates are significant to the financial statements are disclosed in Notes 2, 9 and 10.

All references to net assets throughout this document refer to net assets attributable to the holder of Participating Units unless otherwise stated. Net assets per unit information for each class of Participating Units as disclosed in Note 8 has been determined as total assets less total liabilities for each class, divided by the number of outstanding units of each class of Participating Units.

DIAM CAYMAN TRUST - ASPECT MANAGED FUTURES FUND**NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS****YEAR ENDED 30 NOVEMBER 2020****2. Significant accounting policies (continued)****Basis of preparation (continued)***(a) Standards and amendments to existing standards effective 1 December 2019*

There are no other standards, amendments to standards or interpretations that are effective for annual periods beginning on 1 December 2019 that have a material effect on the financial statements of the Class Fund.

(b) New standards, amendments and interpretations issued but not effective for the financial period beginning 1 December 2019 and not early adopted

A number of new standards, amendments to standards and interpretations are effective for annual periods beginning after 1 December 2019, and have not been applied in preparing these financial statements. None of these are expected to have a material effect on the financial statements of the Class Fund.

The significant accounting policies of the Class Fund, which have been consistently applied to all periods presented (unless otherwise stated), are as follows:

Financial assets and liabilities at fair value through profit or loss*(a) Classification*

The Class Fund classifies its investments in debt securities and derivatives at fair value through profit or loss. The Class Fund classifies its investments based on both the Class Fund's business model for managing those financial assets and the contractual cash flow characteristics of the financial assets. The portfolio of financial assets is managed, and performance is evaluated on a fair value basis. The Class Fund is primarily focused on fair value information and uses that information to assess the assets' performance and to make decisions. The contractual cash flows of the Class Fund's debt securities are solely principal and interest, however, these securities are neither held for the purpose of collecting contractual cash flows nor held both for collecting contractual cash flows and for sale. The collection of contractual cash flows is only incidental to achieving the Class Fund's business model's objective.

Derivative contracts that have a positive or negative fair value are presented as financial assets or financial liabilities at fair value through profit or loss, respectively.

As such, the Class Fund classifies all of its investment portfolio as financial assets or liabilities at fair value through profit or loss. The Class Fund's obligation concerning net assets attributable to Unitholder is recorded at the redeemable amounts, which approximates fair value. All other financial assets and liabilities are classified as and measured at amortized cost.

DIAM CAYMAN TRUST - ASPECT MANAGED FUTURES FUND**NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS****YEAR ENDED 30 NOVEMBER 2020****2. Significant accounting policies (continued)****Financial assets and liabilities at fair value through profit or loss (continued)***(b) Recognition, derecognition and measurement*

Regular purchases and sales of investments are recognized on the trade date – the date on which the Class Fund commits to purchase or sell the investment. Financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss are initially recognized at fair value. Transaction costs are expensed as incurred in the Statement of Comprehensive Income.

Financial assets are derecognized when the rights to receive cash flows from the investments have expired or the Class Fund has transferred substantially all risks and rewards of ownership.

Subsequent to initial recognition, all financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss are measured at fair value. Gains and losses arising from changes in the fair value of the 'financial assets or financial liabilities at fair value through profit or loss' category are presented in the Statement of Comprehensive Income within net changes in fair value of financial assets and liabilities at fair value through profit or loss in the period in which they arise.

(c) Fair value estimation

Securities for which there is an active market are valued at fair value, by reference to bid prices quoted on the exchange upon which such securities are traded or prices quoted by the principal market makers for non-exchange traded investments.

The Class Fund enters into derivative contracts comprising forward currency contracts and futures contracts. These derivative contracts are carried at their fair value in the Statement of Financial Position and the resulting realized and unrealized gains or losses are included in the Statement of Comprehensive Income. The fair value is generally based on quoted market prices or broker or dealer price quotations. The fair value of over the counter derivatives is determined based on valuation pricing models which take into account relevant current market inputs for interest rates, currencies, equities and commodities as well as time values, liquidity and volatility factors underlying the positions.

Collateral: Cash collateral provided by the Class Fund is identified in the Statement of Financial Position as margin accounts and is not included as a component of cash and cash equivalents. Margin accounts represent margin deposits held in respect of open exchange-traded futures contracts and forward currency exchange contracts.

DIAM CAYMAN TRUST - ASPECT MANAGED FUTURES FUND**NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS****YEAR ENDED 30 NOVEMBER 2020****2. Significant accounting policies (continued)**

Cash and cash equivalents: Cash and cash equivalents include all cash on demand and on short notice and all deposits with original terms to maturity of not more than 3 months. All of the Class Fund's cash and cash equivalent balance as at 30 November 2020 is maintained with the Custodian of the Class Fund (Note 9).

Due to brokers: Amounts due to brokers represent amounts payable to brokers arising from unsettled derivative transactions with brokers.

Offsetting financial instruments: Financial assets and liabilities are offset and the net amount reported in the Statement of Financial Position when there is a legally enforceable right to offset the recognized amounts and there is an intention to settle on a net basis or realize the asset and settle the liability simultaneously.

Expenses: Expenses are accounted for on an accruals basis.

Interest income and interest from financial assets at fair value through profit or loss: Interest income is recognized on an accruals basis using the effective interest method. Interest income includes interest from cash and cash equivalents and margin cash. Interest from financial assets at fair value through profit or loss includes interest from debt securities.

Income taxes: Under the current laws of the Cayman Islands, there are no income, estate, transfer sales or other Cayman Island taxes payable by the Class Fund. As a result, no provision for income taxes has been made in the financial statements. Interest income earned by the Class Fund is generally subject to foreign withholding tax at source. Withholding taxes on interest is shown as a separate line item in the Statement of Comprehensive Income.

The Class Fund invests in securities issued by entities which are virtually all domiciled in countries other than the Cayman Islands. Many of these foreign countries have tax laws which indicate that capital gains taxes may be applicable to non-residents, such as the Class Fund. Typically, these capital gains taxes are required to be determined on a self-assessment basis and, therefore, such taxes may not be deducted by the Class Fund's brokers on a "withholding" basis.

At 30 November 2020, the Class Fund has measured its tax liabilities with respect to foreign capital gains taxes at nil (30 November 2019: nil).

Distributions: Distributions to the Unitholder are classified as other expenses in the Statement of Comprehensive Income (Note 7).

Foreign exchange transactions: Assets and liabilities denominated in currencies other than the United States Dollar ("USD") are translated at the rate of exchange prevailing on the day of valuation. Foreign currency income and expenditure items are converted at the rate of exchange on the date of the transaction. Gains and losses on foreign currencies are included in the Statement of Comprehensive Income in the period in which they arise.

Foreign exchange gains and losses relating to the financial assets and liabilities carried at fair value through profit or loss are presented in the Statement of Comprehensive Income within 'net changes in fair value on financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss'.

Functional and presentation currency: Items included in the Class Fund's financial statements are measured using the currency of the primary economic environment in which it operates (the "functional currency"), the USD. The majority of investments are denominated in USD and a portion of the Class Fund's subscriptions and redemptions are transacted in USD. In addition, the Class Fund has adopted the USD as its presentation currency.

DIAM CAYMAN TRUST - ASPECT MANAGED FUTURES FUND**NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS****YEAR ENDED 30 NOVEMBER 2020****2. Significant accounting policies (continued)**

Participating Units: The Class Fund issues three class units (Note 8) which are redeemable at the holder's option and do not have identical rights. Such Participating Units are classified as financial liabilities. The Participating Units can be put back to the Class Fund by the holder on any business day for cash equal to a proportionate share of the Class Fund's net assets. The Participating Units are carried at the redemption amount that is payable at the Statement of Financial Position date if the Unitholder exercised their right to put the unit back to the Class Fund.

3. Financial assets and liabilities at fair value through profit or loss

	30 November 2020	30 November 2019
Financial assets held for trading:		
U.S. Treasury Bills	\$ 20,801,616	\$ 29,556,204
Derivative contracts	5,054,189	4,865,947
Total financial assets held for trading	\$ 25,855,805	\$ 34,422,151
Financial liabilities held for trading:		
Derivative contracts	\$ (4,694,696)	\$ (4,575,051)
Total financial liabilities held for trading	\$ (4,694,696)	\$ (4,575,051)
Net changes in fair value on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss:		
	Period from 1 December 2019 to 30 November 2020	Period from 1 December 2018 to 30 November 2019
Realized	\$ (2,178,188)	\$ 6,865,761
Change in unrealized	87,017	693,395
Total (losses)/gains	\$ (2,091,171)	\$ 7,559,156

DIAM CAYMAN TRUST - ASPECT MANAGED FUTURES FUND**NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS****YEAR ENDED 30 NOVEMBER 2020****3. Financial assets and liabilities at fair value through profit or loss (continued)**

At 30 November 2020 financial assets at fair value through profit or loss are comprised of:

	Fair value	% of net assets
Investments in United States Treasury securities		
U.S. Treasury Bills	\$ 20,801,616	55.55 %
Total investments in United States Treasury securities	\$ 20,801,616	55.55 %
Derivative contracts		
Forward contracts	\$ 2,329,658	6.22 %
Futures contracts	2,724,531	7.28 %
Total derivative contracts	\$ 5,054,189	13.50 %
Total financial assets at fair value through profit or loss	\$ 25,855,805	69.05 %

At 30 November 2020 financial liabilities at fair value through profit or loss are comprised of:

	Fair value	% of net assets
Derivative contracts		
Forward contracts	\$ (2,403,489)	(6.42) %
Futures contracts	(2,291,207)	(6.12) %
Total derivative contracts	\$ (4,694,696)	(12.54) %
Total financial liabilities at fair value through profit or loss	\$ (4,694,696)	(12.54) %

DIAM CAYMAN TRUST - ASPECT MANAGED FUTURES FUND**NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS****YEAR ENDED 30 NOVEMBER 2020****3. Financial assets and liabilities at fair value through profit or loss (continued)**

At 30 November 2019 financial assets at fair value through profit or loss are comprised of:

	Fair value	% of net assets
Investments in United States Treasury securities		
U.S. Treasury Bills	\$ 29,556,204	62.23 %
Total investments in United States Treasury securities	\$ 29,556,204	62.23 %
Derivative contracts		
Forward contracts	\$ 2,321,285	4.89 %
Futures contracts	2,544,662	5.36 %
Total derivative contracts	\$ 4,865,947	10.25 %
Total financial assets at fair value through profit or loss	\$ 34,422,151	72.48 %

At 30 November 2019 financial liabilities at fair value through profit or loss are comprised of:

	Fair value	% of net assets
Derivative contracts		
Forward contracts	\$ (2,541,594)	(5.35) %
Futures contracts	(2,033,457)	(4.28) %
Total derivative contracts	\$ (4,575,051)	(9.63) %
Total financial liabilities at fair value through profit or loss	\$ (4,575,051)	(9.63) %

DIAM CAYMAN TRUST - ASPECT MANAGED FUTURES FUND**NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS****YEAR ENDED 30 NOVEMBER 2020****4. Derivative financial instruments**

In the normal course of business, the Class Fund may trade various financial instruments and enter into various investment activities with off-balance sheet risk. These financial instruments include futures and forward currency contracts. Futures contracts are exchange traded while forward currency contracts are contractual arrangements with preapproved counterparties.

Futures and forward currency contracts provide for the delayed delivery of securities, commodities, currencies or other financial instruments with the counterparty agreeing to make or take delivery at a specified future date, at a specified price or yield. Market and credit risk arise related to these contracts. As transactions in futures require participants to make both initial margin deposits and variation margin deposits directly with the exchange on which the contracts are traded, credit exposure with counterparties is limited.

The Class Fund is required to maintain collateral in their futures and forward currency contract margin accounts. Amounts deposited as margin are restricted in terms of use and marketability. This amount is closely monitored by the Class Fund.

The Class Fund holds the following derivative instruments:

(a) Futures

Futures are contractual obligations to buy or sell financial instruments on a future date at a specified price established in an organized market. The future contracts are collateralized by cash or marketable securities; changes in the futures contracts' value are settled daily with the exchange. Futures are settled on a net basis.

At 30 November 2020, the Class Fund held the following concentrations in exchange traded futures:

	Net Notional	Fair Value
Futures contracts, at fair value, net		
Currencies	\$ 1,244,324	\$ 14,746
Energy	(3,516,720)	(96,893)
Financials	373,825,417	(35,923)
Grains	10,179,226	315,390
Index	6,465,875	38,960
London Metals	9,608,198	191,630
Materials	1,226,550	15,950
Meats	(1,911,595)	(77,880)
Metals	5,140,091	67,344
Total futures contracts, at fair value, net	\$ 402,261,366	\$ 433,324

DIAM CAYMAN TRUST - ASPECT MANAGED FUTURES FUND**NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS****YEAR ENDED 30 NOVEMBER 2020****4. Derivative financial instruments (continued)**

At 30 November 2019, the Class Fund held the following concentrations in exchange traded futures:

	<u>Net Notional</u>	<u>Fair Value</u>
Futures contracts, at fair value, net		
Currencies	\$ (1,189,169)	\$ 110
Energy	(550,446)	352,698
Financials	295,094,792	(168,361)
Grains	(1,048,723)	(43,217)
Index	43,646,499	659,718
London Metals	(980,981)	(419,015)
Materials	(163,400)	(450)
Meats	846,228	48,430
Metals	2,232,492	81,292
Total futures contracts, at fair value, net	\$ 337,887,292	\$ 511,205

(b) Forward contracts

The following is a summary of open forward currency contracts at 30 November 2020:

	<u>Maturity Date</u>	<u>Net Unrealized Gain (Loss)</u>
AUD Class Specific		
Buy AUD 796,822 and Sell USD 583,208	30 December 2020	\$ 2,942
JPY Class Specific		
Buy JPY 2,783,973,262 and Sell USD 26,861,290	30 December 2020	(158,109)
Class Fund Specific		
Buy AUD 12,400,000 and Sell USD 8,993,585	16 December 2020	126,243
Buy BRL 4,285,839 and Sell USD 800,000	16 December 2020	1,142
Buy CAD 7,994,607 and Sell USD 6,100,000	16 December 2020	67,582
Buy CHF 2,361,971 and Sell EUR 2,200,000	16 December 2020	(22,378)
Buy CHF 7,112,853 and Sell USD 7,800,000	16 December 2020	50,936
Buy CLP 1,959,319,993 and Sell USD 2,550,000	16 December 2020	22,893
Buy CNH 48,664,687 and Sell USD 7,100,000	16 December 2020	288,663
Buy COP 3,330,881,163 and Sell USD 900,000	16 December 2020	25,622
Buy CZK 73,116,747 and Sell EUR 2,750,000	16 December 2020	40,101
Buy EUR 150,000 and Sell JPY 18,646,376	17 March 2021	668
Buy EUR 2,700,000 and Sell CHF 2,915,655	16 December 2020	8,841
Buy EUR 3,300,000 and Sell SEK 34,298,982	16 December 2020	(67,249)
Buy EUR 3,450,000 and Sell CZK 92,457,463	16 December 2020	(83,487)
Buy EUR 3,700,000 and Sell PLN 16,636,086	16 December 2020	(15,993)
Buy EUR 3,800,000 and Sell HUF 1,368,594,382	16 December 2020	(13,516)

DIAM CAYMAN TRUST - ASPECT MANAGED FUTURES FUND**NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS****YEAR ENDED 30 NOVEMBER 2020****4. Derivative financial instruments (continued)**

	Maturity Date	Net Unrealized Gain (Loss)
Class Fund Specific		
Buy EUR 4,200,000 and Sell JPY 524,963,322	16 December 2020	\$ (13,192)
Buy EUR 4,600,000 and Sell GBP 4,201,369	16 December 2020	(110,021)
Buy EUR 5,200,000 and Sell NOK 56,310,039	16 December 2020	(134,475)
Buy EUR 8,500,000 and Sell USD 10,048,106	16 December 2020	111,113
Buy GBP 3,293,691 and Sell EUR 3,650,000	16 December 2020	33,903
Buy GBP 300,000 and Sell USD 400,221	17 March 2021	515
Buy GBP 4,400,000 and Sell USD 5,739,495	16 December 2020	133,587
Buy HUF 828,939,650 and Sell EUR 2,300,000	16 December 2020	10,111
Buy IDR 1,429,100,000 and Sell USD 100,000	17 March 2021	-
Buy IDR 14,128,671,609 and Sell USD 964,697	16 December 2020	31,318
Buy ILS 13,191,457 and Sell USD 3,900,000	16 December 2020	90,150
Buy INR 218,203,622 and Sell USD 2,950,000	16 December 2020	(5,620)
Buy JPY 1,017,736,428 and Sell USD 9,700,000	16 December 2020	57,462
Buy JPY 24,686,876 and Sell EUR 200,000	17 March 2021	(2,571)
Buy JPY 518,042,903 and Sell EUR 4,200,000	16 December 2020	(53,157)
Buy KRW 6,953,561,623 and Sell USD 6,050,000	16 December 2020	222,634
Buy MXN 41,534,434 and Sell USD 1,950,000	16 December 2020	107,071
Buy NOK 37,644,397 and Sell EUR 3,500,000	16 December 2020	61,579
Buy NZD 11,400,000 and Sell USD 7,706,888	16 December 2020	297,305
Buy PEN 3,937,338 and Sell USD 1,100,000	16 December 2020	(8,289)
Buy PHP 131,794,026 and Sell USD 2,700,000	16 December 2020	37,885
Buy PLN 5,618,647 and Sell EUR 1,250,000	16 December 2020	4,962
Buy RUB 72,925,562 and Sell USD 950,000	16 December 2020	3,730
Buy SEK 83,783,484 and Sell EUR 8,100,000	16 December 2020	117,708
Buy SGD 3,798,164 and Sell USD 2,800,000	16 December 2020	34,878
Buy THB 95,876,083 and Sell USD 3,100,000	16 December 2020	69,116
Buy TWD 57,107,970 and Sell USD 2,000,000	16 December 2020	1,162
Buy USD 1,350,000 and Sell INR 100,528,190	16 December 2020	(6,500)
Buy USD 1,400,000 and Sell THB 44,125,517	16 December 2020	(58,538)
Buy USD 1,700,000 and Sell CLP 1,330,270,350	16 December 2020	(46,852)
Buy USD 1,800,000 and Sell COP 6,889,859,713	16 December 2020	(114,630)
Buy USD 1,800,000 and Sell SGD 2,459,575	16 December 2020	(35,781)
Buy USD 2,050,000 and Sell PHP 99,368,506	16 December 2020	(14,278)
Buy USD 2,104,929 and Sell NZD 3,200,000	16 December 2020	(141,862)
Buy USD 2,200,000 and Sell RUB 169,484,842	16 December 2020	(16,546)
Buy USD 2,250,000 and Sell CNH 15,023,921	16 December 2020	(31,052)
Buy USD 2,600,000 and Sell ILS 8,909,660	16 December 2020	(94,993)
Buy USD 2,800,000 and Sell BRL 15,134,862	16 December 2020	(29,125)
Buy USD 2,850,000 and Sell KRW 3,343,961,623	16 December 2020	(166,504)
Buy USD 200,000 and Sell ZAR 3,346,215	17 December 2020	(16,307)

DIAM CAYMAN TRUST - ASPECT MANAGED FUTURES FUND**NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS****YEAR ENDED 30 NOVEMBER 2020****4. Derivative financial instruments (continued)**

	Maturity Date	Net Unrealized Gain (Loss)
Class Fund Specific		
Buy USD 266,711 and Sell GBP 200,000	17 March 2021	\$ (447)
Buy USD 3,300,000 and Sell JPY 346,665,713	16 December 2020	(23,628)
Buy USD 3,750,000 and Sell PEN 13,371,515	16 December 2020	42,460
Buy USD 4,200,000 and Sell CAD 5,544,108	16 December 2020	(77,101)
Buy USD 5,100,000 and Sell CHF 4,674,156	16 December 2020	(59,181)
Buy USD 5,322,847 and Sell AUD 7,500,000	16 December 2020	(193,178)
Buy USD 5,692,492 and Sell GBP 4,400,000	16 December 2020	(180,590)
Buy USD 50,000 and Sell IDR 712,150,000	17 March 2021	168
Buy USD 6,585,537 and Sell EUR 5,600,000	16 December 2020	(107,595)
Buy USD 6,900,000 and Sell TWD 198,042,770	16 December 2020	(39,760)
Buy USD 750,000 and Sell MXN 16,529,355	16 December 2020	(68,648)
Buy USD 950,000 and Sell IDR 14,128,671,553	16 December 2020	(46,015)
Buy ZAR 36,027,304 and Sell USD 2,250,000	17 December 2020	78,886
		\$ (73,831)

The following is a summary of open forward currency contracts at 30 November 2019:

	Maturity Date	Net Unrealized Gain (Loss)
AUD Class Specific		
Buy AUD 3,985,093 and Sell USD 2,710,838	30 December 2019	\$ (12,975)
JPY Class Specific		
Buy JPY 3,406,029,100 and Sell USD 31,393,815	30 December 2019	(203,032)
Class Fund Specific		
Buy AUD nil and Sell USD 128,238	18 December 2019	(128,237)
Buy CAD 1,195,412 and Sell USD 900,000	18 March 2020	1,011
Buy CHF 1,952,307 and Sell EUR 1,800,000	18 December 2019	(30,589)
Buy CHF 21,704 and Sell USD nil	18 December 2019	21,732
Buy CNH 21,253 and Sell USD nil	18 December 2019	3,021
Buy CNH 3,526,873 and Sell USD 500,000	18 March 2020	44
Buy CZK 41,093,152 and Sell EUR 1,600,000	18 March 2020	33
Buy CZK 444,713 and Sell EUR nil	18 December 2019	19,197
Buy EUR 3,300,000 and Sell HUF 1,102,468,630	18 March 2020	9,975
Buy EUR 3,850,000 and Sell NOK 39,297,852	18 December 2019	(16,667)
Buy EUR nil and Sell GBP 13,788	18 December 2019	(17,844)
Buy EUR nil and Sell JPY 6,122,802	18 December 2019	(55,997)
Buy EUR nil and Sell SEK 393,697	18 December 2019	(41,162)
Buy GBP 2,459,613 and Sell EUR 2,850,000	18 March 2020	29,514

DIAM CAYMAN TRUST - ASPECT MANAGED FUTURES FUND**NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS****YEAR ENDED 30 NOVEMBER 2020****4. Derivative financial instruments (continued)**

Class Fund Specific	Maturity Date	Net Unrealized Gain (Loss)
Buy GBP 200,000 and Sell USD 258,311	18 March 2020	\$ 1,275
Buy GBP nil and Sell USD 219,699	18 December 2019	(219,699)
Buy HUF 5,399,904 and Sell EUR nil	18 December 2019	17,807
Buy IDR 29,417,907,109 and Sell USD 2,000,000	18 December 2019	81,641
Buy ILS 7,936,800 and Sell USD 2,300,000	18 March 2020	(2,826)
Buy INR 50,683,948 and Sell USD 700,000	18 March 2020	(1,497)
Buy JPY 143,838,755 and Sell EUR 1,200,000	18 March 2020	(8,668)
Buy MXN 701,389 and Sell USD nil	18 December 2019	35,771
Buy MXN 91,675,725 and Sell USD 4,650,000	18 March 2020	(35,358)
Buy PEN nil and Sell USD 1,015	18 December 2019	(1,015)
Buy PHP 38,214,211 and Sell USD 750,000	18 March 2020	(616)
Buy PHP nil and Sell USD 9,049	18 December 2019	(9,049)
Buy PLN 15,960,586 and Sell EUR 3,700,000	18 December 2019	(5,867)
Buy RUB 258,126,927 and Sell USD 3,900,000	18 December 2019	104,567
Buy SEK 18,954,410 and Sell EUR 1,800,000	18 March 2020	(6,387)
Buy SGD 1,839,682 and Sell USD 1,350,000	18 March 2020	(3,333)
Buy SGD 709 and Sell USD nil	18 December 2019	518
Buy THB 56,405,871 and Sell USD 1,850,000	18 December 2019	17,223
Buy TRY 13,060,838 and Sell USD 2,200,000	18 December 2019	62,697
Buy TWD nil and Sell USD 51,928	18 December 2019	(51,928)
Buy USD 1,700,000 and Sell CLP 1,147,849,340	18 December 2019	272,259
Buy USD 1,850,000 and Sell TWD 56,080,720	18 March 2020	(2,313)
Buy USD 1,950,000 and Sell COP 6,798,983,675	18 December 2019	18,620
Buy USD 10,067,430 and Sell AUD 14,800,000	18 March 2020	28,265
Buy USD 2,450,000 and Sell BRL 10,216,146	18 December 2019	42,580
Buy USD 27,180 and Sell INR nil	18 December 2019	27,180
Buy USD 3,400,000 and Sell JPY 367,796,929	18 March 2020	16,884
Buy USD 3,570,870 and Sell NZD 5,700,000	18 December 2019	(88,056)
Buy USD 350,000 and Sell KRW 411,104,820	18 March 2020	1,227
Buy USD 4,100,000 and Sell CHF 4,056,534	18 March 2020	9,811
Buy USD 42,588 and Sell EUR nil	18 December 2019	42,588
Buy USD 500,000 and Sell PEN 1,702,953	18 March 2020	1,822
Buy USD 8,553,529 and Sell EUR 7,700,000	18 March 2020	8,173
Buy USD nil and Sell CAD 89,954	18 December 2019	(67,773)
Buy USD nil and Sell ILS 20,897	18 December 2019	(6,017)
Buy USD nil and Sell JPY 5,376,195	18 December 2019	(49,169)
Buy USD nil and Sell KRW 47,491,425	18 December 2019	(40,208)
Buy ZAR 15,683,833 and Sell USD 1,050,000	18 March 2020	5,020
Buy ZAR 80,983 and Sell USD nil	18 December 2019	5,518
		<u>\$ (220,309)</u>

DIAM CAYMAN TRUST - ASPECT MANAGED FUTURES FUND**NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS****YEAR ENDED 30 NOVEMBER 2020****5. Offsetting financial assets and liabilities**

As of 30 November 2020 and 30 November 2019, no financial instruments of the Class Fund are being presented net within the statement of financial position (See Note 3 for gross amounts). The following tables provide information on the financial impact of netting for instruments subject to an enforceable master netting arrangement or similar agreement in the event of default as defined under such agreements.

The following tables summarize the gross and net financial assets and liabilities per counterparty as at 30 November 2020:

Offsetting of Financial Assets and Derivative Assets

Description	CounterParty	Gross Amounts of Assets in the Statement of Financial Position	Related Amounts not set-off in the Statement of Financial Position		
			Financial Instruments ⁽¹⁾	Collateral Received ⁽²⁾	Net Amount ⁽³⁾
Forwards	Deutsche Bank	\$ 1,165,007	\$ (1,054,495)	\$ -	\$ 110,512
Forwards	Bank of New York Mellon	2,942	(2,942)	-	-
Forwards	Citibank	1,161,709	(1,161,709)	-	-
Futures	Credit Suisse	2,724,531	(2,291,207)	-	433,324
Margin	Deutsche Bank	1,531,946	-	-	1,531,946
Margin	Bank of New York Mellon	3,939,857	(155,167)	-	3,784,690
Margin	Citibank	1,579,076	(29,176)	-	1,549,900
Margin	Credit Suisse	5,258,162	-	-	5,258,162
Total		\$ 17,363,230	\$ (4,694,695)	\$ -	\$ 12,668,534

Offsetting of Financial Liabilities and Derivative Liabilities

Description	CounterParty	Gross Amounts of Liabilities in the Statement of Financial Position	Related Amounts not set-off in the Statement of Financial Position		
			Financial Instruments ⁽¹⁾	Collateral Pledged ⁽²⁾	Net Amount ⁽³⁾
Forwards	Deutsche Bank	\$ 1,054,495	\$ (1,054,495)	\$ -	\$ -
Forwards	Bank of New York Mellon	158,109	(2,942)	(155,167)	-
Forwards	Citibank	1,190,885	(1,161,709)	(29,176)	-
Futures	Credit Suisse	2,291,207	(2,291,207)	-	-
Total		\$ 4,694,696	\$ (4,510,353)	\$ (184,343)	\$ -

(1) Gross amounts of related financial instruments available for offset but not netted in the Statement of Financial Position.

(2) Gross amounts of related cash collateral and margin borrowing available for offset but not netted in the Statement of Financial Position.

(3) Represents the net amounts due to or from the counterparty in the event of default based on the contractual set-off rights under the agreement.

DIAM CAYMAN TRUST - ASPECT MANAGED FUTURES FUND**NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS****YEAR ENDED 30 NOVEMBER 2020****5. Offsetting financial assets and liabilities (continued)**

The following tables summarize the gross and net financial assets and liabilities per counterparty as at 30 November 2019:

Offsetting of Financial Assets and Derivative Assets

Description	CounterParty	Gross Amounts of Assets in the Statement of Financial Position	Related Amounts not set-off in the Statement of Financial Position		Net Amount ⁽³⁾
			Financial Instruments ⁽¹⁾	Collateral Received ⁽²⁾	
Forwards	Deutsche Bank	\$ 1,158,155	\$ (1,158,155)	\$ -	\$ -
Forwards	Bank of New York Mellon	1,175	(1,175)	-	-
Forwards	Citibank	1,161,955	(1,089,262)	-	72,693
Futures	Credit Suisse	2,544,662	(2,033,457)	-	511,205
Margin	Deutsche Bank	1,951,036	(76,995)	-	1,874,041
Margin	Bank of New York Mellon	3,653,097	(216,007)	-	3,437,090
Margin	Citibank	1,746,346	-	-	1,746,346
Margin	Credit Suisse	5,446,649	-	(537,372)	4,909,277
Total		\$ 17,673,075	\$ (4,575,051)	\$ (537,372)	\$ 12,560,652

Offsetting of Financial Liabilities and Derivative Liabilities

Description	CounterParty	Gross Amounts of Liabilities in the Statement of Financial Position	Related Amounts not set-off in the Statement of Financial Position		Net Amount ⁽³⁾
			Financial Instruments ⁽¹⁾	Collateral Pledged ⁽²⁾	
Forwards	Deutsche Bank	\$ 1,235,150	\$ (1,158,155)	\$ (76,995)	\$ -
Forwards	Bank of New York Mellon	217,182	(1,175)	(216,007)	-
Forwards	Citibank	1,089,262	(1,089,262)	-	-
Futures	Credit Suisse	2,033,457	(2,033,457)	-	-
Due to broker	Credit Suisse	537,372	-	(537,372)	-
Total		\$ 5,112,423	\$ (4,282,049)	\$ (830,374)	\$ -

(1) Gross amounts of related financial instruments available for offset but not netted in the Statement of Financial Position.

(2) Gross amounts of related cash collateral and margin borrowing available for offset but not netted in the Statement of Financial Position.

(3) Represents the net amounts due to or from the counterparty in the event of default based on the contractual set-off rights under the agreements.

6. Related party transactions

Parties are considered to be related if one party has the ability to control the other party or exercise significant influence over the other party in making financial or operational decisions.

Trustee and Manager

On 29 June 2011, FirstCaribbean International Bank and Trust Company (Cayman) Limited (formerly CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited) became the Trustee of the Trust. Pursuant to the Trust Deed, the Trustee and Manager have authority and overall responsibility for the Trust's administration and management, which includes the responsibility for distribution and redemption of units in the Trust. The Trustee and Manager have appointed Bank of New York Mellon (USA) to provide the day-to-day administration of the Class Fund. The Trustee is entitled to receive out of the assets of the Class Fund a fee of 0.01% per annum of the net asset value subject to a quarterly minimum fee of \$3,750. The Trustee's fee will be accrued daily and calculated based on the net asset value as at the immediately preceding Valuation Day (daily) and payable quarterly in arrears.

Queensgate Bank and Trust Company Ltd. (the "Manager") entered into the Trust Deed with the Trustee noted above on 29 June 2011 and entered into the Supplemental Trust Deed dated 27 January 2012 with the Trustee. The Manager prescribes management of the Class Fund's assets and issue and repurchase of the units of the Class Fund.

DIAM CAYMAN TRUST - ASPECT MANAGED FUTURES FUND**NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS****YEAR ENDED 30 NOVEMBER 2020****6. Related party transactions (continued)****Trustee and Manager (continued)**

The Manager is entitled to receive out of the assets of the Class Fund a fee of 0.01% per annum of the net asset value subject to a quarterly minimum fee of \$3,750. The Manager's fee will be accrued daily and calculated based on the net asset value as at the immediately preceding Valuation Day (daily) and payable quarterly in arrears.

Agent and Distributor

On 27 January 2012, the Agent Company Agreement was entered into between Queensgate Bank and Trust Company, Ltd. and Mitsubishi UFJ Morgan Stanley PB Securities Co., Ltd (the "Agent"). The Agent Company Agreement is an agreement pursuant to which the Agent, having been appointed by the Manager, agrees to submit the prospectuses regarding the units of the Class Fund to the Japan Securities Dealers' Association ("JSDA"), publicize the net asset value per unit and submit the documents such as the financial statements and other documents to the JSDA. The Agent is entitled to receive a fee of 0.05% per annum of the Net Asset Value attributable to such classes of units of the Class Fund.

On 27 January 2012, the Units Distribution and Repurchase Agreement was entered into between the Manager and the Agent, under which the Agent acts as Distributor of units in Japan subject to terms and conditions. The Distributor is entitled to receive a fee of 0.95% per annum of the Net Asset Value attributable to such classes of units of the Class Fund. The Agent and Distributor's fee will be accrued daily and calculated based on the net asset value as at the immediately preceding Valuation Day and payable quarterly in arrears.

Administration

The Trustee and the Manager on behalf of the Class Fund have entered into an Administrative Services Agreement with Bank of New York Mellon (USA) dated 27 January 2012, under which Bank of New York Mellon through its Alternative Investment Services group (BNYM-AIS) acts as Administrator to the Class Fund. The fee payable to the Administrator is based upon an agreed upon fee schedule included in the agreement. The fee is accrued daily and payable quarterly in arrears. If the net assets of the Class Fund are less than 250 million then the fee will be 8 basis points, if the net assets are between 250 million and 500 million then the fee will be 6 basis points, if the net assets are greater than 500 million then the fee will be 4 basis points of the net assets of the Class Fund. However, there is a minimum annual administration fee of \$89,000.

Investment Manager

Asset Management One International Ltd. (the "Investment Manager") has been appointed as Investment Manager to the Trust pursuant to the Investment Management Agreement dated 27 January 2012, pursuant to which the Investment Manager is authorized to supervise and direct the investment and reinvestment of assets in each account, with full authority and at its discretion. These functions were delegated from the Manager to the Investment Manager.

The Investment Manager is entitled to receive a management fee of 0.63% per annum of the net asset value of the Class Fund. The fee is accrued daily and calculated based on the net asset value as at the immediately preceding Valuation Day and is payable quarterly in arrears.

Sub-Investment Manager

The Investment Manager has delegated to Aspect Capital Limited (the "Sub-Investment Manager") the responsibility for the management of the investment and re-investment of the Class Fund's assets pursuant to the Sub-Investment Management Agreement dated 27 January 2012.

The Sub-Investment Manager is entitled to receive out of the assets of the Class Fund a management fee of 1.5% per annum of the net asset value of the portfolio in USD excluding the unrealized gains/losses of the class hedging transactions (Note 8) (the "Baseline Portfolio"). The fee is accrued daily and calculated based on the net asset value as at the immediately preceding Valuation Day and is payable monthly in arrears.

DIAM CAYMAN TRUST - ASPECT MANAGED FUTURES FUND**NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS****YEAR ENDED 30 NOVEMBER 2020****6. Related party transactions (continued)****Sub-Investment Manager (continued)**

The Sub-Investment Manager is entitled to receive out of the assets of the Class Fund a monthly performance fee equal to 20.0% of the Net New Profits of the Baseline Portfolio as at the end of the month ("Calculation Period"). Net New Profits are the sum of (i) the net of all realized profits and losses of the Baseline Portfolio, plus (ii) the change in net unrealized profits and losses of the Baseline Portfolio, less (iii) the relevant fees of the Class Fund (including fees of Trustee, Manager, Administrator, Custodian, Distributor, Investment Manager and Sub-Investment Manager), which is upper limited to 3.25% per annum of the net asset value of the Baseline Portfolio, less (iv) all brokerage commissions and transaction expenses, and less (v) if Net New Profits as at the end of the last preceding Calculation Period was negative (a "Cumulative Net Loss"), the amount of such Cumulative Net Loss.

Custodian

Bank of New York Mellon (the "Custodian") has been appointed as the Custodian to the Class Fund by the Trustee pursuant to a custody agreement dated 27 January 2012. The Custodian is entitled to receive out of the assets of the Class Fund a fee of 0.02% per annum of the net asset value, or such other fee as may be agreed between the Trustee and the Custodian from time to time. The Custodian is also entitled to a transaction fee in accordance with its normal scale. The fee is accrued daily and calculated based on the net asset value as at the immediately preceding Valuation Day and is payable quarterly in arrears.

7. Distributions

The Investment Manager may direct the Administrator who shall act on behalf of the Trustee to make distributions to holders of any class of units. The distributions will be paid out of the income, realized and unrealized capital gains and/or any distributable funds of the Class Fund attributable to the relevant class of units. Further, the Investment Manager may direct the Administrator on behalf of the Trustee to pay distributions out of the capital of the Class Fund if considered necessary by the Investment Manager to maintain a reasonable level of distributions for the Class Fund. During the period, the following disbursements were made:

	Year ended 30 November 2020	Year ended 30 November 2019
Distribution paid from AUD Class	\$ <u>(36,442)</u>	\$ <u>(24,041)</u>
	\$ <u>(36,442)</u>	\$ <u>(24,041)</u>

8. Units in issue

Three classes of units, designated as USD (USD hedged) class units, AUD (AUD hedged) class units, JPY (JPY hedged) class units, are available for subscription.

Initial Offer Period

Subscription of units by eligible investors were available during the initial offer period at a subscription price of:

- USD (USD hedged) Class Unit - US\$10.00 per Unit
- AUD (AUD hedged) Class Unit - AUD10.00 per Unit
- JPY (JPY hedged) Class Unit - ¥10,000 per Unit

Units which were subscribed for during the Initial Offer Period were issued on the 16 March 2012.

Subsequent Subscriptions

Units of the applicable class of units will be available for subscription at the relevant subscription price applicable on each dealing day (daily). The subscription price per unit of a class of units will be the net asset value per unit of such class of units determined as at the valuation point on the valuation day falling on the relevant dealing day.

DIAM CAYMAN TRUST - ASPECT MANAGED FUTURES FUND**NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS****YEAR ENDED 30 NOVEMBER 2020****8. Units in issue (continued)***Minimum subscriptions*

The minimum subscription amount for USD (USD hedged) class units by an investor is US\$100 and in incremental amounts of US\$0.01 thereafter or 10 Units and in incremental amounts of 0.001 unit thereafter. The minimum subscription amount for AUD (AUD hedged) class units is AUD100 and in incremental amounts of AUD0.01 thereafter or 10 units and in incremental amounts of 0.001 Unit thereafter. The minimum subscription amount for the JPY (JPY hedged) class units is ¥10,000 and in incremental amounts of ¥1 thereafter or 1 unit and in incremental amounts of 0.001 unit thereafter.

Redemptions

The units of the Class Fund are redeemable at the option of the Unitholder on each dealing day at the repurchase price, provided that the redemption notice has been received by the Administrator not less than 1 business day prior to the relevant dealing day. The repurchase price per unit will be the net asset value per unit of the relevant class of units determined as at the valuation point on the valuation day falling on the relevant dealing day.

Unit transactions during the year ended 30 November 2020 are as follows:

	Class USD hedged ("USD")	Class AUD hedged ("AUD")	Class JPY hedged ("JPY")	Total
Units at beginning of year	1,025,849	464,459	433,303	1,923,611
Units issued during the year	360,389	-	34,951	395,340
Units redeemed during the year	(199,294)	(357,871)	(109,450)	(666,615)
Units at the end of year	<u>1,186,944</u>	<u>106,588</u>	<u>358,804</u>	<u>1,652,336</u>
Net Asset Value per Unit	\$ <u>8.62</u>	AUS <u>7.46</u>	¥ <u>7,744.54</u>	

Unit transactions during the year ended 30 November 2019 are as follows:

	Class USD hedged ("USD")	Class AUD hedged ("AUD")	Class JPY hedged ("JPY")	Total
Units at beginning of year	1,164,262	115,189	379,851	1,639,302
Units issued during the year	-	349,284	143,166	492,450
Units redeemed during the year	(138,413)	(14)	(86,714)	(228,141)
Units at the end of year	<u>1,025,849</u>	<u>464,459</u>	<u>433,303</u>	<u>1,923,611</u>
Net Asset Value per Unit	\$ <u>9.66</u>	AUS <u>8.67</u>	¥ <u>8,806.95</u>	

DIAM CAYMAN TRUST - ASPECT MANAGED FUTURES FUND**NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS****YEAR ENDED 30 NOVEMBER 2020****8. Units in issue (continued)**

The Class Fund's capital is primarily represented by these units. In accordance with the objectives outlined in Note 1 and the risk management policies in Note 9, the Class Fund endeavors to invest the subscriptions received from the Unitholder into appropriate investments while maintaining sufficient liquidity to meet redemptions, with such liquidity being augmented by short-term borrowings or redemption of investments where necessary.

As at 30 November 2020 and 2019, all units of the Class Fund were held by one Unitholder.

9. Financial risk management*Financial risk factors*

The Class Fund's activities expose it to a variety of financial risks: market risk (including price risk, currency risk and interest rate risk), credit risk and liquidity risk.

The Class Fund is also exposed to operational risks such as custody risk. Custody risk is the risk of loss of securities held in custody occasioned by the insolvency or negligence of the custodian. Although an appropriate legal framework is in place that eliminates the risk of loss of value of the securities held by the custodian, in the event of its failure, the ability of the Class Fund to transfer securities might be temporarily impaired.

The Class Fund's overall risk management program seeks to maximize the returns derived for the level of risk to which the Class Fund is exposed and seeks to minimize potential adverse effects on the Class Fund's financial performance. The Class Fund uses forward currency contracts to moderate certain risk exposures.

All securities investments present a risk of loss of capital. The maximum loss of capital on long debt securities is limited to the fair value of those positions. On short futures positions the maximum loss of capital can be unlimited. The maximum loss of capital on long futures and forward currency contracts is limited to the notional contract values of those positions.

*Market risk**a) Price risk:*

The Class Fund is exposed to debt securities and derivative price risk. This arises from investments held by the Class Fund for which prices in the future are uncertain. Where non-monetary financial instruments are denominated in currencies other than the USD, the price initially expressed in foreign currency and then converted into USD will also fluctuate because of changes in foreign exchange rates. Paragraph (b) 'Foreign exchange risk' below sets out how this component of price risk is managed and measured.

Derivatives include instruments and contracts, the value of which is linked to one or more underlying securities, financial benchmarks or indices. The value of a derivative depends largely upon price movements in the underlying asset. Many derivatives provide significantly more market exposure than the money paid or deposited when the transaction is entered into. A relatively small adverse market movement can result not only in the loss of the entire investment, but may also expose the Class Fund to the possibility of a loss exceeding the original amount invested. There can be no assurance that derivatives that the Class Fund wish to acquire will be made available at any particular times on satisfactory terms or at all.

The Class Fund's policy is to manage price risk through diversification and selection of securities and other financial instruments within specified limits set by the governing documents of the Class Fund.

At 30 November, the fair value of debt and related derivatives exposed to price risk are summarized in Notes 3 and 4. Included in Note 4 is the Class Fund's notional exposure on derivative contracts as well as the industry exposure.

DIAM CAYMAN TRUST - ASPECT MANAGED FUTURES FUND**NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS****YEAR ENDED 30 NOVEMBER 2020****9. Financial risk management (continued)**

The Investment Manager does not manage the Class Fund's investment strategy to track a benchmark or any other index. At 30 November 2020, the Class Fund's market risk is affected by three main components: changes in actual market prices, interest rate and foreign currency movements. If the portfolio (excluding futures contracts) at 30 November 2020 had increased by 10% with all other variables held constant, this would have increased net assets attributable to Unitholder by approximately \$2,072,779 (2019: \$2,933,590). Conversely, if the portfolio (excluding futures contracts) at 30 November 2020 had decreased by 10%, this would have decreased net assets attributable to Unitholder by approximately (\$2,072,779) (2019: (\$2,933,590)).

The sensitivity analysis presented above is based upon the portfolio composition (excluding futures contracts) as at 30 November. The composition of the Class Fund's investment portfolio is expected to change over time. Accordingly, the sensitivity analysis prepared as at 30 November is not necessarily indicative of the effect on the Class Fund's net assets in the future.

At 30 November 2020, had the notional value of futures contracts (excluding financial futures with notional of \$373,825,417 subject to interest rate risk) increased or decreased by 10% with all other variables held constant, the increase or decrease respectively in net assets attributable to Unitholder is shown below:

	Net Notional	Increase/decrease (+/-) NAV impact of 10% notional
Futures contracts		
Currencies	\$ 1,244,324	\$ 124,432
Energy	(3,516,720)	351,672
Grains	10,179,226	1,017,923
Index	6,465,875	646,588
London Metals	9,608,198	960,820
Materials	1,226,550	122,655
Meats	(1,911,595)	191,160
Metals	5,140,091	514,009
Total futures contracts net notional	\$ 28,435,949	

At 30 November 2019, had the notional value of futures contracts (excluding financial futures with notional of \$295,094,792 subject to interest rate risk) increased or decreased by 10% with all other variables held constant, the increase or decrease respectively in net assets attributable to Unitholder is shown below:

	Net Notional	Increase/decrease (+/-) NAV impact of 10% notional
Futures contracts		
Currencies	\$ (1,189,169)	\$ 118,917
Energy	(550,446)	55,045
Grains	(1,048,723)	104,872
Index	43,646,499	4,364,650
London Metals	(980,981)	98,098
Materials	(163,400)	16,340
Meats	846,228	84,623
Metals	2,232,492	223,249
Total futures contracts net notional	\$ 42,792,500	

DIAM CAYMAN TRUST - ASPECT MANAGED FUTURES FUND**NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS****YEAR ENDED 30 NOVEMBER 2020****9. Financial risk management (continued)**

The sensitivity analysis presented above is based upon the future contracts in the portfolio only as at 30 November. The composition of the Class Fund's futures contracts is expected to change over time. Accordingly, the sensitivity analysis prepared as at 30 November is not necessarily indicative of the effect on the Class Fund's net assets in the future.

The Sub-Investment Manager aims to deliver the Class Fund's investment objective through the implementation of a systematic quantitative investment program. The program applies a fully systematic and broadly diversified global trading system which deploys multiple trading strategies that, primarily through the use of listed futures and forward currency contracts, seek to identify and exploit directional moves in the market behavior of a broad range of financial instruments and other assets including (but not limited to) currencies, interest rates, equities, equity indices, debt securities (including bonds) and commodities (including energy, metal and agricultural commodities).

By maintaining comparatively small exposure to any individual market and maintaining positions in a variety of contracts, the Sub-Investment Manager aims to achieve long term diversification. The Class Fund's policy is to manage price risk through diversification. Generally, the program maintains positions in the majority of traded markets. Market concentration varies according to the strength of signals, volatility and liquidity amongst other factors. The emphasis is upon structuring a genuinely diversified set of market risk allocations that is designed to maximize the probability of returns wherever profit opportunities appear. Market exposures are monitored daily and the level of exposure of the program in each market is quantifiable at all times and changes in accordance with market volatility and liquidity.

The program employs a fully automated system to collect, process and analyze market data (including current and historical price data) and identify and exploit directional moves in market behavior. The program trades across a variety of frequencies to exploit trends over a range of timescales. Positions are taken according to the aggregate signal and are adjusted to control risk.

b) Foreign currency risk:

The Class Fund operates internationally and holds both monetary and non-monetary assets denominated in currencies other than the USD, the functional currency. Foreign currency risk, as defined in IFRS 7, arises as the value of future transactions, recognized monetary assets and monetary liabilities denominated in other currencies fluctuate due to changes in foreign exchange rates. IFRS 7 considers the foreign exchange exposure relating to non-monetary assets and liabilities to be a component of market price risk and not foreign currency risk. The Class Fund monitors the exposure on all foreign currency denominated assets and liabilities.

The table below summarizes the Class Fund's monetary assets and liabilities, which are denominated in a currency other than the USD at 30 November 2020.

Concentration of foreign currency assets and liabilities

(expressed in USD)	AUD	CHF	GBP	JPY	KRW	MYR	THB	TRY	ZAR
Assets	22,846	2,368	43,101	112,297	152,330	218,853	935	62,429	37,975
(expressed in USD)	CAD	EUR	HKD	SEK	SGD				
Liabilities	(54,268)	(138,363)	(1,354)	(1,372)	(2,729)				

DIAM CAYMAN TRUST - ASPECT MANAGED FUTURES FUND**NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS****YEAR ENDED 30 NOVEMBER 2020****9. Financial risk management (continued)**

The table below summarizes the Class Fund's monetary assets and liabilities, which are denominated in a currency other than the USD at 30 November 2019.

Concentration of foreign currency assets and liabilities

(expressed in USD)	HKD	KRW	MYR	SEK	SGD	THB	TRY	ZAR
Assets	1,434	583,082	156,203	17,107	1,099	483	16,922	12,268
(expressed in USD)	AUD	CAD	CHF	EUR	GBP	JPY		
Liabilities	(17,798)	(60,465)	(132,185)	(194,362)	(92,424)	(40,137)		

The table below summarizes the sensitivity of the Class Fund's net monetary assets and liabilities to changes in foreign exchange movements at 30 November 2020. The analysis is based on the assumptions that the relevant foreign exchange rate increased/decreased by the percentages to the USD as shown in the table below, with all other variables held constant.

(expressed in USD)	AUD	CHF	GBP	JPY	KRW	MYR	THB	TRY	ZAR
Change in exchange rate	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%
Net change in NAV	2,285	237	4,310	11,230	15,233	21,885	93	6,243	3,797
(expressed in USD)	CAD	EUR	HKD	SEK	SGD				
Change in exchange rate	10%	10%	10%	10%	10%				
Net change in NAV	(5,427)	(13,836)	(135)	(137)	(273)				

The table below summarizes the sensitivity of the Class Fund's net monetary assets and liabilities to changes in foreign exchange movements at 30 November 2019. The analysis is based on the assumptions that the relevant foreign exchange rate increased/decreased by the percentages to the USD as shown in the table below, with all other variables held constant.

(expressed in USD)	HKD	KRW	MYR	SEK	SGD	THB	TRY	ZAR
Change in exchange rate	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%
Net change in NAV	143	58,308	15,620	1,711	110	48	1,692	1,227
(expressed in USD)	AUD	CAD	CHF	EUR	GBP	JPY		
Change in exchange rate	10%	10%	10%	10%	10%	10%		
Net change in NAV	(1,780)	(6,047)	(13,219)	(19,436)	(9,242)	(4,014)		

DIAM CAYMAN TRUST - ASPECT MANAGED FUTURES FUND**NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS****YEAR ENDED 30 NOVEMBER 2020****9. Financial risk management (continued)**

The Class Fund may have exposure to fluctuations in currency exchange rates through investment of the Class Fund's assets in bonds and short-term money market instruments denominated in currencies other than USD. When investments are made in non-US Dollar denominated bonds and short-term money market instruments, the Class Fund enters into currency hedging transactions. Such transactions are designed to reduce, but not eliminate, exchange-rate risk and protect all or any part of the assets of the Class Fund from a depreciation in the foreign currency against the USD.

With respect to the AUD and JPY classes (Note 8), the Class Fund enters into currency hedging transactions for the Unitholders of such classes.

The markets in which foreign exchange transactions are effected are highly volatile, highly specialized and highly technical. Significant changes, including changes in liquidity and prices, can occur in such markets within very short periods of time, often within minutes.

Excluding forwards, as at 30 November 2020, the Class Fund's financial assets and liabilities at fair value through profit or loss are USD denominated, except for \$(70,275) (2019: \$304,451) in futures contracts.

At 30 November 2020, had the exchange rate between the below currencies and the USD increased or decreased by 10% with all other variables held constant, the increase or decrease respectively in net assets attributable to Unitholder is shown below (excluding the impact of forward currency contracts used for class hedging).

Currency	Unrealized gain (loss) of forward contracts at 30 November 2020	Increase/decrease (+/-) NAV impact of 10% change in FX rate
AUD - USD	\$ (63,993)	\$ 418,995
BRL - USD	(27,983)	202,799
CAD - USD	(9,519)	189,048
CHF - EUR	(13,537)	1,230
CHF - USD	(8,245)	269,176
CLP - USD	(23,959)	82,604
CNH - USD	257,611	510,761
COP - USD	(89,008)	98,901
CZK - EUR	(43,386)	3,944
EUR - GBP	(76,118)	6,920
EUR - HUF	(3,405)	310
EUR - JPY	(68,252)	6,204
EUR - NOK	(72,896)	6,627
EUR - PLN	(11,031)	1,003
EUR - SEK	50,459	4,587
EUR - USD	3,518	346,609
GBP - USD	(46,935)	13,358
IDR - USD	(14,529)	5,017
ILS - USD	(4,843)	129,516
INR - USD	(12,120)	158,788
JPY - USD	(124,275)	3,313,701
KRW - USD	56,130	325,613
MXN - USD	38,423	123,842
NZD - USD	155,443	575,740

- 29 -

DIAM CAYMAN TRUST - ASPECT MANAGED FUTURES FUND**NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS****YEAR ENDED 30 NOVEMBER 2020****9. Financial risk management (continued)**

Currency	Unrealized gain (loss) of forward contracts at 30 November 2020	Increase/decrease (+/-) NAV impact of 10% change in FX rate
PEN - USD	\$ 34,172	\$ 261,583
PHP - USD	23,607	67,361
RUB - USD	(12,816)	126,282
SGD - USD	(903)	99,910
THB - USD	10,578	171,058
TWD - USD	(38,598)	493,860
USD - ZAR	62,580	211,260
	\$ (73,831)	

Currency	Unrealized gain (loss) of futures contracts denominated in foreign currencies at 30 November 2020*	Increase/decrease (+/-) NAV impact of 10% change in FX rate
AUD	\$ (20,287)	\$ 2,029
CAD	78,203	7,820
CHF	(1,103)	110
EUR	108,098	10,810
GBP	(39,514)	3,951
HKD	(5,760)	576
JPY	(99,487)	9,949
KRW	(25,871)	2,587
MYR	10,303	1,030
SEK	(8,845)	884
SGD	(1,276)	128
THB	545	55
TRY	(36,084)	3,608
ZAR	(29,197)	2,920
	\$ (70,275)	

* Total excludes USD amounts.

DIAM CAYMAN TRUST - ASPECT MANAGED FUTURES FUND**NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS****YEAR ENDED 30 NOVEMBER 2020****9. Financial risk management (continued)**

At 30 November 2019, had the exchange rate between the below currencies and the USD increased or decreased by 10% with all other variables held constant, the increase or decrease respectively in net assets attributable to Unitholder is shown below (excluding the impact of forward currency contracts used for class hedging).

Currency	Unrealized gain (loss) of forward contracts at 30 November 2019	Increase/decrease (+/-) NAV impact of 10% change in FX rate
AUD - USD	\$ (99,972)	\$ 1,003,916
BRL - USD	42,580	240,742
CAD - USD	(66,762)	83,324
CHF - EUR	(30,589)	2,781
CHF - USD	31,543	406,846
CLP - USD	272,259	142,774
CNH - USD	3,065	50,306
COP - USD	18,620	193,138
CZK - EUR	19,230	1,748
EUR - GBP	11,670	1,061
EUR - HUF	27,782	2,526
EUR - JPY	(64,665)	5,879
EUR - NOK	(16,667)	1,515
EUR - PLN	(5,867)	533
EUR - SEK	(47,549)	4,323
EUR - USD	50,761	854,536
GBP - USD	(218,424)	25,959
IDR - USD	81,641	208,164
ILS - USD	(8,843)	229,115
INR - USD	25,683	69,850
JPY - USD	(32,285)	343,228
KRW - USD	(38,982)	38,898
MXN - USD	413	465,041
NZD - USD	(88,056)	365,893
PEN - USD	807	49,818
PHP - USD	(9,665)	74,938
RUB - USD	104,567	400,457
SGD - USD	(2,815)	134,719
THB - USD	17,223	186,722
TRY - USD	62,697	226,270
TWD - USD	(54,241)	185,231
USD - ZAR	10,536	106,054
\$	<u>(4,305)</u>	

DIAM CAYMAN TRUST - ASPECT MANAGED FUTURES FUND**NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS****YEAR ENDED 30 NOVEMBER 2020****9. Financial risk management (continued)**

Currency	Unrealized gain (loss) of futures contracts denominated in foreign currencies at 30 November 2019*	Increase/decrease (+/-) NAV impact of 10% change in FX rate
AUD	\$ 88,632	\$ 8,863
CAD	56,727	5,673
CHF	122,454	12,245
EUR	84,029	8,403
GBP	(52,440)	5,244
HKD	40,087	4,009
JPY	27,244	2,724
KRW	(23,545)	2,354
MYR	10,990	1,099
SEK	(26,837)	2,684
SGD	(3,118)	312
THB	1,765	177
TRY	(18,176)	1,818
ZAR	(3,361)	336
	\$ 304,451	

* Total excludes USD amounts.

In accordance with the Class Fund's policy, the Sub-Investment Manager monitors the Class Fund's net currency position on a daily basis.

c) Interest rate risk

The Class Fund's exposure to changes in interest rates relates to the Class Fund's investments in fixed rate debt securities. Government debt securities represent zero coupon securities with maturities as follows:

As at 30 November 2020:	<u>Maturity</u>
U. S. Treasury Bills (US\$ 20,804,000 notional)	2020-2021
As at 30 November 2019:	<u>Maturity</u>
U. S. Treasury Bills (US\$ 29,613,000 notional)	2019-2020

Additionally, the Class Fund holds financial futures contracts with net notional of \$373,825,417 (2019: \$295,094,792) and maturities ranging from 1 month to 3 years.

The value of fixed income assets may change based on interest rate fluctuations. Typically, when interest rates increase, the value of long fixed income assets tend to depreciate. On the contrary when interest rate decreases, the value of long fixed income assets tend to appreciate. The degree of the change of the value of the fixed income asset will depend on a number of factors including the maturity and conditions of issuance of the fixed income asset.

At 30 November 2020 and 2019, should interest rates have changed by 10 basis points with all other variables remaining constant, the impact on net assets attributable to Unitholder would not be material to the Class Fund.

DIAM CAYMAN TRUST - ASPECT MANAGED FUTURES FUND**NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS****YEAR ENDED 30 NOVEMBER 2020****9. Financial risk management (continued)**

In accordance with the Class Fund's policy, the Sub-Investment Manager monitors the Class Fund's overall interest sensitivity on a daily basis.

Credit risk

The Class Fund is exposed to credit risk, which is the risk that one party to a financial instrument will cause a financial loss for the other party by failing to discharge an obligation.

The main concentration to which the Class Fund is exposed arises from the Class Fund's investments in debt securities. The Class Fund is also exposed to counterparty credit risk on trading derivative products, margin accounts, cash and cash equivalents, amounts due from brokers and other receivable balances. The Class Fund seeks to mitigate its exposure to credit risk by placing its cash balances and transacting its securities activity with large financial institutions.

At 30 November 2020 portfolio by rating category for each class of debt securities is as follows:

	<u>Credit Rating</u>	<u>\$ Amount</u>	<u>% of NAV</u>
U. S. Treasury Bills	AA+	20,801,616	55.55

At 30 November 2019 portfolio by rating category for each class of debt securities is as follows:

	<u>Credit Rating</u>	<u>\$ Amount</u>	<u>% of NAV</u>
U. S. Treasury Bills	AA+	29,556,204	62.23

The Class Fund measures credit risk and expected credit losses using probability of default, exposure at default and loss given default. Management consider both historical analysis and forward-looking information in determining any expected credit loss. Cash and cash equivalents which potentially expose the Class Fund to credit risk consist primarily of call balances and placements with an original maturity of 3 months or less from placement. The cash equivalents are placed at Bank of New York Mellon (which has a S&P credit rating of A) and thus are not considered to pose a significant credit risk.

At 30 November 2020, all of the Class Fund's financial instruments were held by Bank of New York Mellon, Credit Suisse, Deutsche Bank and Citibank (November 2019: Bank of New York Mellon, Credit Suisse, Deutsche Bank and Citibank). The brokers are members of a major securities exchange and at 30 November 2020 had S&P credit ratings of A, BBB+, BBB+ and BBB+ respectively (30 November 2019: A, BBB-, BBB+ and BBB+), respectively. Although the Class Fund monitors the brokers, and believes that they are appropriate custodians, there is no guarantee that they will not become insolvent. While both the U.S. Bankruptcy Code and the Securities Investor Protection Act of 1970 seek to protect customer property in the event of a failure, insolvency or liquidation of a broker dealer, there is no certainty that, in the event of a failure of a broker dealer that has custody of Class Fund assets, the Class Fund would not incur losses due to (i) its assets being unavailable for a period of time, and (ii) ultimately receiving less than full recovery of its assets, or (iii) both. As substantially all of the Class Fund's assets are custodied with four custodians (30 November 2019: four), such losses could be significant and could materially impair the ability of the Class Fund to achieve its investment objective. Management consider the probability of default to be close to zero as the counterparties have a strong capacity to meet their contractual obligations in the near term. As a result, no loss allowance has been recognized based on 12-month expected credit losses as any such impairment would be wholly insignificant to the Class Fund.

All transactions are settled/paid for upon delivery using approved brokers. The risk of default is considered minimal, as delivery of securities sold is only made once the broker has received payment. Payment is made on a purchase once the securities have been received by the broker. The trade will fail if either party fails to meet its obligation.

DIAM CAYMAN TRUST - ASPECT MANAGED FUTURES FUND**NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS****YEAR ENDED 30 NOVEMBER 2020****9. Financial risk management (continued)**

The counterparties to the Class Fund's non-exchange traded derivative contracts are major financial institutions.

Management does not consider that credit risk related to open derivative contracts will have a material adverse effect on the financial condition of the Class Fund. In accordance with the Class Fund's policy, the Sub-Investment Manager monitors the Class Fund's credit position on a daily basis.

The maximum exposure to credit risk before any credit enhancements at 30 November 2020 is the carrying amount of the financial assets as set out in the Statement of Financial Position.

Liquidity risk

Liquidity risk is the risk that the Class Fund may not be able to generate sufficient cash resources to settle its obligations in full as they fall due or can only do so on terms that are materially disadvantageous.

The Class Fund is exposed to the daily settlement of margin calls on derivatives and to daily cash redemptions of redeemable shares. Its policy is therefore to invest the majority of its assets in investments that are traded in an active market and can be readily disposed. Only a limited proportion of its assets in investments are not actively traded on a stock exchange.

The Class Fund enters into futures and forward contracts which to varying degrees, represent a market risk in excess of the amount reflected on the Class Fund's Statement of Financial Position. The notional amount of the contract represents the extent of the Class Fund's participation in these financial instruments. Market risks associated with such contracts arise due to the possible movements in foreign exchange rates, indices, and securities values underlying these instruments. Other market and credit risks include the possibility that there may be an illiquid market for the contracts, that the change in the value of the contract may not directly correlate with changes in the value of the underlying currencies, commodities, indices, or securities, or that the counterparty to the futures or forward contract defaults on its obligation to perform under the terms of the contract.

The table below analyses the Class Fund's derivative financial liabilities that will be settled on a gross basis into relevant maturity groupings based on the remaining period at the Statement of Financial Position date to the earliest contractual maturity date. The amounts in the table are the contractual undiscounted cash flows.

	3 months or less	3 months to 12 months	Greater than 1 year	Total balance
30 November 2020:				
Financial liabilities at fair value through profit or loss (net settled derivatives)	\$ (4,417,660)	\$ (230,709)	\$ (46,327)	\$ (4,694,696)
30 November 2019:				
Financial liabilities at fair value through profit or loss (net settled derivatives)	\$ (3,794,027)	\$ (714,191)	\$ (66,833)	\$ (4,575,051)

DIAM CAYMAN TRUST - ASPECT MANAGED FUTURES FUND**NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS****YEAR ENDED 30 NOVEMBER 2020****9. Financial risk management (continued)**

The Class Fund's non-derivative financial liabilities are due within 3 months of the Statement of Financial Position date.

Fair Value Disclosures:

In accordance with IFRS 13, the Class Fund is required to classify fair value measurement using a fair value hierarchy that reflects the significance of the inputs used in making the measurements. The fair value hierarchy has the following levels:

- Quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities (level 1).
- Inputs other than quoted prices included within level 1 that are observable for the asset or liability, either directly (that is, as prices) or indirectly (that is, derived from prices) (level 2).
- Inputs for the asset or liability that are not based on observable market data (that is, unobservable inputs) (level 3).

The level in the fair value hierarchy within which the fair value measurement is categorized in its entirety is determined on the basis of the lowest level input that is significant to the fair value measurement in its entirety. For this purpose, the significance of an input is assessed against the fair value measurement in its entirety. If a fair value measurement uses observable inputs that require significant adjustment based on unobservable inputs, that measurement is a level 3 measurement. Assessing the significance of a particular input to the fair value measurement in its entirety requires judgment, considering factors specific to the asset or liability.

The determination of what constitutes 'observable' requires significant judgment by the Class Fund. The Class Fund considers observable data to be that market data that is readily available, regularly distributed or updated, reliable and verifiable, not proprietary, and provided by independent sources that are actively involved in the relevant market.

The following table analyses within the fair value hierarchy the Class Fund's financial assets and liabilities (by class) measured at fair value at 30 November 2020:

Assets	Level 1	Level 2	Level 3	Total balance
U.S. Treasury Bills	\$ 20,801,616	\$ -	\$ -	\$ 20,801,616
Forward currency contracts	-	2,329,658	-	2,329,658
Futures	2,724,531	-	-	2,724,531
Total assets	\$ 23,526,147	\$ 2,329,658	\$ -	\$ 25,855,805
Liabilities	Level 1	Level 2	Level 3	Total balance
Forward currency contracts	\$ -	\$ (2,403,489)	\$ -	\$ (2,403,489)
Futures	(2,291,207)	-	-	(2,291,207)
Total liabilities	\$ (2,291,207)	\$ (2,403,489)	\$ -	\$ (4,694,696)

DIAM CAYMAN TRUST - ASPECT MANAGED FUTURES FUND**NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS****YEAR ENDED 30 NOVEMBER 2020****9. Financial risk management (continued)**

The following table analyses within the fair value hierarchy the Class Fund's financial assets and liabilities (by class) measured at fair value at 30 November 2019:

Assets	Level 1	Level 2	Level 3	Total balance
U.S. Treasury Bills	\$ 29,556,204	\$ -	\$ -	\$ 29,556,204
Forward currency contracts	-	2,321,285	-	2,321,285
Futures	2,544,662	-	-	2,544,662
Total assets	\$ 32,100,866	\$ 2,321,285	\$ -	\$ 34,422,151
Liabilities	Level 1	Level 2	Level 3	Total balance
Forward currency contracts	\$ -	\$ (2,541,594)	\$ -	\$ (2,541,594)
Futures	(2,033,457)	-	-	(2,033,457)
Total liabilities	\$ (2,033,457)	\$ (2,541,594)	\$ -	\$ (4,575,051)

Investments whose values are based on quoted market prices in active markets, and therefore classified within level 1, include active listed equities, most exchange traded derivatives, many US government treasury bills and certain non-US sovereign obligations. The Class Fund does not adjust the quoted price for these instruments.

Financial instruments that trade in markets that are not considered to be active but are valued based on quoted market prices, dealer quotations or alternative pricing sources supported by observable inputs are classified within level 2. These include certain non-investment-grade sovereign obligations, most investment-grade corporate bonds, investments in other funds where redemption is not restricted, thinly traded listed equities and some over-the-counter derivatives. As level 2 investments include positions that are not traded in active markets and/or are subject to transfer restrictions, valuations may be adjusted to reflect illiquidity and/or non-transferability, which are generally based on available market information.

Investments classified within level 3 have significant unobservable inputs, as they trade infrequently or not at all. As observable prices are not available for these securities, valuation techniques are used to derive the fair value. At 30 November, the Class Fund held no level 3 investments.

10. Assets and liabilities not carried at fair value but for which fair value is disclosed

Investments are carried at fair value. The carrying values of all other financial assets and liabilities are considered to approximate fair value due to the short-term maturity of those instruments.

Cash and cash equivalents include cash in hand and deposits held with banks. Margin represents collateral cash deposits held in respect of open exchange-traded futures contracts and forward currency exchange. Cash and cash equivalents and margin accounts have been determined using level 1 inputs.

Subscriptions receivable and other assets include the contractual amounts for settlement of other obligations due to the Class Fund. Payables and accruals represent the contractual amounts and obligations due by the Class Fund for settlement of redemptions and expenses. These receivables and payables have been determined using level 2 inputs.

DIAM CAYMAN TRUST - ASPECT MANAGED FUTURES FUND**NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS****YEAR ENDED 30 NOVEMBER 2020****10. Assets and liabilities not carried at fair value but for which fair value is disclosed (continued)**

The puttable value of Participating Units is calculated based on the net difference between total assets and all other liabilities of the Class Fund in accordance with the Class Fund's governing documents. These Participating Units are not traded on an active market. A demand feature is attached to these units, as they are redeemable at the Unitholder's option and can be put back to the Class Fund at any dealing date for cash equal to a proportionate share of the Class Fund's net asset value attributable to the Unit Class (Notes 2 and 8). The fair value is based on the amount payable on demand, discounted from the first date that the amount could be required to be paid. The impact of discounting in this instance is not material. As such, Level 2 is deemed to be the most appropriate categorization for net assets attributable to the Unitholder.

11. Commitments

In the normal course of business, the Trustee and Manager on behalf of the Class Fund enter into contracts that contain a variety of representations and warranties and which provide general indemnifications. The Trustee's and Manager's maximum exposure under these arrangements is unknown, as this would involve future claims that may be made against the Trustee and the Manager that have not yet occurred, however, based on experience, management expects the risk of loss to the Class Fund to be remote.

12. Subsequent events

Management has performed a subsequent events review from 1 December 2020 through to 14 May 2021.

During this period there were subscriptions amounting to \$2,904,163 and redemptions amounting to \$14,978,322 respectively. There are no other subsequent events to report that relate to the Class Fund.

DIAM CAYMAN TRUST - ASPECT MANAGED FUTURES FUND**SUPPLEMENTARY SCHEDULE OF INVESTMENTS (UNAUDITED)****YEAR ENDED 30 NOVEMBER 2020**

Forward Contracts	Maturity Date	Unrealized Gain/(Loss)
Buy AUD 12,400,000 and Sell USD 8,993,585	16 December 2020	\$ 126,243
Buy AUD 796,822 and Sell USD 583,208	30 December 2020	2,942
Buy BRL 4,285,839 and Sell USD 800,000	16 December 2020	1,142
Buy CAD 7,994,607 and Sell USD 6,100,000	16 December 2020	67,582
Buy CHF 2,361,971 and Sell EUR 2,200,000	16 December 2020	(22,378)
Buy CHF 7,112,853 and Sell USD 7,800,000	16 December 2020	50,936
Buy CLP 1,959,319,993 and Sell USD 2,550,000	16 December 2020	22,893
Buy CNH 48,664,687 and Sell USD 7,100,000	16 December 2020	288,663
Buy COP 3,330,881,163 and Sell USD 900,000	16 December 2020	25,622
Buy CZK 73,116,747 and Sell EUR 2,750,000	16 December 2020	40,101
Buy EUR 150,000 and Sell JPY 18,646,376	17 March 2021	668
Buy EUR 2,700,000 and Sell CHF 2,915,655	16 December 2020	8,841
Buy EUR 3,300,000 and Sell SEK 34,298,982	16 December 2020	(67,249)
Buy EUR 3,450,000 and Sell CZK 92,457,463	16 December 2020	(83,487)
Buy EUR 3,700,000 and Sell PLN 16,636,086	16 December 2020	(15,993)
Buy EUR 3,800,000 and Sell HUF 1,368,594,382	16 December 2020	(13,516)
Buy EUR 4,200,000 and Sell JPY 524,963,322	16 December 2020	(13,192)
Buy EUR 4,600,000 and Sell GBP 4,201,369	16 December 2020	(110,021)
Buy EUR 5,200,000 and Sell NOK 56,310,039	16 December 2020	(134,475)
Buy EUR 8,500,000 and Sell USD 10,048,106	16 December 2020	111,113
Buy GBP 3,293,691 and Sell EUR 3,650,000	16 December 2020	33,903
Buy GBP 300,000 and Sell USD 400,221	17 March 2021	515
Buy GBP 4,400,000 and Sell USD 5,739,495	16 December 2020	133,587
Buy HUF 828,939,650 and Sell EUR 2,300,000	16 December 2020	10,111
Buy IDR 1,429,100,000 and Sell USD 100,000	17 March 2021	-
Buy IDR 14,128,671,609 and Sell USD 964,697	16 December 2020	31,318
Buy ILS 13,191,457 and Sell USD 3,900,000	16 December 2020	90,150
Buy INR 218,203,622 and Sell USD 2,950,000	16 December 2020	(5,620)
Buy JPY 1,017,736,428 and Sell USD 9,700,000	16 December 2020	57,462
Buy JPY 2,783,973,262 and Sell USD 26,861,290	30 December 2020	(158,109)
Buy JPY 24,686,876 and Sell EUR 200,000	17 March 2021	(2,571)
Buy JPY 518,042,903 and Sell EUR 4,200,000	16 December 2020	(53,157)
Buy KRW 6,953,561,623 and Sell USD 6,050,000	16 December 2020	222,634
Buy MXN 41,534,434 and Sell USD 1,950,000	16 December 2020	107,071
Buy NOK 37,644,397 and Sell EUR 3,500,000	16 December 2020	61,579
Buy NZD 11,400,000 and Sell USD 7,706,888	16 December 2020	297,305
Buy PEN 3,937,338 and Sell USD 1,100,000	16 December 2020	(8,289)
Buy PHP 131,794,026 and Sell USD 2,700,000	16 December 2020	37,885
Buy PLN 5,618,647 and Sell EUR 1,250,000	16 December 2020	4,962
Buy RUB 72,925,562 and Sell USD 950,000	16 December 2020	3,730
Buy SEK 83,783,484 and Sell EUR 8,100,000	16 December 2020	117,708
Buy SGD 3,798,164 and Sell USD 2,800,000	16 December 2020	34,878
Buy THB 95,876,083 and Sell USD 3,100,000	16 December 2020	69,116
Buy TWD 57,107,970 and Sell USD 2,000,000	16 December 2020	1,162

DIAM CAYMAN TRUST - ASPECT MANAGED FUTURES FUND**SUPPLEMENTARY SCHEDULE OF INVESTMENTS (UNAUDITED)****YEAR ENDED 30 NOVEMBER 2020**

Forward Contracts	Maturity Date	Unrealized Gain/(Loss)
Buy USD 1,350,000 and Sell INR 100,528,190	16 December 2020	\$ (6,500)
Buy USD 1,400,000 and Sell THB 44,125,517	16 December 2020	(58,538)
Buy USD 1,700,000 and Sell CLP 1,330,270,350	16 December 2020	(46,852)
Buy USD 1,800,000 and Sell COP 6,889,859,713	16 December 2020	(114,630)
Buy USD 1,800,000 and Sell SGD 2,459,575	16 December 2020	(35,781)
Buy USD 2,050,000 and Sell PHP 99,368,506	16 December 2020	(14,278)
Buy USD 2,104,929 and Sell NZD 3,200,000	16 December 2020	(141,862)
Buy USD 2,200,000 and Sell RUB 169,484,842	16 December 2020	(16,546)
Buy USD 2,250,000 and Sell CNH 15,023,921	16 December 2020	(31,052)
Buy USD 2,600,000 and Sell ILS 8,909,660	16 December 2020	(94,993)
Buy USD 2,800,000 and Sell BRL 15,134,862	16 December 2020	(29,125)
Buy USD 2,850,000 and Sell KRW 3,343,961,623	16 December 2020	(166,504)
Buy USD 200,000 and Sell ZAR 3,346,215	17 December 2020	(16,307)
Buy USD 266,711 and Sell GBP 200,000	17 March 2021	(447)
Buy USD 3,300,000 and Sell JPY 346,665,713	16 December 2020	(23,628)
Buy USD 3,750,000 and Sell PEN 13,371,515	16 December 2020	42,460
Buy USD 4,200,000 and Sell CAD 5,544,108	16 December 2020	(77,101)
Buy USD 5,100,000 and Sell CHF 4,674,156	16 December 2020	(59,181)
Buy USD 5,322,847 and Sell AUD 7,500,000	16 December 2020	(193,178)
Buy USD 5,692,492 and Sell GBP 4,400,000	16 December 2020	(180,590)
Buy USD 50,000 and Sell IDR 712,150,000	17 March 2021	168
Buy USD 6,585,537 and Sell EUR 5,600,000	16 December 2020	(107,595)
Buy USD 6,900,000 and Sell TWD 198,042,770	16 December 2020	(39,760)
Buy USD 750,000 and Sell MXN 16,529,355	16 December 2020	(68,648)
Buy USD 950,000 and Sell IDR 14,128,671,553	16 December 2020	(46,015)
Buy ZAR 36,027,304 and Sell USD 2,250,000	17 December 2020	78,886
		\$ (73,831)

Holding	Par Value	Direction	Average Book Price	Market Price	Unrealized Gain/(Loss)
U.S. Treasury Bill 12/03/2020	908,000	Long	907,996	907,997	\$ 1
U.S. Treasury Bill 12/10/2020	1,400,000	Long	1,399,970	1,399,982	12
U.S. Treasury Bill 12/17/2020	1,800,000	Long	1,799,941	1,799,948	7
U.S. Treasury Bill 01/14/2021	4,754,000	Long	4,753,595	4,753,550	(45)
U.S. Treasury Bill 01/21/2021	4,500,000	Long	4,499,404	4,499,490	86
U.S. Treasury Bill 01/28/2021	2,492,000	Long	2,491,648	2,491,648	-
U.S. Treasury Bill 02/18/2021	1,250,000	Long	1,249,784	1,249,774	(10)
U.S. Treasury Bill 02/25/2021	3,700,000	Long	3,699,278	3,699,227	(51)
			20,801,616	20,801,616	\$ -

DIAM CAYMAN TRUST - ASPECT MANAGED FUTURES FUND
SUPPLEMENTARY SCHEDULE OF INVESTMENTS (UNAUDITED)
YEAR ENDED 30 NOVEMBER 2020

Futures	Contracts	Direction	Unrealized Gain/(Loss)
3MO EURO EURIBOR Dec22	11	Long	\$ (732)
3MO EURO EURIBOR Mar23	14	Long	(896)
3MO EURO EURIBOR Sep22	7	Long	(493)
90-DAY BANK BILL Dec21	13	Long	(73)
90-DAY BANK BILL Jun21	22	Long	562
90-DAY BANK BILL Jun22	7	Long	(344)
90-DAY BANK BILL Mar22	9	Long	181
90-DAY BANK BILL Sep21	17	Long	109
90DAY EUROS FUTR Dec21	18	Long	(413)
90DAY EUROS FUTR Dec22	26	Long	(350)
90DAY EUROS FUTR Jun21	10	Long	(50)
90DAY EUROS FUTR Jun22	20	Long	(613)
90DAY EUROS FUTR Mar22	17	Long	(300)
90DAY EUROS FUTR Mar23	26	Long	1,163
90DAY EUROS FUTR Sep21	13	Long	(200)
90DAY EUROS FUTR Sep22	22	Long	(350)
90DAY STERLING FU Dec21	87	Long	(4,395)
90DAY STERLING FU Dec22	61	Long	(4,237)
90DAY STERLING FU Jun21	29	Long	(1,468)
90DAY STERLING FU Jun22	77	Long	(6,656)
90DAY STERLING FU Mar22	93	Long	(8,115)
90DAY STERLING FU Mar23	61	Long	(3,119)
90DAY STERLING FU Sep21	58	Long	(4,054)
90DAY STERLING FU Sep22	74	Long	(6,230)
AUDUSD Cmcy Fut Dec20	2	Long	1,850
AUST 10Y BOND FUT Dec20	80	Long	(29,754)
AUST 3YR BOND FUT Dec20	210	Long	4,381
BANK ACCEPT FUTR Dec21	26	Long	434
BANK ACCEPT FUTR Jun21	38	Long	77
BANK ACCEPT FUTR Jun22	13	Long	(434)
BANK ACCEPT FUTR Mar22	19	Long	(116)
BANK ACCEPT FUTR Sep21	33	Long	(39)
BIST 30 FUTURES Dec20	(518)	Short	(36,084)
BP CURRENCY FUT Dec20	1	Long	600
BRENT CRUDE FUTR Feb21	(15)	Short	(99,900)
BRENT CRUDE FUTR Mar21	(7)	Short	(43,620)
C\$ CURRENCY FUT Dec20	1	Long	255
CAC40 10 EURO FUT Dec20	8	Long	239
CAN 10YR BOND FUT Mar21	123	Long	26,235
CANOLA FUTR (WCE) Jan21	31	Long	16,761

DIAM CAYMAN TRUST - ASPECT MANAGED FUTURES FUND**SUPPLEMENTARY SCHEDULE OF INVESTMENTS (UNAUDITED)****YEAR ENDED 30 NOVEMBER 2020**

Futures	Contracts	Direction	Unrealized Gain/(Loss)
CATTLE FEEDER FUT Jan21	(7)	Short	\$ (32,175)
CATTLE FEEDER FUT Mar21	(4)	Short	(17,375)
CBOE VIX FUTURE Dec20	(1)	Short	25
CHF CURRENCY FUT Dec20	1	Long	38
COCOA FUTURE - IC Mar21	6	Long	467
COCOA FUTURE - IC May21	5	Long	934
COCOA FUTURE Mar21	8	Long	(790)
COCOA FUTURE May21	3	Long	(1,100)
COFF ROBUSTA 10tn Mar21	(6)	Short	(1,960)
COFFEE 'C' FUTURE Jul21	2	Long	656
COFFEE 'C' FUTURE Mar21	1	Long	300
COFFEE 'C' FUTURE May21	2	Long	1,950
COPPER FUTURE Mar21	30	Long	180,000
CORN FUTURE Mar21	33	Long	12,150
CORN FUTURE May21	31	Long	12,138
COTTON NO.2 FUTR Mar21	34	Long	15,950
CRUDE PALM OIL FU Feb21	9	Long	10,260
DJIA MINI e-CBOT Dec20	6	Long	18,480
E-Mini Russ 2000 Dec20	(2)	Short	(95)
EURO FX CURR FUT Dec20	2	Long	2,606
EURO STOXX 50 Dec20	6	Long	1,923
EURO-BOBL FUTURE Dec20	2	Long	(203)
Euro-BTP Future Dec20	35	Long	97,961
EURO-BUND FUTURE Dec20	41	Long	(16,833)
EURO-BUXL 30Y BND Dec20	6	Long	(4,492)
Euro-OAT Future Dec20	24	Long	15,423
EURO-SCHATZ FUT Dec20	(99)	Short	(1,189)
FTSE 100 IDX FUT Dec20	14	Long	(10,349)
FTSE CHINA A50 Dec20	97	Long	21,859
FTSE KLCI FUTURE Dec20	(1)	Short	43
FTSE/JSE TOP 40 Dec20	(18)	Short	(29,406)
FTSE/MIB IDX FUT Dec20	3	Long	10,453
GASOLINE RBOB FUT Jan21	33	Long	152,657
GOLD 100 OZ FUTR Feb21	7	Long	(58,290)
HANG SENG IDX FUT Dec20	2	Long	(2,735)
HSCEI Futures Dec20	4	Long	(3,025)
ICE ECX EMISSION Dec21	3	Long	8,303
ICE NAT GAS FUTR Jan21	5	Long	5,254
JPN 10Y BOND(OSE) Dec20	1	Long	(1,054)
JPN YEN CURR FUT Dec20	3	Long	3,823

DIAM CAYMAN TRUST - ASPECT MANAGED FUTURES FUND**SUPPLEMENTARY SCHEDULE OF INVESTMENTS (UNAUDITED)****YEAR ENDED 30 NOVEMBER 2020**

Futures	Contracts	Direction	Unrealized Gain/(Loss)
KC HRW WHEAT FUT Mar21	1	Long	\$ (1,138)
KOREA 10YR BND FU Dec20	72	Long	(68,736)
KOREA 3YR BND FUT Dec20	456	Long	(54,928)
KOSPI2 INX FUT Dec20	30	Long	97,793
LEAN HOGS FUTURE Apr21	(2)	Short	(2,480)
LEAN HOGS FUTURE Feb21	2	Long	900
LIVE CATTLE FUTR Apr21	(8)	Short	(12,340)
LIVE CATTLE FUTR Feb21	(9)	Short	(11,480)
LIVE CATTLE FUTR Jun21	(8)	Short	(2,930)
LME ALUMINUM FORWARD	56	Long	87,602
LME ALUMINUM FORWARD	-	Long	(84,999)
LME COPPER FORWARD	14	Long	228,797
LME COPPER FORWARD	-	Long	17,858
LME LEAD FORWARD	1	Long	(8,413)
LME LEAD FORWARD	-	Long	(21,832)
LME NICKEL FORWARD	18	Long	14,631
LME NICKEL FORWARD	-	Long	(83,243)
LME ZINC FORWARD (\$)	33	Long	71,650
LME ZINC FORWARD (\$)	-	Long	(30,421)
LONG GILT FUTURE Mar21	36	Long	2,455
Low Su Gasoil G Feb21	2	Long	1,075
Low Su Gasoil G Jan21	4	Long	3,000
MILL WHEAT EURO Mar21	73	Long	(12,484)
MSCI EAFE Dec20	(2)	Short	(145)
MSCI EmgMkt Dec20	(5)	Short	5,500
MSCI SING IX ETS Dec20	3	Long	(1,276)
NASDAQ 100 E-MINI Dec20	3	Long	3,440
NATURAL GAS FUTR Feb21	(6)	Short	1,760
NATURAL GAS FUTR Jan21	(86)	Short	160,540
NEW ZEALAND \$ FUT Dec20	2	Long	5,575
NIKKEI 225 (SGX) Dec20	(1)	Short	(3,355)
NY Harb ULSD Fut Feb21	(3)	Short	(33,125)
NY Harb ULSD Fut Jan21	2	Long	(987)
OMXS30 IND FUTURE Dec20	44	Long	(8,845)
PALLADIUM FUTURE Mar21	1	Long	5,160
PLATINUM FUTURE Jan21	3	Long	6,885
RED WHEAT FUT MGE Mar21	(11)	Short	7,125
S&P/TSX 60 IX FUT Dec20	10	Long	35,284
S&P500 EMINI FUT Dec20	4	Long	23,740
SET50 FUTURES Dec20	(23)	Short	545
SGX Iron Ore 62% Jan21	11	Long	5,419

- 42 -

DIAM CAYMAN TRUST - ASPECT MANAGED FUTURES FUND
SUPPLEMENTARY SCHEDULE OF INVESTMENTS (UNAUDITED)

YEAR ENDED 30 NOVEMBER 2020

<u>Futures</u>	<u>Contracts</u>	<u>Direction</u>	<u>Unrealized Gain/(Loss)</u>
SGX Nifty 50 Dec20	(38)	Short	\$ 6,606
Short Euro-BTP Fu Dec20	29	Long	11,242
SILVER FUTURE Mar21	7	Long	(71,830)
SOYBEAN FUTURE Jan21	53	Long	199,938
SOYBEAN MEAL FUTR Jan21	47	Long	36,320
SOYBEAN OIL FUTR Jan21	36	Long	52,272
SPI 200 FUTURES Dec20	(2)	Short	4,651
SUGAR #11 (WORLD) Mar21	48	Long	(12,600)
SUGAR #11 (WORLD) May21	33	Long	(8,848)
SWISS MKT IX FUTR Dec20	3	Long	(1,103)
TOPIX INDX FUTR Dec20	(12)	Short	(95,078)
US 10YR NOTE (CBT) Mar21	48	Long	11,562
US 2YR NOTE (CBT) Mar21	129	Long	8,414
US 5YR NOTE (CBT) Mar21	123	Long	15,055
US LONG BOND(CBT) Mar21	(13)	Short	(7,117)
US ULTRA BOND CBT Mar21	(12)	Short	(3,195)
VSTOXX Future Dec20	2	Long	(125)
WHEAT FUTURE(CBT) Mar21	(4)	Short	3,375
WHEAT FUTURE(CBT) May21	(1)	Short	675
WHITE MAIZE-SAF Mar21	1	Long	209
WHITE SUGAR (ICE) Mar21	5	Long	(1,220)
WTI CRUDE FUTURE Feb21	(4)	Short	(25,970)
WTI CRUDE FUTURE Jan21	(38)	Short	(225,880)
			<u>\$ 433,324</u>

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2021年3月末日現在)

		米ドル / 豪ドル / 円 (IVを除く)	円 (IVを除く)
・資産総額		142,872,244.55米ドル	15,817,386,194
・負債総額		107,797,752.25米ドル	11,934,289,152
・純資産総額	米ドルクラス受益証券	11,388,216.89米ドル	1,260,789,492
	豪ドルクラス受益証券	888,983.48豪ドル	74,994,646
	円クラス受益証券	2,548,309,298円	-
・発行済口数	米ドルクラス受益証券	1,165,389.03口	
	豪ドルクラス受益証券	106,588.22口	
	円クラス受益証券	290,996.43口	
・一口当たり純資産価格 (III/IV)	米ドルクラス受益証券	9.77米ドル	1,082
	豪ドルクラス受益証券	8.34豪ドル	704
	円クラス受益証券	8,757円	-

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）受益証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次のとおりです。

名 称 ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン

取扱場所 アメリカ合衆国、10286、ニューヨーク州ニューヨーク、パークレー・ストリート101、
オルタナティブ・インベストメント・サービスズ気付

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社に委託している場合、日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続きがとられ、それ以外の受益者については本人の責任で行います。

名義書換の費用は受益者から徴収されません。

（ロ）受益者集会

上記「第2 管理及び運営、4 受益者の権利等、（１）受益者の権利等、（iv）議決権」の記載をご参照ください。

文書の提供および閲覧

基本信託証書、全ての補足信託証書、受託銀行または管理会社との間で締結されたファンドに関するサービス提供者を任命する契約書、ならびに一切の年次報告書および半期報告書の写しは、あらゆる日（土曜、日曜および祝日を除きます。）の通常の営業時間内に受託銀行の事務所において、無料で閲覧可能であり、かかる写しは、合理的な料金を支払った上で入手することができます。

（ハ）受益者に対する特典

受益者に対する特典はありません。

（二）受益証券の譲渡制限の内容

信託証書の規定に従い、受益者は、管理事務代行会社が随時承認する書式による証書をもって、その保有する受益証券を譲渡することができます。一切の譲渡証書は、譲渡人またはその代理人、および譲受人またはその代理人による署名を要します。

管理事務代行会社は、受託銀行および管理会社と協議の上、譲渡の登録を拒否することができます。

受託銀行および管理会社は、信託証書の規定に基づいて行われたい譲渡を認めず、同意せず、または登録せず、譲受人の氏名／名称がトラストの受益者名簿に登録されない限り、譲渡人を、あらゆる点において譲渡の対象である受益証券に対する権限を有する受益者として扱います。

（ホ）その他外国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

該当事項なし。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

（1）資本金の額

2021年3月末日現在、管理会社の資本金の額は2,000,000米ドル（約2億2,142万円）で、全額払込済です。管理会社の授權株式総数は、普通株式10,000,000株で、発行済株式数は、普通株式2,000,000株です。なお、管理会社の純資産の額は、2021年3月末日現在、5,486,115米ドル（約6億737万円）です。最近5年間の資本金の増減はありません。

（2）管理会社の機構（2021年3月末日現在）

管理会社はケイマン諸島において設立され、現在存続している法人です。同社の取締役会は、5名の取締役から構成されます。

管理会社の定款によれば、管理会社の事業は取締役会により運営されます。ケイマン諸島会社法（改正済）および定款により、株主総会に留保されている行為を除き、取締役の過半数が管理会社の行為に対する全ての責任を負っています。定款によれば、事業の取引のために必要な取締役の定足数は2名です。

管理会社は、ファンドの管理事務をザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンに委託しており、また、投資および運用に関する業務をアセットマネジメントOne インターナショナル・リミテッドに委託しています。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の事業の目的は、信託、法人およびヘッジファンドに関して、信託業務ならびに会社事務業務を提供することです。2021年3月末日現在、ケイマン諸島籍の350の投資法人および21のユニット・トラストに対し、管理職業務および信託業務を提供しており、合計で1,000億米ドルを超える資産を管理しています。

3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の直近2会計年度の日本文の財務書類は、国際財務報告基準に準拠して作成された財務書類の原文を翻訳したものです（ただし、円換算部分を除きます。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. 上記財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）であるデロイト・アンド・トゥシュから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みます。）が当該財務書類に添付されています。
- c. 管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されています。日本文の財務書類には、主要な事項について令和3年3月末日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝110.71円）で換算された円換算額が併記されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合があります。

（１）【貸借対照表】

クイーンズゲート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー・リミテッド

連結財政状態計算書
2020年および2019年12月31日
(米ドルで表示)

	2020年		2019年	
	米ドル	千円	米ドル	千円
<u>資産</u>				
流動資産				
現金および現金等価物（注記３）	9,684,838	1,072,208	10,242,079	1,133,901
顧客に対する債権（注記９）	1,099,270	121,700	1,052,219	116,491
顧客未収金勘定（注記４）	443,517	49,102	491,849	54,453
その他未収金	13,124	1,453	6,438	713
前払費用	62,528	6,922	75,232	8,329
	<u>11,303,277</u>	<u>1,251,386</u>	<u>11,867,817</u>	<u>1,313,886</u>
非流動資産				
固定資産（注記６）	<u>156,560</u>	<u>17,333</u>	<u>177,513</u>	<u>19,652</u>
	<u>11,459,837</u>	<u>1,268,719</u>	<u>12,045,330</u>	<u>1,333,538</u>
<u>負債および株主資本</u>				
負債				
預金者勘定（注記５および９）	5,452,331	603,628	6,926,053	766,783
未払金および未払費用（注記９）	506,225	56,044	478,758	53,003
前受報酬	245,611	27,192	233,763	25,880
	<u>6,204,167</u>	<u>686,863</u>	<u>7,638,574</u>	<u>845,667</u>
株主資本				
株式資本（注記７）	2,000,000	221,420	2,000,000	221,420
留保利益	3,255,670	360,435	2,406,756	266,452
	<u>5,255,670</u>	<u>581,855</u>	<u>4,406,756</u>	<u>487,872</u>
	<u>11,459,837</u>	<u>1,268,719</u>	<u>12,045,330</u>	<u>1,333,538</u>

連結財務書類に添付の注記を参照のこと。

（２）【損益計算書】

クイーンズゲート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー・リミテッド

連結包括利益計算書
2020年および2019年12月31日終了年度
(米ドルで表示)

	2020年		2019年	
	米ドル	千円	米ドル	千円
受取利息	63,993	7,085	101,532	11,241
支払利息	386	43	10,955	1,213
純受取利息	63,607	7,042	90,577	10,028
その他収益				
管理職報酬、受託報酬および管理報酬（注記９）	4,572,825	506,257	4,586,452	507,766
雑収入	244,788	27,100	206,511	22,863
賃貸料	38,400	4,251	38,400	4,251
	4,856,013	537,609	4,831,363	534,880
収益合計	4,919,620	544,651	4,921,940	544,908
営業費用				
給与および手当（注記10）	2,643,805	292,696	2,801,848	310,193
管理費（注記９）	1,018,357	112,742	1,031,475	114,195
賃借料（注記９）	361,491	40,021	361,491	40,021
減価償却費（注記６）	47,053	5,209	48,390	5,357
予想信用損失（注記４）	-	-	1,145	127
固定資産の処分に係る損失（注記６）	-	-	173	19
	4,070,706	450,668	4,244,522	469,911
純利益および包括利益	848,914	93,983	677,418	74,997

連結財務書類に添付の注記を参照のこと。

[次へ](#)

クイーンズゲート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー・リミテッド

連結株主持分変動計算書
2020年および2019年12月31日終了年度
（米ドルで表示）

	株式資本		留保利益		株主資本合計	
	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
2018年12月31日現在残高	2,000,000	221,420	2,479,338	274,488	4,479,338	495,908
純利益および包括利益	-	-	677,418	74,997	677,418	74,997
配当金（注記7）	-	-	(750,000)	(83,033)	(750,000)	(83,033)
2019年12月31日現在残高	2,000,000	221,420	2,406,756	266,452	4,406,756	487,872
純利益および包括利益	-	-	848,914	93,983	848,914	93,983
2020年12月31日現在残高	2,000,000	221,420	3,255,670	360,435	5,255,670	581,855

連結財務書類に添付の注記を参照のこと。

[次へ](#)

クイーンズゲート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー・リミテッド

連結キャッシュ・フロー計算書
2020年および2019年12月31日終了年度
(米ドルで表示)

	2020年		2019年	
	米ドル	千円	米ドル	千円
発生した（使用された）現金：				
営業活動				
純利益および包括利益	848,914	93,983	677,418	74,997
現金に影響を与えない項目の調整：				
減価償却費	47,053	5,209	48,390	5,357
固定資産の処分に係る損失	-	-	173	19
	895,967	99,193	725,981	80,373
営業資産および負債の変動：				
顧客に対する債権	(47,051)	(5,209)	60,068	6,650
定期預金に係る銀行に対する債権	-	-	2,000,000	221,420
顧客未収金勘定	48,332	5,351	(27,737)	(3,071)
その他未収金	(6,686)	(740)	5,073	562
前払費用	12,704	1,406	21,960	2,431
預金者勘定	(1,473,722)	(163,156)	(2,570,405)	(284,570)
未払金および未払費用	27,467	3,041	(9,815)	(1,087)
前受報酬	11,848	1,312	11,303	1,251
	(531,141)	(58,803)	216,428	23,961
投資活動				
固定資産の購入	(26,100)	(2,890)	(11,299)	(1,251)
財務活動				
支払配当金	-	-	(750,000)	(83,033)
現金および現金等価物の純変動額	(557,241)	(61,692)	(544,871)	(60,323)
現金および現金等価物期首残高	10,242,079	1,133,901	10,786,950	1,194,223

現金および現金等価物期末残高	9,684,838	1,072,208	10,242,079	1,133,901
キャッシュ・フロー情報の補足開示				
期中に利息として支払われた現金	749	83	12,988	1,438

連結財務書類に添付の注記を参照のこと。

[次へ](#)

連結財務書類に対する注記

2020年および2019年12月31日終了年度

（米ドルで表示）

1. 当社および主要事業

クイーンズゲート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー・リミテッド（以下「当社」といいます。）は、ケイマン諸島の法律に基づき1990年6月15日にクイーンズゲート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー・リミテッド（以下「QBTC」といいます。）として法人化されました。当社は、同じくケイマン諸島で法人化されたクイーンズゲート・グループ・リミテッド（以下「親会社」といいます。）の完全所有子会社です。

2009年1月2日、QBTCは、信託業務から銀行業務を分離させるために事業再編を実施しました。その後、2014年1月1日に当社は銀行および信託の事業を再統合するための合併を行いました。2014年1月2日、当社はその名称をクイーンズゲート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー・リミテッドに変更しました。新名称の会社は、旧名称をクイーンズゲート・トラスト・カンパニー・リミテッドとする法人として存続し、ケイマン諸島金融庁（Cayman Islands Monetary Authority）（以下「CIMA」といいます。）からクラスBの銀行免許、信託会社免許およびミューチュアル・ファンド・アドミニストレーター免許を受けています。

当社はケイマン諸島政府から、2031年2月1日まですべての所得税およびキャピタル・ゲイン税を免除される旨の保証を受けています。現在、ケイマン諸島において、かかる税金は存在しません。

2. 重要な会計方針

本連結財務書類は国際財務報告基準（以下「IFRS」といいます。）に準拠して作成されており、以下の方針が反映されています。

連結の基礎

本連結財務書類には、当社、当社が支配する法人およびその子会社の財務書類が組み込まれています。支配とは、以下に該当する場合をいいます。

- 当社が被投資会社に対し権限を有する場合
- 当社が被投資会社への関与から生じる変動する利益に晒される、またはそれに対する権利を有する場合
- 当社がその利益に影響を及ぼす権限を行使する能力を有する場合

当社は、事実および状況が、上記3つの支配についての要素の一または複数に変更が生じたことを示す場合、被投資会社を支配しているか否かについて見直します。

子会社の連結は、当社が当該子会社に対する支配力を得た時点で開始し、当社が当該子会社に対する支配力を失った時点で終了します。具体的には、期中に取得または処分された子会社の損益は、当社が支配力を得た日から支配力を失った日までの期間、連結包括利益計算書に計上されます。

すべての重要な会社間取引および残高は連結に際して消去されています。子会社に関するすべての開示については注記8を参照のこと。

見積の使用

IFRSに準拠して作成される財務書類において経営陣は、資産および負債の報告額、財務書類の日付現在の偶発資産および負債に関する開示ならびに報告期間中の利益および費用の報告額に影響を与える見積りおよび仮定を行うことが要求されます。実際の結果は、かかる見積りと異なることがあります。

現金および現金等価物

現金および現金等価物には、現金および当初の満期が３ヶ月以内の短期預金が含まれます。

顧客に対する債権

顧客に対する債権は顧客に対する一時的な貸越であり、簿価は、変動利付であるため公正価値に近似します。顧客に対する債権は、予想信用損失の引当金を控除して計上されます。

顧客未収金勘定および貸倒引当金

顧客未収金勘定には、当社の管理職報酬、受託報酬および管理報酬によって生じた未収受取報酬ならびに顧客の代理で行った支払いに対する未収金が含まれます。未収受取報酬は、予想信用損失の引当金を控除して表示されます。顧客の代理で行った支払いに対する未収金については、通常請求すれば回収が見込まれる未請求の支払いを表示するため、関連する予想信用損失の引当金は計上されません。

予想信用損失の引当金は、未収金残高における予想信用損失額に基づき、費用計上により設定されています。これらは、当社の顧客の実情についての経営陣の知見に基づきます。

固定資産

2019年１月１日に新たな固定資産の方針が施行され、推定耐用年数を備品およびコンピュータ機器について３～10年から３～15年に、自動車について５年から８年に修正しました。この方針は、施行中における固定資産の評価の結果として更新され、実際の耐用年数は従前の方針を上回ると結論づけられました。2019年におけるこの影響により、60,052米ドルの減価償却費の減少となりました。

固定資産は、取得原価から減価償却累積額を控除して表示されます。減価償却は、推定耐用年数を以下のとおりとして定額法で計算されます。

備品およびコンピュータ機器	３～15年（2018年：３～10年）
自動車	８年（2018年：５年）

当社は各報告期間末に、固定資産に減損損失の兆候があるか否かを判断するため、固定資産の簿価を見直します。減損損失の兆候がある場合、それが発生した場合の減損損失の程度を判断するため、当該資産の回収可能価額を見積もります。2020年および2019年12月31日終了年度について、当社は減損損失を計上した資産を確認していません。

受取利息および支払利息

受取利息および支払利息は、すべての有利子金融商品について実効金利法を使用して発生主義で連結包括利益計算書において認識されます。

収益認識

当社は、以下の収益源から収益を認識します。

- ・顧客に提供される管理職業務、受託業務、管理業務およびその他の同種の業務
- ・顧客に提供される諸々の業務、ならびに提供される管理職業務、受託業務および管理業務に関連して顧客に提供される業務に係る支払料金、ならびに
- ・事務所スペースの使用に係る賃料収入

収益は、当社がその顧客から受領する旨契約した報酬に基づき測定され、第三者の代わりに受領する金額を除外します。当社は、履行義務が満たされたときに、発生主義ベースで収益を認識します。

当社の主な収益源は、その顧客に対する管理職業務、受託業務、管理業務および登録事務所業務の提供によるものです。これらの業務について、当社は暦年と一致する業務の契約期間に亘って収益を認識します。単一の顧客に複数の業務を提供する場合、各種業務から発生する収益は個別に認識されます。

雑収入は、当社の諸経費に関して顧客が負担する支払手数料および会議のためのコピー業務または配達費用などの諸々の業務について顧客が負担する手数料を含みます。支払手数料収入は、管理職業務、受託業務、管理業務およびその他の同種の業務についての約定収入の割合に基づき負担され、これらの業務の収益と同じ方法で認識されます。諸々の業務について顧客が負担する手数料は、かかる業務が提供される時点で収益として認識されます。

当社は、第三者に対する事務所スペースの賃貸から賃料収入を計上しています。賃料収入は月極めベースで発生および認識され、契約書ベースで発生および認識されるものではありません。

外貨換算

当社の表示通貨は米ドルです。米ドル以外の通貨で表示または会計処理される資産および負債は、財政状態計算書の日付現在の適用ある実勢為替レートで米ドルに換算されます。外貨建ての取引ならびに収益および費用項目は、取引時点の為替レートで換算されます。換算に伴い生じた利益および損失は、連結包括利益計算書に計上されます。

管理資産

信託財産として、代理人としてまたは受託者の資格において、顧客のために保有される有価証券、現金およびその他の資産は、当社の所有物ではないため、連結財務書類に含まれていません。

金融商品

金融資産および金融負債は、当社がかかる商品の約款上の当事者となる場合に、当社の財政状態計算書において認識されます。金融資産および金融負債は、当初は公正価値で測定され、その後はそれらのキャッシュ・フローの特徴に応じて、償却原価または公正価値で測定されます。当社が保有する金融資産および金融負債が性質上短期のものであることから、簿価は公正価値に近似します。

金融資産については、資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利の期限が満了した場合、または金融資産を譲渡し、資産の所有に係るリスクおよび報酬の実質上すべてを他の事業体に譲渡した場合、認識を中止します。金融負債については、当社の債務が免責され、取消されまたは満了した場合、認識を中止します。

IFRS第9号により、未収金勘定の減損に適用される指針は予想信用損失に基づきます。債務者は過去に不履行の経験がなく、また、当初認識時から信用リスクの著しい増加がないため、2020年12月31日終了年度において、予想信用損失の引当金は計上されませんでした。2019年12月31日終了年度において、1,145米ドルの予想信用損失の引当金が計上されました。

受託行為

当社は、受託者としての資格において、通常の業務の過程で、訴訟および申立ての当事者になる可能性があります。当社の弁護士の助言に基づき、取締役は、2020年および2019年12月31日現在、引当金の計上は必要ないと考えています。

リース

IFRS第16号「リース」に基づき、賃借人は、期間が12ヶ月以下であるかまたは対象資産が少額である場合を除き、すべてのリース契約について資産および負債を認識します。2020年および2019年12月31日終了年度末現在および当該年度中に存在する一つのリース契約（注記9）が短期契約であったため、当社は、月極のリース費用を包括利益計算書の賃借料に計上しています。

公表されたが未発効の新規および改訂されたIFRSの基準

当社は、公表されたが未発効のIFRSの基準を評価し、将来にわたり当社の財務書類への重大な影響はないと結論づけました。

会計上の重要な判断および見積りにおける不確実性の重要な出所

当社は、資産および負債の報告額に影響を与える見積りおよび仮定を行います。見積りは継続的に評価され、過去のデータおよび現状では合理的とみなされる将来事象の予想を含むその他の要素に基づきます。評価または見積りの重要な範囲は、顧客勘定（顧客からの未収金および顧客に対する債権）の回収可能性だけでなく、固定資産の見積り耐用年数が関係します。固定資産の見積り耐用年数は、同様の資産についての従前の経験に基づきます。顧客未収金勘定および顧客に対する債権は、信用リスクの考慮に基づき、12ヶ月または残存期間に亘る予想信用損失として算定されます。

3. 現金および現金等価物

	2020年 (米ドル)	2019年 (米ドル)
通知預金	4,184,838	4,625,137
短期定期預金	5,500,000	5,616,942
	9,684,838	10,242,079

2020年および2019年12月31日現在の短期定期預金は、当初発行日から3ヶ月以内に満期が到来します。

4. 顧客未収金勘定

当社が稼得した報酬収益または顧客の代理で行った支払いに関連する未収金額は、以下のとおり構成されています。

	2020年 (米ドル)	2019年 (米ドル)
未収受取報酬	310,757	321,228
顧客の代理で行った支払いに対する未収金	132,760	170,621
予想信用損失の引当金の差し引き	-	-
	443,517	491,849

未収受取報酬には、信用度の大幅な変動がなく、回収可能と思われるため、当社が予想信用損失の引当金として認識していない報告期間末日時点で期日を経過した金額が含まれています。未収受取報酬の回収可能性の判断において、当社は、最初に信用取引を行った日から当該報告期間末日までの未収受取金の信用度の変動を考慮します。

期日を経過しているが減損していない未収受取報酬の遅延日数

	2020年 (米ドル)	2019年 (米ドル)
91～180日	1,560	15,005
181～360日	52,100	127,120
361日～	63,427	60,826
期日を経過しているものの減損していない未収受取報酬合計	117,087	202,951

予想信用損失の引当金の変動は、以下のとおりでした。

	2020年 (米ドル)	2019年 (米ドル)
期首残高	-	-
回収済減損損失	-	-
回収不能として当期中に除却された金額	-	(1,145)
引当金の増額	-	1,145
期末残高	-	-

信用リスクのエクスポージャーを減じるため、当社は、取引先の信用度を調査し、口座開設手続の一環として信用枠を決定します。信用度および売掛金ポートフォリオの上限は、当該年度中、継続して見直されます。

5. 預金者勘定

預金者勘定は以下のとおり分類されます。

	2020年 (米ドル)	2019年 (米ドル)
通知預金	5,452,331	4,322,382
定期預金	-	2,603,671
	5,452,331	6,926,053

6. 固定資産

	備品およびコン ピュータ機器 (米ドル)	自動車 (米ドル)	合計 (米ドル)
<u>取得原価：</u>			
2018年12月31日現在残高	824,632	372,854	1,197,486
追加	11,299	-	11,299
処分	(94,051)	-	(94,051)
2019年12月31日現在残高	741,880	372,854	1,114,734
追加	26,100	-	26,100
2020年12月31日現在残高	767,980	372,854	1,140,834
<u>減価償却累積額：</u>			
2018年12月31日現在残高	724,870	257,839	982,709
減価償却費	26,506	21,884	48,390
処分	(93,878)	-	(93,878)
2019年12月31日現在残高	657,498	279,723	937,221
減価償却費	25,169	21,884	47,053
2020年12月31日現在残高	682,667	301,607	984,274
2019年12月31日現在帳簿価額純額	84,382	93,131	177,513
2020年12月31日現在帳簿価額純額	85,313	71,247	156,560

2020年12月31日終了年度中、処分はありませんでした。2019年12月31日終了年度中、帳簿価額純額173米ドルのコンピュータ機器が処分され、173米ドルの損失となりました。

7. 株式資本

	2020年 (米ドル)	2019年 (米ドル)
<u>授權資本：</u>		
1株当たり1米ドルの議決権付普通株式10,000,000株		
<u>発行済：</u>		
議決権付普通株式2,000,000株（2019年：2,000,000株）	2,000,000	2,000,000

取締役は、発行済株式に係る配当金および分配金を宣言し、当社の資金からの当該配当金または分配金の支払いを許可することができます。配当金または分配金は、当社の実現または未実現利益以外から支払われてはなりません。優先権またはその他の権利付で発行されたいかなるクラスの株式についても、その保有者に付与された権利は、かかるクラスの株式発行の条件において明確に規定されている場合を除き、新たに同等クラス株式が創出または発行されることにより変更されるものではありません。

8. 子会社

連結財務書類には、当社および当社の完全所有子会社であるTilly Nominees LimitedおよびCoultry Directors Ltd.の勘定が含まれており、Tilly Nominees Limitedは、また、Tilly Directors LimitedおよびTilly Secretaries Limited（以下、「子会社」と総称します。）の2社の完全所有子会社の親会社です。以下に記載されるすべての子会社は、CIMAからノミニ（トラスト）カンパニーの免許を受けています。

子会社の名称	主な業務	設立地および営業拠点	当社が保有する所有持分および議決権の割合	
			2020年	2019年
Tilly Nominees Limited	名義株主業務の提供	ケイマン諸島	100%	100%
Coultry Directors Ltd	取締役業務の提供	ケイマン諸島	100%	100%
Tilly Directors Limited	取締役業務の提供	ケイマン諸島	100%	100%
Tilly Secretaries Limited	会社秘書役業務の提供	ケイマン諸島	100%	100%

当社は、当期中、子会社に資金援助を行っておらず、また、財務その他の支援の提供を行う予定はありません。当社が子会社の資産にアクセスもしくは使用するまたは負債を清算する能力に対し重大な制限は課されていません。

当社は2020年12月31日現在、子会社のために、総額975,610米ドル（2019年：975,610米ドル）の保証をケイマン諸島政府に対し差し入れています。

9. 関連会社取引

連結財務書類には、以下の関連会社間の残高および取引が計上されています。

	2020年 (米ドル)	2019年 (米ドル)
<u>12月31日現在：</u>		
顧客に対する債権	1,099,270	1,044,298
顧客未収金勘定	477	2,260
預金者勘定	618,720	1,813,355
未払金および未払費用	8,544	5,681
<u>12月31日終了年度：</u>		
管理職報酬、受託報酬および管理報酬	238,600	238,600
取締役報酬（管理費に含まれる）	25,000	25,000
賃借料	361,491	361,491

関連会社との取引はすべて通常の取引条件によって行われ、優遇金利は用いられていません。

また当社の一部従業員および当社の一部資産は、親会社によってその継続事業のために使用されます。従業員の役務および資産の使用について、現在親会社に再請求されていません。

また当社の一部従業員は、当社に預金または当座預金を有する一部顧客に対して管理職業務を提供しています。

当社は、関連会社から事務所スペースをリースしています。年間リース契約は、2011年8月31日に満了しました。現在、当社は、従前のリース契約に基づき月極めでスペースをリースしています。

10. 年金プラン

当社は、適格な従業員全員について、確定拠出年金スキームを設定しています。拠出金は、上限5%の規定に基づき給与に対する割合で計算され、当社が同額を積み増しします。当社は従業員の負担分を支払います。2020年12月31日終了年度中に認識された年金費用総額は、143,660米ドル（2019年：149,599米ドル）で、連結包括利益計算書の給与および手当に計上されています。

11. リスク管理

金融商品は、一方の事業体に金融資産を生じさせ、もう一方の事業体に金融負債を生じさせる契約です。当社は、通常のビジネスの過程で金融商品を含む契約を締結します。

金融商品から生じるリスク・エクスポージャーは、経営陣が監視します。当社の金融商品から生じる主なリスクは、信用リスク、カウンターパーティー・リスク、流動性リスク、市場リスク、金利リスクおよび為替リスクです。かかるリスクに対するエクスポージャーおよび管理については、以下に記載されています。本連結財務書類に報告されている年度末時点の金融商品の金額は、当期を通じて保有されたポジションを反映しており、経営陣が承認した目的、方針および戦略と一致しています。

信用リスクおよびカウンターパーティー・リスク

信用リスクおよびカウンターパーティー・リスクは、金融商品の一方の当事者が義務を果たさないために、他方当事者に金融損失が生じるリスクです。当社が信用リスクおよびカウンターパーティー・リスクに晒される可能性のある金融商品は、主に現金および現金等価物、顧客に対する債権ならびに顧客未収金勘定で構成されます。

当社は、現金および定期預金についてはケイマン諸島において規制を受ける金融機関に預け、引き受けるビジネスは紹介されたものに限定し、また注記4のとおり未収金残高を監視することで信用リスクおよびカウンターパーティー・リスクに対するエクスポージャーを管理します。

当社は、現金および現金等価物をすべてケイマン諸島に所在する一つの金融機関にて保有しているため、集中リスクを有します。

2020年12月31日終了年度中、当社の管理職報酬、受託報酬および管理報酬の約41%（2019年：43%）は、上位3つ（2019年：3つ）の大口顧客から発生したものでした。2020年および2019年中の当社の管理職報酬、受託報酬および管理報酬に10%を超えて寄与したその他の顧客はいませんでした。

流動性リスク

流動性リスクは、当社が、金融負債に付随する義務を果たすことが困難になるリスクです。

当社の目的は、その資産ベースに応じた様々な満期を有する預金者勘定を維持することです。流動性リスクは、当社の経営陣により、将来予測される現金の支出に見合う十分な流動資産を確保するように監視されます。当社は、流動性リスクを管理するために、負債と資産、主に現金および現金等価物、定期預金ならびに預金者勘定の期間を合わせ、資産の相当部分を現金で保持することを努めます。流動性ギャップの分析については、金利リスクの表の開示を参照のこと。

市場リスク

市場リスクは、市場価格の変化により、金融商品の公正価値または将来のキャッシュ・フローが変動するリスクです。当社の市場リスクは、金利リスクおよび為替リスクにより構成されます。

金利リスク

金利リスクは、市場金利の変化により、金融商品の公正価値または将来キャッシュ・フローが変動するリスクです。

当社は、資産（すなわち現金および顧客に対する債権）の金利が、これらを相殺する該当の負債（すなわち預金者勘定）の金利以上となるようにすることで金利リスクを管理します。以下の表は2020年および2019年12月31日現在の当該マッチン

の概要です。各項目は、次の金利再設定日および満期日のいずれか早く到来する方を参照し各期間に割り当てられています。

2020年：

	有効金利幅（％）	要求払い （米ドル）	3ヶ月未満 （米ドル）	3ヶ月超 （米ドル）	合計 （米ドル）
金融資産：					
現金および現金等価物	0.01から0.15	4,184,838	5,500,000	-	9,684,838
顧客に対する債権	5.26	1,099,270	-	-	1,099,270
顧客未収金勘定	-	443,517	-	-	443,517
その他未収金	-	13,124	-	-	13,124
		<u>5,740,749</u>	<u>5,500,000</u>	<u>-</u>	<u>11,240,749</u>
金融負債：					
預金者勘定	0.004から0.005	5,452,331	-	-	5,452,331
未払金および未払費用	-	506,225	-	-	506,225
		<u>5,958,556</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>5,958,556</u>
感応度／流動性ギャップ		<u>(217,807)</u>	<u>5,500,000</u>	<u>-</u>	<u>5,282,193</u>

2019年：

	有効金利幅（％）	要求払い （米ドル）	3ヶ月未満 （米ドル）	3ヶ月超 （米ドル）	合計 （米ドル）
金融資産：					
現金および現金等価物	- 0.85から0.55	4,625,137	5,616,942	-	10,242,079
顧客に対する債権	5.26	1,052,219	-	-	1,052,219
顧客未収金勘定	-	491,849	-	-	491,849
その他未収金	-	6,438	-	-	6,438
		<u>6,175,643</u>	<u>5,616,942</u>	<u>-</u>	<u>11,792,585</u>
金融負債：					
預金者勘定	- 0.80から0.20	4,322,382	2,603,671	-	6,926,053
未払金および未払費用	-	478,758	-	-	478,758
		<u>4,801,140</u>	<u>2,603,671</u>	<u>-</u>	<u>7,404,811</u>
感応度／流動性ギャップ		<u>1,374,503</u>	<u>3,013,271</u>	<u>-</u>	<u>4,387,774</u>

当社は、そのキャッシュ・フローについて固定および変動金利の実勢レベルの変動の影響に付随するリスクに晒されています。

2020年12月31日時点で、変動金利のエクスポージャーについて、その他すべての変数を一定として市場金利が30（2019年：30）ベースポイント高かったとすると、株主資本は505米ドル減少（2019年：4,065米ドルの増加）していました。その他すべての変数を一定として市場金利が30（2019年：30）ベースポイント低かったとすると、一定の勘定残高が30ベースポイントより低い利率で利息を得ているため、株主資本は505米ドル未満の範囲で増加（2019年：4,065米ドルの減少）となっていました。

2020年12月31日時点で、固定金利のエクスポージャーについて、その他すべての変数を一定として市場金利が30（2019年：30）ベースポイント高かったとすると、株主資本は16,500米ドル増加（2019年：9,040米ドルの増加）していました。その他すべての変数を一定として市場金利が30（2019年：30）ベースポイント低かったとすると、一定の勘定残高が30ベースポイントより低い利率で利息を得ているため、株主資本は16,500米ドル未満の範囲で減少（2019年：9,040米ドルの減少）となっていました。

この分析は、年度末に保有していた利付の金融商品に基づいており、期首に金利が変動し、報告期間を通じて利付の金融商品を保有し続けたと仮定しています。30ベースポイントとは、社内の主要な幹部職員に金利リスクを報告する際に用いられる感応度レートであり、2020年および2019年12月31日終了年度における市場金利の変動の可能性についての経営陣による評価を示しています。

為替リスク

為替リスクは、外国為替レートの変動により金融商品の評価額が変動するリスクです。

当社は、ケイマン諸島内で運営しており、以下の通貨に対する純エクスポージャーがある金融商品を主に保有しています：英国ポンドおよびケイマン諸島ドル（2019年：ユーロ、英国ポンドおよびケイマン諸島ドル）。当社は米ドル建てで財務書類を作成しているため、当社の連結財政状態報告書は、米ドルに対して固定為替レートとなっているケイマン諸島ドルを除き、上記の運用通貨と米ドル間の為替変動の影響を受けます。かかるエクスポージャーに起因する換算損益は、連結包括利益計算書において純額で計上されます。

以下の表は、連結包括利益計算書において認識される純為替差損益を生じさせる取引におけるエクスポージャーである当社の通貨エクスポージャーを示しています。かかるエクスポージャーは、当社の表示通貨または当該表示通貨と固定為替相場制を採っている通貨のいずれの通貨でも表示されない当社の金融負債から成ります。為替リスクを管理するため、当社は、正味外貨建て資産および負債が相互に近似するよう努めます。2020年および2019年12月31日現在、かかるエクスポージャーは以下のとおりです。

2020年および2019年12月31日現在の重要な正味外貨建て金融資産（米ドルに換算）：

2020年：

	現金および現金等価物 (米ドル)	預金者勘定 (米ドル)	正味外貨建て金融資産 (米ドル)
英ポンド	56,638	(1,445)	55,193

2019年：

	現金および現金等価物 (米ドル)	預金者勘定 (米ドル)	正味外貨建て金融資産 (米ドル)
ユーロ	8,156	(2,768)	5,388
英ポンド	55,901	(2,546)	53,355
	64,057	(5,314)	58,743

米ドルが該当する外貨に対し10%変動し、その他すべての変数が一定である場合、2020年12月31日終了年度の純額は5,519米ドル（2019年：5,874米ドル）の増減となるものでした。

12. 資本リスク管理

当社は、負債と資本のバランスを最適化することにより株主に対するリターンを最大化しつつ、継続企業として確実に存続できるよう当社の資本を管理します。当社の全体的な戦略は2019年から変更ありません。

当社の資本は、発行済議決権付普通株式と留保利益とで構成されています。

13. 規制事項

当社は、CIMAが設定した資本要件規制の対象です。最低資本要件を満たさない場合、規制当局は一定の措置を講じることができ、それが講じられた場合、当社の連結財務書類に直接、重大な影響が及びます。CIMAが使用し、ケイマン諸島の銀行および信託会社法に規定されている自己資本比率ガイドラインに基づき、当社は、規制に基づく会計実務により算出される当社の資産、負債および一定の簿外科目の定量測定を含む特定の資本ガイドラインを満たさなくてはなりません。当社の資本金額および分類もまた、構成要素およびリスク加重についてCIMAが行う定性判断の対象となります。

当社は、現行の規制およびその有する銀行免許の規定に従い、少なくとも15%の自己資本比率を常時維持することを要求されています。2020年および2019年12月31日終了年度末現在および年度において、当社は当該要件を遵守しています。

免許の条件に基づき、当社は400,000ケイマン諸島ドル（500,000米ドル）の最低資本勘定を維持することを要求されます。2020年および2019年12月31日終了年度末現在および年度において、当社は当該要件を遵守しています。

14. 連結財務書類の承認

連結財務書類は、2021年3月19日付で取締役会の委員会により承認され発行が認められました。

[次へ](#)

QUEENSGATE BANK AND TRUST COMPANY LTD.

Consolidated Statements of Financial Position

December 31, 2020 and 2019

(expressed in United States dollars)

	2020	2019
ASSETS		
CURRENT ASSETS		
Cash and cash equivalents (Note 3)	\$ 9,684,838	\$ 10,242,079
Due from clients (Note 9)	1,099,270	1,052,219
Client accounts receivable (Note 4)	443,517	491,849
Other receivables	13,124	6,438
Prepaid expenses	62,528	75,232
	<u>11,303,277</u>	<u>11,867,817</u>
NON-CURRENT ASSETS		
Fixed assets (Note 6)	156,560	177,513
	<u>\$ 11,459,837</u>	<u>\$ 12,045,330</u>
LIABILITIES AND SHAREHOLDER'S EQUITY		
LIABILITIES		
Depositors' accounts (Notes 5 and 9)	\$ 5,452,331	\$ 6,926,053
Accounts payable and accrued expenses (Note 9)	506,225	478,758
Fees received in advance	245,611	233,763
	<u>6,204,167</u>	<u>7,638,574</u>
SHAREHOLDER'S EQUITY		
Share capital (Note 7)	2,000,000	2,000,000
Retained earnings	3,255,670	2,406,756
	<u>5,255,670</u>	<u>4,406,756</u>
	<u>\$ 11,459,837</u>	<u>\$ 12,045,330</u>

See notes to consolidated financial statements

Page 3

QUEENSGATE BANK AND TRUST COMPANY LTD.**Consolidated Statements of Comprehensive Income**

for the years ended December 31, 2020 and 2019

(expressed in United States dollars)

	<u>2020</u>	<u>2019</u>
INTEREST INCOME	\$ 63,993	\$ 101,532
INTEREST EXPENSE	<u>386</u>	<u>10,955</u>
NET INTEREST INCOME	<u>63,607</u>	<u>90,577</u>
OTHER INCOME		
Directorship, trustee and management fees (Note 9)	4,572,825	4,586,452
Miscellaneous	244,788	206,511
Rental income	<u>38,400</u>	<u>38,400</u>
	<u>4,856,013</u>	<u>4,831,363</u>
TOTAL INCOME	<u>4,919,620</u>	<u>4,921,940</u>
OPERATING EXPENSES		
Salaries and benefits (Note 10)	2,643,805	2,801,848
Administration (Note 9)	1,018,357	1,031,475
Rent expense (Note 9)	361,491	361,491
Depreciation (Note 6)	47,053	48,390
Expected credit loss (Note 4)	-	1,145
Loss on disposal of fixed asset (Note 6)	<u>-</u>	<u>173</u>
	<u>4,070,706</u>	<u>4,244,522</u>
NET INCOME AND COMPREHENSIVE INCOME	<u>\$ 848,914</u>	<u>\$ 677,418</u>

See notes to consolidated financial statements

Page 4

QUEENSGATE BANK AND TRUST COMPANY LTD.**Consolidated Statements of Changes in Shareholder's Equity**

for the years ended December 31, 2020 and 2019

(expressed in United States dollars)

	<u>Share capital</u>	<u>Retained earnings</u>	<u>Total shareholder's equity</u>
Balance at December 31, 2018	\$ 2,000,000	\$ 2,479,338	\$ 4,479,338
Net income and comprehensive income	-	677,418	677,418
Dividends (Note 7)	<u>-</u>	<u>(750,000)</u>	<u>(750,000)</u>
Balance at December 31, 2019	2,000,000	2,406,756	4,406,756
Net income and comprehensive income	<u>-</u>	<u>848,914</u>	<u>848,914</u>
Balance at December 31, 2020	<u>\$ 2,000,000</u>	<u>\$ 3,255,670</u>	<u>\$ 5,255,670</u>

See notes to consolidated financial statements

Page 5

QUEENSGATE BANK AND TRUST COMPANY LTD.**Consolidated Statements of Cash Flows**

for the years ended December 31, 2020 and 2019

(expressed in United States dollars)

	<u>2020</u>	<u>2019</u>
CASH PROVIDED BY (USED IN):		
OPERATING ACTIVITIES		
Net income and comprehensive income	\$ 848,914	\$ 677,418
Adjustments for items not affecting cash:		
Depreciation	47,053	48,390
Loss on disposal of fixed asset	-	173
	<u>895,967</u>	<u>725,981</u>
Changes in operating assets and liabilities:		
Due from clients	(47,051)	60,068
Due from bank on time deposit	-	2,000,000
Client accounts receivable	48,332	(27,737)
Other receivables	(6,686)	5,073
Prepaid expenses	12,704	21,960
Depositors' accounts	(1,473,722)	(2,570,405)
Accounts payable and accrued expenses	27,467	(9,815)
Fees received in advance	11,848	11,303
	<u>(531,141)</u>	<u>216,428</u>
INVESTING ACTIVITIES		
Purchase of fixed assets	(26,100)	(11,299)
FINANCING ACTIVITIES		
Dividends paid	-	(750,000)
NET CHANGE IN CASH AND CASH EQUIVALENTS	(557,241)	(544,871)
CASH AND CASH EQUIVALENTS, BEGINNING OF YEAR	<u>10,242,079</u>	<u>10,786,950</u>
CASH AND CASH EQUIVALENTS, END OF YEAR	<u>\$ 9,684,838</u>	<u>\$ 10,242,079</u>
SUPPLEMENTAL DISCLOSURE OF CASH FLOW INFORMATION		
Cash paid during the year for interest	\$ 749	\$ 12,988

See notes to consolidated financial statements

Page 6

QUEENSGATE BANK AND TRUST COMPANY LTD.**Notes to Consolidated Financial Statements**

for the years ended December 31, 2020 and 2019

*(expressed in United States dollars)***1. THE COMPANY AND ITS PRINCIPAL ACTIVITY**

Queensgate Bank and Trust Company Ltd. (the "Company") was incorporated under the laws of the Cayman Islands on June 15, 1990 as Queensgate Bank & Trust Company Ltd. ("QBTC") and is a wholly-owned subsidiary of Queensgate Group Ltd. (the "Parent"), a company also incorporated in the Cayman Islands.

On January 2, 2009, QBTC undertook a restructuring in order to separate the banking activities from the trust activities. Subsequently, on January 1, 2014, the Company undertook a merger to re-combine the bank and the trust activities. On January 2, 2014, the Company changed its name to Queensgate Bank and Trust Company Ltd. The newly named company continued as the entity formerly named Queensgate Trust Company Ltd. and is licensed with a Class B Banking license, a Trust Company license and Mutual Fund Administration license with the Cayman Islands Monetary Authority ("CIMA").

The Company has received an undertaking from the Cayman Islands Government exempting it from all local income, profits and capital gains taxes until February 1, 2031. No such taxes exist in the Cayman Islands at the present time.

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The consolidated financial statements have been prepared in accordance with International Financial Reporting Standards ("IFRS") and reflect the following policies:

Basis of consolidation

The consolidated financial statements incorporate the financial statements of the Company and entities controlled by the Company and its subsidiaries. Control is achieved when the Company:

- has power over the investee;
- is exposed, or has rights, to variable returns from its involvement with the investee; and
- has the ability to use its power to affect its returns.

The Company reassesses whether or not it controls an investee if facts and circumstances indicate that there are changes to one or more of the three elements of control listed above.

Consolidation of a subsidiary begins when the Company obtains control over the subsidiary and ceases when the Company loses control of the subsidiary. Specifically, income and expenses of a subsidiary acquired or disposed of during the year are included in the consolidated statements of comprehensive income from the date the Company gains control until the date when the Company ceases to control the subsidiary.

All significant intercompany transactions and balances have been eliminated on consolidation. Refer to Note 8 for other disclosures relating to the subsidiaries.

QUEENSGATE BANK AND TRUST COMPANY LTD.**Notes to Consolidated Financial Statements**

for the years ended December 31, 2020 and 2019

*(expressed in United States dollars)**(continued)***2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)*****Use of estimates***

Financial statements prepared in accordance with IFRS require management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities and disclosure of contingent assets and liabilities at the date of the financial statements and the reported amounts of income and expense during the reporting period. Actual results could differ from those estimates.

Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents include cash and short-term deposits with an original maturity of three months or less.

Due from clients

Due from clients are temporary overdrafts given to clients and the carrying value approximates fair value as such amounts bear interest at variable rates. Due from clients are recorded net of a provision for expected credit losses.

Client accounts receivable and allowance for doubtful accounts

Client accounts receivable includes fee income receivables generated from the Company's directorship, trustee and management fees and receivables for disbursements made on behalf of clients. Fee income receivables are stated net of a provision for expected credit losses. Receivables for disbursements made on behalf of clients do not have a related provision for expected credit losses as these balances typically represent unbilled disbursements that the Company expects to recover once billed.

The provision for expected credit losses is established by charges to income based on the expected credit losses in receivable balances. These are based upon management's knowledge of the current condition of the Company's clients.

QUEENSGATE BANK AND TRUST COMPANY LTD.**Notes to Consolidated Financial Statements**

for the years ended December 31, 2020 and 2019

(expressed in United States dollars)

(continued)

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)***Fixed assets***

A new fixed asset policy was implemented on January 1, 2019, amending the estimated useful lives of furniture and computer equipment from 3 to 10 years to 3 to 15 years, and motor vehicles from 5 years to 8 years. This policy was updated as a result of a review of the fixed assets in operation, for which it was concluded that the actual useful life exceeded the former policy. The effect of this for 2019 was to reduce the depreciation expense by \$60,052.

Fixed assets are stated at cost less accumulated depreciation. Depreciation is calculated using the straight-line method and is based on the estimated lives as follows:

Furniture and computer equipment	3 to 15 years (2018: 3 to 10 years)
Motor vehicles	8 years (2018: 5 years)

At the end of each reporting period, the Company reviews the carrying amount of its fixed assets to determine whether there is any indication that those assets have suffered an impairment loss. If any such indication exists, the recoverable amount of the asset is estimated in order to determine the extent of the impairment loss (if any). For the years ended December 31, 2020 and 2019, the Company has not identified any assets for which an impairment loss was recorded.

Interest income and expense

Interest income and expense are recognised in the consolidated statements of comprehensive income for all interest bearing instruments on an accrual basis using the effective yield method.

Revenue recognition

The Company recognises revenue from the following sources:

- directorship, trustee, management and other similar services provided to clients,
- miscellaneous services provided to clients and disbursement charges for services provided to client in connection with the directorship, trustee and management services being provided; and
- rental income for use of its office space.

Revenue is measured based on the consideration that the Company is contracted to receive from its clients and excludes amounts collected on behalf of third parties. The Company recognises revenues on an accrual basis as performance obligations are satisfied.

The primary source of revenue for the Company is from the provision of directorship, trustee, management, and registered office services to its clients. For these services, the Company recognises revenues over the contracted period of service which coincides with a calendar year. Where multiple services are provided to a single client, the revenues generated from each type of service are recognised separately.

QUEENSGATE BANK AND TRUST COMPANY LTD.**Notes to Consolidated Financial Statements**

for the years ended December 31, 2020 and 2019

(expressed in United States dollars)

(continued)

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)***Revenue recognition (continued)***

Miscellaneous income includes disbursement fees charged to clients for the Company's overhead and fees charged to clients for miscellaneous services such as copy services for meetings or courier costs. Disbursement fee revenue is charged based on a percentage of the contracted revenue for directorship, trustee, management and other similar services and is recognised in the same pattern as the revenues for those services. Fees charged to clients for miscellaneous services are recognised in revenue at the point in time in which they are provided.

The Company records rental income from leasing out their office space to third parties. The rental income is earned and recognised on a month to month basis and is not based on a contract.

Foreign currency translation

The Company's presentation currency is the United States dollar. Assets and liabilities denominated or accounted for in currencies other than United States dollars have been translated into United States dollars at the applicable exchange rates ruling at the statement of financial position date. Foreign currency transactions and income and expense items have been translated at the exchange rates existing at the time of the transaction. Gains and losses arising from translation are included in the consolidated statements of comprehensive income.

Assets under administration

Securities, cash and other assets held on behalf of clients in a trust, agency or fiduciary capacity are not included in these consolidated financial statements as such assets are not the property of the Company.

Financial instruments

Financial assets and financial liabilities are recognised in the Company's statement of financial position when the Company becomes a party to the contractual provisions of the instrument. Financial assets and financial liabilities are initially measured at fair value and subsequently measured at amortised cost or subsequently measured at fair value depending on their cash flow characteristics. Due to the short term nature of the financial assets and liabilities held by the Company, carrying value approximates fair value.

Financial assets are derecognised when the contractual rights to the cash flows from the asset expire, or it transfers the financial asset and substantially all of the risks and rewards of ownership of the asset to another entity. Financial liabilities are derecognised when the Company's obligations are discharged, cancelled, or they expire.

With IFRS 9, the principle applied for the impairment of accounts receivable is based on expected credit losses. No provision for expected credit losses was recorded for the year ended December 31, 2020 as there is no past default experience of the debtors nor has there been a significant increase in credit risk since initial recognition. For the year ended December 31, 2019, a provision for expected credit losses of \$1,145 was recorded.

QUEENSGATE BANK AND TRUST COMPANY LTD.**Notes to Consolidated Financial Statements**

for the years ended December 31, 2020 and 2019

(expressed in United States dollars)

(continued)

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)***Fiduciary activities***

The Company, in its fiduciary capacity, may be a party to litigation and claims in the normal course of business. In the opinion of the Directors, which is based on the advice from the Company's lawyers, no provisions are required at December 31, 2020 and 2019.

Leases

Under IFRS 16 Leases, a lessee recognizes assets and liabilities for all lease arrangements unless the term is 12 months or less or the underlying asset has a low value. Due to the short term nature of the one lease contract (Note 9) existing as at and during the years ended December 31, 2020 and 2019, the Company has recorded the month to month lease costs as rent expense on the statements of comprehensive income.

New and revised IFRS standards in issue but not yet effective

The Company has reviewed the IFRS standards that have been issued but are not yet effective and has concluded that they will not have a material impact on the financial statements in future periods.

Critical accounting judgement and key source of estimation uncertainty

The Company makes estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities. Estimates are continually evaluated and based on historical experience and other factors including expectations of future events that are believed to be reasonable under the circumstances. The key areas of judgement or estimation are with regard to the expected useful economic lives of fixed assets as well as the recoverability of client accounts receivable from clients and due from clients. The expected useful economic lives of fixed assets are based on prior experience of similar assets. Client accounts receivable and due from clients are measured as either a 12 month or lifetime ECL based on credit risk considerations.

3. CASH AND CASH EQUIVALENTS

	<u>2020</u>	<u>2019</u>
Call deposits	\$ 4,184,838	\$ 4,625,137
Short-term fixed deposits	<u>5,500,000</u>	<u>5,616,942</u>
	<u>\$ 9,684,838</u>	<u>\$ 10,242,079</u>

Short-term fixed deposits as at December 31, 2020 and 2019 mature within three months from the original issued date.

QUEENSGATE BANK AND TRUST COMPANY LTD.**Notes to Consolidated Financial Statements**

for the years ended December 31, 2020 and 2019

(expressed in United States dollars)

(continued)

4. CLIENT ACCOUNTS RECEIVABLE

Amounts receivable in respect of fee income earned by the Company or disbursements made on behalf of clients are comprised as follows:

	2020	2019
Fee income receivables	\$ 310,757	\$ 321,228
Receivables for disbursements made on behalf of clients	132,760	170,621
Less: provision for expected credit losses	-	-
	<u>\$ 443,517</u>	<u>\$ 491,849</u>

Fee income receivables include amounts that are past due at the end of the reporting period for which the Company has not recognised a provision for expected credit losses as there has not been a significant change in credit quality and amounts are still considered recoverable. In determining the recoverability of the fee income receivables, the Company considers any change in the credit quality of the receivables from the date the credit was initially granted up to the end of the reporting period.

Age of fee income receivables that are past due but not impaired

	2020	2019
91 to 180 days	\$ 1,560	\$ 15,005
181 to 360 days	52,100	127,120
Over 360 days	63,427	60,826
Total – past due but not impaired	<u>\$ 117,087</u>	<u>\$ 202,951</u>

Movements in the provision for expected credit losses were as follows:

	2020	2019
Balance at beginning of year	\$ -	\$ -
Impairment losses reversed	-	-
Amounts written off during the year as uncollectible	-	(1,145)
Increase in provision	-	1,145
Balance at end of year	<u>\$ -</u>	<u>\$ -</u>

To reduce exposure to credit risk, the Company reviews the credit quality of its customers and defines credit limits as part of its onboarding process. Credit quality and limits of the receivables portfolio are reviewed on an ongoing basis throughout the year.

QUEENSGATE BANK AND TRUST COMPANY LTD.**Notes to Consolidated Financial Statements**

for the years ended December 31, 2020 and 2019

(expressed in United States dollars)

(continued)

5. DEPOSITORS' ACCOUNTS

Depositors' accounts are classified as follows:

	2020	2019
Call deposits	\$ 5,452,331	\$ 4,322,382
Fixed deposits	-	2,603,671
	<u>\$ 5,452,331</u>	<u>\$ 6,926,053</u>

6. FIXED ASSETS

	Furniture and computer equipment	Motor vehicles	Total
<u>Cost:</u>			
Balance at December 31, 2018	\$ 824,632	\$ 372,854	\$ 1,197,486
Additions	11,299	-	11,299
Disposals	(94,051)	-	(94,051)
Balance at December 31, 2019	741,880	372,854	1,114,734
Additions	26,100	-	26,100
Balance at December 31, 2020	767,980	372,854	1,140,834
<u>Accumulated depreciation:</u>			
Balance at December 31, 2018	724,870	257,839	982,709
Depreciation expense	26,506	21,884	48,390
Disposals	(93,878)	-	(93,878)
Balance at December 31, 2019	657,498	279,723	937,221
Depreciation expense	25,169	21,884	47,053
Balance at December 31, 2020	682,667	301,607	984,274
Net book value, December 31, 2019	<u>\$ 84,382</u>	<u>\$ 93,131</u>	<u>\$ 177,513</u>
Net book value, December 31, 2020	<u>\$ 85,313</u>	<u>\$ 71,247</u>	<u>\$ 156,560</u>

There were no disposals during the year ended December 31, 2020. During the year ended December 31, 2019, computer equipment with a net book value of \$173 was disposed, resulting in a loss of \$173.

QUEENSGATE BANK AND TRUST COMPANY LTD.**Notes to Consolidated Financial Statements**

for the years ended December 31, 2020 and 2019

(expressed in United States dollars)

(continued)

7. SHARE CAPITAL

	2020	2019
<u>Authorized:</u>		
10,000,000 Ordinary voting shares of \$1 par value each		
<u>Issued:</u>		
2,000,000 Ordinary voting shares (2019: 2,000,000)	\$ 2,000,000	\$ 2,000,000

The Directors may declare dividends and distributions on shares in issue and authorise payment of the dividends or distributions out of the funds of the Company. No dividend or distribution shall be paid except out of the realised or unrealised profits of the Company. The rights conferred upon the holders of the shares of any class issued with preferred or other rights shall not, unless otherwise expressly provided by the terms of issue of the shares of that class, be deemed to be varied by the creation or issue of further shares ranking pari passu therewith.

8. SUBSIDIARIES

The consolidated financial statements include the accounts of the Company and its wholly-owned subsidiaries, Tilly Nominees Limited and Coultry Directors Ltd., and Tilly Nominees Limited, in turn, is parent to two wholly-owned subsidiaries, Tilly Directors Limited and Tilly Secretaries Limited (collectively, the "Subsidiaries"). All of the subsidiaries listed below are licensed as Nominee (Trust) Companies with CIMA.

Name of subsidiary	Principal activity	Place of incorporation and operation	Proportion of ownership interest and voting power held by the Company	
			2020	2019
Tilly Nominees Limited	Provide nominee shareholder services	Cayman Islands	100%	100%
Coultry Directors Ltd	Provide corporate director services	Cayman Islands	100%	100%
Tilly Directors Limited	Provide corporate director services	Cayman Islands	100%	100%
Tilly Secretaries Limited	Provide company secretary services	Cayman Islands	100%	100%

The Company has not provided financial support to its Subsidiaries during the year, nor does it intend to provide financial or other support. There are no significant restrictions on the Company's ability to access or use assets or settle liabilities of the Subsidiaries.

As of December 31, 2020, guarantees in the total amount of \$975,610 (2019: \$975,610) have been issued by the Company to the Government of the Cayman Islands on behalf of its Subsidiaries.

Page 14

QUEENSGATE BANK AND TRUST COMPANY LTD.**Notes to Consolidated Financial Statements**

for the years ended December 31, 2020 and 2019

(expressed in United States dollars)

(continued)

9. RELATED PARTY TRANSACTIONS

Included in the consolidated financial statements are the following related party balances and transactions:

	<u>2020</u>	<u>2019</u>
<u>As of December 31:</u>		
Due from clients	1,099,270	1,044,298
Client accounts receivable	477	2,260
Depositors' accounts	618,720	1,813,355
Accounts payable and accrued expenses	8,544	5,681
<u>For the years ended December 31:</u>		
Directorship, trustee and management fees	238,600	238,600
Directors' fees (included in Administration expenses)	25,000	25,000
Rent expense	361,491	361,491

All transactions with related parties are conducted on normal commercial terms and at non-preferential interest rates.

Certain employees of the Company and certain assets of the Company are also utilised by the Parent for its ongoing operations. The employees' services and use of the assets is currently not recharged to the Parent.

Some of the Company's employees are also providing directorship services to a number of clients who have deposits and overdrafts with the Company.

The Company leases office space from a related party. The annual lease expired on August 31, 2011. The Company is currently leasing the space on a month to month basis based on the prior lease agreement.

10. PENSION PLAN

The Company has a defined contribution pension scheme in place for all of its qualifying employees. Contributions are calculated as a percentage of salary based on the prescribed maximum of 5% and are matched by the Company. The Company pays the employees' portion. The total pension cost recognised during the year ended December 31, 2020 was \$143,660 (2019: \$149,599) and is included in salaries and benefits in the consolidated statements of comprehensive income.

QUEENSGATE BANK AND TRUST COMPANY LTD.**Notes to Consolidated Financial Statements**

for the years ended December 31, 2020 and 2019

(expressed in United States dollars)

(continued)

11. RISK MANAGEMENT

A financial instrument is a contract that gives rise to a financial asset of one entity and a financial liability of another entity. The Company enters into contracts involving financial instruments during the normal course of its business.

Risk exposures arising from financial instruments are monitored by management. The main risks arising from the Company's financial instruments are credit and counterparty risk, liquidity risk, market risk, interest rate risk and currency risk. The exposure to, and management of, these risks is summarised below. The year-end figures reported in these consolidated financial statements for financial instruments are reflective of the position held throughout the year and are consistent with the objectives, policies and strategies approved by management.

Credit and counterparty risk

Credit and counterparty risk is the risk that one party to a financial instrument will cause a financial loss for the other party by failing to discharge an obligation. Financial instruments which potentially expose the Company to credit and counterparty risk consist primarily of cash and cash equivalents, due from clients and client accounts receivable.

The Company manages its exposure to credit and counterparty risk by placing cash and fixed deposits with a regulated financial institution in the Cayman Islands, only taking referred business, and monitoring outstanding receivable balances, as discussed in Note 4.

The Company has a concentration risk with all cash and cash equivalents being held by one financial institution in the Cayman Islands.

During the year ended December 31, 2020, approximately 41% (2019: 43%) of the Company's directorship, trustee and management fees were earned from its three (2019: three) largest customers. No other customers contributed more than 10% to the Company's directorship, trustee and management fees during 2020 or 2019.

Liquidity risk

Liquidity risk is the risk that the Company will encounter difficulty in meeting obligations associated with financial liabilities.

The Company's objective is to maintain depositors' accounts which have a range of maturities consistent with its asset base. Liquidity risk is monitored by the Company's management to ensure that the Company has sufficient liquid assets to be able to meet its future expected cash outflows. The Company endeavors to match the terms of its liabilities and assets, primarily cash and cash equivalents, fixed deposits and the depositors' accounts, and maintains a significant proportion of its assets in cash in order to manage liquidity risk. Refer to interest rate risk table disclosures for analysis of liquidity gap.

Market risk

Market risk is the risk that the fair value or future cash flows of a financial instrument will fluctuate because of changes in market prices. Market risk for the Company comprises interest rate risk and currency risk.

QUEENSGATE BANK AND TRUST COMPANY LTD.**Notes to Consolidated Financial Statements**

for the years ended December 31, 2020 and 2019

(expressed in United States dollars)

(continued)

11. RISK MANAGEMENT (continued)**Interest rate risk**

Interest rate risk is the risk that the fair value or future cash flows of a financial instrument will fluctuate because of changes in market interest rates.

The Company manages its interest rate risk by ensuring that the interest rate on assets (i.e. cash and due from clients) equals or exceeds that of the relevant offsetting liability (i.e. depositors' accounts). The tables below summarise this matching as of December 31, 2020 and 2019. Items are allocated to time bands by reference to the earlier of the next interest rate re-pricing date and the maturity date.

2020:

	Effective Interest Rate or Range (%)	On demand	Less than 3 months	Greater than 3 months	Total
Monetary Assets:					
Cash and cash equivalents	0.01-0.15	\$ 4,184,838	\$ 5,500,000	\$ -	\$ 9,684,838
Due from clients	5.25	1,099,270	-	-	1,099,270
Client accounts receivable	-	443,517	-	-	443,517
Other receivables	-	13,124	-	-	13,124
		<u>\$ 5,740,749</u>	<u>\$ 5,500,000</u>	<u>\$ -</u>	<u>\$ 11,240,749</u>
Monetary Liabilities:					
Depositors' accounts	0.004-0.005	\$ 5,452,331	\$ -	\$ -	\$ 5,452,331
Accounts payable and accrued expenses	-	506,225	-	-	506,225
		<u>\$ 5,958,556</u>	<u>\$ -</u>	<u>\$ -</u>	<u>\$ 5,958,556</u>
Sensitivity/liquidity gap		<u>\$ (217,807)</u>	<u>\$ 5,500,000</u>	<u>\$ -</u>	<u>\$ 5,282,193</u>

QUEENSGATE BANK AND TRUST COMPANY LTD.**Notes to Consolidated Financial Statements**

for the years ended December 31, 2020 and 2019

(expressed in United States dollars)

(continued)

11. RISK MANAGEMENT (continued)*Interest rate risk (continued)*

2019:

	Effective Interest Rate or Range (%)	On demand	Less than 3 months	Greater than 3 months	Total
Monetary Assets:					
Cash and cash equivalents	-0.85 to 0.55	\$ 4,625,137	\$ 5,618,942	\$ -	\$ 10,242,079
Due from clients	5.26	1,052,219	-	-	1,052,219
Client accounts receivable	-	491,849	-	-	491,849
Other receivables	-	6,438	-	-	6,438
		<u>\$ 6,175,643</u>	<u>\$ 5,618,942</u>	<u>\$ -</u>	<u>\$ 11,792,585</u>
Monetary Liabilities:					
Depositors' accounts	-0.80 to 0.20	\$ 4,322,382	\$ 2,803,871	\$ -	\$ 6,926,053
Accounts payable and accrued expenses	-	478,758	-	-	478,758
		<u>\$ 4,801,140</u>	<u>\$ 2,803,871</u>	<u>\$ -</u>	<u>\$ 7,404,811</u>
Sensitivity/liquidity gap		<u>\$ 1,374,503</u>	<u>\$ 3,013,271</u>	<u>\$ -</u>	<u>\$ 4,387,774</u>

The Company is exposed to risks associated with the effects of fluctuations in prevailing levels of fixed and floating interest rates on its cash flows.

At December 31, 2020, with respect to the floating rate exposure, if market interest rates had been 30 (2019: 30) basis points higher with all other variables held constant, shareholder's equity would have been \$505 lower (2019: \$4,065 higher). If market interest rates had been 30 (2019: 30) basis points lower with all other variables held constant, shareholder's equity would have increased by less than \$505 (2019: would have been \$4,065 lower) due to the fact that certain account balances earn interest at a rate lower than 30 basis points.

At December 31, 2020, with respect to the fixed rate exposure, if market interest rates had been 30 (2019: 30) basis points higher with all other variables held constant, shareholder's equity would have been \$16,500 higher (2019: \$9,040 higher). If market interest rates had been 30 (2019: 30) basis points lower with all other variables held constant, shareholder's equity would have decreased by less than \$16,500 (2019: would have been \$9,040 lower) due to the fact that certain account balances earn interest at a rate lower than 30 basis points.

This analysis is based on interest bearing instruments held at year-end, and assumes the change in interest rates took place at the beginning of the year and the interest bearing instruments were held constant throughout the reporting period. Thirty basis points is the sensitivity rate used when reporting interest rate risk internally to key management personnel and represents management's assessment of the possible change in market rates for the years ended December 31, 2020 and 2019.

QUEENSGATE BANK AND TRUST COMPANY LTD.**Notes to Consolidated Financial Statements**

for the years ended December 31, 2020 and 2019

(expressed in United States dollars)

(continued)

11. RISK MANAGEMENT (continued)**Currency risk**

Currency risk is the risk that the value of a financial instrument will fluctuate due to changes in foreign exchange rates.

The Company operates in the Cayman Islands, and mainly holds instruments with net exposures to the following currencies: Great Britain pound and Cayman Islands dollar (2019: Euro, Great Britain pound and Cayman Islands dollar). Since the Company prepares its financial statements in United States dollars, the Company's consolidated statements of financial position are affected by movements in the exchange rates of these currencies and the United States dollar, except the Cayman Islands dollar which has a fixed exchange rate against the United States dollar. Translation gains/losses arising from these exposures are reported net in the consolidated statements of comprehensive income.

The table below shows the Company's currency exposures being those transactional exposures that give rise to the net currency gains and losses recognised in the consolidated statements of comprehensive income. Such exposures comprise the monetary liabilities of the Company that are not denominated in either the presentation currency or a currency with a fixed rate of exchange to the presentation currency of the Company. To manage its currency risk, the Company attempts to approximate net foreign currency assets and liabilities against each other. As of December 31, 2020 and 2019, these exposures were as follows:

Significant net foreign currency monetary assets, December 31, 2020 and 2019 (translated into United States dollars):

2020:

	Cash and cash equivalents	Depositors' accounts	Net foreign currency monetary assets
GBP	\$ 56,638	\$ (1,445)	\$ 55,193

QUEENSGATE BANK AND TRUST COMPANY LTD.**Notes to Consolidated Financial Statements**

for the years ended December 31, 2020 and 2019

(expressed in United States dollars)

(continued)

11. RISK MANAGEMENT (continued)**Currency risk (continued)**2019:

	Cash and cash equivalents	Depositors' accounts	Net foreign currency monetary assets
EUR	\$ 8,156	\$ (2,768)	\$ 5,388
GBP	55,901	(2,546)	53,355
	<u>\$ 64,057</u>	<u>\$ (5,314)</u>	<u>\$ 58,743</u>

Had the United States dollar been stronger or weaker by 10% against the relevant foreign currencies with all other variables held constant, the net result for the year ended December 31, 2020 would decrease or increase by \$5,519 (2019: \$5,874).

12. CAPITAL RISK MANAGEMENT

The Company manages its capital to ensure that the Company will be able to continue as a going concern while maximising the return to the shareholder through the optimisation of the debt and equity balance. The Company's overall strategy remains unchanged from 2019.

The capital structure of the Company consists of issued Ordinary voting shares and retained earnings.

QUEENSGATE BANK AND TRUST COMPANY LTD.**Notes to Consolidated Financial Statements**

for the years ended December 31, 2020 and 2019

*(expressed in United States dollars)**(continued)***13. REGULATORY MATTERS**

The Company is subject to regulatory capital requirements established by CIMA. Failure to meet minimum capital requirements can initiate certain actions by the regulator that, if undertaken, could have a direct material effect on the Company's consolidated financial statements. Under capital adequacy guidelines used by CIMA and prescribed under *The Banks and Trust Companies Law* of the Cayman Islands, the Company must meet specific capital guidelines that involve quantitative measures of the Company's assets, liabilities, and certain off-balance sheet items as calculated under regulatory accounting practices. The Company's capital amounts and classification are also subject to qualitative judgments by CIMA about components and risk weightings.

The Company is required at all times to maintain a capital adequacy ratio of at least 15% according to current regulation and the provisions of its Banking license. The Company is in compliance with this requirement as at and for the years ended December 31, 2020 and 2019.

Under the terms of its licenses, the Company is required to maintain a minimum net worth of KYD400,000 (US\$500,000). The Company is in compliance with this requirement as at and for the years ended December 31, 2020 and 2019.

14. APPROVAL OF CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

The consolidated financial statements were approved by a committee of the Board of Directors and authorised for issue on March 19, 2021.

4【利害関係人との取引制限】

受託銀行は、トラストから分離および区別されるその他の信託を設立し、またはその受託者となることができます。ただし、受託銀行は、トラストの運営およびトラストに関する情報をトラストの機密として取り扱うものとします。受託銀行および管理会社の業務はトラストに専属的なものではなく、受託銀行および管理会社は、受託銀行および管理会社が設定できる条件に基づいて第三者に同様のまたはその他の業務を自由に提供し、また、自己の利用および利益のため、支払われる報酬その他の金銭を保持することができます。管理会社は、第三者に同様の業務を提供する際、またはあらゆる地位もしくは方法でその事業を遂行する際（ただし、信託証書に基づく義務の履行過程における場合を除きます。）、管理会社または管理会社の従業員もしくは代理人が知ることとなった事実もしくは事項の影響を受けたものとはみなされず、また、受託銀行に開示する義務を負うものとはみなされません。受託銀行は、第三者に同様の業務を提供する際、またはあらゆる地位もしくは方法でその事業を遂行する際（ただし、信託証書に基づく義務の履行過程における場合を除きます。）、受託銀行または受託銀行の従業員もしくは代理人が知ることとなった事実もしくは事項に関する通知により影響を受けるとはみなされず、また、管理会社に対しこれらを開示する義務を負うものともみなされません。

信託証書のいかなる規定も、管理会社（または管理会社が運用するファンドもしくは管理会社の関係会社）が以下の行為を行うことを妨げません。

- （a）管理会社が信託証書の当事者でなかったとすれば有していたであろう権利と同一の権利が附帯する受益証券の所有者になり、また、受益証券を保有、処分その他の取引を行うこと、
- （b）信託財産を構成する投資資産と同一または同様の投資資産を、自己の勘定で購入、保有、または取引すること。ただし、受託銀行が、信託財産から資産を購入し、または管理会社（または管理会社が運用するトラストもしくは管理会社の関係会社）に対し、信託財産内の資産を売却する場合、トラストは、自由市場において、また、信頼できる取引相手方との間で行われる同一規模および性質の取引に関して、その時点で利用可能な市場における最高の条件に基づいて取引を実行した場合よりも悪いポジションにはおかれないものとし、
- （c）（上記（a）項に従うことを条件として）受託銀行、受益者、もしくはその者の証券が信託財産に含まれている主体との間で、金融、銀行その他の取引につき契約を締結し、または実行すること。または、かかる取引に関与すること。また、管理会社（または管理会社が運用するトラストもしくは管理会社の関係会社）は、（常に受益者及び受託銀行に対する義務に従うことを条件として）当事者との関係のみを理由として、かかる契約または取引に関する責任を問われることはありません、または、
- （d）管理会社が知るところによれば、管理会社の取締役もしくはパートナーまたは当該取締役の関連企業の取締役もしくはパートナーと利害関係を有する信託財産に関し、受託銀行とまたは受託銀行を代理して取引を行うこと。ただし、当該利害関係の性質が予め受託銀行に開示されている場合に限り、

信託証書のいかなる規定も、受託銀行の関係会社、取締役、役員、従業員または代理人（以下「受託銀行関連当事者」といいます。）が以下の行為を行うことを妨げません。

- （a）受託銀行が信託証書の当事者でなかったとすれば有していたであろう権利と同一の権利が附帯する受益証券の所有者になり、また、受益証券を保有、処分その他の取引を行うこと、
- （b）シリーズ・トラストが保有する投資資産と同一または同様の投資資産を、自己の勘定で購入、保有、または取引すること。ただし、受託銀行が、シリーズ・トラストから資産を購入し、または受託銀行関連当事者に対しシリーズ・トラストが保有する資産を売却する場合、シリーズ・トラストは、自由市場において、また、信頼できる取引相手方との間で行われる同一規模および性質の取引に関して、その時点で利用可能な市

場における最高の条件に基づいて受託銀行が取引を実行した場合よりも悪いポジションにおかれたいものとします、

- (c) (信託証書に従うことを条件として) 受託銀行、受益者、もしくはその者の証券をシリーズ・トラストが保有している主体との間で、金融、銀行その他の取引につき契約を締結し、または実行すること。または、かかる取引に関与すること。また、受託銀行関連当事者は、(常に受託銀行の受益者に対する義務に従うことを条件として) 関係当事者との関係のみを理由として、かかる契約または取引に関する責任を問われることはありません、または、
- (d) 受託銀行関連当事者が知るところによれば、受託銀行関連会社が利害関係を有するシリーズ・トラストに関して、受託銀行との間で取引を実行すること。ただし、当該利害関係の性質が予め受託銀行に開示されている場合に限り、

5【その他】

(1) 定款の変更

管理会社の定款は、株主総会の決議に従いその時々に変更されます。

(2) 事業譲渡または事業譲受

取締役会での決議以外に特別な手続はありません。

過去に事業譲渡・事業譲受の実例はありません。また、本書提出日現在、管理会社の事業譲渡または事業譲受は予定されていません。

(3) 出資の状況

該当事項はありません。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出前1年以内において、管理会社に対する訴訟手続その他管理会社またはファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実は生じていません。

管理会社の会計年度は12月31日に終了する1年です。

管理会社の存続期間は無期限です。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができます。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（「**受託銀行**」）

資本金の額

2021年3月末日現在、資本金の額は、25,920,000米ドル（約28億6,960万円）です。

事業の内容

同社は、ケイマン諸島の法律に基づき1965年に設立された信託銀行であり、銀行、信託および投資サービスを包括的に提供しています。その顧客には、ケイマン諸島だけでなく世界各地の個人、法人その他の機関が含まれます。受託銀行は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改正済）に基づき適法に設立され、存続しており、現在行っている自己の事業につき許可を受けています。また、受託銀行は、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づきミューチュアル・ファンド管理者としての許可もを受けています。

2020年11月23日付で、CIBC バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドは、その商号をファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドに変更しました。

（2）ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（「**管理事務代行会社**」、「**保管銀行**」および「**為替管理会社**」）

資本金の額

2020年12月末日現在、資本金の額は、1,135,000,000米ドル（約1,257億円）です。

事業の内容

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンは、ニューヨーク州の認可を受けて信託および銀行業務を行うことのできる、ニューヨーク州ニューヨーク市に本店を置く銀行です。ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンは、連邦準備制度に参加しており、ニューヨーク連邦準備銀行およびニューヨーク州金融サービス省の規制および監督下にあります。

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンの親会社であるザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーション（以下「BNYメロン」といいます。）は、子会社および関係会社を通じ、世界規模で投資信託の管理事務および保管業務を提供する主導的役割を果たしています。証券処理、グローバルな支払業務、コーポレート・バンキング、資産運用、プライベート・クライアント業務およびグローバル・マーケット業務等の基本業務を通じ、世界中の企業および個人に対し、あらゆるバンキング業務その他の金融業務を提供しています。

BNYメロンは、オルタナティブ投資サービス部門を通じて、単一運用のヘッジファンド、ファンドオブヘッジファンドおよびプライベートエクイティ等のオルタナティブ資産に対し、グローバルにサービスを提供する第一級のサービスプロバイダーです。オルタナティブ資産の管理事務業務に加え、BNYメロンは、オルタナティブ運用業界に対し、キャッシュおよび担保管理サービス、外国為替、業務委託、信託および保管業務ならびに富裕層向け資産運用サービス等の幅広いサービスを提供しています。

BNYメロンは米国銀行協会、クリアリング・ハウスおよび金融サービス円卓会議をはじめとする、主要な金融業界団体のすべてに加入しております。

（3）アセットマネジメントOne インターナショナル・リミテッド（「**投資顧問会社**」）

資本金の額

2021年3月末日現在、資本金の額は900万英ポンド（約13億7,007万円）です。

（注）英ポンドの円貨換算は、令和3年3月末日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売相場（1英ポンド＝152.23円）によります。

事業の内容

同社は、英国ロンドンにおいて登録されているアセットマネジメントOneグループのグループ会社であり、かつ日本国東京に拠点を有し、金融商品取引法に基づく登録を受けて、投資運用業、投資助言・代理業および第二種金融商品取引業を営むアセットマネジメントOne株式会社の子会社です。2000年に英国で設立された同社は、英国の金融行動監視機構(Financial Conduct Authority)の規制を受けて、一任投資業務および投資助言業務を提供しています。ロンドンに、投資の専門家ならびに事務業務およびミドルオフィス業務を行うスタッフを擁しています。

(4) アспект・キャピタル・リミテッド（「副投資顧問会社」）

資本金の額

2021年3月末日現在、資本金の額は15,976英ポンド（約243万円）です。

事業の内容

同社は、1997年に英国で設立された、ロンドンに拠点を有するシステム運用を行うインベストメント・マネジャーです。健全なコーポレート・ガバナンスの確立と、一流の投資家サービスを世界中の主たる機関投資家の多くを含む顧客に対し提供することに注力しています。2010年1月1日以降、同社は、オルタナティブ投資基準審議会(The Standards Board for Alternative Investments)（旧名称：ザ・ヘッジ・ファンド・スタンダーズ・ボード(The Hedge Fund Standards Board)、以下「SBAI」といいます。）に参加しています。当該基準(The Standards)は、2007年にザ・ヘッジ・ファンド・ワーキング・グループ(The Hedge Fund Working Group)が金融の安定化およびシステミックリスク等、業界への懸念に対応するために起草されたものです。2008年夏に正式に設立されたSBAIが当該基準の監視者たる役割を務めています。

同社は、2013年4月より、英国の金融行動監視機構(Financial Conduct Authority)の認可を受け、その規制の対象となっています。同社は、それまでの2001年12月から2013年3月までの期間において金融サービス機構(Financial Services Authority)、それ以前の1998年12月から2001年11月までの期間においてはその前身である証券先物規制機関(Securities and Futures Authority)の認可を受け、その規制の対象でした。また、1999年10月以降、商品先物取引委員会(Commodity Futures Trading Commission)においてコモディティ・トレーディング・アドバイザー(Commodity Trading Advisor)およびコモディティ・プール・オペレーター(Commodity Pool Operator)として、2003年10月以降、米国の証券取引委員会(Securities and Exchange Commission)においてインベストメント・アドバイザー(Investment Advisor)として登録されており、1999年10月より米国先物協会(National Futures Association)のメンバーです。

(5) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（「代行協会員」、「日本における販売会社」）

資本金の額

2020年12月末日現在、資本金の額は、405億円です。

事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を行った第一種金融商品取引業者であり、有価証券の募集、引受、売買、媒介およびその他金融商品取引業に関連する業務を行っています。

2【関係業務の概要】

(1) ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（「受託銀行」）

受託銀行は、基本信託証書に基づき、各ファンドの受託業務を行います。

(2) ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（「管理事務代行会社」、「保管銀行」および「為替管理会社」）

管理事務代行会社として、管理事務代行契約に従い、ファンドに関して、(i)合意された価格決定ソースを用いた日次または定期的な投資ポートフォリオ評価額の算出、(ii)現金および投資ポートフォリオのポジションの調整、(iii)投資ポートフォリオ報告の提供、(iv)帳簿記録の維持、(v)ファンドの報酬および費用の一切の算出（実績および資産ベース）、(vi)総勘定元帳勘定の照合、(vii)日次または定期的な純資産価額の算出および発表、(viii)定期的財務諸表の準備、(ix)年次監査の手配、(x)受益者との連絡、(xi)受益証券の申込みおよび買戻請求の処理、(xii)ファンドの主たる記録の維持、(xiii)ファンドの受益証券の分配金、弁護士費用、会計費用その他ファンドの業務提供者に対する報酬費用の支払い、ならびに(xiv)受益者集会への参加を含む、一定の日常業務を行います。

保管銀行として、保管契約に定めるとおり、保管する証券の処理、評価および報告業務を行います。かかる業務には、信託および保護預り、資金管理および証券移動、ならびに月次評価といった業務が含まれます。

為替管理会社として、投資顧問会社から委託を受け、為替管理契約に基づき、ファンドのクラス為替取引の実行、管理および維持に責任を負います。

(3) アセットマネジメントOne インターナショナル・リミテッド（「**投資顧問会社**」）

投資顧問会社は、管理会社から委託を受け、投資顧問契約に基づきファンドに関する投資運用業務を行います。

(4) アспект・キャピタル・リミテッド（「**副投資顧問会社**」）

副投資顧問会社は、投資顧問会社から委託を受け、副投資顧問契約に基づきファンドの副投資運用業務を行います。

(5) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（「**代行協会員**」、「**日本における販売会社**」）

代行協会の業務、および受益証券の販売・買戻しに関する業務を行います。

3【資本関係】

管理会社と他の関係法人との資本関係はありません。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 1993年までは、ケイマン諸島には具体的に投資信託を規制する法律は存在しませんでした。ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運用されている投資信託の受託会社は銀行・信託会社法（改訂済）（以下「**銀行・信託会社法**」といいます。）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法、会社管理法（改訂済）または地域会社（管理）法（改訂済）の下で規制されていました。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代後半に設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサーとしていました。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社によって、かなりの数のユニット・トラスト、会社型投資信託、およびリミテッド・パートナーシップが設定されました。
- 1.3 現在、ケイマン諸島では、投資信託について以下の2つの別個の法制度が運用されています。
- (a) 「ミューチュアル・ファンド」に分類されるオープン・エンド型ミューチュアル・ファンドおよびミューチュアル・ファンド管理事務代行会社を規制対象として1993年7月に施行され、直近では2020年に改訂が行われたミューチュアル・ファンド法（改訂済）（以下「**ミューチュアル・ファンド法**」といいます。）と
- (b) 「プライベート・ファンド」に分類されるクローズド・エンド型ファンドを規制対象として2020年2月に施行されたプライベート・ファンド法（改訂済）（以下「**プライベート・ファンド法**」といい、ミューチュアル・ファンド法と併せて「**ファンド法**」といいます。）
- 1.4 別途明示的にプライベート・ファンドに言及して示す場合（または投資ファンド一般に言及して示唆する場合）を除き、以下の法律に関する記載は、ミューチュアル・ファンド法の規制を受けるオープン・エンド型ミューチュアル・ファンドの運営について論じるものであり、よってここで「投資信託」あるいは「ミューチュアル・ファンド」とは、オープン・エンド型ミューチュアル・ファンドを指すものとします。
- 1.5 2019年12月現在、ミューチュアル・ファンド法の規制を受けている運用中の投資信託の数は10,857（マスターの投資信託数2,886を含みます）でした。また、当該時点において、免税が適用される、かなりの数の登録を受けていない投資信託（2020年2月以降プライベート・ファンド法の規制を受けることとなったクローズド・エンド型ファンドおよび2020年2月以降、原則としてミューチュアル・ファンド法の規制を受けることとなった限定投資家ファンド（以下に定義します。）の両方を含むがこれらに限定されません。）がありました。
- 1.6 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）（the Caribbean Financial Action Task Force (Money Laundering)）に加盟しています。

2. 投資ファンド規制

- 2.1 ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドおよびプライベート・ファンドの規制責任は、金融庁法（改訂済）（以下「**金融庁法**」といいます。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（銀行、信託会社、保険会社、投資運用会社、投資顧問会社および会社の経営陣をも監督し、以下「**CIMA**」といいます。）にあります。CIMAは、証券監督者国際機構（International Organization of Securities Commissions）およびオフショア・バンキング監督者グループ（Group of Offshore Banking Supervisors）にも加盟しています。
- 2.2 ミューチュアル・ファンド法上、投資信託とは、ケイマン諸島において設立されたか、ケイマン諸島外で設立される場合にはケイマン諸島内から運用されている会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップで

あって、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益または売却益を享受できるようにする目的または効果を有するものです。

2.3 プライベート・ファンド法上、プライベート・ファンドとは、投資者の選択による買い戻しができない投資持分を募集もしくは発行する、または発行している会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップであって、以下を条件として、投資者の資金をプールして、当該事業体による投資対象の取得、保有、運用または売却を通じて投資者が収益または売却益を享受できるようにする目的または効果を有するものです。

- (a) 投資持分保有者が投資対象の取得、保有、運用または売却について日常的に支配しないこと、および
- (b) 投資対象全体が、プライベート・ファンドの運営者により直接的にまたはこれに代わる者により間接的に管理されること。

ただし、以下を含まないものとします。

- (a) 銀行・信託会社法または保険法（改訂済）に基づく免許を受けている者
- (b) ビルディング・ソサエティ法（改訂済）またはフレンドリー・ソサエティ法（改訂済）に基づく登録を受けている者、または
- (c) （プライベート・ファンド法別表に定めるアレンジメント別表に該当する）非ファンドアレンジメント

2.4 ミューチュアル・ファンド法において、CIMAは、また、フィーダー・ファンドであってCIMAの規制を受ける投資信託（以下「**規制フィーダー・ファンド**」といいます。）に対しマスター・ファンドとして行為するケイマン諸島の事業体についても規制責任を負っています。広く、当該マスター・ファンドが（直接、間接的にまたは仲介を経て）一名以上の投資者（少なくとも一つの規制フィーダー・ファンドを含みます。）に対し受益権を発行し、当該規制フィーダー・ファンドの全体的な投資戦略の実行を主たる目的として投資対象を保持し取引活動を行う場合、当該マスター・ファンドは、CIMAの登録を義務付けられることがあります。

2.5 2020年2月7日、ミューチュアル・ファンド法を改正したミューチュアル・ファンド（改正）法（改訂済）（以下「**改正法**」といいます。）が施行されました。改正法は、受益権を保有する投資者が15名以下であり、その過半数の承認をもってミューチュアル・ファンドの運営者を選任または解任できることを根拠として従前は登録が免除されていた一定のケイマン諸島の投資信託（以下「**限定投資家ファンド**」といいます。）についてCIMAに登録することを定めています。

2.6 ファンド法は、その規定の違反に対し厳しい刑罰を科しています。

3. 規制を受ける投資信託の四つの種類

ミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託の規制の適用には四つの形態があります。

3.1 免許投資信託

規制の第一の類型は、CIMAの裁量により発行される投資信託免許をCIMAに申請する場合です。所定の様式をCIMAにオンラインで届け出て、目論見書を提出するとともに適用ある申請手数料をCIMAに支払うことが必要となります。発起人が健全な評判を有し、投資信託の管理事務が十分な専門性を有し、取締役（または場合に依りてマネジャーもしくは役員の地位にある者）としてふさわしい者によって行われ、かつ投資信託業務が適切な方法で行われるとCIMAが判断した場合に、免許が付与されます。この種類の投資信託は、有名かつ評判の良い機関が発起人であって、ケイマン諸島の投資信託管理事務代行会社が選任されない場合に適しています。

3.2 管理投資信託

規制の第二の類型は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定するものです。この場合、目論見書とともに所定の法定様式をCIMAに対しオンライン提出し、適用ある申請手数料を支払わなければなりません。投資信託管理事務代行会社に関するオンライン届出についても、所定様式を使って完了することが必要です。投資信託自体が免許を取得する必要はありません。その代わり、発起人が健全な評判を有する者であること、投資信託の管理が投資信託の管理についての十分な専門性および健全な評判

を有する者により行われること、ならびに投資信託業務および受益権の募集が適切に行われることについて投資信託管理事務代行会社が納得していることが要求されます。投資信託管理事務代行会社は、主たる事務所の提供先の投資信託がミューチュアル・ファンド法に違反している、支払不能に陥る可能性がある、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行為すると信じるに足る理由があるときは、CIMAに対して報告しなければなりません。

3.3 （第4(3)条投資信託としても知られる）登録ファンド

規制の第三の類型は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に従い登録される投資信託に適用される以下のいずれかとなります。

- (a) 一投資家の当初最低投資額が80,000ケイマン諸島ドル（CIMAにより100,000米ドル相当とされる。）であるもの、または
- (b) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

登録ファンドの場合、免許の取得や投資信託管理事務代行会社によるケイマン諸島における主たる事務所の提供は要件とされず、単に、目論見書を所定の事項と併せてオンライン提出し適用ある申請手数料を支払うことでCIMAへの登録を行います。

3.4 限定投資家ファンド

限定投資家ファンドは、2020年2月以前は登録が免除されていましたが、現在、CIMAへの登録が義務付けられています。限定投資家ファンドが負う義務は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録される投資信託の義務（初回の登録時及び毎年のCIMAへの手数料の支払義務を含みます。）に類似するものの、両者には一部重要な違いがあります。ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録される投資信託と異なり、限定投資家ファンドの投資家数は15名を超えてはならず、当該投資家の過半数の賛成により当該ファンドの運営者（取締役、ジェネラル・パートナー、受託者または管理者である運営者）を選任または解任できるものでなくてはなりません。もう一つの重要な違いは、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録される投資信託の投資家には、法定の当初最低投資額（80,000ケイマン諸島ドル／100,000米ドル相当）が適用されますが、限定投資家ファンドの投資家に適用される法定の当初最低投資額はありません。

4．投資信託の現行要件

4.1 限定投資家ファンドの場合を除き、いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項および投資希望者が十分情報を得た上で（投資するか否かの）判断ができるようにその他の必要情報を記載した目論見書を発行しなければなりません（ただしCIMAが免除する場合を除きます。）。限定投資家ファンドは、目論見書、条件概要またはマーケティング資料を提出することを選択できます。目論見書がないマスター・ファンドの場合、当該マスター・ファンドについての所定の事項は、通常、CIMAへの提出が義務付けられる規制フィーダー・ファンドの目論見書に含まれることになります。さらに、虚偽記載に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモン・ロー上の義務が適用されます。継続的に募集している場合、重大な変更があれば21日以内に改訂後の目論見書（限定投資家ファンドの場合、提出済みの条件概要またはマーケティング資料があればこれらの改訂版）をCIMAに提出する義務を負います。CIMAは、目論見書の実質的な内容または書式を指示する具体的な権限を有していないものの、目論見書の内容に関する規則または方針を発行することがあります。

4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任し、当該投資信託の決算終了から6ヶ月以内に監査済みの年次会計書類を提出しなければなりません。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときは、CIMAに対し書面で通知する法的義務を負っています。

- (a) 投資信託が、その義務を履行期日に履行できない、またはそのおそれがある場合。

- (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で事業を行いもしくは事業を行おうと意図するか、自発的に事業を解散しようと意図している場合。
- (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を維持せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。
- (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合。
- (e) ミューチュアル・ファンド法、同法規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（改訂済）（以下「**マネー・ロンダリング防止規則**」といいます。）、または免許投資信託の場合に限り、当該免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。

4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託者の変更があったときは、これをCIMAに通知しなければなりません。当該通知の提出スケジュールは、かかる変更の前提条件として義務付けられるまたは当該変更の実施後21日以内に行うことが義務付けられる等、適用される規制の種類（および適用条件）により異なることがあります。

4.4 2006年12月27日に初めて発効された投資信託（年次申告書）規則（改訂済）に従って、すべての規制投資信託は、各会計年度について、会計年度終了後6ヶ月以内に、規則に定める項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければなりません。CIMAは当該期間の延長を許可することができます。申告書は、投資信託に関する一般的情報、運用情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければなりません。規制投資信託の運営者は、投資信託に当該規則を遵守させる責任を負います。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することによりのみ責任を負い、提出する申告書の正確性または完全性については法的義務を負いません。

5．投資信託管理事務代行会社

5.1 ミューチュアル・ファンド法に基づき管理事務代行会社に適用される免許には、「投資信託管理事務代行会社」の免許および「制限的投資信託管理事務代行会社」の免許の二種類があり、投資信託の管理代行事務を行うことを予定する場合は、そのいずれかの免許が必要となります。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上すべての支配を含む投資信託の管理、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託者または取締役（かかる投資信託が免税会社型かユニット・トラストであるかによります。）を提供するものと定義されます。投資信託の管理代行事務からは、とりわけパートナーシップ型投資信託のジェネラル・パートナーの活動ならびに法定および法律上の記録が保管されまたは会社秘書役業務が行われる登録事務所の提供が除かれます。

5.2 いずれの種類の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、健全な評判を有し、かつ、投資信託管理事務代行会社としての業務が、取締役、マネジャーまたは役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定基準を満たさなければなりません。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーと財務構造ならびにその取締役および役員のすべてについて詳述する申請書をCIMAに対し提出しなければなりません。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければなりません。投資信託管理事務代行会社の純資産額は、最低約48万米ドルなければなりません。制限的投資信託管理事務代行会社には、最低純資産額の要件は課されません。投資信託管理事務代行会社は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する主たる営業所をみずから有しているか、ケイマン諸島内で設立された法人を代行会社として有さねばならず、無制限の数の投資信託のために行為することができます。

5.3 投資信託管理事務代行会社の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し（適用ある場合）、かかる投資信託全部についてCIMAに対し通知を行い、かつ、上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対し通知する法的義務を遵守することです。

5.4 制限的投資信託管理事務代行会社は、CIMAが承認する規制投資信託（CIMAの現在の方針では、最大10のファンドを許可することとされています。）に関し管理事務代行会社として行為することができますが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要です。この種類は、ケイマン諸島に投資信託マネジャーを設立する発起人が投資信託に関連したファミリー投資信託を管理することを認めています。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することもできます。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていません。よって、制限的投資信託管理事務代行会社が投資信託管理事務代行業務を提供する各規制投資信託は、登録ファンドまたは限定投資家ファンドにあたらない場合は、別個に免許を受けなければなりません。

5.5 投資信託管理事務代行会社は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならず、決算期末から6ヶ月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければなりません。監査人は、監査の過程で免許投資信託管理事務代行会社が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し書面で通知する法的義務を負います。

- (a) 投資信託管理事務代行会社がその義務を履行期日に履行できないか、またはそのおそれがある場合。
- (b) 投資信託管理事務代行会社が管理している投資信託の投資者または当該管理事務代行会社もしくは投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行おうとしているか、自発的に投資信託管理事務代行業務を解散しようと意図している場合。
- (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を維持せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。
- (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合。
- (e) ミューチュアル・ファンド法もしくは下記(i)の法令または条件に基づいて策定された規則を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図しており、かつ、免許を受けた投資信託管理事務代行会社が、下記(ii)のいずれかにおいて定義される「会社業務提供者」でもある場合。
 - (i) ミューチュアル・ファンド法、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件
 - (ii) (A) 会社法（改訂済）（以下「**会社法**」といいます。）パートXVIIA
 - (B) 有限責任会社法（改訂済）パート12
 - (C) 有限責任パートナーシップ法（改訂済）パート8
 - （上記を併せて、以下「**受益所有権法**」といいます。）

5.6 CIMAはまた、投資信託管理事務代行会社に対して純資産額を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできます。

5.7 投資信託管理事務代行会社の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要です。

5.8 非制限的免許を有する投資信託管理事務代行会社がCIMAに支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり（管理する投資信託の数によります。）、制限的投資信託管理事務代行会社の支払う当初手数料は8,536米ドルです。また、非制限的免許を有する投資信託管理事務代行会社が支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり（管理する投資信託の数によります。）、制限的投資信託管理事務代行会社の支払う年間手数料は、8,536米ドルです。

6. ケイマン諸島における投資ファンドの構造の概要

ケイマン諸島の投資ファンドについて一般的に用いられている事業体の種類は以下のとおりです。

6.1 免税会社

- (a) 最も一般的な投資信託ピークルは、会社法に従って通常額面株式を発行する（無額面株式も認められます。）有限責任の免税会社です。時には、保証による有限責任会社も用いられます。免税会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特徴を有しています。
- (b) 設立手続には、会社の当初規約（会社の事業目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および付属定款）を制定し、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することが含まれます。規約、特に付属定款は、通常、ファンドが提示する条件をより正確に反映するため、設立から投資信託の運用開始までの間に変更されます。
- (c) 存続期限を有し、そのため外国（たとえば米国）の税法上非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われる会社型ファンド・ピークルを設立することも可能です。
- (d) 免税会社がいったん設立された場合、会社法の下での主な要件は、以下のとおり要約されます。
 - (i) 各免税会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければなりません。
 - (ii) 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならず、その写しを会社登記官に提出しなければなりません。
 - (iii) 免税会社の財産に対する担保その他の負担の登録簿は、登記上の事務所において維持されなければなりません。
 - (iv) 株主名簿を維持することを要しますが、登記上の事務所においてまたは必要に応じてその他の管轄地において維持することができます。
 - (v) 会社手続の議事録は、利便性のある場所において維持しなければなりません。
 - (vi) 免税会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿および記録を維持しなければなりません。
 - (vii) 免税会社は、適用ある受益所有権法を遵守しなければなりません。
- (e) 免税会社は、株主により運営されていない限り、1名以上の取締役を選任しなくてはなりません。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ免税会社の最善の利益のために行為しなければなりません。
- (f) 免税会社は、株主資本を様々な通貨建てで指定することができます。
- (g) 株式は額面株式または無額面株式のいずれか（両方は不可とします）で設定することができます。
- (h) いずれのクラスについても償還可能株式の発行が認められています。
- (i) 株式の買戻しも認められています。
- (j) 収益または資本剰余金（払込剰余金）からの全額払込済株式の償還または買戻しの支払に加え、免税会社は、資本金を取り崩して全額払込済株式を買い戻すことができますが、免税会社は、資本金からの支払の後においても、通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを条件とします。
- (k) 会社の収益からと同様に資本剰余金勘定からも分配金を支払うことができます。免税会社の資本剰余金勘定から分配金を支払う場合、取締役はその支払後も、免税会社が通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を依然として有することを確認しなければなりません。
- (l) 免税会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができます。実際には、ケイマン諸島財務長官が認める本約定の期間は20年間です。
- (m) 免税会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更がなされた場合ならびに自発的解散の手続きを開始次第、所定の期間内に会社登記官に報告しなければなりません。

- (n) 免税会社は、毎年、会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければなりません。

6.2 免税ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすいまたは魅力的な管轄地域の投資者によってしばしば用いられています。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者または信託を設定する管理者および受託者により組成されます。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、銀行・信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理事務代行会社として免許を受けたケイマン諸島内の受託会社がある場合があります。この場合、かかる受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受けることになります。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法の相当程度の部分を採用しています。さらに、ケイマン諸島の信託法（改訂済）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。投資者は、受託者に対して資金を拠出し、受託者は通常、かかる資金を保管者として維持し、それを投資者（受益者）の利益のために、投資運用会社が運用します。各受益者は、ユニット・トラストの資産の持分比率に応じて権利を有します。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明責任を負います。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に定められます。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免税信託」として登録申請されます。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者たる受益者またはケイマン諸島を本拠地とする受益者は存在しない（限られた一定の場合を除きます。）と宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出されます。
- (g) 免税信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができます。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できます。
- (i) 免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

6.3 免税リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免税リミテッド・パートナーシップは、プライベート・エクイティ、不動産、買収、ベンチャー・キャピタルおよびグロース・キャピタルを含むあらゆる種類のプライベート・ファンドにおいて用いられます。一部の法域ではファンドの出資者が、投資信託の文脈でケイマン諸島の免税リミテッド・パートナーシップを採用しています。免税リミテッド・パートナーシップのパートナーとして認められる投資者の人数に制限はありません。
- (b) 免税リミテッド・パートナーシップ法（改訂済）（以下「**免税リミテッド・パートナーシップ法**」といいます。）は、免税リミテッド・パートナーシップの組成および運営を規制する主たるケイマン諸島の法律であり、免税パートナーシップは、ケイマン諸島法において独立した法人格を有しません。免税リミテッド・パートナーシップ法は、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基づいており、他の法域、特にデラウェア州のリミテッド・パートナーシップに関する法の特徴を組み込む様々な修正が行われています。免税リミテッド・パートナーシップに適用されるケイマン諸島の法体制は、米国弁護士にとって非常に明快なものとなっています。
- (c) 免税リミテッド・パートナーシップは、ジェネラル・パートナー（ジェネラル・パートナーが会社またはパートナーシップである場合、ケイマン諸島または他の所定の法域に所在し、登録されまたは設立されたものであることが可能です。）およびリミテッド・パートナーがリミテッド・パートナーシップ契約を締結し、免税リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成されます。リミテッド・

パートナーシップ契約は、公開されません。登録はジェネラル・パートナーが、免税リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となります。当該登録により、リミテッド・パートナーが負う有限責任に係る法的保護が付与されます。

- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免税リミテッド・パートナーシップの対外的な業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（たとえば、リミテッド・パートナーがパートナー以外の者との業務の運営に積極的に参加する場合）を除き、有限責任たる地位を享受します。ジェネラル・パートナーの機能、権能、権限、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に規定されます。
- (e) ジェネラル・パートナーは、常に、誠意をもって、かつパートナーシップ契約に明示的な、異なる規定があれば当該規定に従うことを条件として、パートナーシップの利益のために行う法的義務を負っています。免税リミテッド・パートナーシップ法の明示の規定に反する場合を除き、ケイマン諸島パートナーシップ法（改訂済）により修正されたとおり、パートナーシップに適用される衡平法およびコモン・ローの原則が、一定の適用除外を除き、免税リミテッド・パートナーシップに適用されます。
- (f) 免税リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければなりません。
 - (i) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - (ii) 名称および住所ならびにリミテッド・パートナーとなった日およびリミテッド・パートナーではなくなった日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を（ジェネラル・パートナーが決定する国又は領域内において）維持する。
 - (iii) リミテッド・パートナーの登録簿が維持されている住所についての記録を登録事務所において維持する。
 - (iv) リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所に保管されている場合、税務情報局法（Tax Information Authority Law）（改訂済）に基づく税務情報局（Tax Information Authority）による命令または通知の送達を受けて、リミテッド・パートナーの登録簿を登録事務所において電子書式その他の媒体で提供する。
 - (v) リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資の払戻額および払戻日についての記録を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域内において）維持する。
 - (vi) 有効な通知が送付されている場合、リミテッド・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ持分に関して設定する担保権の詳細を示す担保登録簿を登録事務所において維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約および常に1名以上のリミテッド・パートナーを有しなければならないとの要件に従うことを条件として、リミテッド・パートナーシップの持分は、パートナーシップの解散を生じさせることなく、償還、引上げまたは買戻しが可能です。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約の明示または黙示の規定に従うことを条件として、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有します。
- (i) 免税リミテッド・パートナーシップは、50年を最長期間として将来の税金の賦課をしないとの約定を取得することができます。
- (j) 免税リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更ならびにその正式な清算および解散の手続きの開始について、免税リミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければなりません。
- (k) 免税リミテッド・パートナーシップは、免税リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければなりません。

6.4 有限責任会社

- (a) ケイマン諸島有限責任会社は、デラウェア州の有限責任会社と密接に足並みを揃えた追加のストラクチャーの選択肢を利害関係者らが要請したことに対してケイマン諸島政府がこれに答える形で、2016年に初めて設立可能となりました。
- (b) 有限責任会社は、独立した法人格を有し（免税会社と同様）、その社員は有限責任を負いますが、有限責任会社契約では柔軟なガバナンスの取り決めがなされ、免税リミテッド・パートナーシップに類似する方法で資本勘定の仕組みを導入するのに利用されることがあります。有限責任会社は、免税会社の運営に要求される内容よりも簡素で柔軟な管理（たとえば社員による投資の価値の追跡または計算のためのより明快な手段の他、より柔軟な企業統治のコンセプトが含まれます。）を許容する場合があります。
- (c) 有限責任会社は、多くの種類の取引（たとえばジェネラル・パートナーのピークル、クラブ・ディール、従業員インセンティブ/プランのピークルを含みます。）に利用されていることが証明されています。有限責任会社は、ケイマン諸島以外の法律、税務または規制との関係で別の法人格を必要とするクローズド・エンド型ファンド（オルタナティブ投資のピークルを含みます。）の観点からますます利用されるようになっていきます。
- (d) 特に、オンショア・オフショアのファンド構造において、オンショア・ピークルとのさらなる釣り合いを提供できる点は、管理をより容易に、かつ費用効率を上げることが可能にし、また、当該構造における異なるピークルの投資者の権利により即したものとする助けとなり得ます。契約（第三者の権利）法（改訂済）が提供する柔軟性についても、有限責任会社との関係でも利用可能です。
- (e) 有限責任会社は、50年を限度として、将来の課税に対する確約書を取得することができます。

7. ミューチュアル・ファンド法に基づく規制投資信託に対するCIMAによる規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対し、その財務諸表の会計監査を行わせ、CIMAが特定する時までにCIMAにそれを提出するように指示できます。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、管理者、受託者またはジェネラル・パートナー）は、上記第7.1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない期間に対し、一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金が科せられます。
- 7.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して、ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託として事業を行なっているか行なおうとしていると信じるに足る合理的根拠を有する場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法に基づくその義務を実行するために合理的に要求する情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できます。
- 7.4 第7.3項に従いなされた指示を遵守しない者は、罪に問われ、10万ケイマン諸島ドルの罰金を科せられます。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはなりません。この規定に違反した者は、罪に問われ、10万ケイマン諸島ドルの罰金を科せられます。
- 7.6 CIMAは、投資信託が、ミューチュアル・ファンド法に違反して、ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から事業を営んでいるか行おうとしているとみなす場合、ケイマン諸島大法廷（Grand Court）（以下「グランドコート」といいます。）に当該投資信託の投資者の資産を保護するために適切と考える命令を求めて申請する権限を有し、グランドコートは係る命令を発令する権限を有します。
- 7.7 CIMAは、以下の事由のいずれかに該当する場合、第7.9項に定める措置のいずれかまたは全部を行うことができます。
 - (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合。

- (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者を害するような方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合。
 - (c) 規制投資信託がミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合。
 - (d) 免許投資信託の場合であって、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合。
 - (e) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合。
 - (f) 規制投資信託の取締役、マネジャーまたは役員としての地位にある者が、その地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合。
- 7.8 第7.7項の事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAは把握するため、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに調査し、その理由を確認するものとします。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること。
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること。
 - (c) 所定の年間認可料または年間登録料を支払うこと。
 - (d) CIMAの指示に従い、会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに対して提出すること。
- 7.9 第7.7項の目的上、規制投資信託に関しCIMAがとることができる行為には以下が含まれます。
- (a) ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条（管理投資信託）、第4(3)条（登録投資信託）または（第4(4)(a)条（限定投資家ファンド））に基づき当該投資信託について有効な投資信託の免許または登録を取り消すこと。
 - (b) 投資信託が保有する何らかの投資信託免許に対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、取り消すこと。
 - (c) 投資信託の発起人または運営者の交代を求めること。
 - (d) 適切な業務遂行について、投資信託に助言する者を選任すること。
 - (e) 投資信託業務を管理する者を選任すること。
- 7.10 CIMAが第7.9項の措置を講じた場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を講じ、およびその後同項に定めたその他の措置を講じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができます。
- 7.11 CIMAは、必要または適切であると考え、またそうすることが実際である場合は、投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対し通知するものとします。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとし、その選任によりCIMAに発生した費用は、当該投資信託がCIMAに支払います。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最大利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有します。
- 7.14 第7.13項で言及する権限は、投資信託の事業を終了する権限をも含みます。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとします。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3ヶ月以内またはCIMAが特定する期間内に、投資信託の事務についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - (c) (b)項の報告書を提出後も選任が終了しない場合、引き続き、CIMAが特定する情報、報告書および勧告をCIMAに対して提出する。

- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAが、当該投資信託に関するその義務を満足に実行していないと判断する場合、CIMAは、選任を取り消して他の者を後任として選任することができます。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置をとることができます。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること。
 - (b) 投資信託が会社（有限責任会社を含みます。）型の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること。
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、受託者に対してファンドを解散させる指示を発令するよう求めてグランドコートに申し立てること。
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、当該パートナーシップの解散命令の発令を求めてグランドコートに申し立てること。
 - (e) 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える措置を講じること。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置を講じた場合、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考えるその他の措置を命じるよう求めてグランドコートに申し立て、また第7.17項または第7.9項に定めるその他の措置を講じることができます。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合であって、CIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、当該パートナーシップは、解散されたものとみなされます。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、グランドコートは投資信託の資産からグランドコートが適切と認める補償の支払を受託者に対し付与することができます。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、投資信託が投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを停止しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条（管理投資信託）、第4(3)条（登録投資信託）または第4(4)(a)条（限定投資家ファンド）に基づき当該投資信託について有効な投資信託の免許または登録をいつでも取り消すことができます。

8．投資信託管理事務代行会社に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理事務代行会社に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し監査済み計算書類を提出するように指示することができます。
- 8.2 免許投資信託管理事務代行会社は、第8.1項による指示に従うものとし、当該規定に違反する者は、罪に問われ、1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない期間に対し、一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金を科せられます。
- 8.3 CIMAは、ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠を有する場合、その者に対し、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を履行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できます。
- 8.4 何人も、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、10万ケイマン諸島ドルの罰金を科せられます。
- 8.5 第8.3項の目的上、情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはなりません。当該規定に違反した者は、罪に問われ、10万ケイマン諸島ドルの罰金を科せられます。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切とみなす命令を求めてグランドコートに申し立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を発する権限を有します。

- (a) ある者が投資信託管理事務代行会社として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。

8.7 CIMAは、投資信託管理事務代行会社が事業を行うこともしくは行おうとすることを停止または清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも当該投資信託管理事務代行会社の免許を取り消すことができます。

8.8 CIMAは、以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができます。

- (a) 免許投資信託管理事務代行会社がその義務を履行期日に履行できないか、そのおそれがある場合。
- (b) 免許投資信託管理事務代行会社がミューチュアル・ファンド法又はマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合。
- (c) 受益所有権法に定義される「会社業務提供者」に該当する免許投資信託管理事務代行会社が受益所有権法に違反した場合。
- (d) 免許投資信託管理事務代行会社が管理する投資信託の投資者または当該投資信託管理事務代行会社自身の債権者もしくは当該投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行おうとしているか、または行っている投資信託管理事務代行業を解散しようとして意図している場合。
- (e) 免許投資信託管理事務代行会社が、その投資信託管理事務代行会社免許の条件を遵守せずに、投資信託管理事務代行業務を行っているか、またはそのように意図している場合。
- (f) 免許投資信託管理事務代行業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
- (g) 免許投資信託管理事務代行会社の取締役、マネジャーまたは役員の地位にある者が、その地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合。
- (h) 上場されている免許投資信託管理事務代行会社を支配または所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合。

8.9 第8.8項に言及する事由が発生したか、または発生しそうか否かを把握するため、CIMAは、ただちに以下の事項について調査し、その理由を確認するものとします。

- (a) 免許投資信託管理事務代行会社の以下の不履行
 - (i) CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料その他手数料を支払うこと。
 - (ii) CIMAの指示に従い、保証その他財政上の援助をし、または純資産額を増加すること。
 - (iii) 投資信託、またはファンドの発起人もしくは運営者に関する条件を満たすこと。
 - (iv) 規制投資信託に関する事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと。
 - (v) CIMAの指示に従い、その名称を変更すること。
 - (vi) 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送付すること。
 - (vii) 少なくとも2名の取締役をおくこと。
 - (viii) CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること。
- (b) CIMAの承認を得ることなく管理事務代行会社が株式を発行すること。
- (c) CIMAの書面による承認なく管理事務代行会社の取締役、同等の上級役員またはジェネラル・パートナーを選任すること。
- (d) CIMAの承認なく、管理事務代行会社の株式が処分されまたは取り引きされること。

8.10 第8.8項の目的上、免許投資信託管理事務代行会社についてCIMAがとりうる行為は以下の通りです。

- (a) 投資信託管理事務代行会社が保有する投資信託管理者免許を取り消すこと。
- (b) その投資信託管理事務代行会社免許に条件および追加条件を付し、またはかかる条件を変更しもしくは取り消すこと。
- (c) 管理事務代行会社の取締役、同等の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を要求すること。

- (d) 管理事務代行会社に対し、その投資信託管理事務代行業務の適正な遂行について助言を行う者を選任すること。
- (e) 投資信託管理事務代行業務に関し管理事務代行会社の業務を監督する者を選任すること。
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置をとった場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理事務代行会社によって管理されているいずれかのファンドの投資者ならびに当該管理事務代行会社の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を講じる命令を求めて申立てを行うことができます。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理事務代行会社の費用負担において選任されるものとします。その選任によりCIMAに発生した費用は全額、当該管理事務代行会社がCIMAに対し弁済することとなります。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理事務代行会社によって管理される投資信託の投資者ならびに当該管理事務代行会社の債権者およびかかるファンドの債権者の最大利益のために他の者（管財人または清算人を除く）を排除して投資信託に関する管理事務代行会社の事務を行うに必要な一切の権限を有します。
- 8.14 第8.13項で言及する権限は、投資信託の管理に関連する限り、当該管理事務代行会社の業務を終了させる権限をも含みます。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項によりライセンスを受けた投資信託管理事務代行会社に関し選任された者は、以下の行為を行うものとします。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理事務代行会社の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
- (b) 選任後3ヶ月以内またはCIMAが特定する期間内に、投資信託の管理事務代行会社の管理業務についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理業務に関する勧告をCIMAに対して行う。
- (c) (b)項の報告書を提出後も選任が終了しない場合、引き続き、CIMAが特定する情報、報告書および勧告をCIMAに対して提出する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
- (b) 投資信託管理事務代行会社に関するその義務を十分に果たしていないとCIMAが判断する場合、CIMAは、当該選任を取り消し、後任者を選任することができます。
- 8.17 免許投資信託管理事務代行会社に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置をとることができる。
- (a) 当該管理事務代行会社に対し、CIMAが特定した方法で当該管理事務代行会社の業務に関する事柄を再編するように要求すること。
- (b) 投資信託管理事務代行会社が会社（有限責任会社を含みます。）の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること。
- (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える措置を講じることができます。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、当該管理事務代行会社が管理する投資信託の投資者ならびに当該管理事務代行会社の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置を講じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができます。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理事務代行会社の免許を取り消すことができます。

(a) CIMAが、免許保有者が投資信託管理事務代行会社としての業務を行うことまたは行おうとすることを停止したと判断した場合。

(b) 免許保有者が、解散または清算に付された場合。

8.20 免許投資信託管理事務代行会社がケイマン諸島法に基づき組成されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理事務代行会社免許を取り消した場合、当該パートナーシップは解散されたものとみなされる。

8.21 投資信託管理事務代行会社が免許を受けた信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者として行為する場合、銀行・信託会社法によってもCIMAの規制および監督の対象となります。かかる規制および監督の範囲は、ミューチュアル・ファンド法の下でのそれに概ね類似しています。

9. ミューチュアル・ファンド法に基づく執行一般

9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができます。

(a) 規制投資信託

(b) 免許投資信託管理事務代行会社

(c) 規制投資信託であった者、または

(d) 免許投資信託管理事務代行会社であった者

9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された者またはその債権者に対し送付が要求される書類は、CIMAにも送付されます。

9.3 CIMAにより当該目的のために任命された者は、以下を行うことができます。

(a) 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された者の債権者会議に出席すること。

(b) 和解または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること。

(c) 当該会議におけるあらゆる決定事項に関して代理すること。

9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法または受益所有権法に基づく犯罪行為がある場所で行われたか、行われつつあるか、もしくは行われようとしていると疑うに足る合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要なその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができます。

(a) 必要な場合は、強権を用いて当該場所に立ち入ること。

(b) 当該場所またはその場所にいる者を搜索すること。

(c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索をすること。

(d) ミューチュアル・ファンド法または受益所有権法に基づく犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること。

(e) ミューチュアル・ファンド法または受益所有権法に基づく犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録を調査しその写しをとるか、それが実際のでない場合は、かかる記録を運び出し、CIMAに対して引き渡すこと。

9.5 CIMAが記録を運び出すか、またはCIMAに記録が引き渡された場合、CIMAはこれを調査し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができ、その後、運び出された場所に返却されます。

9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法に基づくその権限の行使を妨げてはなりません。この規定に違反する者は罪に問われ、20万ケイマン諸島ドルの罰金を科せられます。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律に基づく開示

10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、根拠法を問わず職務を行いまたは任務を実行する過程で取得した下記に関する情報を開示しないものとします。

- (a) ミューチュアル・ファンド法に基づく免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。
- (b) 投資信託に関する事柄。
- (c) 投資信託管理事務代行会社に関する事柄。

ただし、以下に該当する場合を除きます。

- (a) たとえば秘密情報開示法（改訂済）、犯罪収益に関する法律（改訂済）（以下「**犯罪収益に関する法律**」といいます。）または薬物濫用法（改訂済）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所が合法的に要求するか、または許可した場合。
- (b) 金融庁法により付与されている任務をCIMAが実行する際の支援を目的とする場合。
- (c) 免許を受けた者、免許を受けた者の顧客、社員、クライアント、保険契約者または免許を受けた者が管理する会社もしくは投資信託の業務であって、（場合に応じて）当該免許を受けた者、顧客、社員、クライアント、保険契約者、会社または投資信託が任意に承諾した場合。
- (d) 根拠法を問わずCIMAがその任務を実行する際に、ケイマン諸島政府の内閣が金融庁法に基づきまたは内閣とCIMAとの間の取引に関連して付与された任務を実行できるようにすることまたはそれを支援することを目的とする場合。
- (e) 開示された情報が他の情報源から開示されて公知となるまたは公知となっている場合。
- (f) 開示される情報が免許を受けた者または投資者の身元を開示することのない（当該開示が別途許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合。
- (g) 刑事訴訟手続きの開始を目指してまたは当該手続きを目的として、ケイマン諸島の公訴局長(Director of Public Prosecutions)または法執行機関に開示する場合。
- (h) マネー・ロンダリング防止規則に従って開示する場合。
- (i) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許を付与されている者に関し遂行される任務に対応する任務（特に統合監督）を当該監督当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報を受領する当局が更なる開示に関し適切な法的規制を受けていることについて納得していることを条件とします。
- (j) 投資信託、投資信託管理事務代行会社または投資信託の受託者の解散、清算または管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合。

11 ケイマン諸島投資信託のエクイティ持分の募集/販売に関する一般的な民法上の責任

11.1 過失による不実表示

販売書類における不実表示に対し、民事上の不法行為として責任が発生する場合があります。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込む者のために、販売書類の内容について責任のある者、たとえば（場合に応じ）投資信託、取締役、受託者、管理者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課しています。この義務の違反は、損失の原因となった販売書類中の記載について、その責任を明示的または黙示的に引き受ける者に対し、請求権を発生させます。

11.2 詐欺的な不実表示

詐欺的な事実の不実表示（約束、予想または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為上の民事責任が発生する場合があります。この文脈において「詐欺的」とは、当該表示が虚偽であることを知りながら、または表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行った場合の両方を意味するものとして広く解釈されます。

11.3 契約法（改訂済）

- (a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が詐欺的に行われ、責任が生じたであろう場合には、契約前の不実表示に対し、賠償金を回収できる場合があります。ただし、かかる表示を行った者が、表示された内容が真実であるものと信じるに足る根拠があり、かつ契約の時まで信じていたことを証明した場合はこの限りではありません。一般的には、本条は、過失による不実表示に関する賠償金に対して法定の権利を与えるものです。同法の第14(2)条は、不実表示が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めています。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託者）とのものであるため、申込者が請求を行う関連当事者はファンドになりますが、ファンド（または受託者）はその管理者、ジェネラル・パートナー、取締役、発起人またはアドバイザーに対し求償できる場合があります。

11.4 欺罔に対する訴訟

- (a) 被害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔に対する損害賠償を得ることができます。
- (i) 重大な不実表示が詐欺的になされたこと。
- (ii) そのような不実表示の結果、受益証券を申し込んだこと。
- (b) 「詐欺的」とは、ここでも表示が虚偽であることを知りながらまたは真偽について注意を払わずに行った場合の両方を意味します。だます意図があったことまたは虚偽表示が投資者が受益権を購入するよう誘引された唯一の原因であったことを証明する必要はありません。
- (c) 情報の省略は、省略情報を含まなかったために、事実についての何らかの積極的な虚偽表示があったとき、または表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表示があったときは、虚偽表示となりえます。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の無条件での受諾前に真実でなくなったときは、明確に記載の誤りを指摘することなく、受益証券の申込を受け付けた詐欺行為として訴訟が可能となります。
- (e) 事実の表示の場合と反対に、意見または見込みに関する表示は、本項の責任を発生させることはありませんが、既存の事実を表明するために使われた語句に誤りがあれば、不実表示となる場合があります。

11.5 契約上の責任

- (a) 販売書類はまた、ファンド（または受託者）と持分の成約申込者との間の契約の基礎となります。もしそれが不正確か誤解を招くものである場合、申込者は契約を解除しまたは当該ファンド（あるいは受託者）、および/または管理者、発起人、ジェネラル・パートナーもしくは取締役に対し損害賠償請求を行うことができます。
- (b) 一般的事項として、当該契約はファンド（または受託者）そのものと締結するので、申込者が請求を行う関連相手当事者はファンド（または受託者）となりますが、ファンド（または受託者）は、その取締役、管理者、ジェネラル・パートナー、発起人またはアドバイザーに対し求償できる場合があります。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託者、ジェネラル・パートナー、取締役、役員または代理人は、ファンドと第三者との間の取引から利益を享受することはできません。ただし、ファンドが特定の許可する場合を除きます。そのように許可を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属します。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般的な刑事責任

12.1 刑法（改訂済）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が、当該会社の株主または債権者（申込者を含む場合があります）を、会社の事項について欺罔する意図のもとに、重要事項について誤解を招くか、虚偽で

あるか、欺罔的であるか、その可能性があることを知りながら、書面または計算書を発行しまたは発行に協力する場合、当該役員は罪に問われ、7年間の拘禁刑に処せられます。

12.2 刑法（改訂済）第247条および第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われ、5年間の拘禁刑に処せられます。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われ、10年の拘禁刑に処せられます。この目的上、その者が所有権、占有権または支配権を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは保持を可能にすることを含みます。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、語句によるものであれ行為によるものであれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含みます。

13 清算

13.1 免税会社

免税会社の清算（解散）は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠します。清算には、自発的なもの（すなわち、株主の決議に従うもの）と、債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自身の申立に従い裁判所が行う強制的なものがあります。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下に置かれる場合もあります。CIMAもまた、投資信託または投資信託管理事務代行会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有しています（上記第7.17(b)項および第8.17(b)項を参照のこと）。剰余資産がある場合、定款の規定に従い、株主に分配されます。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠します。CIMAは、受託者に対し投資信託を解散させる命令の発令を裁判所に申請する権限を有しています（第7.17(c)項を参照のこと）。剰余資産がある場合、信託証書の規定に従って分配されます。

13.3 免税リミテッド・パートナーシップ

免税リミテッド・パートナーシップの終了、解散および清算は、免税リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠します。CIMAは、パートナーシップを解散させる命令の発令（上記第7.17(d)項を参照のこと）を裁判所に申請する権限を有しています。剰余資産がある場合、パートナーシップ契約の規定に従って分配されます。ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に従い清算人に任命されたその他の者は、パートナーシップを清算する責任を負います。パートナーシップが清算された場合、ジェネラル・パートナーまたは清算人に指名された者は、免税リミテッド・パートナーシップ登記官に対し解散通知を提出しなくてはなりません。

13.4 有限責任会社

有限責任会社は、抹消または正式な清算が可能です。解散の仕組みは、免税会社に適用される制度に非常に類似しています。

13.5 税金

ケイマン諸島においては直接課税、源泉課税または為替規制は一切ありません。ケイマン諸島は、いかなる国とも、ケイマン諸島の投資信託に対してまたは当該投資信託によって行われるあらゆる支払いに適用される二重課税防止条約を締結していません。免税会社、信託、免税リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、将来の課税に対して確約書を取得することができます（上記第6.1(l)項、第6.2(g)項、第6.3(i)項および第6.4(e)項を参照のこと）。

14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（改訂済）

14.1 一般投資家向け投資信託（日本）規則（改訂済）（以下「**本規則**」といいます。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものです。本規則の目的上、「**一般投資家向け投資信託**」とは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(a)条に基づく認可を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社（有限責任会社を含みます。）型またはパートナーシップ型の投資信託をいいます。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在していた投資信託、または当該日現在存在し、その後そのサブ・トラストを設定した投資信託は、「一般投資家向け投資信託」の定義には含まれません。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、CIMAに対し書面で届け出ることによって、本規則の適用を受ける選択を行うことができます（ただし、当該選択は撤回不能です）。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用があります。かかる条件のひとつとして、一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばなりません。

14.3 本規則は、一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけています。具体的には、証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額およびその発行価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの停止の条件ならびに監査人の任命などが含まれます。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は、請求に応じて管理事務代行会社の事務所において無料で入手することができなければなりません。

14.5 一般投資家向け投資信託は、会計年度が終了してから6ヶ月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日までに、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを行わせなければなりません。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表の写しを組み込むものとします。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は、各会計年度末の6ヶ月後から20日以内に、当該投資信託の運用活動の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負います。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限りにおいて、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家または債権者の利益を損なうような運営をしていないことを確認する宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければなりません。本規則の目的上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社型の場合は会社の取締役をいいます。

14.7 管理事務代行会社

(a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めています。かかる職務には下記の事項が含まれます。

(i) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法令に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること。

(ii) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家に従い、証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算され、投資家または潜在投資家が当該価格を入手できるよう確保すること。

(iii) 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること。

(iv) 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること。

(v) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に維持されるように確保すること。

- (vi) 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること。
 - (vii) 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること。
 - (viii) 一般投資家向け投資信託の証券に関して随時宣言される分配金またはその他の配分の一切が、当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること。
- (b) 本規則は、管理事務代行会社に対し、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資運用を実行していない場合、できる限り速やかにCIMAに通知し、当該投資信託の運営者に対し書面で報告することを義務づけています。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを停止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければなりません。
- (d) 管理事務代行会社は、ケイマン諸島または犯罪収益に関する法律の第5(2)(a)条に従って、ケイマン諸島と同等のマナー・ロンダリングおよびテロリズムへの資金供与の防止対策に係る措置を有すると指定された法域（以下「**同等の法域**」といいます。）で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができます。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負います。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとします。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければなりません。一般投資家向け投資信託は、保管会社を変更する場合、変更の1ヶ月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければなりません。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証書および権原書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される当該一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めています。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った正味売却代金の送金、当該投資信託の資本および収益の全額の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有します。
- (d) 保管会社は、副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとします。保管会社はその履行義務を副保管会社に委託することを、1ヶ月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければなりません。保管会社は保管業務を提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負います。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が中断することなくその職務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければなりません。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、同等の法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければなりません。本規則において、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託によって、または一般投資家向け投資信託のために指名された、当該一般投資家向け投資信託の投資活動に関連した投資運用業務を提供する事業体であり、当該

事業体が指名する副投資顧問会社は含まれません。本規則において、「投資運用業務」には、ケイマン諸島証券投資業法（改訂済）別紙 2 第 3 項に定める活動が含まれます。

- (b) 投資顧問会社を変更する場合は、変更の1ヶ月前までにCIMA、投資家およびその他のサービス提供者に通知しなければなりません。さらに、投資顧問会社の取締役を変更する場合は、その運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託者またはジェネラル・パートナー）の事前承認を得なければなりません。運営者は変更の1ヶ月前までにCIMAに予定する変更を書面で通知しなければなりません。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件の一つとして、投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が規定されていることを要求しています。かかる職務には下記の事項が含まれます。
- (i) 一般投資家向け投資信託が受領した申込金が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその正味売却代金が合理的な期間内に確実に保管会社へ送金されるようにすること。
 - (iii) 一般投資家向け投資信託の収益が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
 - (iv) 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載された当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること。
 - (v) 保管会社または副保管会社が、一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること。
- (d) 現在、本規則は、投資顧問会社に適用される投資制限が異なるため、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社の助言先がユニット・トラストであるか、会社であるかを区別しています。
- (e) 一般投資家向け投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条第(4)項は、投資顧問会社が当該ユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下のとおり定めています。
- (i) 有価証券の空売りの結果、当該一般投資家向け投資信託のために空売りされたすべての有価証券の総額が、当該空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産額を超えることとなる場合に、空売りを行うこと。
 - (ii) 借入れの結果、当該一般投資家向け投資信託のために実行された借入の残高合計が、当該借入の直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産額の10%を超えることとなる場合に、借入を行うこと。ただし、以下の場合を除きます。
 - (A) 一般投資家向け投資信託が他の投資信託、投資ファンドその他の種類の集団投資スキームと合併する場合等（ただし、これらに限りません。）特別な状況においては、12ヶ月を超えない期間、本号に定める借入れ制限を超過することができます。
 - (B) (1)当該一般投資家向け投資信託の目的が、その証券の発行代わり金の全部または実質的に全部を不動産（不動産の持分を含みます。）に投資するものであり、かつ、(2)投資顧問会社が、当該制限を超える借入れが当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運用を確保し、または当該一般投資家向け投資信託の投資家の利益を保護するために必要であるとみなす場合、本号に定める借入れ制限を超過することができます。
 - (iii) 投資会社ではないある会社の株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する当該会社の議決権付株式が当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合に当該会社の株式を取得すること。
 - (iv) 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に当該一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価額が当該投資信託の純資産額の15%を超えることになる場合に当該投資対象を取得すること。ただし、かかる投資対象の

評価方法が、当該一般投資家向け投資信託の目論見書に明確に開示されている場合には、いかなる投資対象の取得についても制限は課されません。

- (v) 当該一般投資家向け投資信託の投資家の利益を損なうか、当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に反する取引を締結すること。投資顧問会社自身または当該一般投資家向け投資信託の投資家以外の者の利益を図ることを目的とした取引を含みますが、これらに限りません。
- (vi) 本人として自己取引またはその取締役と取引を行うこと。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社型である場合、本規則第21条第(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下のとおり定めています。
 - (i) 投資会社ではないある会社の株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する当該会社の議決権付株式が当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合に当該会社の株式を取得すること。
 - (ii) 当該一般投資家向け投資信託が発行した有価証券を取得すること。
 - (iii) 当該一般投資家向け投資信託の投資家の利益を損なうか、当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に反する取引を締結すること。投資顧問会社自身または当該一般投資家向け投資信託の投資家以外の者の利益を図ることを目的とした取引を含みますが、これらに限りません。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条第(6)項は、本規則第21条第(4)項または本規則第21条第(5)項の規定が、投資顧問会社が一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップその他の者の持分、有価証券、権利その他の投資の全部または一部を取得することを妨げるものではないことを定めています。かかる会社、ユニット・トラスト・パートナーシップまたはその他の者が、
 - (i) 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズ、その他の種類の集団投資スキームである場合、
 - (ii) マスター・ファンド、フィードアー・ファンド、その他類似する構造または会社もしくは事業外のグループの一部を構成する場合、または
 - (iii) 一般投資家向け投資信託の投資目的または戦略の全部もしくは一部を直接促進する特別目的事業体である場合。
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、当該任命の場合は事前にその他のサービス提供者、運営者およびCIMAに通知しなければなりません。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負います。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パートVIは一般投資家向け投資信託の財務報告について規定しています。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6ヶ月以内に、監査済財務諸表を組み込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければなりません。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に表明した方法で作成し、配付すれば足ります。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければなりません。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めています。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は、監査人を任命し、維持しなければなりません。監査人を変更する場合は1ヶ月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければなりません。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければなりません。

- (b) 一般投資家向け投資信託は、事前に監査人の書面による同意を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはなりません。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を採用することができますが、その場合、監査報告書の中にかかる事実および法域の名称を開示しなければなりません。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければなりません。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってCIMAに提出される一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めています。目論見書に対する一切の重大な変更は、CIMAに届け出なければなりません。一般投資家向け投資信託の目論見書は、当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができます。なければなりません。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に加え、本規則第37条は、一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければなりません。
 - (i) 一般投資家向け投資信託の名称、および会社型またはパートナーシップの場合はケイマン諸島内の登記上の住所。
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）。
 - (iii) 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述。
 - (iv) 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日。
 - (v) 監査人の名称および住所
 - (vi) 下記の(xxii)、(xxiii)および(xxiv)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有する取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の名称および所在地。
 - (vii) 投資信託会社である一般投資家向け投資信託についてはその授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は既存の当初株式、発起人株式または経営株式を含みます）。
 - (viii) 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への登録等に関する詳細を含みます）。
 - (ix) 該当する場合、証券が上場もしくは取引されているか、または上場もしくは取引を予定する証券取引所または市場の記述。
 - (x) 証券の発行および売却に関する手続および条件。
 - (xi) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを停止する場合。
 - (xii) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する予定の説明。
 - (xiii) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、ならびに採用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述。
 - (xiv) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明。
 - (xv) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および前記価格に関する情報を入手することのできる場所の説明。
 - (xvi) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性がある報酬の支払方法、金額および計算に関する情報。
 - (xvii) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明。

(xviii) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述。

(xix) 投資家に配付する財務報告書の性質および頻度に関する詳細。

(xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められている会計原則。

(xxi) 以下の記述。

「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」

(xxii) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称およびその登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含みます）。

(xxiii) 保管会社および副保管会社（下記事項を含みます）。

(A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。

(B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動。

(xxiv) 投資顧問会社（下記事項を含みます）。

(A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。

(B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定。

(C) 投資信託に対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定。

第4【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において、以下の書類が関東財務局長に提出されています。

令和2年5月29日	有価証券報告書
	有価証券届出書
令和2年8月31日	半期報告書
	有価証券届出書の訂正届出書

第5【その他】

該当事項はありません。

[次へ](#)

別紙 A

定義

本書では、以下の表現は以下の意味を有します。

「英文目論見書」	トラストに関する2011年6月付英文目論見書をいい、適宜変更または補足されます。
「円」および「¥」	日本の法定通貨をいいます。
「オーストラリア・ドル」 および「豪ドル」	オーストラリアの法定通貨であるオーストラリア・ドルをいいます。
「オーストラリア営業日」	シドニーの銀行が営業を行う日（土曜日および日曜日を除きます。）または投資顧問会社と協議の上、管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいいます。
「海外約定日」	日本における販売会社による投資家からの申込みまたは買戻しの受付日の翌ファンド営業日をいいます。
「買戻請求書」	英文目論見書の第2補遺に添付される買戻請求書書式または管理会社もしくはその委託先が受益者に随時通知することのできるその他の通知をいいます。
「為替管理会社」	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンをいいます。
「為替管理契約」	2012年1月27日に投資顧問会社および為替管理会社との間で締結された為替管理契約をいいます。
「管理会社」	クイーンズゲート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー・リミテッドをいいます。
「管理事務代行会社」	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンをいいます。
「管理事務代行契約」	2012年1月27日に受託銀行、管理会社および管理事務代行会社との間で締結された管理事務代行契約をいいます。
「共通ポートフォリオ」	副投資顧問会社が運用する米ドル建てポートフォリオをいい、為替管理会社が実行するクラス為替取引の未実現損益を除いた、ファンドの預託財産の全部から構成されます。

「金融商品取引法」	日本の金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
「クラス為替取引」	為替管理会社がファンドに関して実行する為替取引をいい、上記「第一部ファンド情報、第1ファンドの状況、2投資方針、（1）投資方針、 <u>為替取引</u> 」に詳述されています。
「クラス建通貨」	各クラスの受益証券の表示通貨をいいます。
「国内営業日」	東京の銀行が営業を行う日（土曜日および日曜日を除きます。）、または投資顧問会社との協議に基づき、管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいいます。
「受益者」	当該時点における登録された受益証券の保有者をいい、共同登録者を含みます。
「受益証券」	米ドル建米ドルクラス受益証券、豪ドル建豪ドルクラス受益証券および円建円クラス受益証券をいい、本書においては、それぞれを、米ドルクラス受益証券、豪ドルクラス受益証券および円クラス受益証券とといいます。
「受益証券販売・買戻契約」	2012年1月27日に、管理会社と日本における販売会社との間で締結された受益証券販売・買戻契約をいいます。
「受託銀行」	トラストの受託者としてのファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドをいいます。
「純資産価額」	あるシリーズ・トラストに関し、基本信託証書および英文目論見書に基づいて計算される、当該シリーズ・トラストのすべての投資資産、現金および当該シリーズ・トラストの信託財産内のその他すべての資産から、当該シリーズ・トラストの信託財産から適切に支払うべきか、または払戻すべきすべての負債を控除した金額をいいます。複数のクラスの受益証券が発行されている場合、「純資産価額」は、あるクラスに関して、当該クラスに帰属するシリーズ・トラストの純資産価額をいいます。
「信託証書」	受託銀行および管理会社間で締結されたトラストを設立する2011年6月29日付基本信託証書（随時修正または補足されるものを含みます。）をいいます。
「設定日」および「払込日」	2012年3月16日をいいます。

「代行協会員」	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、または管理会社が受益証券に関して随時任命することのできるその他の代行協会員をいいます。
「代行協会員契約」	2012年 1 月27日に管理会社および代行協会員との間で締結された代行協会員契約（2016年 4 月22日付変更契約により変更済）をいいます。
「適格投資者」	以下の（ ）から（ ）に該当しない者、法人もしくは法主体またはファンドに関し管理会社が随時に決定し、受託銀行に通知するその他の者、法人もしくは法主体をいいます。 （ ）米国の市民もしくは居住者、米国で設立されたもしくは存続するパートナーシップ、または米国法に基づき設立されたもしくは存続する法人、信託もしくはその他の法主体、（ ）ケイマン諸島に居住もしくは住所を置く者もしくは法主体（慈善信託もしくはその他の慈善団体、または免税もしくは非居住ケイマン諸島会社を除く）、（ ）適用法に違反することなく受益証券の購入もしくは保有が不可能である者、ならびに（ ）上記（ ）から（ ）に規定される者、法人もしくは法主体の保管者、名義人もしくは受託者。
「投資顧問会社」	アセットマネジメントOne インターナショナル・リミテッドをいいます。
「投資顧問契約」	2012年 1 月27日に管理会社と投資顧問会社との間で締結された投資顧問契約をいいます。
「投資通貨」	上記「第一部ファンド情報、第 1 ファンドの状況、2 投資方針、（ 1 ）投資方針、 <u>為替取引</u> 」に定義するとおりとします。
「トラスト」	ケイマン諸島法に基づき設立されたオープン・エンド型アンブレラ型ユニット・トラストであるDIAMケイマン・トラストをいいます。
「トラスト受益者決議」	（ a ）受益証券一口当たり純資産価格の総額がトラストの全シリーズ・トラストの純資産価額の50%以上となる受益証券の保有者が書面により承認した決議、または（ b ）受益者総会における受益者の挙手投票により議決権の50%以上を構成する過半数、または投票が適式に要求され行われた場合、当該投票に投じられた議決数の50%以上を構成する過半数により可決された決議をいいます。
「取引対象通貨」	米ドルクラス受益証券については米ドル、豪ドルクラス受益証券については豪ドルおよび円クラス受益証券については日本円をいいます。

「取引日」	設定日以降（同日を含みます。）の各ファンド営業日および／または管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいいます。
「日本における販売会社」	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、または管理会社がファンドに関して随時任命することのできるその他の販売会社をいいます。
「日本証券業協会」または「JSDA」	日本証券業協会をいいます。
「一口当たり純資産価格」	ファンドの受益証券に関し、ファンドの純資産価額を、計算時点で発行済みでかつ残存しているファンドの受益証券の口数で除したものの、または複数のクラスの受益証券が発行されている場合、該当する受益証券クラスに帰属するファンドの純資産価額を、計算時点で発行済みでかつ残存している当該受益証券クラスの受益証券の口数で除したものをいいます。
「評価時点」	各評価日における、ファンドの投資商品の最終の取引市場の営業終了時または管理会社が随時に決定することのできるその他の時点をいいます。
「評価日」	設定日以降（同日を含みます。）の各ファンド営業日および／または管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいいます。
「ファンド」	受託銀行と管理会社との間の基本信託証書および2012年1月27日付補足信託証書に基づいて設立されたトラストのシリーズ・トラストである、DIAMケイマン・トラスト - Aspect マネージド・フューチャーズ・ファンドをいいます。
「ファンド営業日」	東京、ニューヨークおよびロンドンの銀行が営業を行う日（土曜日および日曜日を除きます。）、または投資顧問会社と協議の上、管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいいます。
「ファンド受益者決議」	（a）当該決議にかかる議決権が付与されたファンドの発行済受益証券の純資産価額の50%の保有者が書面で行った決議、または（b）基本信託証書の規定に基づき適式に招集され開催されたファンドの受益者総会において、挙手投票により議決権を有する受益者の議決の50%以上を構成する過半数、または投票が適式に要求され行われた場合、当該投票に投じられた議決数の50%以上を構成する過半数により可決された決議をいいます。

「ファンド終了日」	2022年11月30日をいいます。
「副投資顧問会社」	アспект・キャピタル・リミテッドをいいます。
「副投資顧問契約」	2012年 1 月27日に管理会社、投資顧問会社および副投資顧問会社との間で締結された副投資顧問契約（2018年 4 月 4 日付変更契約により変更済）をいいます。
「分配落ち日」	2012年 4 月16日以降、該当の受益証券クラスに帰属する純資産価額から分配金額が控除される各月の15暦日もしくは当該日がファンド営業日ではない場合には直後のファンド営業日、または管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいいます。
「分配基準日」	分配落ち日の直前ファンド営業日をいいます。
「分配期間」	最初の分配期間の場合には設定日から、その後については前分配落ち日の翌暦日から開始し、分配落ち日（同日を含みます。）に終了する期間をいいます。
「米国」	アメリカ合衆国、その領土および属領をいいます。
「米ドル」、「USD」 および「US\$」	米国の法定通貨であるドルをいいます。
「保管銀行」	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンをいいます。
「保管契約」	2012年 1 月27日に受託銀行と保管銀行との間で締結された保管契約をいいます。
「ポートフォリオ為替取引」	副投資顧問会社がファンドに関して実行する為替取引をいい、上記「第一部ファンド情報、第1ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、 <u>為替取引</u> 」に詳述されています。
「申込契約書」	英文目論見書の第2 補遺に添付される受益証券の申込書書式または管理会社もしくはその委託先が受益者に随時通知することのできるその他の書式をいいます。

独立監査人による監査報告書（監査報告書英語版からの和訳）

個別の資格としてではなくもっぱらDIAMケイマン・トラストのシリーズ・トラストであるDIAMケイマン・トラスト - Aspect マネージド・フューチャーズ・ファンドの受託銀行としてのファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド御中

当監査法人の意見

当監査法人は、財務諸表が、国際財務報告基準に準拠して、2020年11月30日現在のDIAMケイマン・トラストのシリーズ・トラストであるDIAMケイマン・トラスト - Aspect マネージド・フューチャーズ・ファンド（以下、「ファンド」といいます。）の財政状態、ならびに同日終了年度に係る経営成績およびキャッシュ・フローの状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

監査対象

ファンドの財務諸表は、下記で構成されています。

- ・2020年11月30日現在の財政状態計算書、
- ・同日終了年度に係る包括利益計算書、
- ・同日終了年度に係る受益者帰属純資産変動計算書、
- ・同日終了年度に係るキャッシュ・フロー計算書、ならびに
- ・重要な会計方針およびその他の説明情報を含む財務諸表に対する注記

監査意見の根拠

当監査法人は、国際監査基準（以下、「ISA」といいます。）に従い監査を実施しました。当該基準における当監査法人の責任につきましては、本報告書の「財務諸表監査に対する監査人の責任」の区分で詳述しています。

当監査法人は、入手した監査証拠が、当監査法人の監査意見の基礎として十分かつ適切であると考えます。

独立性

当監査法人は、国際会計士倫理基準審議会によって公表された職業会計士のための国際倫理規定（国際独立性基準を含みます。）（以下、「IESBA Code」といいます。）に従い、ファンドから独立しています。当監査法人はIESBA Codeのその他の倫理上の責任も果たしています。

その他の情報

経営者はその他の情報に対して責任を負います。その他の情報は、38ページから43ページまで[訳注：「第一部 ファンド情報、第3ファンドの経理状況、1 財務諸表、（3）投資有価証券明細表等」部分に該当します。]の投資運用附属明細表（未監査）に含まれる情報からなり、財務諸表および当監査法人の監査報告書は含まれません。

財務諸表に対する当監査法人の意見は、その他の情報を対象としておらず、よって、当監査法人はその他の情報に対していかなる種類の保証となる結論も表明しません。

財務諸表に対する当監査法人の監査に関連して、当監査法人の責任は、上記のその他の情報を通読し、その他の情報と、財務諸表または監査を通じて得た当監査法人の知るところとの間に著しい不整合が存在するか否か、あるいは重要な虚偽表示の兆候がないかを検討することにあります。当監査法人がその実施した作業に基づき、その他の情報に重要な虚偽表示があると結論付ける場合、当監査法人はその旨を報告する義務を負います。これに関し、当監査法人は報告すべき事項はありません。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者は、国際財務報告基準に準拠した財務諸表の作成および適正な表示、ならびに不正または誤謬を問わず重要な虚偽表示のない財務諸表の作成をするために経営者が必要と判断する内部統制の整備について責任を負います。

財務諸表の作成に関する経営者の責任は、継続企業として存続するファンドの能力を評価し、該当する場合には継続企業に関連する事項を開示し、経営者がファンドの清算または事業停止の意図を有するか、もしくはそれ以外に現実的な選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に基づいて財務諸表を作成することにあります。

財務諸表監査に対する監査人の責任

当監査法人の目的は、不正か誤謬かを問わず、全体としての財務諸表に重要な虚偽表示がないかについて合理的な確証を得て、当監査法人の意見を含めた監査報告書を提出することです。合理的な確証は、高い水準の確証ですが、ISAに準拠して実施した監査が、存在するすべての重要な虚偽表示を常に発見することを確約するものではありません。虚偽表示は不正または誤謬から発生する可能性があり、個別または合計すると、財務諸表利用者が財務諸表に基づいて行う経済的意思決定に影響を及ぼすと合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断されます。

ISAに準拠した監査の一環として、当監査法人は監査を通して職業的専門家としての判断を行使し、監査を通じて常に職業的専門家としての懐疑心を保持することに加え、下記を実施します。

- ・不正または誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクを識別、評価し、それらのリスクに対応する監査手続を立案、実施し、当監査法人の意見の基礎を提供するのに十分かつ適切な監査証拠を入手します。不正は共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の陳述、内部統制の無効化を伴う可能性があるため、不正による重要な虚偽表示を発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高いです。
- ・状況に適した監査手続を立案するために監査に関連性のある内部統制を理解しますが、ファンドの内部統制の有効性に対する意見を表明することを目的とはしません。
- ・用いられた会計方針の適切性および経営者が行った会計上の見積りと関連する開示の合理性を評価します。
- ・経営者が継続企業の前提に基づき会計処理したことの適切性、および入手した監査証拠に基づき、継続企業として存続するファンドの能力に著しい疑義をもたらす事象や状況に関連する重要な不確実性の有無について結論付けます。重要な不確実性が存在すると結論付ける場合には、監査報告書において財務諸表に含まれる関連する開示を参照するか、または、関連する開示が妥当でない場合には、意見を変更することが要求されます。当監査法人の結論は監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいております。ただし、将来の事象または状況により、ファンドが継続企業として存続できなくなることがあります。
- ・開示を含む財務諸表の全体的な表示、構成および内容、ならびに、財務諸表が基礎となる取引や事象を適正に表示しているか否かを評価します。

当監査法人は、特に監査の範囲とその実施時期の計画、および監査上の重要な発見事項（監査の過程での識別した内部統制の重要な不備を含む）について統治責任者とコミュニケーションを行います。

その他

意見を含む本報告書は、契約における条件に基づきファンドのためにのみ作成され、それ以外の目的では作成されていません。当監査法人は、事前に書面での当監査法人の同意により明確に承諾される場合を除き、本意見を提出することで、当該目的以外のいかなる目的、または本報告書の提示を受け、若しくは本報告書を受領する第三者について、いかなる責任を負うことはありません。

ブライスウォーターハウスクーパース

2021年5月14日

（注）

本監査報告書は、英語を原語として作成された監査報告書の和訳です。情報、見解または意見のあらゆる解釈においては、監査報告書英語版が優先されます。

[次へ](#)

Independent auditor's report

To FirstCaribbean International Bank and Trust Company (Cayman) Limited
not in its individual capacity but solely as Trustee of DIAM Cayman Trust – Aspect Managed Futures Fund,
a series trust of DIAM Cayman Trust

Our opinion

In our opinion, the financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of DIAM Cayman Trust – Aspect Managed Futures Fund (the “Class Fund”), a series trust of DIAM Cayman Trust as at 30 November 2020, and its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with International Financial Reporting Standards.

What we have audited

The Class Fund's financial statements comprise:

- the statement of financial position as at 30 November 2020;
- the statement of comprehensive income for the year then ended;
- the statement of changes in net assets attributable to unitholder for the year then ended;
- the statement of cash flows for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, which include significant accounting policies and other explanatory information.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We are independent of the Class Fund in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code). We have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code.

Other information

Management is responsible for the other information. The other information comprises the Supplementary Schedule of Investments (Unaudited) on pages 38-43, (but does not include the financial statements and our auditor's report thereon).

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of management for the financial statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with International Financial Reporting Standards, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Class Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Class Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Class Fund's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.

- Conclude on the appropriateness of management 's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Class Fund 's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor 's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor 's report. However, future events or conditions may cause the Class Fund to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Other matter

This report, including the opinion, has been prepared for and only for the Class Fund in accordance with the terms of our engagement letter and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

PricewaterhouseCoopers

14 May 2021

（＊）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

[次へ](#)

独立監査人報告書

クイーンズゲート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー・リミテッドの取締役会各位

意見

私どもは、クイーンズゲート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー・リミテッドおよびその子会社（以下「当社」といいます。）の、2020年および2019年12月31日現在の連結財政状態計算書、同日終了年度の連結包括利益計算書、連結株主持分変動計算書および連結キャッシュ・フロー計算書（すべて米ドルで表示）ならびに重要な会計方針の要約を含む連結財務書類に対する注記によって構成される連結財務書類の監査を行いました。

私どもは、添付の連結財務書類が、国際財務報告基準（IFRSs）に準拠して、当社の2020年および2019年12月31日現在の財政状態、同日終了年度の財務実績およびキャッシュ・フローをすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

意見の根拠

私どもは、国際監査基準（ISAs）に準拠して監査を行いました。当該基準に基づく私どもの責任は、私どもの報告書の、連結財務書類の監査に関する監査人の責任の項に詳しく記載されています。私どもは、国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（IESBA Code）に準拠して、当社から独立しており、また、私どもは、IESBA Codeに準拠して、私どものその他の倫理的責任を果たしています。私どもは、私どもが入手した監査証拠が、私どもの監査意見表明のための根拠として十分かつ適切であると判断しています。

連結財務書類に関する経営陣および企業統治責任者の責任

経営陣は、IFRSsに準拠して連結財務書類を作成し適正に表示する責任があり、また、不正または誤謬による重大な虚偽表示のない連結財務書類の作成のために必要と経営陣が判断する内部統制についても責任を負っています。

連結財務書類の作成において、経営陣が当社について清算もしくは営業を停止する意図を有しているか、またはそれ以外に現実的な代替手段を持たない場合を除き、経営陣は、当社の継続事業体として存続する能力を評価し、適用ある場合には、継続事業に関連する事項を開示し、継続事業ベースの会計を採用する責任を負います。

企業統治責任者は、当社の財務報告過程を監督する責任を負います。

クイーンズゲート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー・リミテッドの取締役会各位

ページ 2

連結財務書類の監査に関する監査人の責任

私どもの目的は、連結財務書類全体に不正または誤謬による重大な虚偽の表示がないかについての合理的な確証を得ること、および私どもの意見を含む監査報告書を発行することです。合理的な確証は高水準の確証ですが、ISAsに準拠して行われる監査が、重大な虚偽の表示が存在する場合にこれを常に検出することを保証するものではありません。虚偽の表示は不正または誤謬により発生する可能性があり、個別にまたは総合的に、当該連結財務書類に基づいた利用者の経済的な意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合には、重大とみなされます。

ISAsに準拠する監査の一部として、私どもは、監査期間を通じて、専門的な判断を行い、職業的な懐疑的態度を維持します。私どもは、また、

- ・ 連結財務書類の不正または誤謬による重大な虚偽の表示のリスクを特定および評価し、当該リスクに対応する監査手続を策定および実行し、また、私どもの監査意見表明のための根拠として十分かつ適切な監査証拠を入手します。不正は、共謀、偽造、意図的な省略、虚偽表示、または内部統制の無効化を伴うことがあるため、不正による重大な虚偽の表示を検出しないリスクは、誤謬による重大な虚偽の表示を検出しないリスクよりも高いものです。
- ・ 状況に照らして適切な監査手続を策定するために監査に関連する内部統制の理解を得ますが、会社の内部統制の有効性についての意見表明が目的ではありません。
- ・ 経営陣が採用した会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性について評価します。
- ・ 経営陣が継続事業ベースの会計を採用することの適切性について、および入手した監査証拠に基づき、当社の継続事業体として存続する能力に重要な疑いを投げかけ得る事象または条件に関連する重大な不確実性が存在するかどうかについて結論を下します。私どもが重大な不確実性が存在すると結論づける場合、私どもは、私どもの監査報告書において、連結財務書類の関連する開示について注意を向けることが求められ、または、当該開示が不適切な場合、私どもの意見を修正することが求められます。私どもの結論は、私どもの監査報告書の日付現在入手された監査証拠に基づきます。しかしながら、将来の事象または条件は、当社が継続事業体として存続しなくなる原因となり得ます。
- ・ 開示書類を含む連結財務書類の全体的な表示、構成および内容、ならびに連結財務書類が適正な表示を達成する方法で基本的な取引および事象を表示しているかどうかについて評価します。

私どもは、とりわけ、計画された監査の範囲および時期ならびに私どもの監査期間中に確認された内部統制における重大な欠陥を含む重要な監査所見について、企業統治責任者とコミュニケーションを取ります。

（署名）

〔デロイト・アンド・トゥシュ〕

2021年 3月19日

[次へ](#)

INDEPENDENT AUDITOR ' S REPORT

To the Board of Directors of
Queensgate Bank and Trust Company Ltd.

Opinion

We have audited the consolidated financial statements of Queensgate Bank and Trust Company Ltd. and its subsidiaries (the “ Company ”), which comprise the consolidated statements of financial position as at December 31, 2020 and 2019, and the consolidated statements of comprehensive income, changes in shareholder ' s equity and cash flows for the years then ended (all expressed in United States Dollars), and notes to the consolidated financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying consolidated financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Company as at December 31, 2020 and 2019, and its financial performance, and its cash flows for the years then ended in accordance with International Financial Reporting Standards (IFRSs).

Basis for Opinion

We conducted our audits in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor ' s Responsibilities for the Audit of the Consolidated Financial Statements* section of our report. We are independent of the Company in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants ' *Code of Ethics for Professional Accountants* (IESBA Code), and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Responsibilities of Management and Those Charged with Governance for the Consolidated Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the consolidated financial statements in accordance with IFRSs, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of consolidated financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the consolidated financial statements, management is responsible for assessing the Company ' s ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Company ' s financial reporting process.

To the Board of Directors of
Queensgate Bank and Trust Company Ltd.

Page 2

Auditor's Responsibilities for the Audit of the Consolidated Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the consolidated financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these consolidated financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the consolidated financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the consolidated financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the consolidated financial statements, including the disclosures, and whether the consolidated financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Deloitte & Touche
March 19, 2021

(*) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。